

第1部 昭和60年産業連関表の作成概要

第1章 作成機関と作業経過

第1節 作成機関

1. 共同事業体制

我が国の産業連関表は、昭和30年を対象年次とする政府の第1回目の統一的な産業連関表以来、総務庁を始めとする関係省庁の共同事業として作成されることとなっている。

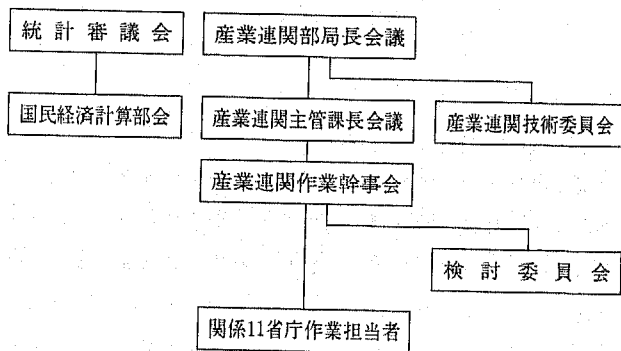
昭和60年産業連関表についても、このような共同事業方式により作成されたものであり、総務庁、経済企画庁、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省及び建設省の11省庁が作成作業に参画している。(昭和30年表作成以降の関係省庁の変遷は「巻末参考第3表 我が国における産業連関表の作成状況」参照)

2. 作業組織

昭和60年表の作成作業を開始するに当たって、既存の機関のほか、関係省庁の産業連関表担当部局長をもって構成される「産業連関部局長会議」など、次の図のような機関が設けられ、それぞれの役割に応じて作業が一体的に進められた。

なお、関係省庁の作業分担は、第1-1表のとおりとなっている。

<第1-1図 作成作業の推進体制>



<各機関の機能と構成>

① 産業連関部局長会議

産業連関表に関する基本事項を決定するため、関係省庁の部局長によって構成する。

② 産業連関主管課長会議

産業連関表に関する重要事項を決定するため、関係省庁の主管課長によって構成する。

③ 統計審議会国民経済計算部会

統計審議会委員及び学識経験者と関係行政機関の職員から成る専門委員によって構成され、国民経済計算体系の観点からの調査審議を行う。

④ 産業連関技術委員会

産業連関部局長会議に対して産業連関表に関する技術的な助言を行うため、問題発生の都度、学識経験者をもって構成する。

⑤ 産業連関作業幹事会

産業連関表に関する関係省庁間の連絡と関係省庁に共通する問題の処理を行うため、関係省庁の作業担当者の代表をもって構成する。

⑥ 検討委員会

産業連関表の部門分類、概念、定義、推計方法等に関する具体的問題を精細かつ機能的に検討するため、適宜関係省庁の作業担当者をもって構成する。

<第1-1表 各省庁の作業分担>

省 庁	作 業 分 担
総 務 庁	・立案、連絡、調整及び公表の総括 ・電子計算機による製表及び分析計算 ・輸出入部門（直接購入部門を除く。） ・こん包部門
経済企画庁	・サービス部門（他省庁が担当するものを除く。） ・最終需要部門（輸出入部門を除く。）及び直接購入部門 ・粗付加価値部門（雇用者所得部門を除く。）
大 蔵 省	・塩、酒、たばこ、金融及び保険部門
文 部 省	・教育及び研究機関部門
厚 生 省	・医薬品、保健、社会保障及び環境衛生関係サービス部門
農林水産省	・農林水産業及び食品工業部門（酒及びたばこ部門を除く。）
通商産業省	・鉱工業（他省庁が担当する部門を除く。）、電気、ガス、商業及び事務用機械器具貸業部門 ・事務用品部門
運 輸 省	・運輸及び輸送機械（自動車等を除く。）部門
郵 政 省	・通信及び放送部門
勞 働 省	・雇用者所得部門
建 設 省	・建築及び土木部門

3. 作成予算

産業連関表の作成に関する予算措置については、各年度の必要経費（職員給与費は除く。）が、総務庁に一括して計上され、これを作業内容に応じて関係省庁に配分するという方式がとられている。

第2節 作成作業の経過

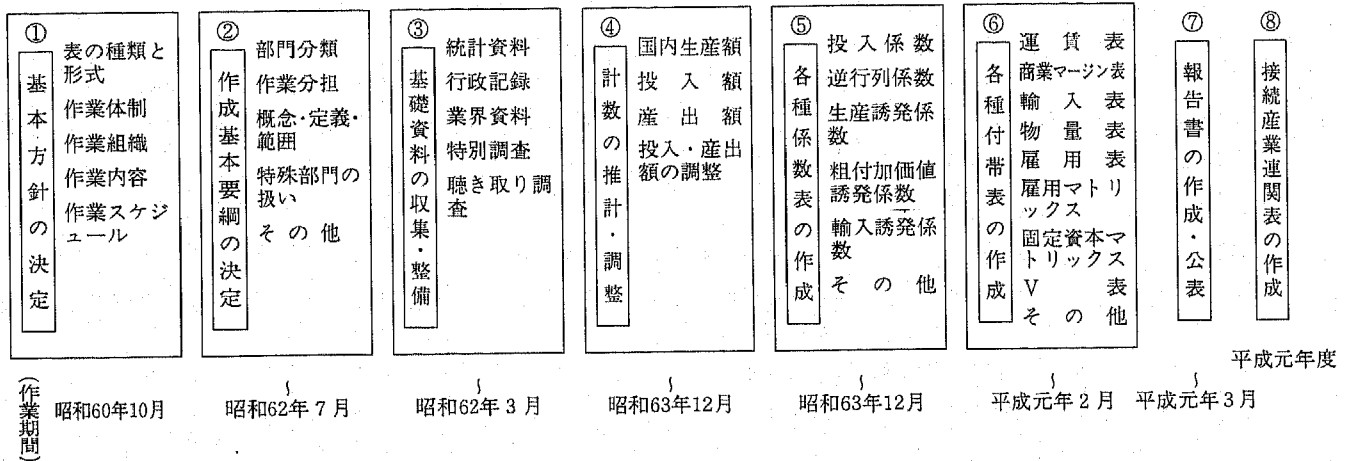
産業連関表の作成方法にはさまざまな方法があり、国際連合の新SNAでは、まず産業別商品産出表(V表)及び産業別商品投入表(U表)を作成し、これら両表から産業技術仮定又は商品技術仮定に基づき、間接的に商品×商品の産業連関表を作成することを提唱している。

これに対して我が国は、昭和26年表を作成して以来、「商

品×商品」の産業連関表を直接作成し、この産業連関表をベースに、事後的にV表及びU表を作成する方法を採っている。

昭和60年産業連関表は、基本分類による取引基本表が、行529部門×列408部門という大型なものであり、その作成のため関係11省庁の共同事業として3年半以上の大作業を必要とした。具体的な作業手順は、次のとおりである。

<第1-2図 産業連関表の作成手順>



1. 基本方針の決定

新たな年次の産業連関表を作成する場合には、あらかじめどのような内容の産業連関表を、どのような作業体制で、いつまでに作成するのかなどに関する基本方針が定められていなければならない。

我が国の場合は、昭和30年表以来、関係省庁による共同事業として5年ごとに作成するという方針が確立されており、各省庁の産業連関表担当の部局長で構成される会議(産業連関部局長会議)において、これらの事項に関する基本的な方針が決定されることとなっている。昭和60年表の場合は、昭和60年10月に会議が召集され、「昭和60年産業連関表作成基本方針」が決定された。その内容は、これまでの産業連関表の作成を通じて、国際連合の新SNAへの対応や国際標準産業分類への準拠など、逐次、改善が進められ、完成された形ができてきたこと踏まえ、①表の種類、形式は従来どおりとする、②総務庁を始めとする11省庁の共同事業として作成する、③作業スケジュールは、昭和55年表の場合に準じて行う、など基本的なフレームについては従来の方針を踏襲することとし、さらに、近年における国際化、サービス経済化、技術革新等の産業構造の変化及び産業連関分析の広

がりなどに対応し、より一層の改善を図ることが確認された。

2. 作成基本要綱の決定

産業連関表は、国内における経済活動を対象とし、その中で行われた財貨・サービスをめぐる取引活動の一つ一つを、投入・産出という側面から各種の統計その他の資料を用いて推計し、その結果を一覧表として表したものである。取引活動そのものが複雑で多面的な性格を持ったものであるため、産業連関表の作成に当たっては、どのような範囲の取引活動を、どのような概念に基づき、どのように把握するのか、また、その結果をどのように表示するのかなどについて、あらかじめ明確な取扱い方針が定められていなければならない。

新たな年次の産業連関表を作成することが決定された後、まず行われるのがこのような作成すべき産業連関表に関する詳細設計である。昭和60年表については、産業連関作業幹事会が中心となり、専門技術的な事項に関しては産業連関技術委員会の助言を得つつ、検討が行われ、昭和62年7月に「昭和60年産業連関表作成基本要綱」が産業連関部局長会議の議を経て決定された。その内容は、①表の種類と形式等、表の基本構造については、昭和50年表、昭和55年表の方式を踏襲

する、②部門分類については、近年の産業構造の変化に対応し、また、日本標準産業分類との整合を図るなどの観点から必要な変更を行う、③部門の概念・定義・範囲・推計方法等にも一部の変更を行う、などである。

この作成基本要綱は、作成すべき産業連関表の基本フレームとなるものであり、また、作成された産業連関表の利用に当たっての手引ともなるものであるため、その具体的な内容については、第2章以降において、順を追って詳しく述べることにする。

3. 基礎資料の収集・整備

産業連関表は、全産業で1年間に生産されたすべての財貨・サービスをおよそ5,000の細品目に整理し、これを行529部門及び別408部門（昭和60年表）に分類し、その一つ一つの部門について、国内生産額とその内訳としての投入費用内訳及び産出先内訳を推計することによって作成される。このような計数の推計作業が産業連関表作成作業の中心をなすものであるが、その前提として、より精度の高い資料を推計作業に利用できるように体系的に収集し、整備しておくことが基本的に重要であり、このことが産業連関表の精度自体を左右することになる。

我が国の産業連関表の作成に当たっては、政府の各種統計資料はもとより、許認可等に伴う行政記録や業界団体資料等利用可能なあらゆる資料が収集されるほか、既存の統計資料等では推計の基礎資料として不備又は不足する分野、部門については「産業連関表作成のための特別調査」が実施され、また、関係業界に対する聴き取り調査等も行われる。

昭和60年表の場合には、まず、作成基本要綱の検討と並行して、収集すべき資料の種類と範囲、利用上の問題点などが検討され、また、資料的に不備な分野についての対処方策が研究されたが、新規に基礎資料として利用可能になったものもある反面、サービス部門についての資料不足が指摘された。推計資料の収集・整備作業は、これらの検討、研究の結果を踏まえ各省庁分担により昭和61年度から昭和62年度にかけて、昭和60年データの公表を待って逐次進められた。（推計作業上不可欠である資料のいくつかは、昭和62年度になってから公表された。）

また、推計作業上、各省庁に共通する製造工業製品及び輸出入の基礎資料を得るため、工業統計及び貿易統計の産業連関表の部門分類への組替集計が、これら統計資料の公表を待って、それぞれ進められた。

この段階で収集された資料は、広範多岐にわたり、その一つ一つについては第4章で個別に掲げられているが、その主なものを見ると、第1-2表のとおりである。

一方、既存資料の収集・組替集計では、資料的に不備な部門については、第1-3表のような特別調査が実施された。我が国は、世界でも有数の、統計が良く整備された国とされているが、産業連関表を作成するためには、既存統計の情報ではまだまだ不十分である。特に、産業連関表作成の鍵となる各商品毎の費用構成及び販路構成のデータが少ないため、これらを中心に、各省庁により数多くの特別調査が実施された。

昭和60年表作成のため、昭和55年表では実施されなかった「商業マージン調査」や「サービス業投入実態調査」等が実施されたのをはじめとして、全部で41の特別調査が実施された。

<第1-2表 収集された主な資料>

作成機関	資 料 名
人 事 院 総 務 庁	国家公務員給与等実態調査
	国勢調査
	事業所統計調査
	事業所統計調査（サービス編）
	個人企業経済調査
	科学技術研究調査
	家計調査
	全国消費実態調査
	就業構造基本調査
	労働力調査
経 済 企 画 庁	住宅統計調査
	法人企業投資動向調査
	民間非営利団体実態調査
	機械受注統計
大 蔵 省	法人企業統計
	日本貿易統計
	税務統計
	有価証券報告書
	国家公務員共済組合事業年報
	各省各庁歳出決算報告書
	特別会計決算参照書
政府関係機関決算書	
文 部 省	補助金総覧
	学校基本調査
	社会教育調査
	私立学校の財務状況に関する調査
	地方教育費調査

作成機関	資 料 名
厚生省	人口動態統計
	老人医療事業年報 医療施設調査 患者調査 社会福祉施設調査報告 病院経営収支調査年報 薬事工業生産動態統計年報 社会医療診療行為別調査報告 国民健康保険事業年報
農林水産省	作物統計 生産農業所得統計 食料需給表 農村物価賃金統計 農家経済調査 農業及び農家の社会勘定 農業生産指数 総合農協統計表 農業協同組合経営分析調査報告書 農畜産業用固定資産評価標準 農家生計費統計 米及び麦類の生産費調査報告 工芸農作物等の生産費調査報告 野菜生産費調査報告 果実生産費調査報告 葉たばこ生産費調査 野菜生産出荷統計 果樹生産出荷統計 野菜種子生産統計調査報告 花き類の生産状況等調査 花き経営実態報告書 青果物集出荷機構調査報告 食肉流通統計 畜産統計 鶏卵食鳥流通統計 ブロイラー流通統計 家畜共済統計 畜産物生産費調査報告 養蚕統計年報 蚕糸統計月報 繭生産費調査報告 国有林野事業統計書 林業統計要覧 木材需給報告書 生産林業所得統計

作成機関	資 料 名	
通商産業省	木材流通構造報告書 特用林産物需給表 しいたけ生産費調査報告 漁業養殖業生産統計年報 漁業経済調査報告（漁家の部） 漁業経済調査報告（企業体の部） 我が国の油脂事情 果実加工関係資料 食肉加工品生産量調査報告書 水産物流通統計年報 食糧管理統計年報 米麦加工食品等の現況 調味食品関係資料 食品産業総合動態基本調査 農薬要覧	
	商業統計 商業動態統計 商業実態基本調査 工業統計 生産動態統計調査 特定サービス産業実態調査 商鉱工業石油等消費統計調査 石炭等需給動態統計 非鉄金属等需給動態統計 石油製品需給動態統計 本邦鉱業のすう勢 生コンクリート流通統計調査 セメント需給動態統計 鉄鋼需給動態統計 繊維流通統計 紙流通統計 機械器具流通統計 金属プレス加工統計 合成樹脂需要構造調査 電気事業年報 ガス事業生産動態統計 中小企業経営調査	
	運 輸 省	港湾統計 船舶船員統計 船員労働統計 造船造機統計 鉄道車両等生産動態統計 自動車輸送統計 内航船舶輸送統計

作成機関	資 料 名	
郵 政 省	航空輸送統計	
	民営鉄道輸送統計月報	
	倉庫統計季報	
	空港整備特別会計歳入歳出決定計算書	
	一般旅行業取扱実績等報告集計表	
	郵政事業特別会計歳入歳出決算書	
	郵政統計年報	
	労 働 省	毎月勤労統計調査
		屋外労働者職種別賃金調査
		賃金労働時間制度等総合調査
建 設 省	賃金構造基本統計調査	
	建築着工統計	
	建築物等実態調査	
	建設業務統計	
	建設総合統計	
	建設投資推計	
	道路統計年報	
	海岸統計	
	自 治 省	地方公務員給与実態調査
		地方財政統計年報
日 本 銀 行	国際収支統計	
	物価指数年報	
	主要企業経営分析	
日本国有鉄 道	鉄道統計年報	
	国鉄経費明細書	
	旅客営業成績年報	
	鉄道貨物輸送概況	
日本電信電 話株式会社	日本電信電話株式会社決算書	
	国際電信電話株式会社決算書	
日本放送協 会	日本放送協会損益計算書	
公団, 事業 団, その他	営業報告書, 損益計算書等	
6 大 都 市	中央卸売市場年報	
全国菓子協 会	菓子産業統計	
精糖工業会	砂糖統計年鑑	
日本缶詰協 会	缶詰時報	
日本砂利協 会	砂利時報	
日本化学工 業協会	化学便覧	

作成機関	資 料 名
日本ゴム工 業会	需要部門出荷内訳表
鉄 鋼 連 盟	鉄鋼用途別受注統計
日本ビニル 工業会	塩ビフィルム用途別出荷内訳
硬質塩化ビ ニル板協会	塩化ビニル板用途別出荷内訳
日本自動車 工業会	自動車統計年報
日本産業機 械工業会	産業機械受注状況
日本工作機 械工業会	工作機械受注状況
日本電機工 業会	重電機械受注調査
全国銀行協 会連合会	全国銀行財務諸表分析
生命保険協 会	保険年鑑
日本損害保 険協会	保険年鑑
日本水道協 会	水道統計
健康保険組 合連合会	健康保険組合事業年報

<第1-3表 昭和60年表における特別調査一覧>

省庁・調査名	対 象
総 務 庁	
こん包事業に関する調査	こん包業及び運送業
経済企画庁	
地方公共団体財政支出内 容調査	府県, 市町
サービス業投入実態調査	法務・財務・会計サービス, 遊戯場, 不動産業等
厚 生 省	
衛生材料製造業投入・産 出実態調査	衛生材料製造業
医薬品製造業投入・産出 実態調査	医薬品製造業
水道事業投入実態調査	水道事業

省庁・調査名	対 象
廃棄物処理業投入・産出 実態調査	廃棄物処理業
医療事業投入実態調査	医療事業
保健衛生事業投入実態調査	保健衛生事業
社会保険事業投入実態調査	社会保険事業
社会福祉投入実態調査	社会福祉事業
映画館・興行場投入実態調査	映画館・興行場
飲食店・旅館業投入実態調査	飲食店・旅館業
クリーニング業投入・産出実態調査	クリーニング業
理容業・美容業投入実態調査	理容業・美容業
浴場業投入実態調査	浴場業
農林水産省	
育苗事業（民有林）投入調査	造林用育苗生産を営む事業所
造林事業（民有林）投入調査	植栽保護管理等を営む事業所
素材生産事業（民有林）投入調査	素材生産を営む事業所
稚蚕共同飼育事業投入調査	稚蚕共同飼育を営む事業所
米・麦共同乾燥調製事業投入調査	米・麦共同乾燥調製事業を営む事業所
稲作共同育苗事業投入調査	稲作共同育苗を営む事業所
内水面養殖業投入調査	内水面養殖業を営む事業所
食品工業部門投入調査	食品製造を営む事業所
種苗業投入調査	種子、球根及び苗の生産を営む事業所
農業土木事業投入調査	国営、都道府県営及び団体営の土地改良法に基づく土地改良事業を営む事業所
通商産業省	
鉱工業投入調査	生産事業所
商品流通調査	生産事業所
資本財機器産業別需要構造調査	生産事業所
商業マージン調査	協会、メーカー、商社、問屋、小売店

省庁・調査名	対 象
運輸省	
軽自動車使用産業別調査	軽自動車使用者
有料駐車場に関する調査	都市計画駐車場、届出駐車場、付置義務駐車施設
内航船舶品目別運賃収入調査	内航運送業
運輸省担当部門投入調査	自動車整備事業、道路旅客運送事業、道路貨物運送事業等
地方公共団体運輸施設調査	都道府県、市区町村
労働省	
サービス業労務費調査	自動車修理業、建物サービス、法務・財務・会計サービス等
建設省	
建築工事費内訳調査	建設業
公共事業工事費内訳調査	地建、都道府県、指定都市等
直接費及び間接費内訳調査	建設業
公団関係工事費内訳調査	日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、水資源開発公団
土木工事費内訳調査	国鉄、帝都高速度交通営団、電電公社、元請建設業者

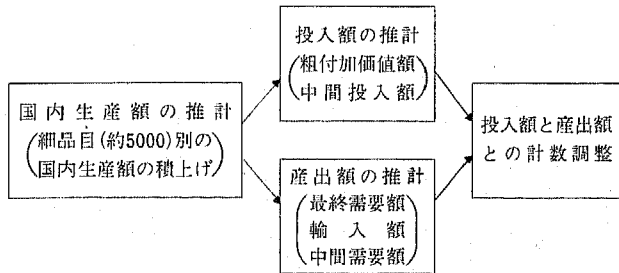
4. 計数の推計作業

各種の統計その他の基礎資料が利用可能となった段階で、逐次、各部門別の国内生産額、投入額及び産出額の推計作業が行われる。産業連関表の作成作業の中でも中心的なものであり、多くの時間と労力が費やされることは言うまでもない。昭和60年表の場合は、昭和61年度までに、ほぼ資料の収集・整備を終え、昭和62年度に集中して上記推計作業を行った。

推計作業の手順としては、まず、①産業連関表の右端と下端に計上される部門別の国内生産額が推計され、次いで、②この国内生産額について、列方向にみた各マスの数値即ち投入額の内訳（粗付加価値部門を含む。）と、行方向にみた各マ

ス目の数値即ち産出額の内訳（最終需要部門及び輸入を含む。）が、それぞれ推計される。最後に、このように推計された投入額と産出額との調整が行われる。両者は、それぞれ独自の資料と推計方法をもって推計されたものであり、幾分かの差異が生じる。そこで両者の計数を、相互に調整した上で一つの表にまとめ上げられる。このようにして作成された表が産業連関表の中核となる「取引基本表」である。

〈第1-3図 推計作業の手順〉



(1) 国内生産額

部門別の国内生産額は、産業連関表の行及び列の両面を統制する極めて重要な数値である。産業連関表の推計作業は国内生産額を確定した上で、その内訳として投入額及び産出額の推計が行われるため、これに誤りがあると他部門の投入・産出にまでその影響が波及し、表全体の精度が左右されることとなる。この意味でコントロール・トータル(control totals)又は略称してCTとも言われている。それだけに細心の注意を払いつつ推計作業が進められる。

具体的な推計方法としては、各産業で生産されたすべての財貨・サービスをおよそ5,000の細品目に整理し、これを基本分類の行又は列部門ごとに分類し集計する。その際、財貨については原則として、細品目ごとに「生産数量×単価」の形で生産額が推計されるが、サービスについては数量単位を持たないものが多いため、細品目ごとの売上高を直接推計する。

推計のための基礎資料としては、製造工業製品の大部分については工業統計又は生産動態統計が利用され、在庫額、屑・副産物、加工賃等を考慮しながら細品目ごとの生産額が推計される。その他の品目については、本邦鉱業のすう勢、作物統計、漁業・養殖業生産統計、事業所統計、建築着工統計等の様々な統計資料が利用され、細品目ごとの生産額が推計される。さらに、各省庁の保有する各種の行政記録や関係業界団体の資料も利用されている。

なお、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス

生産者の生産額は、その費用の積み上げによって推計される。

(2) 投入額

部門別の国内生産額が、どのような費用構成及び(粗)付加価値構成で生産されたものであるのか、その内訳額の推計である。

基本的な推計手順としては、まず、雇用者所得などの粗付加価値部門及び原材料、燃料等の中間投入の大枠が推計され、次いで中間投入内訳の細目が推計される。

具体的には、製造工業製品の大部分については、まず、工業統計の組替集計結果を利用し、主要原材料使用額、燃料使用額、現金給与額、減価償却額、内国消費税額などを大枠として把握し、次いで生産技術に関する資料や別途実施した鉱工業投入調査などの結果を利用し、細部にわたる経費内訳が推計される。

その他の部門についても、各種資料によりほぼ同様の方法で推計されている。主な推計資料としては、生産動態統計の中の原材料統計、農畜産物生産費調査等の既存の統計資料が利用されているが、既存資料だけでは情報が不十分であるため、各省庁とも投入調査や費用内訳調査などの特別調査を実施し、また、関係業界団体への聞き取り調査を行って、投入額を推計している。

(3) 産出額

部門別の国内生産額が、どの生産部門又は最終需要部門に対して販売されたのか、その内訳額の推計である。

推計の基本的な方法としては、部門ごとに、まず、国内生産額に輸入を加えたものを総供給額とし、これから、まず、輸出額を差し引き、国内総供給額を推計する。次に、この国内総供給額を細品目ごとの商品特性に応じて、あるいは各種の需給統計を利用して各需要部門に配分し産出額を推計する。

なお、産出額の内訳の推計には資料的な制約が多いため、投入・産出額の推計にあたっては、まず投入側からの推計が先に行われる。また、次に述べる投入額と産出額の調整においても、投入額の数値が主導的な役割を果たすことが比較的多い。

5. 投入額と産出額の調整作業

投入額と産出額とがそれぞれ推計された段階で、両者の計数の調整が行われ、最終的には投入と産出のバランスがとれた一つの取引基本表が完成される。

投入表と産出表はそれぞれ別々に推計されたものであり、推計に用いられた基礎資料や推計方法が異なるため、両表に表わされた計数は、当初は多くの部門で食い違っている。計

数の調整作業は、内生部門だけでも行529×列408=215,832にもものぼるマス目の一つ一つについて、列方向から推計した数値（投入額）と行方向から推計した数値（産出額）を比較し、両者の食い違いを相互に調整し、一つの数値に確定していく作業であり、膨大な作業量となる。

実際の作業方法としては、関係省庁の作業担当者が一堂に会し、マス目の一つ一つについて、列方向の担当者と行方向の担当者とが相対し、それぞれ自己が推計した数値について、推計方法の妥当性等の観点から審査し、より妥当性の高い計数に調整することによって一つの数値に収束させていくという方法がとられる。昭和60年表の場合、作業担当者が一堂に会する調整会議は第1-4表のような日程で開かれたが、その後も産業連関作業幹事会ベースで約40回に及ぶ計数調整作業を行った。

<第1-4表 昭和60年表における調整会議の日程>

	期 間	日数	備 考
第1次	昭和63年3月1日(火)~4日(金)	4	
第2次	4月4日(月)~8日(金)	5	
第3次	4月27日(火)	1	自家輸送調整
第4次	5月12日(木)~13日(金)	2	
第5次	5月16日(月)	1	自家輸送調整
第6次	5月25日(水)・27日(金)	2	" を含む
第7次	6月28日(火)~29日(水)	2	
第8次	7月6日(水)	1	

6. 各種係数表の作成

取引基本表は、基本分類による取引基本表のほかに利用目的に応じて各種の統合分類による取引基本表が作成される。これらの取引基本表は、それ自体、対象年次の経済構造を表しており、表を読み取るだけでも十分に有用な情報を得ることができる。しかし、利用面から見れば、いわばそれは、原表の利用にとどまるものであり、実際の産業連関表の利用は、生産波及分析や価格波及分析を通じた政策効果の測定や需要予測等のいわゆる産業連関分析が主体である。そこで、取引基本表の作成に引き続いて、産業連関分析にとって必要な投入係数表や逆行列係数表など各種の係数表を計算し、併せて公表している。

昭和60年表の場合、①投入係数、②逆行列係数、③生産誘発係数、④輸入誘発係数、⑤粗付加価値誘発係数等を計算し、公表している。

7. 各種の付帯表の作成

産業連関表の取引基本表は、財貨・サービスの取引過程のすべてを行529×列408部門の単一の表に取りまとめたものであるが、その作成は、国際連合が提示した新SNAやこれまでに蓄積された産業連関表作成理論を踏まえ、一定のルールに基づいて行われる。したがって、そこに盛り込まれる情報は、その範囲内のものであって、各種の多様な産業連関分析に対応するためには、別途、付帯情報が必要になる。

各種の付帯表は、取引基本表の限界を補い、産業連関表の多角的な利用を可能にするために作成されるものであり、昭和60年表の場合には、次の付帯表が作成されている。

- ① 商業マージン表
- ② 国内貨物運賃表
- ③ 輸 入 表
- ④ 屑・副産物の発生及び投入表
- ⑤ 物 量 表
- ⑥ 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）
- ⑦ 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）
- ⑧ 固定資本マトリックス
- ⑨ 産業別商品産出構成表(V表)
- ⑩ 自家輸送マトリックス

なお、各付帯表の構造と作成方法等の概要については、第6章を参照されたい。

8. 公 表

取引基本表、各種係数表及び各種付帯表が完成した段階で、最終結果報告書を取りまとめ、公表することとなる。

昭和60年表の場合には、従前と同様、この最終結果報告に先立ち、84部門統合中分類による取引基本表を速報として取りまとめ、昭和63年10月14日の閣議に關係資料を配布するとともに、同日付けをもって一般公表を行った。

また、利用者の要望を考慮し、データの早期利用の観点から磁気テープによる公表も、従前と同様、最終結果報告書の刊行を待たずに平成元年2月から逐次行っている。

（注）磁気テープの取扱機関は、（財）全国統計協会連合会及び（財）通商産業調査会が指定されている。

9. 接続産業連関表の作成

5年ごとに作成されている各年次の産業連関表は、その基本的なフレームに大きな変更はないが、作成の都度、部門の設定、各部門の概念・定義及び範囲等の面で幾つかの変更が行われている。特に、昭和60年表においては、部門分類の大幅な変更が行われたため、そのままでは従来の表との比較が

困難である。

このため、各年次の産業連関表を時系列比較し、その間の経済構造の変化等を分析しようとする場合には、まず、過去の年次の表又は最新年次の表を加工し、両表の部門、概念・定義等を統一した上で、改めて計数の推計をし直す必要がある。

このような観点から最新時点の部門分類に合わせて、過去の産業連関表を組替え、異時点間の比較をできるようにしたのが接続産業連関表である。接続産業連関表は、価格評価の方法によって二種類の表が作成される。一つは、それぞれの表をそれぞれの年次の価格で評価したものであり、「時価評価による接続産業連関表」と言う。これに対し、さらに最新年次の価格を基準として過去の取引額等を再評価（インフレーション）し、実質的な時系列比較ができるようにしたものが「固定価格評価による接続産業連関表」である。

昭和60年表に関しては、平成元年度において、昭和50-55-60年の接続産業連関表が作成される予定である。

第3節 昭和60年産業連関表作成における特徴

昭和60年産業連関表の作成経過は以上のとおりであるが、昭和60年表を従来の表と比較しながら、その作成における特徴をまとめると次のとおりである。

(1) 表の基本構造

表の基本構造は、昭和50年表及び昭和55年表とほぼ同様で、生産者価格評価及び購入者価格評価による商品×商品の競争・非競争混合輸入型表である。

(2) 作業分担

作業分担については、「農林関係公共事業」、「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「土木建築サービス」等の部門において、担当省庁が変更された。

(3) 部門分類

ア 部門分類の改訂

部門分類については、昭和55年以降、我が国の産業構造がかなりの速さで変化していること及び日本標準産業分類が全面改訂され昭和60年度から適用されたことに対応して、製造業部門を中心に、大幅な改訂を行った。特に、表の作成及び利用の両面を考慮して、一次統計で広く使われている日本標準産業分類と整合性の高い部門分類の設定に努力した。主な改正点は、①日本標準産業分類との整合性を図るための部門の変更（自動車内燃機関を独立部門とし一般機械から輸送機械へ移行等）、②技術革新や新製品の出現に対応し

た部門の新設（レトルト食品、ワードプロセッサ、産業用ロボット等）、③部門内で投入構造が異なっている部門の分割（自動車関係を製品、車体、部分品等5部門に分割、放送部門の分割等）、④生産額ウエイトの高い部門の分割（花き・花木類、磁気録画装置、放送部門、喫茶店等）及び、⑤生産額のウエイト低下等による部門の統合（油糧作物、繊維、化学部門等）である。

この結果、基本分類は、529行×408列となった。

国際標準産業分類(ISIC)の4桁分類に対応できるようにしてある統合小分類は、183行×183列とした。また、産業連関分析を行う場合最も頻繁に利用される統集中分類は、分析上の要請に応じて、電気機械、一般機械、サービス等の分野で部門分割を行い、84行×84列とした。

イ 部門分類コードの体系化等

基本分類に付されている部門コードを体系的に整備することとし、今回、内生部門について全面的に改定した。主な内容は、①上2桁で業種を表わす、②上4桁を統合小分類とする、③5-6桁目を列コード、7桁目を行コードとし、原則として連番を付す、④「その他の〇〇」部門は、原則として5-6桁を09とする、⑤修理部門は、原則として5-6桁を10にする、等である。また、これと併せて統計表の出力リストの部門名称を漢字化した。

(4) 概念・定義・範囲

- ① 従来、自家用旅客自動車輸送部門には、マイカーの輸送も含めていたが、マイカー輸送は家計消費であり生産活動とみるのは無理があるので、これを除外した。
- ② こん包部門には、従来、自家こん包活動も推計の範囲としていたが、昭和60年表ではこれを各部門におけるこん包資材の投入として扱うこととし、こん包部門から除外した。
- ③ 特殊貿易（輸出入）部門は、国際収支表の貿易外取引にほぼ対応し、主としてサービス貿易が計上されているが、従来、民間部門取引の中には、「事務所経費」も含まれていた。昭和60年表においては、この事項に係る取引を「居住者而非居住者間におけるサービスの取引」とみるのは無理があると判断し、これを生産額推計の範囲から除外した。
- ④ 政府諸機関について、活動主体区分（①政府サービス生産者、②対家計民間非営利サービス生産者、③産業）及びそれらが格付けられる部門の一部変更を行っ

た。

これに関連し、日本専売公社及び日本電信電話公社が昭和60年4月から民営化したことに伴い、その投資活動を公的資本形成から民間資本形成に変更した。

(5) 商業マージン及び国内貨物運賃額の推計

昭和55年表作成時には実施されなかった「商業マージン調査」が、昭和60年表作成のための特別調査として実施され、各産業部門ごとの商業マージン額・率の推計がより一層ち密に行われた。

個々の取引ごとの国内貨物運賃及び商業マージンの推計方法は、生産者価格に、運賃・マージン非対象率データ、輸送機関別運賃額及び行別運賃・マージン額データを加味して、各取引額別の運賃・マージン額を推計し、購入者価格を算出するという処理の流れになっている。昭和60年産業連関表の作成に当たっては、従来の推計方法を全面的に見直し、取引基本表に記録された財貨の取引全部について運賃・マージン非対象率データを作成す

るなど、より精度の高い計数の推計を行った。

(6) 産業連関技術委員会における検討

まず、作成基本要綱の作成段階で産業連関技術委員会が開催され、部門分類の方法、物品賃貸業の取扱い及び研究開発の取扱いについて検討が行われた。その結果、部門分類については、昭和60年表において大幅な改正が行われることとなった。また、物品賃貸業については、「使用者主義」から「所有者主義」に変更すべきこと、研究開発については、「自家研究」も含め一次統計との整合性を高めることとする方向が打ち出されたが、作業上の制約等からその採用は次回表に持ち越された。

さらに、計数の調整作業段階において、作成作業の効率化を図る観点から、投入額と産出額の調整作業の最終段階における微調整及びそれに伴う推計誤差の機械的処理を行うため、その一方法として「ラグランジェ未定乗数法による数学的調整法」の導入の可否について検討されたが、その導入は今回表では見送られた。

第2章 取引基本表の作成要綱

産業連関表は、ある年次における生産及び需給構造を記述した表であり、大別すれば、①取引基本表、②各種係数表、③各種付帯表に区分される。

取引基本表は、各部門における投入と産出の実態を取引金額によって表したものであり、基本分類によるものと統合分類によるものがある。

各種係数表は、産業連関分析を行う上で必要となる各種の係数等を取引基本表を用いて計算し、それぞれ一覧表にしたものであり、投入係数表や逆行列係数表がその代表的なものである。

各種付帯表は、取引基本表の作表上の制約を補うものとして、また、産業連関分析に必要な各種の付帯情報を提供するために作成されるものであり、輸入表、商業マージン表、物量表などがそれである。

本章では産業連関表のうち取引基本表を取り上げてその作成の概要について説明することとする。

第1節 取引基本表の対象

1. 国内生産額

(1) 国内生産額とその範囲

部門別の国内生産額は、産業連関表の行及び列の両面を統制する極めて重要な数値となっており、これに誤りがあると各部門にその影響が波及し、表全体の精度が左右されることとなる。この意味で国内生産額は、コントロール・トータル(control totals)又は略して単にCTとも言う。

産業連関表の取引基本表の対象となっているのは、一定期間内に生産された中間生産物を含むすべての財貨・サービスであり、その生産の範囲は、いわゆる「国内概念」によって規定される。「国内」とは、「ある国の政治的な領土からその国に所在する外国政府の公館及び軍隊を除いたものに、政治的領土外に所在する当該国の公館及び軍隊を加えたもの」と定義され、産業連関表の把握対象は、我が国の政治的な領土内において行われた生産活動に限定される。例えば、我が国において行われた外国籍企業の活動は含まれるが、我が国の企業が外国で行った生産活動は除かれる。また、我が国の在外公館の活動は含まれるが、我が国に所在する外国公館や米国の軍隊等の活動は含まれない。

(注) 「国内概念」に対応するものとして「国民概念」がある。国民概念の生産とは、わが国の居住者主体(国民)が行った生産活動等の範囲を規定する場合に用い

られるものであり、例えば、「国民総生産」GNPは、我が国の居住者主体(国民)が生産要素(資本、労働)の提供の見返りとして受け取った所得の総額をいう。したがって、我が国の居住者主体が海外から受け取った雇用者所得、企業所得及び財産所得は含み、我が国の企業等が非居住者主体(外国人)に支払った賃金、配当金等は控除される。

(2) 非営利活動による財貨・サービス

財貨・サービスは、市場において生産原価に見合う価格で取引が行われるのが通常の姿であるが、実際の経済活動の中では、政府や民間非営利団体が提供する財貨・サービスのようにならずに生産原価が完全には回収されない価格又は無料で提供される財貨・サービスがある。取引基本表の生産額には、このような政府及び非営利団体の財貨・サービスを含み、国内生産額は、原則として生産に必要な経費をもって計測される(本章第3節「活動主体分類」の項参照)。

(3) 国内生産額の重複計算

各部門の国内生産額の具体的な推計方法は、第4章において述べるとおりであるが、国内生産額の推計に当たっては、まず全産業で生産された財貨・サービスをおよそ5,000の細品目に整理し、その細品目ごとに国内生産額を推計する。次にこれを基本分類部門ごとに積み上げて各部門の国内生産額を推計する。

このため、ある品目が他の品目の原材料として使用されている場合には、その原材料の部分の国内生産額は重複して計上される。例えば、基本分類である磁気録画再生装置(VTR)をみると、この部門の細品目には、ビデオテープレコーダ、ビデオカメラ等の完成品とともに、その部分品・取付具・付属品が含まれているが、この部門の生産額はそれぞれの細品目の合計なのでVTR、機器の生産用に使用された部分品・取付具・付属品について、生産額が重複している。次に、自動車部品、タイヤ、自動車はそれぞれ別の基本分類で国内生産額が推計されているが、自動車の生産額には原材料としての自動車部品やタイヤの生産額が含まれているので、それらの部分が重複して計上されることとなる。

なお、生産額の重複計上は、各部門ごとにみれば、部門分類を統合すればするほどその重複の度合が高まることとなるが、重複は自部門投入として集積され、また、それによって生産額は変化する訳ではない。

(4) 自家生産・自家消費品の扱い

部門別国内生産額推計の基礎となる細品目ごとの生産額には、原則として、同一事業所内で、次の生産工程の原材料として消費される、いわゆる自家生産・自家消費分も含まれる。

しかし、実際には、工業統計などのような出荷ベースの統計によって各細品目ごとの国内生産額が推計される場合は、自家生産・自家消費品の生産額を把握する方法がないため、結果として、国内生産額には含まれないこととなり、利用する基礎統計によって扱いが異なっている。

例えば、上記の「磁気録画再生装置」(VTR)部門についてみると、完成品については、品目別生産調査である生産動態統計調査によっているが、部分品・取付具・付属品は出荷ベースの統計である工業統計によっているため、部分品・取付具・付属品の生産には、他事業所へ出荷されたものだけが計上され、VTRの工場で一貫生産によって自家生産、自家消費された分は計上されていない。但し、国内向けに出荷された部分品・取付具・付属品の大部分は、VTRの製造事業所で原材料として生産工程に投入されるので、両部門を統合した場合には生産額の重複計上が生じる。

なお、家計における自家生産・自家消費品については、農家における農畜産物及び一部の農産加工品を除き、国内生産額には一切計上されていない。

(5) 委託生産の扱い

取引基本表では、各部門の生産物が、自社販売品であるか受託生産品であるかにかかわらず、当該部門に、生産額並びにその生産に必要な中間投入及び付加価値を計上しなければならない。しかし、委託・受託に係わる工業製品の国内生産について、基礎資料である工業統計から得られる情報は、製造業部門の産業別委託費総額と非製造工業部門(商社、百貨店など)からの受託を含む製造業部門の産業別加工賃収入の総額のみであって、非製造部門からの受託生産について、中間投入を含む生産額を直接把握することができない。そこで、工業統計から得られた「加工賃収入額-委託生産費」を非製造業部門からの「委託生産費」と見なし、次の計算式によって非製造業部門からの委託品生産額を推計している。

非製造業部門からの受託品の生産額 = (製造業部門の加工賃収入額 - 製造業部門の委託生産費) ÷ 加工賃率

なお、加工賃率 = $\frac{\text{製品価格} - \text{原材料費}}{\text{製品価格}}$

なお、このような非製造業部門からの受託品の生産額の推計は、織物(1512-011~099)及び衣服(1521-011)部門についてのみ行われているが、最近の企業活動の多様化及び国

際化を考えると、推計対象部門、推計方法とも再検討が必要になってきている。

(6) その他

ア 製造小売業の生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれを該当する部門の国内生産額に計上する。

イ 中古品の取扱いに関しては、商業マージンのみが「商業」部門の国内生産額に計上される。

ウ 土地の取引に関しては、仲介手数料及び造成・改良費のみが、当該部門の国内生産額に計上される。

エ 屑及び副産物の取扱いに関しては、原則として「マイナス投入方式」によって処理される(本章第4節「屑及び副産物」の項参照)。したがって、屑及び副産物の発生額は国内生産額としては計上されない。

2. 中間取引額の内容

取引基本表で内生部門に示されている各マス目の数値は、基本的には各部門間で行われた中間生産物の取引額を表している。

行部門(ヨコ方向)から見れば、その部門で生産された中間生産物の各生産部門(列)への販売額であり、列部門(タテ方向)から見ればその部門の生産のために必要とされた原材料その他の中間生産物の購入額である。

ただし、内生部門に掲げられた中間取引額は、正確にはその年に行われた中間生産物の取引額ではなくて、その年に必要とされた中間生産物の消費額を意味しており、現実に行われた取引の総額がそのまま計上されるのではない。

各生産部門間で行われた中間生産物の取引以外については、すべて、外生部門に記述される。まず、耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のいわゆる資本財については、どの部門が購入した場合でも、内生部門の中間取引額としては計上せず、すべて最終需要部門の「国内総固定資本形成」に計上する。どの部門がどのような資本財をどれだけ購入したかについては、別途、付帯表として作成される「固定資本マトリックス」によって明らかにされている。

なお、各列部門における資本財の使用に伴うその年の減価分、いわゆる減価償却費については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上される。

各列部門において購入された原材料のうち、対象年次(昭和60年)において使用されなかったものについては、最終需要部門の「原材料在庫純増」の欄にその品目ごとに計上される。

また、対象年次(昭和60年)に生産された製品、半製品・仕掛品のうち、どの部門にも販売されず、かつ、自家消費もされなかったものについては、最終需要部門の「生産者製品

在庫純増」, 「半製品・仕掛品在庫純増」, 「流通在庫純増」又は「所在不明在庫純増」のうちの該当する欄にそれぞれその品目ごとに計上される。

3. 対象期間と記録の時点

産業連関表が対象とする取引活動の期間は、1月から12月までの暦年の1年間であり、対象とする生産活動及び取引の記録の時点は、原則として「発生主義」による。

具体的には、まず、財貨・サービスの生産活動についてみると、財貨は、その財貨が対象年次中に生産されたものが対象になり、サービスについては、そのサービスが対象年次中に提供されたものが対象になる。

次に、中間生産物の取引についてみると、その中間生産物が、各列部門において現実に消費された時点をもって取引の時点とし、その時点が対象年次中のものを、中間取引額として計上する(前記2参照)。

最終需要部門への産出については、まず「消費支出」(家計外消費支出、家計消費支出、対家計民間非営利団体消費支出及び一般政府消費支出)は、対象となった財貨の引渡しが遅延した場合であっても、一般に売買行為が成立した時点をもって記録の対象とする。

「国内総固定資本形成」は、その資本財の引渡しが行われた時点、各種の「在庫純増」は、生産者又は流通業者が対象となった生産物の法的所有権を有することとなった時点をもって、それぞれ記録する。

輸出及び輸入は、税関当局の通関許可が行われた時点を経験とする。

なお、生産期間が1年を超える財貨(長期生産物)については、まず、建設物は、対象年次の1年間の工事進捗量をもって国内生産額とし、その産出先は「国内総固定資本形成」である。船舶、重電機等その他の長期生産物については、国内生産額に完成品のほか、半製品及び仕掛品をも含めており(完成品の生産額は「完成品の額-前年までの半成品・仕掛品の額」である。)、その産出先は、完成品として引き渡しが行われたものについては「国内総固定資本形成」、その他は「生産者製品在庫純増」又は「半製品・仕掛品在庫純増」である。

第2節 取引活動の評価方法

1. 金額による評価

産業連関表の取引基本表は、1年間に行われた財貨・サービスの取引実態を記録したものであるが、個々の取引活動の大きさは、「金額」をもって示される。

各財貨には、それぞれに固有の数量単位があり、これによって各取引活動の大きさを計ることとすれば、価格のその時々の変化や地域差による影響が排除され、純粋に生産技術を媒介とした物量的な産業連関分析が可能となる。

しかし、サービスの多くは、固有の数量単位を持たず、また、財貨であっても、いくつかの細品目から構成される部門では、同一部門(行)に含まれる各品目が同一の単位を持つとは限らない。さらに、列部門については、投入される原材料等の種類が多様であり、同一の数量単位で計測することは不可能である。このため、取引基本表の作成に当たっては、「金額」を共通の尺度として、各取引活動の大きさを評価している。このような金額による評価方法の一つの利点は、他の諸統計との比較が容易となる点に求められる。

なお、取引基本表が、このように金額表示となっていることの不備をできる限り補うため、別途、付帯表として「物量表」が作成されている。

2. 価格の評価方法

(1) 価格評価方法の種類

産業連関表の取引基本表は、取引金額によって表示されているが、その際に「価格」のとらえ方が問題となる。価格をどのようにとらえるかによって生産額も取引額も変化することになるからである。

一般に価格のとらえ方として次のような二つの考え方があ

- ① 生産者価格によるか 購入者価格によるか
- ② 実際価格によるか 統一価格によるか

この二つの考え方を組み合わせることによって、次の4通りの価格評価ができることとなる。

- ① 実際価格による生産者価格評価
- ② 実際価格による購入者価格評価
- ③ 統一価格による生産者価格評価
- ④ 統一価格による購入者価格評価

このうち我が国では、「実際価格による生産者価格評価」及び「実際価格による購入者価格評価」の二つの方法を採用しており、前者による取引基本表を「生産者価格評価表」、後者によるそれを「購入者価格評価表」と呼んでいる。

「統一価格による評価方法」は採用されていないが、以下、これをも含めた価格評価方法及びその特徴を説明する。

(2) 生産者価格評価法と購入者価格評価法

ア 両表の表形式と相違点

生産者価格と購入者価格との相違は、流通経費、すなわち国内貨物運賃及び商業マージンが含まれているか、いなかの違である。

すなわち、我が国の取引基本表は、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両者が作成されているが、前者は個々の取引が生産者の「出荷価格」で記録され、購入者が入手するまでに要した国内貨物運賃及び商業マージンについては、購入側の部門が運輸業及び商業部門との交点に一括して計上する。

また、後者は、国内貨物運賃及び商業マージンを個々の取引額に含めて計上するものである。その結果、商業及び運輸業の行部門には「コスト商業」並びに旅客運賃額及び「コスト運賃」のみが計上され、運賃・マージンは計上されないことになる。

イ 利用上の特徴

生産者価格評価表と購入者価格評価表について、利用上の観点からみれば、それぞれ次のような特徴がある。

まず、購入者価格評価表は、現実の取引認識に近い価格であるため、各列部門の生産原価の構成を読み取ることが容易であるほか、国民経済計算における他の勘定(所得支出勘定、国民貸借対照表等)との比較の面で有利である。

しかし、国内貨物運賃及び商業マージンの額は、財貨・サービスごとに異なり、また、同一の財貨・サービスであっても取引形態の相違によって異なることが多いなど、不安定である。通常の産業連関分析では、できるだけ物

量に近い、安定的な投入係数(技術係数としての投入係数)を必要とするため、生産者価格評価法による取引基本表の方が有利である。

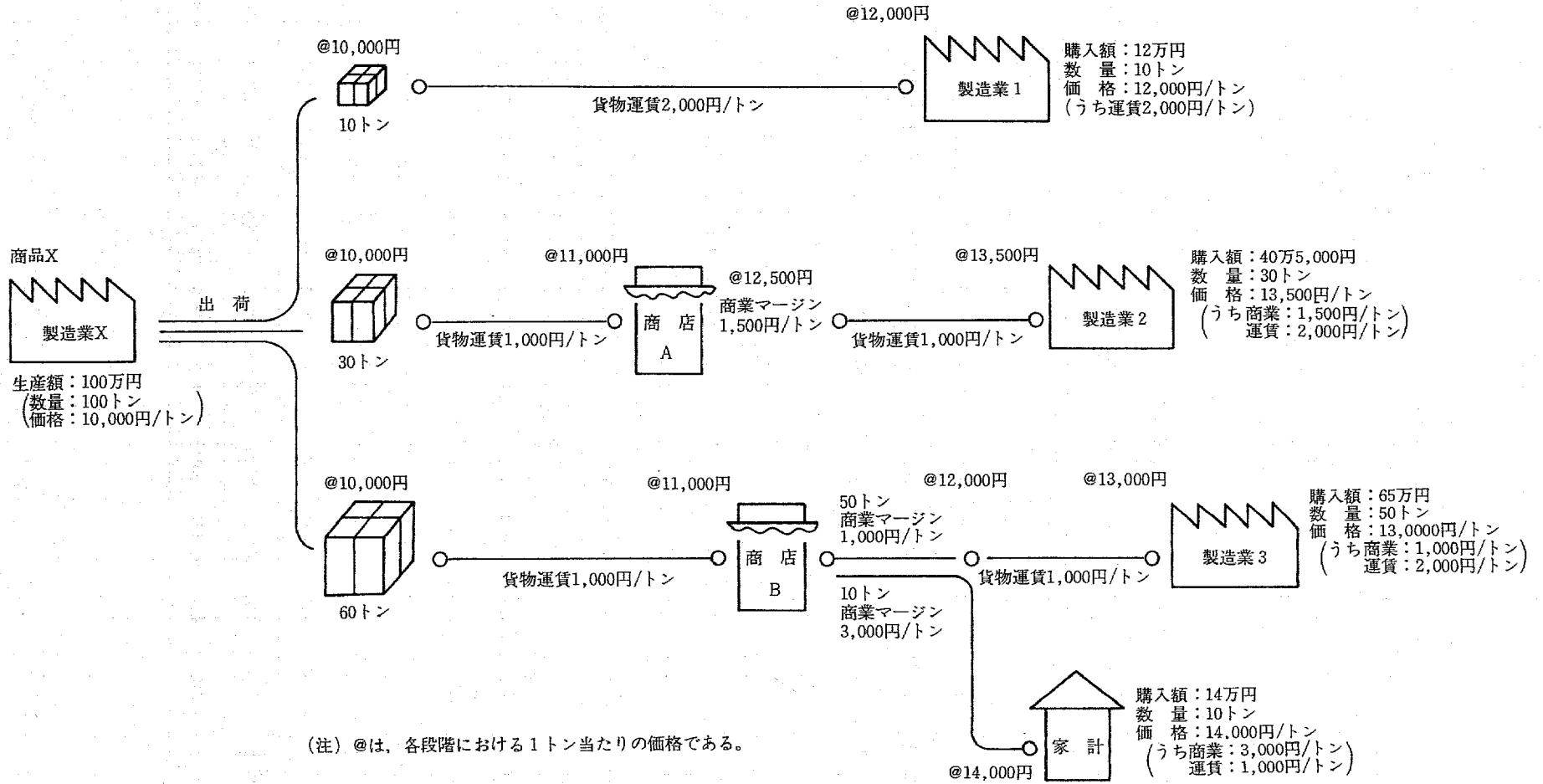
(3) 実際価格と統一価格

実態経済の中では、たとえ同一財・同一量の生産物であったとしても、同一価格で取引されるとは限らない。これは、地理的又は時期的な要因及び需給状況や取引形態の相違等に基づくものである。例えば、第2-1図においては生産者(製造業X)の出荷価格をトン当たり1万円に固定しているが、実際には北海道で生産された製品と関東で生産された製品では価格が異なるかもしれない。また、同じ会社の製品でも需要期と不需求期で、あるいは大口需要者向けか小口需要者向けかで価格が異なるかもしれない。

このような場合、取引基本表に記述する個々の取引を、各取引ごとの実際の価格で評価するか、それとも、取引先や取引形態にかかわらず単一の価格で評価するかという問題が生ずる。前者を「実際価格」、後者を「統一価格」といい、我が国の産業連関表は基本的には「実際価格」によっている。具体的には、個々の取引について、購入者側の実際の購入額から、各取引ごとの流通マージンを差し引くことによって、生産者価格評価の取引額を推計している。

なお、実際価格の場合には価格の評価差による各部門の投入バランスのくずれが生じないという利点がある。

〈第2-1図 価格形成の流れ-仮設例-〉



第2-1表 昭和60年産業連関表

購入者価格評価表 (13部門)

		中 間 需 要											
		1 農林水産業	2 鉱業	3 製造業	4 建設	5 電力・ガス・水道	6 商業	7 金融・保険	8 不動産	9 運輸	10 通信・放送	11 公務	12 サービス
中 間 投 入	1 農林水産業	22204	65	154173	1396	0	100	0	0	17	0	0	16793
	2 鉱業	0	82	127001	9928	29529	0	0	0	1	0	7	157
	3 製造業	43337	1881	1386802	233896	29508	30072	8302	1032	107812	3612	19288	195174
	4 建設	441	75	6514	1081	4415	3746	1042	22954	3360	213	1860	6500
	5 電力・ガス・水道	742	698	69450	5587	5523	8221	846	1481	7903	1417	6168	27952
	6 商業	0	0	0	0	0	7249	0	0	0	0	0	0
	7 金融・保険	5499	1062	62196	8976	7964	37423	12166	10274	16197	838	304	17032
	8 不動産	39	178	11452	3192	1128	28155	7491	635	5521	1155	618	20916
	9 運輸	3137	4974	32009	21483	2529	40047	1831	1065	34741	2157	5439	17868
	10 通信・放送	122	85	7219	2240	448	9729	5371	102	1863	2538	2041	20286
	11 公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12 サービス	411	311	86907	26356	8226	33982	19155	7145	12125	8191	14451	59810
	13 分類不明	2575	470	35703	7001	1571	2505	3999	1180	1725	1088	872	7398
内生部門計		78507	9882	1979426	321136	90842	201228	60204	45868	191266	21209	51048	389884
粗 付 加 価 値	家計外消費支出	1811	798	56522	10720	3761	21337	8677	726	7124	1677	3582	22498
	雇用者所得	14849	4755	450474	155658	34687	283576	91138	18913	123928	32460	110344	392364
	営業余剰	62173	1792	207209	44897	24893	65234	68668	184311	9389	8555	0	125104
	資本減耗引当	18351	1955	118041	20303	37854	28502	8581	90357	20987	17207	5283	61220
	間接税 (関税を除く)	4253	464	121930	8300	13704	15242	11463	18222	7032	1547	318	29639
	[控除]補助金	-2487	-395	-7421	-831	-899	-3645	-8240	-323	-8582	0	0	-2270
粗付加価値計		98950	9370	946755	239047	114001	410247	180288	312206	159878	61446	119526	628554
国内生産額		177457	19251	2926181	560183	204842	611475	240492	358074	351144	82654	170574	1018438

(単位：億円)

13 分 類 明	内 生 部 門 計	最 終 需 要							需 要 合 計	〔控除〕 輸入計	〔控除〕 商業マ ージン	〔控除〕 国内貨 物運賃	国 内 生 産 額
		家計外 消費 支 出	民 間 消費 支 出	一般政 府消費 支 出	国内総 固定資 本形成	在 庫 増	輸 出	最 終 需要計					
1151	195900	1890	71561	0	2485	2771	891	79597	275497	-38520	-51899	-7620	177457
544	167249	0	81	0	0	804	198	1083	168332	-132439	-5357	-11285	19251
25496	2086214	25311	803203	0	346565	16578	418627	1610285	3696498	-153726	-544662	-71929	2926181
962	53162	0	0	0	507021	0	0	507021	560183	0	0	0	560183
1819	137808	29	56108	10700	0	0	217	67054	204862	-20	0	0	204842
0	7249	0	3443	0	3072	0	970	7486	14735	-7249	603989	0	611475
1143	181073	0	60847	0	0	0	2737	63584	244657	-4165	0	0	240492
1253	81732	0	276351	0	0	0	8	276360	358092	-18	0	0	358074
1045	168324	1004	71214	-462	0	0	35383	107139	275463	-17002	0	92683	351144
2001	54046	2	28713	0	0	0	214	28930	82975	-321	0	0	82654
3407	3407	0	3064	164103	0	0	0	167167	170574	0	0	0	170574
4061	281132	111068	508549	126719	0	0	5722	752057	1033189	-14751	0	0	1018438
0	66086	0	0	0	0	0	10479	10479	76565	-7971	-2072	-1848	64674
42882	3483381	139305	1883134	301060	859144	20153	475447	3678241	7161622	-376182	0	0	6785441
69	139305												
1324	1714468												
10979	813205												
6142	434782												
4201	236316												
-924	-36017												
21792	3302059												
64674	6785441												

(注) 四捨五入の関係で内訳は必ずしも合計と一致しない。

〈第2-2図 生産者価格評価表—ひな型—〉

単位：1,000円

		中間需要				最終需要			需要合計	(控除)輸入	国内生産額
		製造業1	製造業2	製造業3	……	消 費	投 資	輸 出			
中間投入	商品X	100	300	500	0	100	0	0	1,000	0	1,000
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
	商業運賃	0	45	50	0	30	0	0	125	0	125
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
粗付加価値	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
国内生産額		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) <第2-1図>の数字を表にしたものである。
昭和60年の13部門表は、「はじめに—第1表」を参照されたい。

〈第2-3図 購入者価格評価表—ひな型—〉

単位：1,000円

		中間需要				最終需要			需要合計	控 除			国内生産額
		製造業1	製造業2	製造業3	……	消 費	投 資	輸 出		輸 入	商 業マージン	貨物運賃	
中間投入	商品X	120	405	650	0	140	0	0	1,315	0	-125	-190	1,000
	⋮	(100)	(300)	(500)	⋮	(100)	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
	商業運賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0	125
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
粗付加価値	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
国内生産額		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) <第2-1図>の数字を表にしたものである。商品Xの行には、商業マージン及び貨物運賃が含まれた取引額が計上されている。

昭和60年の13部門表は、第2-1表を参照されたい。

〈第2-4図 実際の取引基本表（産出表）の表示方法〉

単位：1,000円

行/列 部門名	生産者価格額	左のうち輸入	商業マージン	貨物運賃	購入者価格額
商品X					
製造業 1	100	0	0	20	120
製造業 2	300	0	45	60	405
製造業 3	500	0	50	100	650
⋮	0	0	0	0	0
内生部門計	900	0	95	180	1,175
消費	100	0	30	10	140
投資	0	0	0	0	0
輸 出	0	0	0	0	0
需要合計	1,000	0	125	190	1,315
(控除)輸入	0	0	0	0	0
最終需要計	100	0	30	10	140
(控除)商業マージン	0	0	-125	0	-125
(控除)貨物運賃	0	0	0	-190	-190
国内生産額	1,000	0	0	0	1,000
商品Y					
⋮					

(注) 基本分類表及び183部門表について、本図のような表示方法が採られている。

なお、「商業マージン」については卸売及び小売の別に、また、貨物運賃については8機関別となっている。

(4) 基本価格

国際連合の新SNAにおいて提唱されているものである。生産者価格から商品税を差し引いた価格を「基本価格」といい、この基本価格によって各取引の大きさを評価しようとするものである。

これは、もし、各取引額に商品税を含めると、税率そのものが必ずしも安定的ではなく、また、例えば、購入者が企業であるか家計であるかによって商品税率が異なることがあり、さらに同一の部門に格付けされる商品群の中で税率が異なる場合には、購入する商品の構成が変わることによって取引額が変化するなど、人為的な要因によって投入係数が変化するためである。

我が国においては、昭和45年表の作成に際して、付帯表として「商品税免税マトリックス」の作成が検討されたが、地方の商品税に関する資料が不備であったため、国税分だけの試算に終わったという経緯がある。その後は基本価格の取扱いについては検討されていないが、平成元年4月からの「消費税」導入に伴い、国際比較等の観点から、改めて検討しなければならないであろう。

3. 実際価格による生産者価格評価

実際価格による「生産者価格」とは、具体的には、以下の概念に基づく価格であり、「生産者価格評価表」では、国内生産額及びすべての投入・産出額がこの価格で評価される。

- ① 製造工業品等は、生産者出荷価格で評価する。生産者出荷価格とは、本社及び営業所の経費や利潤相当分を含むいわゆる企業の工場出荷価格に相当する。なお、販売価格を高めることとなる内国消費税などの間接税が含まれ、逆に、販売価格を下げる役割を果たしている政府からの経常補助金はマイナス項目として計上される。
- ② 事業所の区域が明確になっていない産業、例えば、林業、漁業、砂利採取業等の生産品については、生産地に最も近い市場における価格で評価する。なお、市場までの運賃は、コスト運賃として処理する。
- ③ 間接税のうち、財貨の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の生産額に含め、流通段階で課せられるものは商業の生産額に含める。(ただし、軽油引取税については、同一工程で生産される他の石油製品との関連を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理するこ

ととする。)

- ④ 自家生産・自家消費品の生産者価格評価は、市中の製品価格を基準とする。
- ⑤ 半製品・仕掛品の在庫増減についての価格評価は、原則として年初と年末の平均価格によって行う。
- ⑥ サービスは、サービスの提供を受けるものが負担する価格で評価する。帰属計算を行う金融、保険、住宅賃貸料等の部門の生産額の評価は、帰属計算による額とする。政府サービス生産者並びに対家計民間非営利サービス生産者の生産額の評価はその経費の総額によるものとする。

4. 輸出及び輸入部門の価格評価方法

(1) 普通貿易の輸出品

普通貿易の輸出品は、生産者価格評価表の場合は、国内向けの財貨と同様、工場渡しの生産者価格で評価し、購入者価格評価表の場合は本船渡しのFOB(free on board)価格で評価する。

推計資料として用いられている日本貿易統計(大蔵省)は、普通貿易の輸出品がFOB価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合にはそのまま利用することができるが、生産者価格評価表の場合には、日本貿易統計のFOB価格から、別途、工場から本船までの間にかかった商業マージン及び貨物運賃を差し引いた価格によって評価する。

(2) 普通貿易の輸入品

普通貿易の輸入品は、生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれの場合も、海上運賃及び保険料が含まれたCIF(cost insurance and freight)価格で評価する。

推計資料として用いられている日本貿易統計のCIF価格は、税関長が週ごとに公示する為替相場によって円ベースに換算されたものである。

なお、輸入品の投入・産出額は、CIF価格に関税及び輸入段階で国内製品と同様にして課税される商品税を加えたものである。

(3) 特殊貿易の輸出入

特殊貿易の輸出入、すなわち居住者と非居住者との間で行われた非要素サービス及び普通貿易に計上されない財貨の取引額については、推計資料の大部分が四半期ごとのものであるため、その取引額の評価は、原則として経済企画庁が国民経済計算の作成に用いた次の為替レートが用いられている。

昭和60年	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
円/ドル	257.68	250.73	238.64	207.09

第3節 部門の設定方法

1. 内生部門

(1) 部門分類の原則

産業連関表の「中間需要」及び「中間投入」を構成する内生部門の分類を狭義の「部門分類」という。なお、広義に「最終需要」及び「粗付加価値」を構成する「項目」を含めて「部門」と呼ぶ場合がある。

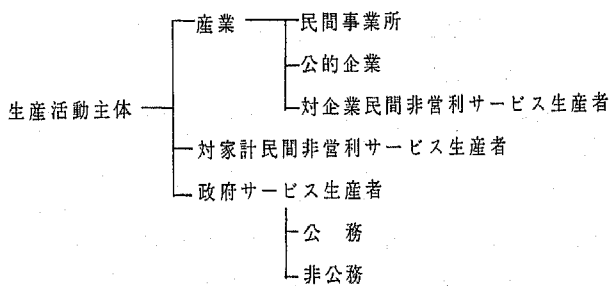
部門分類は、原則として財貨・サービス及びそれを生産する「生産活動単位」によって行う。すなわち、「事業所統計」、「工業統計」等では、事業所を単位として分類され、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、その主たる活動によって格付けされるが、産業連関表の部門分類では、同一事業所内で二つ以上の生産活動を行っている場合には、原則として、それぞれの生産活動を分けて分類する。いわゆるアクティビティベースの分類であり、商品分類に近い概念である。このことから我が国の産業連関表は、「商品×商品」の表であると言われる。

産業連関表の分類では、例えば一貫生産工程における銑鉄と粗鋼のように、直ちに次の生産工程に組み込まれて自家生産、自家消費されるものであっても、投入・産出構造が異なる場合には原則として、それぞれの商品ごとに分類し、生産額を計上する。ただし、実際上は、アクティビティベースの基礎統計が得られないため、出荷統計によって国内生産額を推計せざるを得ない部門が数多くあり、これらの部門では生産額に事業所内の自家消費分は含まれないこととなる。

(2) 活動主体分類

産業連関表の内生部門を構成する表側の行部門は、1年間に生産された財貨・サービスを主に商品及び用途という側面から分類したものであり、表頭の列部門は、それらの財貨・サービスについて、主に産業及び生産設備から分類したものである。

供給される財貨・サービスの範囲は、「通常、その費用を回収する価格で市場において販売することを意図して生産される財貨・サービス」つまり「商品」が主体となっているが、主として政府及び公的企業等から供給される「コストに見合わない価格、又は無償で提供される財貨・サービス」及び「市場において販売されない財貨・サービス」も含まれる。その生産、供給についての活動主体は、次に掲げるように、産業、対家計民間非営利サービス生産者、政府サービス生産者に分類される。



< 産 業 >

「産業」とは、利潤の獲得を目的として「商品」を生産する事業所の生産活動をいう。

しかし、次に掲げるものについては、その販売価格又は料金が生産費用を完全には回収できないような水準に設定されている場合であっても、また、市場において販売活動が行われていないものであっても、「産業」活動によって生産されたものとして取り扱うことになっている。

ア. 公的企業

この分野に属するものとしては、政府又は公的企業によって生産される財貨・サービスのうち、民間事業所において生産されている財貨・サービスと同じ種類のものであって、その販売価格又は料金が供給される財貨・サービスの量又は質に比例するものであり、かつ、購入者の自由意思に基づいて購入されるものが該当する。日本国有鉄道、日本道路公団、住宅・都市整備公団、郵便事業、国有林野事業などがそれである（第3部「政府諸機関の扱い」参照）。

また、印刷局、造幣局などのように、民間事業所と同じような財貨を政府自身の用に供する為に生産している場合も、この分野に属するものとして取り扱われる。

ただし、公園、保健、教育、文化などの通常の社会的、公共的なサービスについては、明らかに生産費用に見合う価格又は料金が設定されている場合を除き、「産業」活動によるものとはされない。

イ. 対企業民間非営利サービス生産者

「対企業民間非営利サービス生産者」とは、民間企業に対して、その能率や収益力を高めるため、技術指導や試験、研究などのサービスを提供している各種の経済団体等をいう。

これらの団体が提供するサービスは、もしこれらの団体が提供しなければ、企業自らが行わなければならないものであるため、「産業」活動によるものとされる。

国際連合の新SNAでは、完全に、又は主として政府機関の支配と資金の供給を受けているものは「産業」には含まれないとしているが、我が国の産業連関表では、「日本消防検定協会」「日本船舶振興会」などのように政府の特殊法人などもいくつかが含まれている（第3部「政府諸機関の扱い」

参照）。

ウ. その他

家計又は民間非営利団体が所有し、使用している住宅については、帰属計算を行い「住宅賃貸料」部門（第4節参照）に含めるため、「産業」に格付けされる。

また、家計、民間非営利団体、又は政府が、自ら使用するために行う住宅及び非居住用建物の建設活動は、「産業」として取り扱う。

なお、「家計」としての農家が、自家消費用として生産する味噌・漬物等の一部の農産加工品も「産業」活動によるものとされるが、資料の制約により完全には把握されていない。

< 対家計民間非営利サービス生産者 >

「対家計民間非営利サービス生産者」とは、労働組合、政党、宗教団体、友愛団体、社交クラブなどのような、特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体である。これらの団体により、「家計」に対して、利益追求を旨とすることなく提供される福祉、宗教、文化、レクリエーション、社会施設等のサービスが、この分野に属するサービスとして取り扱われる。これらの団体の活動経費は、通常、会員からの会費や個人、企業、政府などからの寄付金、補助金及び財産所得によって賄われている。

なお、国際連合の新SNAでは、政府により完全に若しくは主として支配されるか、又は資金の調達を受けているものは「政府サービス生産者」に格付けされるとしているが、我が国の産業連関表では、国家公務員等共済組合、社会保険診療報酬支払基金などの公的色彩の強い団体のサービスについても、いくつかがこの分野に格付けされている（第3部「政府諸機関の扱い」参照）。

< 政府サービス生産者 >

「政府サービス生産者」とは、もし自らが供給しなければ、便利に、かつ、経済的に供給されないような社会的に共通のサービスを、通常、無償で供給するものをいい、その性格、コスト構造及び活動資金の源泉面で「産業」とは大きな相違があるものをいう。

中央及び地方政府の活動のうち、上記の「産業」又は「対家計民間非営利サービス生産者」に格付けされるものを除いた、1. 行政、国防及び治安の維持、2. 保健、教育、文化、レクリエーション及びその他の社会サービス、3. 経済成長、福祉、技術開発の促進等の業務がこれに含まれる。

産業連関表では、産業連関分析上の必要のため、これを更に、「産業」部門において対応する部門又は類似する部門があるものについては、「非公務」部門としてそれぞれ特掲させることとし、残りの部分を一括して「公務（中央）」及び

「公務（地方）」に分類している（第3部資料「政府諸機関の扱い」参照）。

(3) 基本分類

① 取引基本表の内生部門は、上記のように、1.産業、2.対家計民間非営利サービス生産者、3.政府サービス生産者の三つに大別される各活動主体によって生産され、供給される財貨・サービス群で構成されている。各生産活動主体及びそこから供給される財貨・サービスの種類、用途、生産技術等に即して最も詳細に分類された公表用の部門分類が「基本分類」である。取引基本表の作成における国内生産額の推計は、更に詳細な「細分類」によって行われるが、投入・産出額の推計並びに計数の調整作業は、この基本分類をベースとして行われている。一般的に、部門数は多ければ多い程、精度の高い結果が得られ、また、各部門における投入構成も安定したものになると言われている。

② 昭和60年表の「基本分類」は、行529部門、列408部門である。従来の表では、

昭和26年表： 9部門（経済企画庁）

182部門（通商産業省）

昭和30年表：行310×列278

昭和35年表：行453×列339

昭和40年表：行467×列339

昭和45年表：行541×列405

昭和50年表：行554×列405

昭和55年表：行541×列406

となっている。

③ 国内生産額推計の基礎となる「細分類」では財貨・サービスがおよそ5,000の細品目に分類されている。その一つ一つの細品目の生産を担当する各部門のことを「生産活動単位」という。「基本分類」は「日本標準産業分類」及び「国際標準産業分類」をベースに、各財貨・サービスの機能、用途、単価、輸出入比率、生産設備、使用原材料など、投入・産出構造の類似性を基準に、投入・産出額等の推計に当たって既存資料の利用が容易であり、かつ、他の諸統計との比較も可能となることなどを勘案しつつ、いくつかの細品目を積み上げていくことによって設定されている。

④ 列部門と行部門は、原則として対応した形で設定されるが、石油精製のように一つの生産工程から、単価も用途も異なる複数の商品が生産されるもの及びある種の産業機械のように一つの事業所で、共通に仕入れた原材料等を消費して、単価も機能も異なる複数の商品を生産しているものは、産出構造を示す行部門のみを、商品ごとに分割している。また、プラスチック製品のように、単価も用途も異なる多品種の商品が生産され、かつ、生産設備が異なるもの

であっても、投入構造が類似しているものについては、列部門をまとめている。

その結果、取引基本表は、列部門より行部門の数が多い縦長の表となっている。

⑤ 各年次における基本分類の設定に当たっては、時系列比較や国際比較性を重視しつつ、国内生産額の増減、技術変化等に応じて、表作成の都度部門の新設や分割、統合、概念・定義の変更等が行われるが、昭和60年表は、「日本標準産業分類」が昭和59年1月に改訂され、昭和60年4月から施行されたこともあって、従来以上の大幅な改訂となっている。（第3部「基本分類の変更点」参照）

⑥ 特殊な扱いをしている部門（第4節を参照）のうち、屑・副産物、商業マージン及び国内貨物運賃について、利用者の便宜に供するため次のような特殊分類コードを付している。

<特殊分類コード>

・屑投入…………… 2

・屑発生…………… 3

・副産物投入…………… 4

・副産物発生…………… 5

・商業マージン…………… 6

・国内貨物運賃…………… 7

(4) 統合分類

作成された産業連関表の公表に当たっては、基本分類による取引基本表のほか、利用目的に応じた各種のサイズの取引基本表が用意されている。これを「統合部門分類表」といっている。

（注）取引基本表のサイズは内生部門の行及び列の部門数をもって表している。例えば、昭和60年表の基本分類による取引基本表は、529×408部門表のように表される。なお、行及び列の部門数が同じ場合には、その共通の部門数をもって表す。

「統合分類」は基本分類のいくつかの部門を統合することによって設定されるものであり、昭和60年表の場合には、次のようなものが用意されている。

<統合小分類>

投入係数、逆行列係数等を提供する最も詳細な分類である。また、国際標準産業分類のいわゆる4桁分類に対応できるように設定されている。国際標準産業分類及び我が国の経済事情、その他を考慮して、若干の部門の統合、分割が行われ183部門となっている。

<統合中分類>

通常の産業連関分析であれば、ほぼ対応可能な分類として

設定されたものであり、昭和60年表では84部門となっている。

なお、この統合中分類による取引基本表を、最終的な確報の公表に先立ち、速報として公表している。昭和60年表の場合には、昭和63年10月14日の閣議に關係資料を配布するとともに、同日付けをもって公表した。

<統合大分類>

従来の13部門では相当のウェイトを占める「製造業」が、わずか1部門として表されているに過ぎないので、製造業部門等を分割して、簡便な形での産業連関分析ができるようにしたものである。昭和55年表において初めて、28部門として設定されたが、昭和60年表では29部門となっている。

<13部門分類>

産業連関表の構造を概括的に示すために、いわば『ひな型』として作成されるものである。

2. 外生部門

(1) 国民経済計算体系(SNA)との関係

SNAは、①国民所得統計、②産業連関表、③資金循環表、④国際収支表、⑤国民貸借対照表の五つの体系から構成されているが、産業連関表の外生部門である「最終需要」と「粗付加価値」は、ほぼ国民所得統計に対応する。

(2) 最終需要

産業連関表の「最終需要」は、「家計外消費支出」を除けば、経済企画庁で作成する国民経済計算における「国内総支出」にほぼ対応するものであり、第2-2表のように産業連関表の分類も国民経済計算に対応する形で設定されている。

(3) 粗付加価値

産業連関表の「粗付加価値」は、「家計外消費支出」の取扱いを除き、国民経済計算における「国内総生産」にほぼ対応するものとなっており、第2-3表のように国民経済計算とほぼ同じ項目が設定されている。

(4) 家計外消費支出の扱い

家計外消費支出は、端的に言えば「企業消費」とも言うべきものである。

最終需要としての家計外消費支出には、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費が財貨・サービス別に計上されている。また、粗付加価値としての家計外消費支出には、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費が生産部門別に計上されており、両者の合計は一致する。

家計外消費支出については、国民経済計算では、企業が生

産活動を行う上で直接的に必要となる営業経費であるとして、これを付加価値及び最終需要に含めていない。しかし、産業連関表では、これを営業余剰の一部をなすものであり、産業部門から家計部門に対して現物の形で移転されたものであるとして、これを外生部門に位置づけている。なお、家計外消費支出を外生化することにより、投入係数がよりいっそう安定的になる。

粗付加価値から家計外消費支出を差し引いたものが、国民経済計算における「国内総生産」にほぼ対応し、両者の比較の上で特に支障は生じない。

〈第2-2表 産業連関表と国民経済計算との対応(最終需要)〉

産 業 連 関 表	国民経済計算(経済企画庁)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">家計外消費支出</div>	(内生部門に格付けされている)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">民間消費支出</div> 家計消費支出 対家計民間非営利団体消費支出	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">民間最終消費支出</div> 家計最終消費支出 対家計民間非営利団体最終消費支出
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一般政府消費支出</div> 中央政府消費支出 地方政府消費支出	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">政府最終消費支出</div> 中央政府 社会保障基金 地方政府
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">国内総固定資本形成(公的)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">国内総固定資本形成(民間)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">在庫純増</div> 生産者製品在庫純増 半製品・仕掛品在庫純増 流通在庫純増 原材料在庫純増 所在不明在庫純増	国内総資本形成 総固定資本形成 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">公 的</div> 一般政府総固定資本形成 企業設備投資 住宅投資 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">民 間</div> 企業設備投資 住宅投資 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">在庫品増加</div> 製品在庫 仕掛品在庫 流通在庫 原材料在庫
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">輸 出</div> 輸出(普通貿易) 輸出(特殊貿易) 輸出(直接購入) (国内概念のため設定されていない)	経常海外余剰 財貨・サービスの輸出と海外からの要素所得 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財貨・サービスの輸出</div> 財 貨 運輸・通信、保険サービス、その他 直接購入 海外からの要素所得 財貨・サービスの輸入と海外への要素所得 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財貨・サービスの輸入</div> 財 貨 運輸・通信、保険サービス、その他 直接購入 海外への要素所得

(注) 産業連関表の 内は、統合中分類に対応する最終需要の項目である。

〈第2-3表 産業連関表と国民経済計算との対応(粗付加価値)〉

産 業 連 関 表	国民経済計算(経済企画庁)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">家計外消費支出</div>	(内生部門に格付けされている)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">雇用者所得</div> <p>賃金・俸給</p> <p>社会保険料(雇用主負担)</p> <p>その他の給与及び手当</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">雇用者所得</div> <p>賃金・俸給</p> <p>社会保障雇主負担</p> <p>その他の雇主負担</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">営業余剰</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">営業余剰</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">資本減耗引当</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">固定資本減耗</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">間接税(関税を除く)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">間 接 税</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(控除)補助金</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(控除)補助金</div>

- (注) 1. 「賃金・俸給」の扱いに関して、産業連関表と国民所得統計との間で若干の相違がある。
 産業連関表では「現物給与評価額」及び「給与住宅差額家賃」が「その他の給与及び手当」となっているが、国民経済計算(経済企画庁)では「賃金・俸給」として計上されている。
2. 産業連関表の 内は、統合中分類に対応する粗付加価値の項目である。

第4節 特殊な扱いをした部門

取引基本表の各部門の中には、新SNAの概念に基づき、あるいは、産業連関分析や表作成の都合上、一般の利用者に説明を要する特殊な扱いをしている部門がある。

以下、それらの部門について説明する。

1. 運輸及び商業部門

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動は、通常、運輸及び商業部門を経由して行われるものが大部分である。もし、これを取引の流れに従って忠実に記録しようとするれば、部門間の取引関係は非常にわかりにくいものとなる。

例えば、A部門が生産した商品100を、商業を経由してB部門が購入したとする。その商品の取引の流れをみると①まずA部門から運輸を経由（運賃：10）して商業に販売される。商業の購入価格は110である。②次に商業はマージン（マージン：20）を加えた上で、再び運輸を経由（運賃：10）してB部門に販売する。B部門の購入価格は140である。このような取引過程をそのままの形で記録すると、次の図の(1)のようなものとなり、AとBとの関係を読み取ることが非常に困難なものとなってしまふ。

このような欠点を避けるため、産業連関表では、国内貨物運賃及び商業マージンを別掲することとし、生産者価格評価表では取引の過程で付加された運賃及び商業マージンを購入

者側の部門が一括して計上することになっている。

2. コスト運賃及びコスト商業

財貨・サービスの取引に伴う流通経費としての国内貨物運賃及び商業マージンの取扱いに関しては、上記1のとおりであるが、実際にはこのような通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される次のような特別な運輸活動及び商業活動があり、これらの経費については、生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれの場合においても、「コスト運賃」及び「コスト商業」として、各列部門がそれぞれ行部門の「運輸」及び「商業」に計上する。

<コスト運賃>

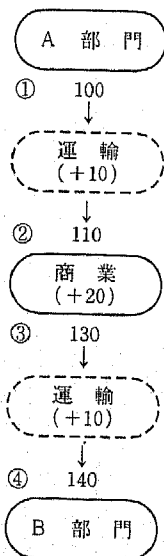
ア. 生産工程の一環として行われる輸送活動に伴う経費

- ① 木材や生鮮食料品のように、集荷場や卸売市場等において生産者価格が決定される商品について、それぞれの生産地から集荷場又は卸売市場等までに要した輸送費用
- ② 鉄鋼や船舶のように、その生産のために大規模工場内において、原材料や半製品等を移動させるために要した費用
- ③ 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用

イ. 引越荷物、旅行手小荷物、郵便物、中古品、廃棄物及び廃土砂などのような、商品とは考えられないようなものに係

<第2-5図 運輸及び商業部門の取扱い>

(取引の流れ)



(1) そのまま表示した場合

	A	B	商 業	運 輸	最終需要	国 生 産 内 額
A				100		
B						
商 業		130				
運 輸			10	10		
付 加 値						
国 内 生 産 額						

(注) 商業部門からB部門に産出された130単位の商品Aは、厳密には運輸及び商業活動による付加価値10単位及び20単位の計30単位が付加された別種の商品Aであるということになる。

(2) 実際の表示方法（生産者価格評価表）

	A	B	商 業	運 輸	最終需要	国 生 産 内 額
A				100		
B						
商 業		20				
運 輸			20			
付 加 値						
国 内 生 産 額						

(注) 「購入者価格評価表」では、BとAの交点は140になり、Bと商業及び運輸との交点はコスト商業、コスト運賃を除き0になる。

る輸送費用

自動車輸送の中で大きな比重を占める廃棄物、廃土砂は、取引基本表において特殊な取扱いが行われている「屑」ではなく、取引の対象とはならない無価値の物として扱っているため、それらを輸送するために要した費用については、それらを発生させている部門の「コスト運賃」として運輸部門との交点に計上する。

<コスト商業>

① 輸入商品のCIF価格に含まれていない外国商社からのサービスの提供は、商業の輸入として「輸入(特殊貿易)」に計上されるが、これを「卸売」部門が投入する「コスト商業」として扱い、その産出先(列部門)を卸売業とする。輸出品の受取代理店手数料についても同様の扱いである。

(注) 外国商社からのサービスの提供は、国際収支表では「代理店手数料の支払い」として計上されている。

② 同一部門内での中古品の取引額は、取引基本表では取引マージンのみが計上されるが、この取引マージンについても「コスト商業」として扱う。具体的には、家計における中古の書籍、衣服、乗用車及び道具類などの取引や固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引に伴う商業マージンがこれに相当する。

3. 輸 入

取引基本表を作成する上で、輸入をどのように取り扱うかについては、大別して二つの方式がある。

一つは、同じ種類の財貨については、国産品と輸入品との区別は行わず、全く同じ取扱いをするものであり、この方式による取引基本表を「競争輸入型表」という。

これに対し、全く同じ種類の財貨であっても、国産品と輸入品とを区別して取扱うものがあり、この方式によるものを「非競争輸入型表」という。

我が国においては、原則として前者の「競争輸入型」の方式によって取引基本表が作成されている。

以下、それぞれの方式について、その概要を説明することにする。

(1) 競争輸入型

国産品と輸入品が完全な競争関係にあると仮定し、両者を区別せず、全く同じ取扱いをしようとする方式である。取引基本表において、各財貨・サービスの販路構成を示す行部門の各マス目には、国産品と輸入品との合計額が計上される。その結果、中間需要と最終需要の合計(「総需要」=「総供給」)は、輸入額分だけ国内生産額を上回ることになるので、輸入を外生部門にマイナスで再掲することにより行部門と列部門のバランスをとっている(第2-6図のひな型1参照)。

競争輸入型の取引基本表を利用して輸入に関する分析を行う場合、各列部門について、どの列部門も国産品と輸入品との消費比率が同じであるという仮定が必要になるが、我が国では、付帯表として輸入品だけを取り出した「輸入表」を作成することにより、このような不備を補っている。

なお、我が国の取引基本表は、原則としてこのような競争輸入型で作成されているが、原料炭、大豆、小麦、木材など、輸入比率が高く、かつ輸入額も大きい一部の財貨については、行部門を国産品と輸入品に分割し、非競争輸入型で処理している。したがって、我が国の取引基本表は、実際には、競争輸入型と非競争輸入型を混在させた「競争・非競争混合輸入型表」(第2-6図ひな型2)となっている。

(2) 非競争輸入型

国産品と輸入品を別の財として区別し、それぞれの取引表を作成するものである。輸入品の現実の販路構成が、品目ごとに明らかにされるため、競争輸入型のようにどの列部門においても国産品と輸入品との消費比率が同じであるという無理な仮定をおく必要がないだけ、経済構造の現状分析には有利である。非競争輸入型では、各財貨ごとに国産品と輸入品を分ける基本型(第2-7図ひな型1)と、輸入品部門の財貨を区分せず、輸入品一本として表示する簡略型(第2-7図ひな型2)がある。

<第2-6図 競争輸入型の構造>

① 完全競争輸入型 (ひな型1)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
A	10	60	30	40	10	0	0	-100	50
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付 加価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

(注) 粗付加価値部門を除く各マス目の数値は、国産品と輸入品との合計額である。

② 競争・非競争混合輸入型 (ひな型2)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
A	5	10	20	10	5	0	0	0	50
A(輸入)	5	50	10	30	5	0	0	-100	0
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付 加価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

(注) 商品Aについてのみ、輸入品が行部門として特掲されており、その他の商品B, C, Dについては国産品と輸入品の合計額が計上されている。

<第2-7図 非競争輸入型の構造>

① 完全非競争輸入型 (基本型) (ひな型1)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額	
国 産	A	5	10	20	10	5	0	0	-	50
	B	10	10	30	10	20	10	10	-	100
	C	5	10	5	40	30	30	40	-	160
	D	5	5	15	15	55	25	30	-	150
輸 入	A	5	50	10	30	5	0	0	-100	-
	B	10	0	20	0	0	5	0	-35	-
	C	0	0	0	10	30	10	0	-50	-
	D	0	0	5	0	15	5	0	-25	-
粗付 加価値	10	15	55	35						
国内 生産額	50	100	160	150						

(注) 我が国においては、「輸入」の部分が付帯表(輸入表)として作成されることになっているため、上図のような完全非競争輸入型の取引基本表を作成することも可能となっている。

② 非競争輸入型(簡略型) (ひな型2)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
A	5	10	20	10	5	0	0	-	50
B	10	10	30	10	20	10	10	-	100
C	5	10	5	40	30	30	40	-	160
D	5	5	15	15	55	25	30	-	150
輸 入	15	50	35	40	50	20	0	-210	-
粗付 加価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

(注) 輸入品の品目別内訳を示さず、部門別の合計額のみを示したものである。

4. 屑及び副産物

ある一つの財貨の生産に当たって、生産技術上必然的に、目的とした財貨のほかに、別の財貨が一定量だけ生産される場合がある。その財貨を主生産物として生産する部門が他にある場合にはこれを「副産物」といい、ない場合には「屑」という。

(注) 類似の言葉に「副次生産物」がある。副次生産物は、主生産物と生産技術的な結合関係はないが、主生産物と併せて生産される場合に、そのウエイトの低い方をいう。副次生産物は、アクティビティベースの分類により、それぞれ別部門の生産物として計上される。

産業連関表では、原則として一つの生産活動に一つの生産物を対応させる必要があり、このような屑及び副産物については、特殊な取扱いが必要となる。その方式として

- ① 一括方式
- ② トランスファー方式
- ③ マイナス投入方式 (ストーン方式)
- ④ 分離方式

の四つがある。我が国では原則としてマイナス投入方式によって処理することとされているが、一括方式及びトランスファー方式も部分的に採用されている。

以下、この四つの方式について、「都市ガス部門が主生産物として都市ガスを100単位、副産物としてコークスを10単位生産し、それぞれ家計及び銑鉄部門に対して販売している場合」を例として、その概要を説明する。

<第2-8図 一括方式>

	都市ガス	コークス	銑鉄	家計計費	国内生産額
都市ガス		10		100	110
コークス					
銑鉄					
国内生産額	110				

(注) 都市ガス部門の「コークス」10単位が、「都市ガス」として銑鉄部門に産出されている。

(1) 一括方式

都市ガスと副産物のコークスを区別せずに、両者を一括して都市ガス部門の生産額(110)として計上する考え方である。

都市ガス部門におけるコークスの生産が、コークス部門に対して何ら影響をもたらさないという前提を置くことになるが、副産物が量的にわずかな場合には、この方式も便宜的に許されるであろう。我が国の取引基本表では、畜産部門の「きゅう肥」の多くがこの方式によって処理されている。(第2-8図)

(2) トランスファー方式

都市ガス部門は、副産物であるコークス(10)をいったんコークス部門に産出し(トランスファー)、コークス部門を経由して銑鉄部門に産出させる方式である。都市ガス部門のコークスは、都市ガス部門にもコークス部門にも国内生産額として計上されることとなる。我が国の表では、新聞、雑誌、放送の各部門における「広告」がこの取扱いとなっている。

この方式は、分析上の観点からみると、都市ガスに対する需要はコークス部門に対して直接の影響を及ぼさないが、コークスに対する需要は都市ガスの生産を誘発するという結果を引き起こすこととなる。(第2-9図)

<第2-9図 トランスファー方式>

	都市ガス	コークス	銑鉄	家計計費	国内生産額
都市ガス		10		100	110
コークス			10		(10)
銑鉄					
国内生産額	110	(10)			

(3) マイナス投入方式（ストーン方式）

都市ガス部門は、コークス部門からコークス(10)をマイナス投入(販売)したこととし、銑鉄部門は、コークス部門から(10)を投入する方式である。これをコークス部門（行）からみれば、発生部門（列）にマイナス、消費部門（列）にプラスが計上され、副産物であるコークスの生産は差し引き0になる。この方式は提唱者の名前を冠して「ストーン方式」とも言われているが、この方式では、都市ガス部門のコークスは、行、列いずれにも国内生産額としては計上されないこととなる。

分析上の観点からみると、都市ガスに対する需要は、コークスの供給を増加させ、結果としてコークス部門の生産を抑制することとなるが、コークスに対する需要は都市ガスの生産に対しては直接の影響を及ぼさない形となる。この方式によれば、副産物としてのコークスが専業としてのコークスよりも競争力が強い場合には、より経済の実態に近い形を表すが、都市ガスに対する需要が大きく、コークスに対する需要が小さい場合には、コークス部門の生産をマイナスにしなければ需要バランスがとれないという不都合が生じる。

<第2-10図 マイナス投入方式>

	... 都市ガス	コークス	銑鉄 ...	家消費計費	国内生産内額
都市ガス				100	100
コークス		-10	10		(0)
銑鉄					
国内生産額	100		(0)		

(4) 分離方式

都市ガス部門の生産活動を、主生産物である都市ガスの生産活動と副産物のコークスの生産活動に分割して、それぞれに計上するという方式である。

この方式の場合、都市ガスとコークスは、本来、分割することのできない生産活動であり、形式的にこれを分割したとしても、両者の産出構成は一定の比率を保つはずであるが、都市ガスとコークスに対する需要の比率が異なることによって、見かけ上、産出構成が変化してしまうことになる。

我が国の取引基本表ではこの方式は用いられていない。

<第2-11図 分離方式>

	... 都市ガス	コークス	銑鉄 ...	家消費計費	国内生産内額
都市ガス				100	100
コークス			10		(10)
銑鉄					
国内生産額	100		(10)		

5. 帰属計算部門

帰属計算とは、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することをいう。産出先は、その効用を受けている部門である。

帰属計算を行う部門とその範囲は、次のとおりである。

(1) 狭義の金融部門

金融部門の活動は、次の二つに大別される。

① 預貯金の管理、貸付及び融資業務

..... 金融（帰属利子）部門

② 証券の発行・引受け、信託及び信用保証等の業務

..... 金融（手数料）部門

このうちの前者の「金融（帰属利子）」部門について、帰属計算を行う。

金融（帰属利子）部門の国内生産額は、貸付金に対する受取利子と預貯金に対する支払利子との差額（帰属利子）として計算される。

このようにして計算された帰属利子の産出先については、金融機関は①預金の流動性を変化させて、より長期の資金として貸付け先に供給し、②企業に対して融資のルートと資金の集中を確保する等のサービス活動を行っており、その効用は主として貸付け先（資金需要者）が享受しているものと考えられるため、貸出残高に応じて配分している。なお、住宅ローン、自動車ローン等の家計との取引を計上しないのは、新SNAとの整合性を図るためである。

(2) 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、「受取保険料－(支払保険金＋準備金純増)」で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱っている。その産出先は、生命保険については、そのすべてが家計消費支出であり、損害保険については家計消費支出のほか内生部門に対しても産出される。

(3) 政府建物に係る資本減耗引当

公務・教育等の部門における減価償却を行っていない政府建物についても、減価償却分を帰属計算し、「資本減耗引当」に計上している。

(4) 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

持家及び給与住宅について、これを市中の賃貸賃料で評価し、「住宅賃貸料」部門の国内生産額(営業余剰)として帰属計算している。産出先は、すべて家計消費支出である。

6. 仮設部門

産業連関表の内生部門の各部門は、アクティビティに基づき設定されるが、その中には、独立した一つの部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」という。昭和60年表では仮設部門と

して、次の部門を設定した。

(1) 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、罫紙等の事務用品は、企業会計上では、一般に消耗品等として一括して処理されることが多いため、これらを生産する各部門は、当該品目をいったん「事務用品」部門へ産出し、各需要部門は、これらを「事務用品」部門から一括して投入することとしている。

(2) 鉄屑及び非鉄金属屑

屑及び副産物は、原則としてマイナス投入方式によって処理するが、この場合、副産物については、それを主生産物とする部門が別に設けられているため問題は生じないが、鉄屑及び非鉄金属屑については、そのような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため行部門についてのみ、仮設部門として「鉄屑」及び「非鉄金属屑」部門を設け処理している。

なお、その他の屑については、関係の深い原材料部門(例えば、「故紙」については「パルプ」)に格付けることによって処理している。

<第2-12図 自家活動部門の扱い(例)>

① 自家輸送部門を立てない場合

	製造業A	最終需要	国内生産内額
原料1	20		
原料2	30		
原料3	50		
石油	10		(10)
粗付加価値	40		
国内生産額	150		

② 自家輸送部門を仮設部門とした場合

	製造業A	自輸 家送	最終需要	国内生産内額
原料1	20			
原料2	30			
原料3	50			
石油	0	10		(10)
自輸家送	10	-		(10)
粗付加価値	40	0		
国内生産額	150	(10)		

(注) 製造業が自家輸送用として石油を10単位使用している場合についてこの自家輸送を仮設部門として独立させると、投入された石油10単位のほか、自家輸送部門の10単位が新たに国内生産額として計上されることとなる。

(3) 自家活動部門

「自家用旅客自動車輸送」, 「自家用貨物自動車輸送」, 「自家教育」及び「自家研究」は、厳密に言えば、それぞれ運輸業や教育、研究の部門に格付けされるべき生産活動である。しかし、これらの活動については、通常、各部門における活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離してその全体的な投入構造を把握することは、ほとんど不可能である。

このため、本来の部門との対比及び生産波及分析等を可能にするため、これらを「仮設部門」として独立させているが、投入費用の推計は、内生経費のみである。

なお、これらの自家部門を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認められたこととなり、国内生産額がそれだけ大きくなるので注意が必要である。(第2-12図)

7. 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の2通りの方法がある。

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかを問わず、その生産設備等を使用した部門にその費用等を計上するという考え方である。

このため、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、その使用部門が賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料(租賃賃料から維持補修費と減価償却費を控除したもの)を、当該部門の経費又は営業余剰(純賃借料部分)として計上することとなる。

一方、「所有者主義」は実態に即し、その生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方である。

従来、我が国の産業連関表においては、「使用者主義」を原則としてきた。これは、産業連関表がアクティビティベースによる部門設定を基本とし、各部門別の付加価値もそのようなベースでとらえようとしたことにある。この扱いによって、生産と生産のための資本が一体として扱われるようになるとともに、投入係数の安定性も増大するという利点があった。

しかし、生産設備の中にはその大部分がレンタル又はリースによって設置されているものがある。一方、物品賃貸業が産業全体の中で無視し得ないウエイトを有するにいたり、産業連関表の中において部門を設定し、生産額及び付加価値額を計上する必要が生じてきた。

このため、物品賃貸業部門のうち、「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具(除電算機等)賃貸業」、「貸自動車業」の3部門及び「不動産賃貸料」については、

「所有者主義」により推計している。

なお、物品賃貸業のうち日本標準産業分類の「各種物品賃貸業」及び「産業用機械器具賃貸業」に相当する範囲は、「使用者主義」により推計している。

8. 政府活動

いわゆる「政府活動」は、第3節の「活動主体分類」の項で述べたとおり、その内容によって①産業、②対家計民間非営利サービス生産者、③政府サービス生産者の活動に大別される。

これらのうち、公的企業などのように「産業」に格付けられたものについては、一般の商品生産活動と全く同じ取扱いが行われている(但し、営業余剰は計上されない)が、「対家計民間非営利サービス生産者」及び「政府サービス生産者」の活動とされたものについては、その活動の基本原理が異なる等のため、取引基本表を作成する上で特別な取扱いが必要になる。

まず、政府サービス生産者の活動は「公務」及び「非公務」に大別されるが、政府活動のうち、この後者の非公務及び対家計民間非営利サービス生産者の活動とされるものについては、その国内生産額は経費総額をもって計測される。その産出先は、それぞれのサービスに対して産業又は家計から支払われた料金相当額についてはその受益部門に計上し、残りの額を中央若しくは地方政府消費支出又は対家計民間非営利団体消費支出に計上する。

また、中央及び地方政府の一般行政活動を内容とする「公務」についても、経費総額をもって国内生産額が計測されるが、その産出先は、ほとんどが中央又は地方政府の消費支出である。

9. 「分類不明」の意味

「分類不明」は、一般的には、いずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめにして計上するためのものであるが、産業連関表では、このような意味合いのほか、行及び列部門の推計上の誤差の集積部分としての役割も含まれている。このため、分類不明には「マイナス」の計数が計上されることもあり得る。

第3章 部門別概念・定義・範囲

第1節 内生部門

1. 農林水産業

列部門	0111-01	米
行部門	0111-011	米
	0111-012	稲わら

(農林水産省)

米の生産活動であり、その生産物は、米及び稲わらである。

列部門	0111-02	麦類
行部門	0111-021	小麦(国産)
	0111-022	小麦(輸入)
	0111-023	大麦(国産)
	0111-024	大麦(輸入)

(農林水産省)

麦類の生産活動であり、その生産物は、小麦、大麦(含む裸麦)である。

〔注意点〕

行部門の「大麦(国産)」, 55年表行部門「0011-210 六条大麦(国産)」, 「0011-230 裸麦」及び「0011-260 二条大麦(ビール麦)」を統合したものを。

なお、行部門とも、その他の麦を、「0111-03 雑穀」, 「0111-039 その他の雑穀」に含めたため、この部門から除いた。

列部門	0111-03	雑穀
行部門	0111-031	とうもろこし・こうりゃん(輸入)
	0111-039	その他の雑穀

(農林水産省)

雑穀の生産活動であり、その生産物は、とうもろこし、もろこし(こうりゃん)、えん麦、らい麦、あわ、ひえ、きび、そば等である。

〔注意点〕

列部門の「雑穀」は、55年表列部門「0014-20 雑穀」に、「0011-20 麦類」のうちのえん麦及びらい麦を加えたもの。

行部門の「その他の雑穀」は、55年表行部門「0014-290 その他の雑穀」に「0011-290 その他の麦」を加えたもの。

列部門	0112-01	いも類
行部門	0112-011	かんしょ
	0112-012	ばれいしょ

(農林水産省)

いも類の生産活動であり、その生産物は、かんしょ及びばれいしょである。

列部門	0112-02	豆類
行部門	0112-021	大豆(国産)
	0112-022	大豆(輸入)
	0112-029	その他の豆類

(農林水産省)

豆類の生産活動であり、その生産物は、大豆、小豆、いんげんまめ、らっかせい、えんどう、そらまめ、ささげ、緑豆等である。

列部門	0113-01	野菜
行部門	0113-011	野菜

(農林水産省)

野菜の生産活動であり、具体的には、「農業及び農家の社会勘定」(昭和61年度より「農業・食料関連産業の経済計算」)でとらえている「野菜」の範囲である(輸入野菜を含む)。

〔注意点〕

55年表までは「生産農業所得統計」の範囲でとらえていたが、その他の野菜が増加したことから範囲を拡大した。

列部門	0114-01	果実
行部門	0114-011	かんきつ
	0114-012	りんご
	0114-019	その他の果実

(農林水産省)

果実の生産活動(植物生長を含む)であり、具体的には、「農業及び農家の社会勘定」(昭和61年度より「農業・食料関連産業の経済計算」)でとらえている「果実」の範囲である(輸入果実を含む)。

〔注意点〕

55年表までは「生産農業所得統計」の範囲でとらえていたが、その他の果実が増加したことから範囲を拡大した。

列部門	0115-01	油糧作物
行部門	0115-011	油糧作物

(農林水産省)

油糧作物の生産活動であり、その生産物は、なたね(種実)、ごま、オリーブ等である。

〔注意点〕

行部門の「油糧作物」は、55年表行部門「0014-410なたね(種実)」と「0014-490その他の油糧作物」を統合したもの。

列部門	0115-02	砂糖原料作物
行部門	0115-021	砂糖原料作物

(農林水産省)

砂糖原料作物の生産活動であり、その生産物は、さとうきび及びてんさいである。

列部門	0115-03	飲料用作物
行部門	0115-031	コーヒー豆・カカオ豆(輸入)
	0115-039	その他の飲料用作物

(農林水産省)

飲料用作物の生産活動であり、その生産物は、コーヒー豆、カカオ豆、茶(生葉)、ホップ(乾花)等及び茶の植物生長である。

列部門	0115-09	その他の食用耕種作物
行部門	0115-091	香辛料作物(輸入)
	0115-092	食用工芸作物(除別掲)

(農林水産省)

他に分類されない食用耕種作物の生産活動であり、その生産物は、香辛料作物、食用工芸作物(こんにゃくいも、きくいも、ステビア等)である。

〔注意点〕

列部門の「その他の食用耕種作物」は、55年表列部門「0014-90 その他の食用耕種作物」から飼料作物を除いたもの。

列部門	0116-01	飼料作物
行部門	0116-011	飼料作物

(農林水産省)

飼料作物(青刈とうもろこし、牧草、飼料用かぶ等)の生産活動である。

〔注意点〕

列部門の「飼料作物」は、55年表列部門「0014-90 その他の食用耕種作物」に含まれていたものを特掲した。

なお、55年表行部門「0014-990飼料作物」は、50年表行部門「0014-990食用耕種作物(除別掲)」を名称変更したもの。

列部門	0116-02	葉たばこ
行部門	0116-021	葉たばこ

(農林水産省)

葉たばこの生産活動で、一次乾燥し、調整するまでの活動を範囲とする。

列部門	0116-03	種苗
行部門	0116-031	種苗

(農林水産省)

種苗の生産活動であり、その生産物は、農産物(除畜産、養蚕)として定義されているものの種子、球根、苗木(除山行用)等である。ただし、生産物を直接自部門投入して生産活動を行うものを除く。

〔注意点〕

列部門の「種苗」は、55年表列部門「0015-20 非食用耕種作物」に含まれていたものを特掲した。

行部門の「種苗」は、55年表行部門「0015-290その他の非食用耕種作物」に含まれていたものを特掲した。

列部門	0116-04	花き・花木類
行部門	0116-041	花き・花木類

(農林水産省)

花き・花木類の生産活動であり、その生産物は、切花、鉢物、花木、芝等である。

〔注意点〕

列部門の「花き・花木類」は、55年表列部門「0015-20 非食用耕種作物」に含まれていたものを特掲した。

行部門の「花き・花木類」は、55年表行部門「0015-290 その他の非食用耕種作物」に含まれていたものを特掲した。

列部門	0116-09	その他の非食用耕種作物
行部門	0116-091	生ゴム(輸入)
	0116-092	綿花(輸入)
	0116-093	非食用工芸作物

(農林水産省)

他に分類されない非食用耕種作物の生産活動であり、その生産物は、生ゴム、綿花、薬用作物(薬用入参、除虫菊、はっか、ラベンダー)、製紙原料作物(こうぞ、みつまた、とろろあおい)、敷物原料作物(いぐさ、しちとうい)、織物原料作物(あさ)、工芸作物(あい、こりやなぎ、紅花等)等である。

〔注意点〕

列部門の「その他の非食用耕種作物」は、55年表列部門

「0015-20 非食用耕種作物」から種苗及び花き・花木類を除いたもの。

行部門の「非食用工芸作物」は、55年表行部門「0015-290 その他の非食用耕種作物」から種苗及び花き・花木類を除いたもの。

なお、55年表列部門の「非食用耕種作物」は、50年表列部門「0015-20 非食用工芸作物（除別掲）」と「0015-90 その他の非食用耕種作物」を統合したものの。また、50年表行部門「0015-220薬用作物」, 「0015-230製紙原料作物」, 「0015-240敷物原料作物」, 「0015-260その他の織物原料作物」, 「0015-290その他の非食用工芸作物」, 「0015-910種苗」, 「0015-920肥料用作物」及び「0015-990非食用耕種作物（除別掲）」を統合したものが、55年表行部門「0015-290 その他の非食用耕種作物」となっている。

列部門	0121-01	酪農
行部門	0121-011	生乳
	0121-019	その他の酪農生産物

(農林水産省)

酪農の生産活動であり、その生産物は、生乳、乳子牛（と殺向け）, 乳用牛の頭数増・肥大及びそのきゅう肥である。

〔注意点〕

行部門の「その他の酪農生産物」は、55年表行部門「0016-120乳子牛（と殺向け）」と「0016-190その他の酪農生産物」を統合したものの。

列部門	0121-02	採卵鶏
行部門	0121-021	採卵鶏

(農林水産省)

採卵鶏の生産活動であり、その生産物は、鶏卵、成鶏（廃鶏）、副産物の鶏ふん、不正常卵である。

〔注意点〕

列部門の「採卵鶏」は、55年表列部門「0016-20 養鶏」からブロイラー及びその鶏ふんを除いたもの。行部門の「採卵鶏」は、55年表行部門「0016-210鶏卵」並びに「0016-220肉鶏」及び「0016-290その他の養鶏生産物」を統合したもののからブロイラー及びその鶏ふんを除いたもの。

列部門	0121-03	肉鶏（除別掲）
行部門	0121-031	肉鶏（除別掲）

(農林水産省)

肉鶏（除別掲）の生産活動であり、その生産物は、ブロイラー及び副産物の鶏ふんである。

〔注意点〕

列部門の「肉鶏（除別掲）」は、55年表列部門「0016-20 養鶏」のうち、ブロイラー及びその鶏ふんである。

行部門の「肉鶏（除別掲）」は、55年表行部門「0016-220肉鶏」と「0016-290その他の養鶏生産物」を統合したもののうち、ブロイラー及びその鶏ふんである。

列部門	0121-04	養豚
行部門	0121-041	養豚

(農林水産省)

豚の生産活動であり、その生産物は、豚及びそのきゅう肥である。

〔注意点〕

行部門の「養豚」は、55年表行部門「0016-310豚」と「0016-390その他の養豚生産物」を統合したものの。

列部門	0121-05	肉牛
行部門	0121-051	肉牛

(農林水産省)

肉用牛の生産活動であり、その生産物は、肉用牛及びそのきゅう肥である。

〔注意点〕

行部門の「肉牛」は、55年表行部門「0016-410肉牛」と「0016-490その他の肉牛生産物」を統合したものの。

列部門	0121-09	その他の畜産
行部門	0121-091	羊毛
	0121-099	その他の畜産

(農林水産省)

他に分類されない畜産の生産活動であり、その生産物は、羊毛、馬（農耕馬）、軽種馬、やぎ、めん羊、毛皮用動物（ミンク、ギンギツネ、うさぎ等）、食用鳥類（あひる、あひるの卵、うずらの卵、七面鳥等）、その他の食用畜産生産物（やぎ乳、はちみつ）、愛玩鳥類（カナリヤ、セキセイインコ、文鳥等）、実験用動物（マウス、モルモット）、と毛、きゅう肥等である。

〔注意点〕

行部門の「その他の畜産」は、55年表行部門「0016-920肉畜」と「0016-990その他の畜産生産物」を統合したものの。

列部門	0122-01	養蚕
行部門	0122-011	養蚕

(農林水産省)

養蚕の活動であり、その生産物は、蚕繭（上繭、種繭、玉屑繭）及び養蚕副産物である繭綿、蚕種（輸出）並びに桑の

葉及び桑の植物生長である。

〔注意点〕

行部門の「養蚕」は、55年表行部門「0017-010蚕繭」と「0017-020養蚕副産物」を統合したもの。

列部門	0131-01	獣医業
行部門	0131-011	獣医業

(農林水産省)

獣医師免許所有者が、産業用動物及び愛玩動物に対して、内科的、外科的、齒科的獣医業を行うサービス活動である。

列部門	0131-02	農業サービス (除獣医業)
行部門	0131-021	農業サービス (除獣医業)

(農林水産省)

カントリーエレベーター、ライスセンター、稲作共同育苗施設、稚蚕共同飼育業、土地改良区、青果物共同選果場、種付業、ふ卵業、航空防除、農業指導等のサービス活動である。

列部門	0211-01	育林
行部門	0211-011	育林

(農林水産省)

山林用苗木(造林用、治山用苗木)の育成、造林及び材木の保育、保護などの活動をいう。生産物は、造林用苗木、治山用苗木、立木である。なお、造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産物として含めている。

列部門	0212-01	素材
行部門	0212-011	素材(国産)
	0212-012	素材(輸入)

(農林水産省)

立木を伐採し、枝払い、玉切り等を施し、丸太(そま角、大割材などを含む)を生産する活動である。

列部門	0213-01	特用林産物(含狩猟業)
行部門	0213-011	特用林産物(含狩猟業)

(農林水産省)

「農林水産省統計表」に定める特用林産物のうち、まつたけ、しいたけ等のきのこ類及び山林原野から採集されたくり、くるみ等の種実、たけのこ、しゅろ皮等の樹皮、竹材、うるし、薪、木炭(黒炭、白炭)等を生産する活動並びに狩猟業の生産活動である。

〔注意点〕

列部門の「特用林産物(含狩猟業)」は、55年表列部門

「0212-10 特用林産物」と「0212-20 薪炭製造」を統合したもの。

行部門の「特用林産物(含狩猟業)」は、55年表行部門「0212-100特用林産物」、「0212-210木炭」及び「0212-220薪」を統合したもの。

「狩猟業」は、50年表部門においては「0212-30、0212-300」、55年表においては部門を廃止していた。

列部門	0311-01	沿岸漁業
行部門	0311-011	沿岸漁業

(農林水産省)

「漁業養殖業生産統計年報」に定める沿岸漁業(漁船非使用漁業、無動力船及び10トン未満の動力漁船を使用する漁船漁業並びに定置網漁業、地びき網漁業)である。

列部門	0311-02	沖合漁業
行部門	0311-021	沖合漁業

(農林水産省)

「漁業養殖業生産統計年報」に定める沖合漁業(10トン以上の動力漁船を使用する漁船漁業のうち、遠洋漁業及び定置網漁業、地びき網漁業を除いたもの)である。

〔注意点〕

列部門の「沖合漁業」は、55年表列部門「0410-20 遠洋・沖合漁業」のうち沖合漁業である。

行部門の「沖合漁業」は、55年表行部門「0410-200遠洋・沖合漁業」のうち沖合漁業である。

列部門	0311-03	遠洋漁業
行部門	0311-031	遠洋漁業

(農林水産省)

「漁業養殖業生産統計年報」に定める遠洋漁業(遠洋まぐろはえなわ漁業、遠洋底びき網漁業、以西底びき網漁業等)及び捕鯨業である。

〔注意点〕

列部門の「遠洋漁業」は、55年表列部門「0410-20 遠洋・沖合漁業」から沖合漁業を除いたもの。

行部門の「遠洋漁業」は、55年表行部門「0410-200遠洋・沖合漁業」から沖合漁業を除いたもの。

なお、55年表から50年表部門「捕鯨業」(0410-40、0410-400)を統合した。

列部門	0311-04	海面養殖業
行部門	0311-041	海面養殖業

(農林水産省)

「漁業養殖業生産統計年報」に定める海面養殖業(海面または海面以外の場所に設けられた施設において、海水を利用して水産動植物を養殖する活動)である。

列部門	0312-01	内水面漁業
行部門	0312-011	内水面漁業

(農林水産省)

「漁業養殖業生産統計年報」に定める内水面漁業(公共の内水面において水産動植物を採捕する活動)である。

列部門	0312-02	内水面養殖業
行部門	0312-021	内水面養殖業

(農林水産省)

「漁業養殖業生産統計年報」に定める内水面養殖業(一定区画の内水面において水産動植物を養殖する活動)である。

2. 鉱業

列部門	0611-01	鉄鉱石
行部門	0611-011	鉄鉱石

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類0531「鉄鉱業」及び0532「砂鉄鉱業」の生産活動を範囲とし、硫酸部門の副産物である硫酸焼鉱は本部門を競合部門とする。

〔注意点〕

55年表行部門「1210-010鉄鉱石(国産)」と「1210-020鉄鉱石(輸入)」を統合。

列部門	0612-01	非鉄金属鉱物
行部門	0612-011	銅鉱
	0612-012	鉛・亜鉛鉱
	0612-019	その他の非鉄金属鉱物

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類051「貴金属鉱業」、細分類0521「銅鉱業」、0522「鉛・亜鉛鉱業」、細分類0523「硫化鉄鉱業」の硫化鉱、0524「すず鉱業」、0525「アンチモン鉱業」、0526「水銀鉱業」、0529「その他の非鉄金属鉱業」、0533「マンガン鉱業」、0534「クロム鉱業」、0535「タングステン鉱業」、0536「モリブデン鉱業」、0539「その他の鉄属鉱業」及び小分類059「その他の金属鉱業」の掘採及び選鉱

活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門の「非鉄金属鉱物」は、55年表列部門「1220-10銅鉱」、「1220-20鉛鉱」、「1220-30亜鉛鉱」、「1220-90その他の非鉄金属鉱物」及び「1990-10硫化鉱・硫黄」の硫化鉱を統合。

行部門の「鉛・亜鉛鉱」は、55年表行部門「1220-200鉛鉱」と「1220-300亜鉛鉱」を統合。また、「その他の非鉄金属鉱物」は、55年表行部門「1220-900その他の非鉄金属鉱物」と「1990-100硫化鉱・硫黄」の硫化鉱を統合。

列部門	0621-01	石灰石
行部門	0621-011	石灰石

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類0828「石灰石鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

列部門	0621-09	その他の窯業原料鉱物
行部門	0621-099	その他の窯業原料鉱物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類0821「耐火粘土鉱業」、0822「ろう石鉱業」、0823「ドロマイト鉱業」、0824「長石鉱業」、0825「陶石鉱業」、0826「けい石鉱業」、0827「天然けい砂鉱業」及び0829「その他の窯業原料用鉱物鉱業」の活動を範囲とする。他部門で発生する屑・副産物(石こう、化学石こう、高炉ガス灰、水滓、フライアッシュ、ガラス屑)は本部門を競合部門とする。

〔注意点〕

部門の名称を「窯業原料鉱物」から「その他の窯業原料鉱物」に変更。

列部門	0622-01	砂利・採石
行部門	0622-011	砂利・採石

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類081「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門の「砂利・採石」は、55年表列部門「1420-00砂利・石材」のうち砂利・採石を特掲。

列部門	0622-02	砕石
行部門	0622-021	砕石

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2581「砕石製造業」の活動

を範囲とする。

〔注意点〕

列部門の「碎石」は、55年表列部門「1420-00 砂利・石材」のうち碎石を特掲。

列部門	0629-09	その他の非金属鉱物
行部門	0629-099	その他の非金属鉱物

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類083「化学・肥料原料用鉱物鉱業」、084「粘土鉱業(別掲を除く)」及び089「その他の非金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門は、55年表「1990-30 原塩」のうち岩塩と「1990-90 その他の非金属鉱物」を統合。

なお、60年において岩塩の生産、輸入はない。

列部門	0711-01	石炭
行部門	0711-011	原料炭(国産)
	0711-012	原料炭(輸入)
	0711-013	一般炭・亜炭・無煙炭(国産)
	0711-014	一般炭・亜炭・無煙炭(輸入)

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類06「石炭・亜炭鉱業」の生産活動を範囲とし、石炭掘採において発生する炭田ガスは副産物扱いとし「その他の石炭製品」を競合部門とする。

〔注意点〕

行部門の「一般炭・亜炭・無煙炭(国産)」と「一般炭・亜炭・無煙炭(輸入)」は、55年表行部門の「1101-030一般炭・亜炭」と「1101-040無煙炭」を統合し、国産・輸入に組み替える。

列部門	0721-01	原油
行部門	0721-011	原油

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類071「原油鉱業」及び072「天然ガス鉱業」のうち天然ガソリンの生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

行部門は、55年表行部門「1301-010原油(国産)」と「1301-020原油(輸入)」を統合。

列部門	0731-01	天然ガス
行部門	0731-011	天然ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類072「天然ガス鉱業」のうち

天然ガソリンを除く生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

行部門は、55年表行部門「1302-100天然ガス(国産)」と「1302-200天然ガス(輸入)」を統合。

3. 食料品

列部門	1111-01	と畜(含肉鶏処理)
行部門	1111-011	枝肉・鶏肉
	1111-012	と畜副産物(含肉鶏処理副産物)

(農林水産省)

家畜・家きんとと畜解体し、枝肉、鶏肉を生産する活動であり、その生産物は、枝肉、鶏肉、と畜副産物(原皮及び肉鶏処理副産物を含む)である。

〔注意点〕

列部門の「と畜(含肉鶏処理)」は、55年表列部門「と殺(含肉鶏処理)」を名称変更したもの。

行部門の「枝肉・鶏肉」は、55年表行部門「2011-010枝肉」と「2011-040鶏肉」を統合したもの。また、「と畜副産物(含肉鶏処理副産物)」は、55年表行部門「2011-020原皮」、「2011-030と殺副産物」及び「2011-050肉鶏処理副産物」を統合したもの。

列部門	1112-01	畜産びん・かん詰
行部門	1112-011	畜産びん・かん詰

(農林水産省)

畜産物を主な材料として、保存食品(びん詰・かん詰等)を生産する活動であり、その生産物は、食肉びん・かん詰、調理特殊かん詰等である。

〔注意点〕

「レトルト食品」を「1119-03, 1119-031」に特掲したため、この部門から除いた。

列部門	1112-02	肉加工品
行部門	1112-021	肉加工品

(農林水産省)

畜肉製品を生産する活動であり、その生産物は、ハム、ベーコン、ソーセージ等である。

列部門	1112-03	動物油脂
行部門	1112-031	牛脂・豚脂
	1112-032	その他の動物油脂(除別掲)

(農林水産省)

動物原油(非食用)の生産及び原油をさらに加工精製する

活動である。

〔注意点〕

行部門の「牛脂・豚脂」及び「その他の動物油脂（除別掲）」は、55年表行部門「ラード（精製）」及び「動物原油（非食用分）」を、それぞれ名称変更したもの。

列部門	1112-04	酪農品
行部門	1112-041	飲用牛乳
	1112-042	乳製品

（農林水産省）

飲用牛乳、乳製品を生産する活動であり、その生産物は、飲用牛乳（牛乳・加工乳）、乳飲料、粉乳、れん乳、バター、チーズ、アイスクリーム・ミックスパウダー、アイスクリーム、醗酵乳及び乳酸菌飲料等である。

列部門	1113-01	冷凍魚介類
行部門	1113-011	冷凍魚介類

（農林水産省）

魚介類を凍結、または前処理・凍結する活動である。その範囲は原則として、「水産物流通統計年報」に定める「冷凍食品」及び「冷凍食品のうち魚介類」であり、副産物である「魚あら」を含む。

〔注意点〕

55年表部門「冷凍魚介類」を名称変更した。

列部門	1113-02	塩・干・くん製品
行部門	1113-021	塩・干・くん製品

（農林水産省）

魚介類を主な原料として、煮干し、くん製品等の水産加工品を生産する活動である。具体的には、「水産物流通統計年報」に定める「素干し」、「塩干」、「塩蔵」、「くん製」であり、副産物である「魚あら」を含む。

〔注意点〕

55年表部門「塩蔵・乾燥・くん製」を名称変更した。

列部門	1113-03	水産びん・かん詰
行部門	1113-031	水産びん・かん詰

（農林水産省）

魚介・海藻類を主な原料として、水産かん詰（びん詰等を含む）を生産する活動であり、副産物である「魚あら」を含む。

列部門	1113-04	ねり製品
行部門	1113-041	ねり製品

（農林水産省）

魚介類を主な原料として、焼きちくわ、かまぼこ、魚肉ハム・ソーセージ等の水産ねり製品を生産する活動である。具体的には、「水産物流通統計年報」に定める「ねり製品」の範囲であり、副産物である「魚あら」を含む。

列部門	1113-05	魚油・魚かす
行部門	1113-051	魚油・魚かす

（農林水産省）

魚油及び魚かすを生産する活動である。具体的には、「水産物流通統計年報」に定める「魚油及び粗製肝油、内臓油」、「鯨油」、「その他（海獣油を含む）」及び「身かす」、「あらかす」、「魚粉」、「フィッシュソリュブル」、「その他の飼肥料」である。

列部門	1113-09	その他の水産食品
行部門	1113-099	その他の水産食品

（農林水産省）

魚介・海藻類を主な原料として、他に分類されない焼・味付けのり、節類、水産物つくだ煮、寒天等を生産する活動である。

〔注意点〕

55年表部門「水産食品」を名称変更した。

列部門	1114-01	精穀
行部門	1114-011	精米
	1114-019	その他の精穀

（農林水産省）

米・麦の精穀を行う活動であり、その生産物は、国産精米（政府所管分、農家自給分、自主流通分、くず米、輸出精米）、輸入精米、その他の精穀（米ぬか、精麦、麦ぬか）である。

〔注意点〕

行部門の「精米」は、55年表部門「2050-110精米（国産原料）」と「2050-120精米（輸入）」を統合したもの。

列部門	1114-02	製粉
行部門	1114-021	小麦粉
	1114-029	その他の製粉

（農林水産省）

粉類を生産する活動であり、その生産物は、小麦粉、ふすま、そば粉、こんにやく粉、穀粉等である。

列部門	1115-01	めん類
行部門	1115-011	めん類

(農林水産省)

めん類を生産する活動であり、その生産物は、乾めん、即席めん、マカロニ、スパゲティ、生めん等である。

列部門	1115-02	パン・菓子類
行部門	1115-021	パン類
	1115-022	菓子類

(農林水産省)

パン類及び菓子類を生産する活動であり、その生産物は、食パン、学校給食パン、菓子パン、その他のパン、キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、その他の菓子である。

列部門	1115-03	農産びん・かん詰
行部門	1115-031	農産びん・かん詰

(農林水産省)

野菜及び果実等を主な原料として、保存食品(びん詰・かん詰等)を生産する活動であり、その生産物は、野菜びん・かん詰、果実びん・かん詰、ジャムびん・かん詰、野菜ジュース、濃縮果汁・天然果汁等である。

〔注意点〕

濃度が100%未満の果実飲料は、「清涼飲料(1129-02, 1129-021)」に分類される。

列部門	1115-04	砂糖
行部門	1115-041	精製糖(国産原料)
	1115-042	精製糖(輸入原料)
	1115-049	その他の砂糖・副産物

(農林水産省)

砂糖を生産する活動であり、その生産物は、国産原料精製糖(てんさい糖、かんしゃ糖)、輸入原料精製糖、含みつ糖及び副産物(糖みつ、ビートパルプ)である。

〔注意点〕

行部門の「その他の砂糖・副産物」は、55年表行部門「輸入粗糖・副産物」を名称変更したものである。

列部門	1115-05	でん粉
行部門	1115-051	でん粉

(農林水産省)

でん粉を生産する活動であり、その生産物は、かんしょでん粉、ばれいしょでん粉、小麦でん粉、コーンスターチ、そ

の他のでん粉及び副産物(でん粉かす)である。

〔注意点〕

行部門の「でん粉」は、55年表行部門「2091-410かんしょ・ばれいしょでん粉」と「2091-420その他のでん粉・かす」を統合したものである。

列部門	1115-06	ぶどう糖・水あめ・異性化糖
行部門	1115-061	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

(農林水産省)

ぶどう糖、水あめ、異性化糖等を生産する活動である。

〔注意点〕

55年表部門「水あめ・粉あめ・ぶどう等」を名称変更した。

列部門	1115-07	植物油脂
行部門	1115-071	食用油・加工油脂
	1115-072	植物油脂(非食用)
	1115-073	植物原油かす

(農林水産省)

植物原油(非食用)の生産、原油をさらに加工した精製油(食用)及びマーガリンなどの加工油脂を生産する活動である。その生産物は、食用なたね油(からしな油を含む)、食用大豆油、その他の植物性食用油、マーガリン、ショートニング、非食用向け植物原油及び植物原油かす(なたね油かす、大豆油かす、米ぬか油かす等)である。

〔注意点〕

行部門の「食用油・加工油脂」は、55年表行部門「2091-110食用なたね油」、「2091-120食用大豆油」及び「2091-130その他の食用油・加工品」を統合したものである。また、「植物油脂(非食用)」は、55年表行部門「2091-140植物原油(非食用分)」を名称変更したものである。

列部門	1115-09	その他の農産加工
行部門	1115-099	その他の農産加工

(農林水産省)

野菜及び果実等を主な原料として、農産加工品(びん・かん詰等を除く)を生産する活動であり、その生産物は、冷凍野菜・果実、漬物、その他(切干かんしょ、かんぴょう、カップジャム、農産つくだ煮、マッシュポテト等)である。

〔注意点〕

55年表部門「その他の野菜・果実加工」を名称変更した。

列部門	1119-01	塩
行部門	1119-011	原塩
	1119-012	塩

(大蔵省)

日本標準産業分類の細分類2025「塩製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

60年表行部門「原塩」は、55年表部門「1990-30、1990-300原塩」のうち岩塩を除いたもの。

列部門	1119-02	調味料
行部門	1119-021	調味料

(農林水産省)

調味料を生産する活動であり、その生産物は、みそ、しょうゆ、食用アミノ酸、ソース、マヨネーズ、トマトケチャップ、食酢、即席カレー、グルタミン酸ソーダ、その他の調味料である。なお、卵白(マヨネーズ副産物)を含む。

列部門	1119-03	レトルト食品
行部門	1119-031	レトルト食品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1299「他に分類されない食品製造業」のうち、レトルト食品の生産活動である。

〔注意点〕

55年表部門「畜産びん・かん詰(2012-10、2012-100)」に含まれていたものを特掲した。

列部門	1119-04	冷凍調理食品
行部門	1119-041	冷凍調理食品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1297「冷凍調理食品製造業」の活動である。

〔注意点〕

55年表部門「その他の食料品(2091-90、2091-900)」に含まれていたものを特掲した。

列部門	1119-09	その他の食料品
行部門	1119-099	その他の食料品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1291「ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業」、1294「こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業」、1295「豆腐・油揚げ製造業」、1296「あん類製造業」、1298「そう(惣)菜製造業」、1299「他に分類されない食品製造業」の生産活動から

レトルト食品を除いた範囲である。

〔注意点〕

55年表部門「その他の食料品(2091-90、2091-900)」から冷凍調理食品を除いた。

列部門	1121-01	清酒
行部門	1121-011	清酒

(大蔵省)

清酒部門は、清酒、みりん、清酒かす、みりんかすである。

日本標準産業分類の細分類1323「清酒製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」の一部の生産活動を範囲とする。

列部門	1121-02	ビール
行部門	1121-021	ビール

(大蔵省)

ビール部門は、ビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母ならびに生酵母である。

日本標準産業分類の細分類1322「ビール製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	1121-03	添加用アルコール
行部門	1121-031	添加用アルコール

(大蔵省)

添加用アルコールは、アルコール飲料の原料となるアルコールのことである。

列部門	1121-04	ウィスキー類
行部門	1121-041	ウィスキー類

(大蔵省)

ウィスキー類部門は、ウィスキー及びブランデーである。

日本標準産業分類の細分類1324「蒸留酒・混成酒製造業」の一部の生産活動を範囲とする。

列部門	1121-09	その他の酒類
行部門	1121-099	その他の酒類

(大蔵省)

その他の酒類部門は、果実酒類、合成清酒、しょうちゅう、スピリッツ、リキュール類及び雑酒である。日本標準産業分類の細分類1321「果実酒製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」の一部の生産活動を範囲とする。

列部門	1129-01	茶・コーヒー
行部門	1129-011	茶・コーヒー

(農林水産省)

荒茶、または仕上げ茶及びコーヒーを生産する活動であり、その生産物は、緑茶、紅茶、レギュラーコーヒー、インスタントコーヒー等である。

列部門	1129-02	清涼飲料
行部門	1129-021	清涼飲料

(農林水産省)

主としてアルコールを含まない清涼飲料及び嗜好飲料を生産する活動であり、その生産物は、サイダー、ラムネ、コーラ飲料、フレーバー系炭酸飲料、その他の炭酸飲料、果実飲料、コーヒー・紅茶飲料、ミネラルウォーター等である。

[注意点]

醸酵乳及び乳酸菌飲料は「1112-04 酪農品」、 「1112-042 乳製品」に、野菜ジュース、濃縮果汁及び天然果汁は「農産びん・かん詰 (1115-03, 1115-031)」に、それぞれ分類されている。

列部門	1129-03	製氷
行部門	1129-031	製氷

(農林水産省)

販売用氷の生産活動である。

列部門	1131-01	飼料
行部門	1131-011	飼料

(農林水産省)

家畜、家きん等の飼料を生産する活動で、その生産物は、配合飼料、混合飼料及び単体飼料であり、他に分類されるものを除く(ペットフードを含む)。

[注意点]

55年表部門「配合飼料」を名称変更した。

列部門	1131-02	有機質肥料 (除別掲)
行部門	1131-021	有機質肥料

(農林水産省)

主として動物性、植物性の肥料を生産する活動であり、腐葉土等を含む。

[注意点]

部門を新設した。

列部門	1141-01	たばこ
行部門	1141-011	たばこ

(大蔵省)

「たばこ製造」の生産活動を範囲とする。すなわち、日本たばこ産業株式会社によるたばこ生産活動をすべて含んでおり、葉たばこの収納業務から葉たばこの2次乾燥、葉たばこの輸入業務、葉たばこや製造たばこの保管、さらには日本たばこの工場で使用される機械の製造組立の一部まで含んでいる。

4. 繊維製品、パルプ・紙・木製品、印刷・出版

列部門	1511-01	製糸
行部門	1511-011	製糸

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類141「製糸業」の活動とする。なお、製糸の生産工程で発生する副産物は生産額に含めず、「魚油・魚かす」部門(1113-05, 1113-051)に競合させる。

列部門	1511-02	綿糸
行部門	1511-021	綿糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1421「綿紡績業」の生産活動を範囲とする。なお、紡績工程で発生する落綿は屑扱いとし、「綿花(輸入)」を競合部門とする。

[注意点]

55年表に含まれていた綿ねん糸、和紡糸を「1511-09 その他の紡績糸」、綿反毛を「1519-09 その他の繊維工業製品」に競合。また、部門の名称を「綿紡」から「綿糸」に変更。

列部門	1511-03	化学繊維紡績糸
行部門	1511-031	化学繊維紡績糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1422「化学繊維紡績業」の生産活動を範囲とする。なお、製造工程で発生するスフ屑、毛屑、合成繊維屑、落綿は屑扱いとし、それぞれ「人絹糸・スフ」、「羊毛」、「化学繊維紡績糸」、「綿花(輸入)」を競合部門とする。

[注意点]

列部門は、55年表列部門「2305-00 スフ紡」、「2306-00 合成繊維紡」を統合。行部門は、55年表行部門「2305-000 スフ紡」、「2306-010 ビニロン紡績糸」、「2306-020 ナイロン紡績糸」、「2306-030 アクリルニトリル紡績糸」、「2306-040 エ

ステル紡績糸」及び「2306-090その他の合成繊維糸」を統合。55年表に含まれていたスフ、合成繊維のねん糸を「1511-09 その他の紡績糸」に統合。

列部門	1511-04	毛糸
行部門	1511-041	毛糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1423「毛紡績業」の生産活動を範囲とする。なお、紡績工程で発生する毛屑は屑扱いとし、「羊毛」を競合部門とする。

〔注意点〕

55年表に含まれていた毛ねん糸を「1511-09 その他の紡績糸」に統合。毛反毛、洗化炭及びトップを「1519-09 その他の繊維工業製品」に統合。また、部門の名称を「毛紡」から「毛糸」に変更。

列部門	1511-09	その他の紡績糸
行部門	1511-099	その他の紡績糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1424「絹紡績業」、1425「麻紡績業」、1429「その他の紡績業」及び小分類143「ねん糸製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門は、55年表列部門「2301-20 絹紡」及び「2304-00 麻紡」を統合。「2302-00 綿紡」のねん糸、和紡糸、「2306-00 合成繊維紡」、「2311-10 絹織物」及び「2311-20 人絹織物」のねん糸を当部門に統合。また、「2301-20 絹紡」に含まれていた販売用ペニーを「1519-09 その他の繊維工業製品」に統合。

列部門	1512-01	綿・スフ織物(含合繊短織物)
行部門	1512-011	綿・スフ織物(含合繊短織物)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1441「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門は、55年表列部門「2312-10 綿織物」、 「2312-30 スフ織物」及び「2313-00 合成繊維織物」のうち合成繊維短織物を当部門に統合。行部門も同様。

列部門	1512-02	絹・人絹織物(含合繊長織物)
行部門	1512-021	絹・人絹織物(含合繊長織物)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1442「絹・人絹織物業」の

生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門は、55年表列部門「2311-10 絹織物」、 「2311-20 人絹織物」及び「2313-00 合成繊維織物」のうち合成繊維長織物を当部門に統合。行部門も同様。なお、「絹織物」、「人絹織物」に含まれていたねん糸を「1511-099その他の紡績糸」に統合。

列部門	1512-03	毛織物
行部門	1512-031	毛織物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1443「毛織物業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表で当部門に含まれていたモケットを「1512-099その他の織物(除別掲)」に統合。また、55年表で「2313-00合成繊維織物」に含まれていた毛風合成繊維織物を当部門に統合。

列部門	1512-09	その他の織物
行部門	1512-091	細幅織物
	1512-099	その他の織物(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1444「麻織物業」、及び1449「その他の織物業」、1485「細幅織物業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門は、55年表列部門「2312-20 細幅織物」、 「2315-00 麻織物」及び「2390-90 その他の繊維雑品」のうち抄織織物を統合。また、55年表では「2313-00 合成繊維織物」に含まれていた麻風合成繊維織物及び「2314-00 毛織物」に含まれていたモケットを当部門に統合。

列部門	1513-01	ニット製品
行部門	1513-011	ニット製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類145「ニット製造業」の生産活動を範囲とする。ただし、ニット生地は中間製品扱いとし、輸出用・工業用及び在庫増減のみを計上する。

列部門	1514-01	染色整理
行部門	1514-011	染色整理

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類146「染色整理業」の生産活動を範囲とする。

列部門	1519-01	わら・い加工品
行部門	1519-011	わら・い加工品

(農林水産省)

稲わら、い及びしちとういを主な原料として、わら製品、い製品等の加工品を生産する活動であり、その生産物は畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むしろ、かます、わらなわ等である。

〔注意点〕

55年表部門「わら加工品(2390-10, 2390-100)」と「い製品(2390-20, 2390-200)」とを統合したものである。

列部門	1519-02	ロープ・網
行部門	1519-021	ロープ・網

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類147「綱・網製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「2390-59 その他の繊維既製品」のうち漁網以外の網地を当部門に統合。

列部門	1519-03	じゅうたん・床敷物
行部門	1519-031	じゅうたん・床敷物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1496「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「2390-30 製綿・じゅうたん」のうち「じゅうたん」を特掲。

列部門	1519-04	衛生材料
行部門	1519-041	衛生材料

(厚生省)

日本標準産業分類の細分類1498「繊維製衛生材料製造業」に相当する範囲とし、繊維製衛生材料を生産する活動とする。

なお、紙製衛生材料は「1829-09 その他のパルプ・紙・紙加工品」部門に含める。

列部門	1519-09	その他の繊維工業製品
行部門	1519-099	その他の繊維工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1481「刺しゅうレース製造業」、1482「編レース製造業」、1483「ポビンレース製造業」、1484「組ひも製造業」、1489「その他

のレース・繊維雑品製造業」、1491「製毛業」、1492「麻製織業」、1493「せん(剪)毛業」、1495「フェルト・不織布製造業」、1497「上塗りした織物・防水した織物製造業」および1499「他に分類されない繊維工業」の生産活動を範囲とする。

ただし、原則として反毛は中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

また、亜麻の製織及びちよ麻の精練も中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

〔注意点〕

列部門は、55年表列部門「2390-59 その他の繊維既製品」のうちレース生地、組ひも、フェルト・不織布製品と同「2390-90 その他の繊維雑品」のうち上塗り又は防水した織物、他に分類されない繊維工業製品等とを統合。また、55年表で各紡績糸に含まれていた整毛を当部門に含む。

列部門	1521-01	衣服
行部門	1521-011	衣服

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類151「外衣製造業(和式を除く)」、152「シャツ・下着製造業(和式を除く)」及び細分類1551「和装製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

① 革製の衣服は「1522-01 身廻品」に含まれる。

② 生産額推計に工業統計表(品目編)を採用する場合は、非製造業者(商社等)からの委託生産額が把握できない。しかし、縫製品の場合、商社等の委託が多いため、工業統計表の「加工賃収入-委託費」を同業者以外の商社等からの委託分として、次式により生産額を推計する。

$$\begin{aligned} \text{商社等分のCT} &= (\text{同業者以外からの委託費}) / \\ &\quad (\text{加工賃} / \text{製品価格}) \\ &= (\text{委託加工費} - \text{委託費}) / \\ &\quad ((\text{製品価格} - \text{原材料費}) / \text{製品価格}) \end{aligned}$$

列部門	1522-01	身廻品
行部門	1522-011	身廻品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類153「帽子製造業」、154「毛皮製衣服・身の廻り品製造業」、細分類1552「ネクタイ製造業」、1553「スカーフ・マフラー製造業」、1554「ハンカチーフ製造業」、1555「足袋製造業」及び1559「他に分類されない衣服・繊維製身の廻り品製造

業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「2410-30 その他の履物」のうち繊維製履物を当部門に統合。また、当部門に含まれていた革製手袋、ベルトを「2412-021かばん・袋物・その他の革製品」に統合。同様に、麦わら・パナマ類帽子・帽体は「3919-099その他の製造工業製品」に統合。

列部門	1529-01	製綿・寝具
行部門	1529-011	製綿・寝具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1494「製綿業」及び1591「寝具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門は、55年表列部門「2390-30 製綿・じゅうたん」のうち製綿及び「2390-51 民生用繊維既製品」のうち寝具を当部門に統合。

列部門	1529-09	その他の繊維既製品
行部門	1529-099	その他の繊維既製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1592「蚊帳製造業」、1593「帆布製品製造業」、1594「繊維製袋製造業」、1595「刺しゅう業」及び1599「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門は、55年表列部門「2390-51 民生用繊維既製品」と「2390-59 その他の繊維既製品」を統合。ただし、55年表列部門「2390-51 民生用繊維既製品」のうち寝具は「1529-011 製綿・寝具」に統合。55年表「2390-59 その他の繊維既製品」のうち漁網以外の網地は「1519-021 ロープ・網」に統合。同様に、レース生地、組ひも、フェルト・不織布製品は「1519-099その他の繊維工業製品」に統合。

列部門	1611-01	製材
行部門	1611-011	製材

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1611「一般製材業」及び1617「床板製造業」のうち単層フローリングの生産活動とする。なお、製材工場、合・単板工場、床板工場等における残材(のこくずを含む)もこの部門の生産物とする。

列部門	1611-02	合板
行部門	1611-021	合板

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1612「単板(ベニヤ板)製造業」、1617「床板製造業」のうち単層フローリングを除いたもの及び1622「合板製造業」の生産活動とする。

列部門	1611-03	木材チップ
行部門	1611-031	木材チップ

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1618「木材チップ製造業」の生産活動とする。

列部門	1619-09	その他の木製品
行部門	1619-091	建設用木製品
	1619-099	その他の木製品(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1613「屋根板製造業」、1614「経木・同製品製造業(折箱・マッチ箱を除く)」、1615「木毛製造業」、1616「たる・おけ材製造業」、1619「他に分類されない特殊製材業」、1621「造作材製造業(建具を除く)」、1623「建築用木製組立材料製造業」、1624「パーティクルボード製造業」、1625「銘板・銘木製造業」、小分類163「木製容器製造業(竹、とうを含む)」、164「木製履物製造業」及び169「その他の木製品製造業(竹、とうを含む)」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「2410-30 その他の履物」のうち木製履物、「2712-40 繊維板」のうちパーティクルボード及び「3291-320薬品処理木材」を含む。

従来、当部門に含まれていた鏡縁、額縁は「1711-01 木製家具・装備品」に、コルク製品、漆器製品は「3919-09 その他の製造工業製品」にそれぞれ含まれる。

列部門	1711-01	木製家具・装備品
行部門	1711-011	木製家具・装備品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1711「木製家具製造業(漆塗りを除く)」、1713「マットレス・組スプリング製造業」、小分類172「宗教用具製造業」、細分類1793「日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業」、1794「鏡縁・額縁製造業」及び1799「他に分類されない家具・装備品製造業」の生産活動及び製造小売の活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「2600-11 木製家具・建具材」のうち木製家具と「2600-19 その他の木製家具」を統合。

列部門	1711-02	木製建具
行部門	1711-021	木製建具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類173「建具製造業」の生産活動及び製造小売の活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「2600-11 木製家具・建具材」のうち建具材を特掲。

列部門	1711-03	金属製家具・装備品
行部門	1711-031	金属製家具・装備品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1712「金属製家具製造業」、1791「事務所用・店舗用装備品製造業」及び1792「窓用・扉用日よけ製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「2600-20 金属製家具」に含まれていた金庫は「2899-099その他の金属製品(除別掲)」に統合。

列部門	1811-01	パルプ
行部門	1811-011	パルプ

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類181「パルプ製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表「2711-10 溶解パルプ」及び「2711-20 製紙パルプ」を統合。

列部門	1812-01	洋紙・和紙
行部門	1812-011	洋紙・和紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1821「洋紙製造業」、1823「機械すき和紙製造業」、1824「手すき和紙製造業」及び大蔵省印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を範囲とする。

列部門	1813-01	板紙
行部門	1813-011	板紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1822「板紙製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	1813-02	段ボール
行部門	1813-021	段ボール

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1832「段ボール製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「2720-10 加工紙」の段ボールを特掲。行部門は変わらず。

列部門	1813-03	塗工紙・建設用加工紙
行部門	1813-031	塗工紙・建設用加工紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1831「塗工紙製造業」及び1833「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「2720-10 加工紙」の塗工紙・建設用加工紙を特掲。行部門は変わらず。

列部門	1821-01	段ボール箱
行部門	1821-011	段ボール箱

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1853「段ボール箱製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「2720-20 紙製容器」の段ボール箱を特掲。行部門も同様。

列部門	1821-09	その他の紙製容器
行部門	1821-099	その他の紙製容器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1851「重包装紙袋製造業」、1852「角底紙袋製造業」、1854「紙器製造業」及び1855「ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「2720-20 紙製容器」の段ボール箱を除く。行部門も同様。

列部門	1829-01	セロファン
行部門	1829-011	セロファン

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1891「セロファン製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	1829-09	その他のパルプ・紙・紙加工品
行部門	1829-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1834「ブックバインディングクロス製造業」、小分類184「紙製品製造業」、細分類1892「繊維板製造業」、1893「紙製衛生材料製造業」及び1899「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「2712-40 繊維板」、「2720-30 紙製品」及び「2390-90 その他の繊維雑品」のうちブックバインディングクロスを統合。ただし、繊維板に含まれていた「パーティクルボード」は「1619-091建設用木製品」に統合。行部門も同様。

列部門	1911-01	新聞
行部門	1911-011	新聞

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類191「新聞業」の生産活動を範囲とする。

列部門	1911-02	印刷・製版・製本
行部門	1911-021	印刷・製版・製本

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類193「印刷業(謄写印刷業を除く)」、194「製版業」、195「製本業、印刷物加工業」、199「印刷業に伴うサービス業」及び大蔵省印刷局の活動とする。なお、一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、生産額には含めない。

〔注意点〕

部門の名称を「印刷」から「印刷・製版・製本」に変更する。

列部門	1911-03	出版
行部門	1911-031	出版

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類192「出版業」の活動とする。

5. 化学製品、石油・石炭製品

列部門	2011-01	アンモニア
行部門	2011-011	アンモニア

(通商産業省)

アンモニア、液体アンモニア、アンモニア水の生産活動を範囲とする。

列部門	2011-02	単質肥料
行部門	2011-021	窒素質肥料
	2011-029	その他の単質肥料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうちアンモニア、硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウムを除いたもの、2019「その他の化学肥料製造業」及び2021「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムを生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

60年表行部門「窒素質肥料」は、55年表行部門「3118-111 硫安」、「3118-112 尿素」、「3118-113 塩安」、「3118-114 硝安」及び「3118-130 石炭窒素」を統合、同様に「その他の単質肥料」は、55年表行部門「3118-120 りん酸質肥料」のうち単質肥料と「3118-190 その他の化学肥料」のうち単質肥料を統合。

硫安は回収・副生に依存する度合が大きくなっているため、55年表より硫安の生産はゼロとし、すべてを回収又は副生硫安とし、副産物発生によって需要をまかなう事とする。塩化アンモニウムは60年表より硫安と同様、副産物扱いとする。

列部門	2011-03	複合肥料・配合肥料
行部門	2011-031	複合肥料・配合肥料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2012「複合肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

生産工程で発生する化学石こうは副産物扱いとし、「その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

列部門	2021-01	ソーダ工業製品
行部門	2021-011	ソーダ灰
	2021-012	苛性ソーダ
	2231-013	液体塩素
	2021-019	その他のソーダ工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2021「ソーダ工業」のうち

塩化アンモニウムを除いた生産活動を範囲とする。

生産工程で発生する塩化アンモニウムは副産物扱いとし、「窒素質肥料」を競合部門とする。

〔注意点〕

60年表行部門「その他のソーダ工業製品」は55年表行部門「3111-440塩酸」と「3111-490その他のソーダ工業薬品」を統合。

また、従来「3111-490その他のソーダ工業薬品」に含まれていたシアン化ナトリウムを「2029-099その他の無機化学工業製品」に統合。

列部門	2029-01	硫酸
行部門	2029-011	硫酸

(通商産業省)

硫酸の生産活動とする。生産工程で発生する硫酸焼鉱は副産物扱いとし、「鉄鉱石」を競合部門とする。

列部門	2029-02	無機顔料
行部門	2029-021	酸化チタン
	2029-022	カーボンブラック
	2029-029	その他の無機顔料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2023「無機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。詳しくは、酸化チタン、カーボンブラック、亜鉛華、鉛丹、リサージ、銀朱、酸化第二鉄、黄鉛、カドミウム顔料、その他の無機顔料である。

生産工程で発生する化学石こうは副産物扱いとし、「その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

〔注意点〕

60年表行部門「その他の無機顔料」は、55年表部門「3119-120亜鉛華」及び「3119-190その他の無機薬品」のうち鉛丹、リサージ、銀朱、酸化第二鉄、黄鉛、カドミウム顔料を統合する。

列部門	2029-03	圧縮ガス・液化ガス
行部門	2029-031	圧縮ガス・液化ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2024「圧縮ガス・液化ガス製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

従来当部門に含まれた「フロンガス」を「2039-02メタン誘導品」に統合。また、部門の名称を「高压ガス」より「圧縮ガス・液化ガス」に変更。

列部門	2029-09	その他の無機化学工業製品
行部門	2029-099	その他の無機化学工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、2022「電炉工業」及び2029「その他の無機化学工業製品製造業」のうち硫酸を除く生産活動を範囲とする。

生産工程で発生する化学石こうは副産物扱いとし、「その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

〔注意点〕

55年表部門「3111-300カーバイド」、 「3111-490その他のソーダ工業薬品」のうちシアン化ナトリウム、「3119-110二硫化炭素」及び「3119-190その他の無機薬品」のうち無機顔料を除いたものを統合。

従来「3119-190その他の無機薬品」に含まれていたレーキは、60年表より「2039-099その他の有機化学工業薬品」に統合。

列部門	2031-01	石油化学基礎製品
行部門	2031-011	エチレン
	2031-012	プロピレン
	2031-019	その他の石油化学基礎製品

(通商産業省)

ナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、トップガスの生産活動を範囲とする。生産工程中に発生する液化石油ガス及び硫黄は副産物扱いとし、「液化石油ガス」及び「その他の非金属鉱物」を競合部門とする。

〔注意点〕

- ① 55年表行部門「3113-990その他の石油化学製品」に含まれていたブタジエン、ノルマルパラフィンを含む。
- ② 行部門の名称を「エチレン(石油系)」から「エチレン」へ、「プロピレン(石油系)」から「プロピレン」へ変更。

列部門	2031-02	石油化学系芳香族製品
行部門	2031-021	純ベンゾール
	2031-022	純トルオール
	2031-023	キシロール
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品

(通商産業省)

改質生成油及び分解ガソリンからつくる純ベンゾール、純トルオール、キシロール、芳香族溶剤の生産活動を範囲とする。

る。

〔注意点〕

行部門の名称を「純ベンゾール（石油系）」から「純ベンゾール」、「純トルオール（石油系）」から、「純トルオール」、「キシロール（石油系）」から「キシロール」、「その他の石油系芳香族製品」から「その他の石油化学系芳香族製品」に変更。

列部門	2032-01	脂肪族中間物
行部門	2032-011	合成アルコール類
	2032-012	酢酸
	2032-013	二酸化エチレン
	2032-014	アクリロニトリル
	2032-015	エチレングリコール
	2032-016	酢酸ビニルモノマー
	2032-019	その他の脂肪族中間物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2032「脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）」の生産活動を範囲とする。生産工程中に回収される硫酸は副産物扱いとし、「窒素質肥料」を競合部門とする。

〔注意点〕

- ① 60年表行部門「2032-011合成アルコール類」は、55年表「3113-950合成ブタノール（石油系）」と「3113-990その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」を統合。
- ② 60年表行部門「2032-013二酸化エチレン」、「2032-014アクリロニトリル」及び「2032-015エチレングリコール」は、55年表「3113-990その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」より特掲。
- ③ 60年表行部門「2032-016酢酸ビニルモノマー」は、55年表「3113-10繊維原料合成樹脂」より特掲。
- ④ 60年表行部門「2032-019その他の脂肪族中間物」は、55年表「3113-940合成アセトン」、「3117-210塩化ビニルモノマー」、「3112-390その他のメタノール系誘導品」のうちペンタエリスリトール、「3112-400鎖式中間物」及び「3117-900その他の合成樹脂」のうちメタクリル酸エステルを含む。

列部門	2032-02	環式中間物
行部門	2032-021	スチレンモノマー
	2032-022	合成石炭酸
	2032-023	テレフタル酸（高純度）
	2032-024	タプロラクタム
	2032-029	その他の環式中間物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち環式中間物の生産活動を範囲とする。生産工程中に回収される硫酸は副産物扱いとし、「窒素質肥料」を競合部門とする。

〔注意点〕

- ① 60年表行部門「2032-022合成石炭酸」及び「2032-023テレフタル酸（高純度）」は、55年表「3113-990その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」より特掲。
- ② 60年表行部門「2032-024カプロラクタム」は、55年表「3116-190その他の繊維原料用合成樹脂」より特掲。
- ③ 60年表行部門「2032-029その他の環式中間物」は、55年表「3112-210環式中間物（非石油系）」、「3113-910無水フタル酸（石油系）」及び「3113-990その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」のうち他に属さない環式中間物を統合。

列部門	2033-01	合成ゴム
行部門	2033-011	合成ゴム

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2038「合成ゴム製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門は、55年表列部門「3113-90その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」から特掲。行部門は55年表と同様。

列部門	2039-01	コーラール製品
行部門	2039-011	コーラール製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2035「コーラール製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

- ① 行部門は、55年表行部門「3112-110純ベンゾール」、「3112-140クレオート油」、「3112-150ピッチ」及び「3112-190その他のタール製品」を統合。
- ② 部門の名称を「タール製品（非石油系）」から「コーラール製品」に変更。

列部門	2039-02	メタン誘導品
行部門	2039-021	メタン誘導品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 0 3 3 「メタン誘導品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

- ① 行部門は、55年表行部門「3112-310精製メタノール」、「3112-320ホルマリン」及び「3112-390その他のメタノール系誘導品」を統合。従来含まれていたり酸、ペンタエリスリトールは、それぞれ「2039-099その他の有機化学工業製品」、「2032-019その他の脂肪族中間物」に統合。
- ② 部門の名称を「メタノール系誘導品」から「メタン誘導品」に変更。
- ③ フロンガスを55年表の「3119-20高圧ガス」から統合。

列部門	2039-03	油脂加工製品
行部門	2039-031	油脂加工製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 0 5 1 「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」の生産活動を範囲とする。生産工程中に発生する石けんは副産物扱いとし、「石けん・合成洗剤・界面活性剤」を統合部門とする。

〔注意点〕

行部門は、55年表行部門「3112-710精製グリセリン」及び「3112-790その他の油脂加工製品」を統合、また、従来含まれていた高級アルコールは「2039-099その他の有機化学工業製品」に統合。

列部門	2039-04	可塑剤
行部門	2039-041	可塑剤

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 0 3 9 「その他の有機化学工業製品製造業」のうち、可塑剤の生産活動を範囲とする。

列部門	2039-05	合成染料
行部門	2039-051	合成染料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 0 3 6 「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち、合成染料の生産活動を範囲とする。

列部門	2039-09	その他の有機化学工業製品
行部門	2039-099	その他の有機化学工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 0 3 4 「発酵工業」、2 0 3 6 「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち有機顔料及び 2 0 3 9 「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤を除く生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表部門「3112-22エチルアルコール」と「3119-900その他の基礎薬品」のうち天然樹脂製品、木材化学製品を除いたものを統合。なお、従来「3112-790その他の油脂加工製品」に含まれていた高級アルコール、「3112-390その他のメタノール系誘導品」に含まれていたり酸及び「3119-190その他の無機薬品」に含まれていたレーキを含むこととする。

列部門	2041-01	熱硬化性樹脂
行部門	2041-011	熱硬化性樹脂

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 0 3 7 「プラスチック製造業」のうち、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、けい素樹脂、エポキシ樹脂の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3117-30石油系合成樹脂」のうちエポキシ樹脂を含む。

列部門	2041-02	熱可塑性樹脂
行部門	2041-021	ポリエチレン (低密度)
	2041-022	ポリエチレン (高密度)
	2041-023	ポリスチレン
	2041-024	ポリプロピレン
	2041-025	塩化ビニル樹脂

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 0 3 7 「プラスチック製造業」のうち、ポリエチレン (低密度)、ポリエチレン (高密度)、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

60年表行部門「ポリエチレン (低密度)」、「ポリエチレン (高密度)」、「ポリスチレン」、「ポリプロピレン」は、55年表列部門「3117-30石油系合成樹脂」より特掲したものの。同様に「塩化ビニル樹脂」は、55年表行部門「3117-220塩化ビニル樹脂」より組み替える。

EVA (エチレン酢酸ビニルコポリマー) は、「ポリエチレ

ン（低密度）」に含まれる。

列部門	2041-03	高機能性樹脂
行部門	2041-031	高機能性樹脂

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、ポリアミド樹脂、ポリアセタール、ポリカーボネート、PET（その他）、PBTの生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表部門「3117-90その他の合成樹脂」より特掲。

列部門	2041-09	その他の合成樹脂
行部門	2041-099	その他の合成樹脂

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、繊維原料用合成樹脂（アセチルセルロース、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂）、ポリブテン、石油樹脂、メタクリル樹脂、硝化綿、セルロイド生地など他に分類されない合成樹脂の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表部門「3116-10繊維原料用合成樹脂」、 「3117-30石油系合成樹脂」のうち熱可塑性樹脂を除いたもの及び「3117-90その他の合成樹脂」のうち高機能性樹脂を除いたものを統合。

列部門	2051-01	人絹糸・スフ
行部門	2051-011	人絹糸・スフ

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2041「レーヨン・アセテート製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3115-10人絹糸」及び「3115-20スフ」を統合。行部門も同様。

列部門	2051-02	合成繊維
行部門	2051-021	合成繊維

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2042「合成繊維製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3116-20ビニロン繊維」、 「3116-30ナイロン繊維」、 「3116-40アクリルニトリル繊維」、 「3116-50ポリエステル繊維」及び「3116-90その他の合成繊維」を統合。行部門も同様。

列部門	2061-01	医薬品
行部門	2061-011	医薬品

(厚生省)

日本標準産業分類の細分類206「医薬品製造業」に相当する範囲とし、医薬品及び公衆衛生用薬品の生産活動とする。

〔注意点〕

化粧品・はみがきの製造業は「2071-02化粧品・はみがき」部門に、農薬製造業は「2079-01農薬」部門に含める。

列部門	2071-01	石けん・合成洗剤・界面活性剤
行部門	2071-011	石けん・合成洗剤
	2071-012	界面活性剤

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2052「石けん・合成洗剤製造業」及び2053「界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

行部門を「2071-011石けん・合成洗剤」、 「2071-012界面活性剤」に分割。列部門の名称を「石けん・界面活性剤」から「石けん・合成洗剤・界面活性剤」に変更。

列部門	2071-02	化粧品・はみがき
行部門	2071-021	化粧品・はみがき

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2094「化粧品・はみがき・その他の化粧品調整品製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2072-01	塗料
行部門	2072-011	塗料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2054「塗料製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2072-02	印刷インキ
行部門	2072-021	印刷インキ

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2055「印刷インキ製造業」の活動とする。希釈用ワニスは本部門に含む。

列部門	2073-01	写真感光材料
行部門	2073-011	写真感光材料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2096「写真感光材料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

従来除かれていた写真用化学薬品（メトール、ハイドロキノン、調合剤などの包装したもの）を含む。

列部門	2079-01	農薬
行部門	2079-011	農薬

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類2092「農薬製造業」の生産活動とする。

〔注意点〕

殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）、殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）の活動は「2061-01医薬品」部門に含まれる。

列部門	2079-02	火薬類
行部門	2079-021	火薬類

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2091「火薬類製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

行部門は、55年表部門「3192-611産業用爆薬」及び「3192-619その他の火薬類」を統合。従来当部門に含まれていた煙火は、60年表より「3919-099その他の製造工程製品」を含む。

列部門	2079-09	その他の化学最終製品
行部門	2079-091	触媒
	2079-092	ゼラチン及び接着剤
	2079-099	その他の化学最終製品（除別掲）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2056「洗浄剤・磨用剤製造業」、2057「ろうそく製造業」、2093「香料製造業」、2095「ゼラチン・接着剤製造業」、2097「天然樹脂製品・木材化学製品製造業」、2098「試薬製造業」及び2099「他に分類されない化学工業製品製造業」（触媒を含む）の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

60年表行部門「触媒」、「ゼラチン及び接着剤」及び「その他の化学最終製品（除別掲）」は、55年表「3192-90その他の最終化学製品」を分割する。

なお、「その他の化学最終製品（除別掲）」には、55年表列部門「3119-90その他の基礎薬品」のうち天然樹脂製品、木材化学製品及び「3990-60その他の製造品」のうちろうそくを含む。

列部門	2111-01	石油製品
行部門	2111-011	揮発油
	2111-012	ジェット燃料油
	2111-013	灯油
	2111-014	軽油
	2111-015	A重油
	2111-016	B重油・C重油
	2111-017	ナフサ
	2111-018	液化石油ガス
	2111-019	その他の石油製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類211「石油精製業」、212「潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）」及び219「その他の石油製品・石炭製品製造業」の生産活動を範囲とする。

生産工程中に発生する硫黄は副産物扱いとし、「その他の非金属鉱物」を競合部門とする。また、「石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、本部門を競合部門とする。

〔注意点〕

60年表行部門は「2111-016B重油・C重油」は55年表行部門「3210-060B重油」、「3210-070C重油」を統合。

列部門	2121-01	石炭製品
行部門	2121-011	コークス
	2121-019	その他の石炭製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類213「コークス製造業」及び214「煉炭・豆炭製造業」の生産活動を範囲とする。

生産工程中に発生する副生硫安は副産物扱いとし、「窒素質肥料」を競合部門とする。また、他部門で副産物として発生するコークス、高炉ガス、電炉ガスは、本部門を競合部門とする。なお、石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール並びにコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。

〔注意点〕

55年表行部門「3291-190その他の石炭乾溜製品」に「3291-200煉炭・豆炭」を統合。

また、「3390-100炭素製品」のピッチコークスを「2121-011コークス」に統合。

列部門	2121-02	舗装材料
行部門	2121-021	舗装材料

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類215「舗装材料製造業」の生

産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表行部門「3291-320薬品処理木材」を「1619-099その他の木製品（除別掲）」に統合。

6. プラスチック製品、窯業・土石製品、その他

列部門	2211-01	プラスチック製品
行部門	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類22「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表行部門「3990-300合成樹脂製品」を分割し、列部門「3990-30合成樹脂製品」の名称を「2211-01プラスチック製品」に変更。

列部門	2311-01	タイヤ・チューブ
行部門	2311-011	タイヤ・チューブ

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類231「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類2394「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「3000-10ゴム製品」を当部門と「2319-09その他のゴム製品」に分割する。なお、55年表まで行部門「3000-190その他のゴム製品」に含まれていた更生タイヤは、60年表より当部門に統合。

列部門	2319-01	ゴム製履物
行部門	2319-011	ゴム製履物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2321「ゴム製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2319-02	プラスチック製履物
行部門	2319-021	プラスチック製履物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2322「プラスチック製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とし、合成皮革製靴を含む。

列部門	2319-09	その他のゴム製品
行部門	2319-099	その他のゴム製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類233「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」、細分類2391「ゴム引布・同製品製造業」、2392「医療・衛生用ゴム製品製造業」、2393「ゴム練生地製造業」、2395「再生ゴム製造業」及び2399「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「3000-10ゴム製品」を当部門と「2311-01タイヤ・チューブ」に分割する。なお、55年表まで当部門に含まれていた更生タイヤは、60年表より「2311-011タイヤ・チューブ」に統合。

列部門	2411-01	革製履物
行部門	2411-011	革製履物

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類243「革製履物用材料・同附属品製造業」及び244「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2412-01	製革・毛皮
行部門	2412-011	製革・毛皮

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類241「なめし革製造業」及び248「毛皮製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2412-02	かばん・袋物・その他の革製品
行部門	2412-021	かばん・袋物・その他の革製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類242「工業用革製品製造業（手袋を除く）」、245「革製手袋製造業」、246「かばん製造業」、247「袋物製造業」及び249「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「2430-20身廻品」に含まれていた革製手

袋、ベルトを統合。行部門も同様。

列部門	2511-01	板ガラス・安全ガラス
行部門	2511-011	板ガラス
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 1 1 「板ガラス製造業」及び 2 5 1 2 「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表行部門「3320-100板ガラス」を分割し、「2511-011板ガラス」及び「2511-012安全ガラス・複層ガラス」とする。

また、55年表列部門「3320-10板ガラス」の名称を「2511-01板ガラス・安全ガラス」に変更。

なお、55年表まで行部門「3320-200ガラス製品」に含まれていた「鏡」は60年表より「2511-012安全ガラス・複層ガラス」に統合。

列部門	2512-01	ガラス繊維・同製品
行部門	2512-011	ガラス繊維・同製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 1 7 「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「3320-20ガラス製品」から特掲。

列部門	2519-09	その他のガラス製品
行部門	2519-091	ガラス製加工素材
	2519-099	その他のガラス製品 (除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 1 3 「ガラス製加工素材製造業」、2 5 1 4 「ガラス容器製造業」、2 5 1 5 「理化学用、医療用ガラス器具製造業」、2 5 1 6 「卓上用、厨房用ガラス器具製造業」及び 2 5 1 9 「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3320-20ガラス製品」に含まれていた「ガラス繊維・同製品製造業」及び「鏡」を除く。行部門は「ガラス製加工素材」と「その他のガラス製品 (除別掲)」に分割。

列部門	2521-01	セメント
行部門	2521-011	セメント

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 2 1 「セメント製造業」の

生産活動を範囲とする。

列部門	2522-01	生コンクリート
行部門	2522-011	生コンクリート

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 2 2 「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2523-01	セメント製品
行部門	2523-011	セメント製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 2 3 「コンクリート製品製造業」及び 2 5 2 9 「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

行部門は、55年表行部門「3390-421コンクリート・パネル」と「3390-429その他のセメント製品 (除別掲)」を統合。

列部門	2531-01	陶磁器
行部門	2531-011	建設用陶磁器
	2531-012	工業用陶磁器
	2531-013	日用陶磁器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 4 「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2599-01	耐火物
行部門	2599-011	耐火物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 5 「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

行部門は、55年表行部門「3310-110耐火れんが」と「3310-190その他の耐火物」を統合。また、55年表行部門「3390-900その他の土石製品」のうち人造耐火材を当部門に統合。

列部門	2599-02	その他の建設用土石製品
行部門	2599-021	その他の建設用土石製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 3 「建設用粘土製品製造業 (陶磁器製を除く)」及び細分類 2 5 9 6 「石こう (膏) 製品製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2599-03	炭素・黒鉛製品
行部門	2599-031	炭素・黒鉛製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類256「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「炭素製品」から「炭素・黒鉛製品」に変更。また、当部門のうちピッチコークスを「2121-011コークス」に統合。

列部門	2599-04	研磨材
行部門	2599-041	研磨材

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類257「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2599-09	その他の窯業・土石製品
行部門	2599-091	石棉製品
	2599-099	その他の窯業・土石製品(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類、2582「人工骨材製造業」、2583「石工品製造業」、2584「けいそう土・同製品製造業」、2585「鉱物・土石粉碎等処理業」、2591「ほうろう鉄器製造業」、2592「七宝製品製造業」、2593「人造宝石製造業」、2594「ロックウール・同製品製造業」、2595「石棉製品製造業」、2597「石灰製造業」、2598「鑄型製造業(中子を含む。)」及び2599「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表「3390-30石棉製品」を統合し、行部門「2599-091石棉製品」として特掲。また、「3502-90その他の金属製品」のほうろう鉄器、「3990-50身近細貨品」の七宝製品、人造宝石を「2599-099その他の窯業・土石製品(除別掲)」に統合する。

当部門に含まれていた人造耐火材を「2599-01耐火物」に統合。

7. 鉄鋼, 非鉄金属, 金属製品

列部門	2611-01	銑鉄
行部門	2611-011	銑鉄

(通商産業省)

高炉銑及び高炉によらない銑鉄(電気炉銑, 木炭高炉銑,

小型高炉銑, 再生炉銑)の生産活動を範囲とし, 原鉄, 純鉄, ベースメタルを範囲に含める。

生産工程中に発生する高炉ガス, 高炉ガス灰, 鉱滓バラスト, けい酸石灰は副産物扱いとし, それぞれ, 「その他の石炭製品」, 「その他の窯業原料鉱物」, 「砂利・採石」, 「その他の単質肥料」を競合部門とする。

列部門	2611-02	フェロアロイ
行部門	2611-021	フェロアロイ

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2623「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。

生産工程中に発生するガス, けい酸石灰は副産物扱いとし, それぞれ, 「その他の石炭製品」, 「その他の単質肥料」を競合部門とする。

列部門	2611-03	粗鋼
行部門	2611-031	粗鋼

(通商産業省)

転炉, 電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

生産工程中に発生する鉱滓は副産物扱いとし, 「砂利・採石」を競合部門とする。

行部門	2612-011	鉄屑
-----	----------	----

(通商産業省)

製造業の生産活動及び最終需要(輸入を含む。)部門で発生する鉄屑とする。

列部門	2621-01	熱間圧延鋼材
行部門	2621-011	普通鋼形鋼
	2621-012	普通鋼鋼板
	2621-013	普通鋼鋼帯
	2621-014	普通鋼小棒
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材

(通商産業省)

鋼半製品, 軌条, 形鋼, 棒鋼, 線材, 鋼板, 管材, 鋼帯, 外輪, 工具鋼, 構造用鋼, 特殊用途鋼の生産活動を範囲とする。ただし, 鋼半製品は中間製品扱いとし, 輸出入及び在庫純増のみ計上する。

〔注意点〕

55年表行部門「3415-010普通鋼熱間圧延鋼材」を「2621-011普通鋼形鋼」, 「2621-012普通鋼鋼板」, 「2621-013普通鋼鋼帯」, 「2621-014普通鋼小棒」及び「2621-015その他の

普通鋼熱間圧延鋼材」に分割。

列部門	2622-01	鋼管
行部門	2622-011	普通鋼鋼管
	2622-012	特殊鋼鋼管

(通商産業省)

熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活動を範囲とする。

列部門	2623-01	冷間仕上鋼材
行部門	2623-011	冷間仕上鋼材

(通商産業省)

冷間ロール成型形鋼、磨帯鋼、磨棒鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、鉄線、硬鋼線、溶接棒心線、PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表列部門「3417-00冷間仕上及びめっき鋼材」を「2623-01冷間仕上鋼材」及び「2623-02めっき鋼材」に分割。

列部門	2623-02	めっき鋼材
行部門	2623-021	めっき鋼材

(通商産業省)

ブリキ、亜鉛鉄板、着色亜鉛鉄板、針金、亜鉛めっき硬鋼線、クロムめっき鋼板、ビニル鋼板等の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表列部門「3417-00冷間仕上及びめっき鋼材」を「2623-01冷間仕上鋼材」及び「2623-02めっき鋼材」に分割。

列部門	2631-01	鍛鋼
行部門	2631-011	鍛鋼
	2631-012	鍛鋼

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2661「鍛鋼製造業」及び2663「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

列部門は、55年表列部門「3418-10鍛鋼」及び「3418-20鍛鋼」を統合。

列部門	2631-02	铸铁管
行部門	2631-021	铸铁管

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2672「铸铁管製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2631-03	铸铁品及び鍛工品(鉄)
行部門	2631-031	铸铁品
	2631-032	鍛工品(鉄)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2662「鍛工品製造業」、2671「鉄鉄铸件製造業(铸铁管、可鍛铸铁を除く)」及び2673「可鍛鉄製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表行部門「3502-100家庭用金属製品」の中の日用品鉄铸件、日用品可鍛鉄铸件を「2631-031铸铁品」に統合。

列部門	2631-04	鉄鋼シャースリット業
行部門	2631-041	鉄鋼シャースリット業

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2692「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表列部門「3418-90その他の鉄鋼製品」より特掲。

列部門	2631-09	その他の鉄鋼製品
行部門	2631-099	その他の鉄鋼製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2691「鉄粉製造業」及び2699「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表列部門「3502-90その他の金属製品」のPC鋼より線を含む。

列部門	2711-01	銅
行部門	2711-011	銅

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2711「銅第1次製練・精製業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

部門の名称を「電気銅」から「銅」に変更。

列部門	2711-02	鉛(含再生)
行部門	2711-021	鉛(含再生)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2712「鉛第1次製練・精製業」及び2721「鉛第2次製練・精製業(鉛合金製造業を含む)」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表行部門「3421-210鉛」及び「3421-220再生鉛」を統

合し、部門の名称を変更。

列部門	2711-03	亜鉛（含再生）
行部門	2711-031	亜鉛（含再生）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 1 3 「亜鉛第 1 次製練・精製業」及び 2 7 2 2 「亜鉛第 2 次製練・精製業（亜鉛合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55 年表行部門「3421-310 亜鉛」及び「3421-320 再生亜鉛」を統合し、部門の名称を変更。

列部門	2711-04	アルミニウム
行部門	2711-041	アルミニウム
	2711-042	再生アルミニウム

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 1 6 「アルミニウム第 1 次製練・精製業」及び 2 7 2 3 「アルミニウム第 2 次製練・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。

列部門	2711-09	その他の非鉄金属地金
行部門	2711-099	その他の非鉄金属地金

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 1 4 「貴金属第 1 次製練・精製業」、2 7 1 5 「ニッケル第 1 次製練・精製業」、2 7 1 7 「チタン第 1 次製練・精製業」、2 7 1 8 「ウラン・トリウム第 1 次製練・精製業」、2 7 1 9 「その他の非鉄金属第 1 次製練・精製業」及び 2 7 2 9 「その他の非鉄金属第 2 次製練・精製業（非鉄金属合金業を含む）」の生産活動を範囲とする。

行部門	2712-011	非鉄金属屑
-----	----------	-------

（通商産業省）

製造業の生産活動及び最終需要（輸入を含む）部門で発生する非鉄金属屑とする。

列部門	2721-01	電線・ケーブル
行部門	2721-011	銅電線
	2721-012	アルミ電線
	2721-013	ケーブル

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 5 「電線・ケーブル製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55 年表行部門「3705-010 銅電線・ケーブル」及び「3705-020 アルミ電線・ケーブル」を再編する。

列部門	2722-01	伸銅品
行部門	2722-011	伸銅品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 3 1 「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2722-02	アルミ圧延製品
行部門	2722-021	アルミ圧延製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 3 3 「アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「アルミ圧延」から「アルミ圧延製品」に変更。

列部門	2722-03	非鉄金属鑄鍛造品
行部門	2722-031	非鉄金属鑄鍛造品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 4 「非鉄金属鑄物製造業」及び細分類 2 7 9 2 「非鉄金属鍛造品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55 年表「3502-10 家庭用金属製品」の中の非鉄金属鑄物（機械用を除く）を統合。

部門の名称を「機械用鑄鍛造品（非鉄）」から「非鉄金属鑄鍛造品」に変更。

列部門	2722-04	核燃料
行部門	2722-041	核燃料

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 9 1 「核燃料製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2722-09	その他の非鉄金属製品
行部門	2722-099	その他の非鉄金属製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 3 2 「鉛・同合金圧延業（押出しを含む）」、2 7 3 9 「その他の非鉄金属・同合金圧延長業（抽伸、押出しを含む）」及び 2 7 9 9 「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「その他の非鉄金属一次製品」から「その他の非鉄金属製品」に変更。

列部門	2811-01	建設用金属製品
行部門	2811-011	建設用金属製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2841「建設用金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「その他の鉄構物」から「建設用金属製品」に変更。

列部門	2812-01	建築用金属製品
行部門	2812-011	建築用金属製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2842「建築用金属製品製造業(建築用金物を除く)」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「3501-11軽量鉄屑系パネル」, 「3501-21金属製ドア・シャッター」及び「3501-29その他の建設用金属製品」の中の建築用金属製品を統合。

列部門	2891-01	ガス・石油機器及び暖厨房機器
行部門	2891-011	ガス・石油機器及び暖厨房機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2832「ガス機器・石油機器製造業」, 2833「温風・温水暖房装置製造業」及び2839「その他の厨房・調理装置製造業(電気機械器具, ガス機器, 石油機器を除く)」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表行部門「3501-291建設設備用金属製品」より特掲。

列部門	2899-01	ボルト・ナット・リベット及びスプリング
行部門	2899-011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類288「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類2892「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「3501-29その他の建設用金属製品」に含まれていたボルト・ナット・リベット, 「3502-90その他の金属製品」に含まれていた小ねじ・木ねじ, 「3606-90その他の機械・同部分品」に含まれていた金属製スプリングを特掲し統合。

列部門	2899-02	金属製容器及び製缶板金製品
行部門	2899-021	金属製容器及び製缶板金製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類281「ブリキ缶・その他めっき板等製品製造業」及び細分類2843「製缶板金業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「3502-90その他の金属製品」から特掲。

列部門	2899-03	配管工事付属品・粉末冶金製品・道具類
行部門	2899-031	配管工事付属品
	2899-032	粉末冶金製品
	2899-033	刃物及び道具類

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2822「機械刃物製造業」, 2823「利器工匠具・手道具製造業(やすり, のこぎり, 食卓用刃物を除く)」, 2824「作業工具製造業(やすりを除く)」, 2825「やすり製造業」, 2826「手引のこぎり・のこ刃製造業」及び2827「農機具製造業(農業用機械を除く)」, 2831「配管工事用附属品製造業(バルブ・コックを除く)」, 2861「粉末や金製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

- ① 行部門の「配管工事付属品」は, 55年表行部門「3501-291建設設備用金属製品」から特掲。
- ② 行部門の「粉末冶金製品」は, 55年表行部門「3502-900その他の金属製品」から特掲。
- ③ 行部門の「刃物及び道具類」は, 55年表行部門「3502-200道具類」の中の空気動工具を「3019-031機械工具」へ統合し, 55年表行部門「3502-100家庭用金属製品」の中の刃物を当部門に統合。

列部門	2899-09	その他の金属製品
行部門	2899-091	金属プレス製品
	2899-092	金属線製品
	2899-099	その他の金属製品(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2821「洋食器製造業」, 2829「その他の金物類製造業」, 小分類285「金属プレス製品製造業」, 細分類2862「金属製品塗装業」, 2863「溶融めっき業(鋼材めっき業を除く)」, 2864「金属彫刻業」, 2865「電気めっき業(鋼材めっき業を除く)」, 2866「金属熱処理業」, 2869「その他の金属表面処理業」, 小分類287「金属線製品製造業(ねじ

類を除く)」、細分類2891「金庫製造業」及び2899「他に分類されない金属製品製造業」の生産活動とする。

〔注意点〕

- ① 行部門の「金属プレス製品」は、55年表行部門「3502-100家庭用金属製品」及び「3502-900その他の金属製品」から特掲。
- ② 行部門の「金属線製品」は、55年表行部門「3501-299その他の建設用金属製品(除別掲)」及び「3502-900その他の金属製品」から特掲。また、PC鋼より線を「2631-099その他の鉄鋼製品」へ統合。
- ③ 行部門の「その他の金属製品(除別掲)」は、55年表行部門「3501-291建設設備用金属製品」、「3502-100家庭用金属製品」及び「3502-900その他の金属製品」から特掲。併せて、「2600-200金属製家具」から金庫、「3606-900その他の機械・同部分品」から金属製パッキンを当部門に統合。また、針、ピン、スナップ、魔法びんは「3919-099その他の製造工業製品」へ、鉄铸件は「2631-031鑄鉄品」へ、非鉄铸件、ダイカストは「2722-031非鉄金属鑄鍛造品」へ、ほうろう鉄器は「2599-099その他の窯業・土石製品(除別掲)」へ統合。

8. 一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他

列部門	3011-01	ボイラー・タービン
行部門	3011-011	ボイラー・タービン

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2911「ボイラ製造業」及び2912「蒸気機関・タービン・水カタービン製造業(船用を除く)」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「3601-10原動機・ボイラー」に含まれていたボイラー・タービンを特掲。

列部門	3011-02	原動機
行部門	3011-021	原動機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2913「はん用内燃機関製造業」及び2919「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「3601-10原動機・ボイラー」に含まれていた原動機を特掲。

列部門	3012-01	運搬機械
行部門	3012-011	運搬機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2973「エレベータ・エスカレータ製造業」及び2974「荷役運搬設備製造業」の生産活動を範囲とし、主として旅客又は貨物用エレベータ、エスカレータ及び工場、倉庫、鉱山、その他産業用のコンベヤ、荷役運搬設備などの生産活動とする。

該当品目は、エレベータ、エスカレータ、クレーン、巻上機、コンベヤ、索道などである。

列部門	3013-01	冷凍機・温湿調整装置
行部門	3013-011	冷凍機・温湿調整装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2984「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲とし、主として工業用及び商業用冷凍機、冷蔵装置、製氷機、冷凍陳列箱及び温湿調整装置(ウインドタイプエアコンディショナを除く)の生産活動とする。

〔注意点〕

行部門は、55年表行部門「3604-141冷凍機・同装置」及び「3604-142冷凍機応用製品」を統合。

列部門	3019-01	ポンプ及び圧縮機
行部門	3019-011	ポンプ及び圧縮機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2971「ポンプ・同装置製造業」、2972「空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業」及び2977「油圧・空圧機器製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、単段式うず巻ポンプ、多段式うず巻ポンプ、斜流ポンプ、耐しょく製ポンプ、家庭用電気ポンプ、手動ポンプ、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダー、往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、真空ポンプなどである。

列部門	3019-02	ミシン・毛糸手編機械
行部門	3019-021	ミシン・毛糸手編機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2982「ミシン製造業」及び2983「毛糸手編機械製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	3019-03	機械工具
行部門	3019-031	機械工具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2944「機械工具製造業(粉末や金業を除く)」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表列部門「3606-90その他の機械・同部分品」より特掲する。また、55年表列部門「3502-20道具類」の中の空気動工具、「3701-40その他の産業用重電機器」の中の電動工具を当部門に含める。

列部門	3019-09	その他の一般産業機械及び装置
行部門	3019-099	その他の一般産業機械及び装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2975「動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸を除く)、2976「工業窯炉製造業」、2979「その他の一般産業用機械・装置製造業」及び2997「包装・荷造機械製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表「3603-51食料品加工機械」に含まれていた「びん詰機械」、「缶詰機械」を当部門に統合。「3604-17工業窯炉」も当部門に統合。また、当部門に含まれていた「産業用ロボット」を特掲。

列部門	3021-01	鉱山・土木建設機械
行部門	3021-011	鉱山・土木建設機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類293「建設機械・鉱山機械製造業(建設用・農業用・運搬用トラクタを含む)」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、しゅんせつ、発掘、道路及び航空港建設並びに油井及び井戸の掘削などの土木建設及び鉱山業に使用される重機械器具並びに鉱山及び一般産業に使用される破碎機、摩碎機、選別機及びトラクタである。

列部門	3022-01	化学機械
行部門	3022-011	化学機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2978「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、分離機器、熱交換器、混合機、反応用機器、蒸発機器、電解槽、乾燥機器、焼成機などである。

列部門	3023-01	産業用ロボット
行部門	3023-011	産業用ロボット

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2998「産業用ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表「3604-19その他の一般産業機械及び装置」から特掲。

列部門	3024-01	金属工作機械
行部門	3024-011	金属工作機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2941「金属工作機械製造業」及び2943「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属工作機械用部分品・附属品製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は、施盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、ブローチ盤、研削盤、歯切及び歯車仕上機械、形削盤、ホーニング及びラップ盤、金切のこ盤などである。

[注意点]

部門の名称を「工作機械」から「金属工作機械」に変更。

列部門	3024-02	金属加工機械
行部門	3024-021	金属加工機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2942「金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)」及び2943「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属加工機械用部分品・附属品製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は、圧延機械、線引機、製管機、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機、ワイヤフォーミングマシン、人力プレス、ガス溶接機などである。

[注意点]

55年表まで当部門に含まれていたダイカストマシンは、60年表より「3029-094鋳造装置」に統合。

列部門	3029-01	農業機械
行部門	3029-011	農業機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類292「農業用機械製造業(農器具を除く)」の生産活動を範囲とし、主として耕うん、整地、栽培、管理、収穫、調整用、その他の農業用に使用される機械(トラクタを除く)の生産活動とする。農業用手道具の生産活動は含まない。

該当品目は、動力耕うん機、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、脱穀機、農業用乾燥機、飼料用機器などである。

〔注意点〕

農業用手道具は「2899-033刃物及び道具類」に、農業用トラクタは「3021-011鉱山・土木建設機械」に分類される。

列部門	3029-02	繊維機械
行部門	3029-021	繊維機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類295「繊維機械製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	3029-03	食料品加工機械
行部門	3029-031	食料品加工機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2961「食料品加工機械製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、穀物処理機械同装置、製パン・製菓機械同装置、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械同装置、肉製品・水産製品製造機械などである。

〔注意点〕

55年表まで当部門に含まれていた「びん詰機械」及び「缶詰機械」は、60年表より「3019-09その他の一般産業及び装置」に統合。

列部門	3029-09	その他の特殊産業機械
行部門	3029-091	製材木工機械
	3029-092	パルプ装置・製紙機械
	3029-093	印刷・製本・紙加工機械
	3029-094	鋳造装置
	3029-095	プラスチック加工機械
	3029-099	その他の特殊産業機械(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2962「木工機械製造業」、2963「パルプ装置・製紙機械製造業」、2964「印刷・製本・紙工機械製造業」、2965「鋳造装置製造業」、2966「プラスチック加工機械・同附属装置製造業」及び2969「その他の特殊産業用機械製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門「3029-09その他の特殊産業機械」は、55年表列部門「3603-52製材木工機械」、「3603-53パルプ装置・製紙機械」、「3603-54印刷・製本・紙加工機械」及び「3603-57特殊産業機械」を統合。また、55年表まで列部門「3602-20金

属加工機械」に含まれていたダイカストマシンは、60年表より「3029-094鋳造装置」に統合。

列部門	3031-01	金型
行部門	3031-011	金型

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2996「金型・同部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「3606-90その他の機械・同部分品」より特掲。

列部門	3031-02	ベアリング
行部門	3031-021	ベアリング

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2994「玉軸受・ころ軸受製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「3606-90その他の機械・同部分品」より特掲。

列部門	3031-09	その他の一般機械器具及び部品
行部門	3031-099	その他の一般機械器具及び部品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2991「消火器具・消火装置製造業」、2992「弁・同附属製造業」、2993「パイプ加工・パイプ附属品加工業」、2995「ピストンリング製造業」及び2999「各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

- ① 部門の名称を「その他の機械・同部分品」から「その他の一般機械器具及び部品」に変更。
- ② 55年表まで当部門に含まれていた金属製スプリングは60年表より「2899-01ボルト・ナット・リベット及びスプリング」に、また、金属製パッキンは「2899-099その他の金属製品(除別掲)」に統合。

列部門	3032-10	一般機械修理
行部門	3032-101	一般機械修理

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類8211「一般機械修理業(電気機械器具、建設・鉱山機械を除く)」及び8213「建設機械・鉱山機械整備業」の活動を範囲とする。

列部門	3111-01	事務用機械
行部門	3111-011	電子式卓上計算機
	3111-012	複写機
	3111-013	ワードプロセッサ
	3111-019	その他の事務用機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2981「事務用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、データ処理機械、計算機械、会計機械、謄写機、複写機、事務用印刷機、あて名印刷機、マイクロ写真機械、時間記録機械、連絡機械、タイプライタ、金銭登録機械、ファイリングシステム用器具、貨幣処理機械などである。

〔注意点〕

そろばん、計算尺、謄写版、製図用機械器具は「3919-02 筆記具・文具」に分類される。

行部門は55年表「3605-100事務用機械」を分割。

列部門	3112-01	サービス用機器
行部門	3112-011	自動販売機
	3112-012	娯楽用機器
	3112-019	その他のサービス用機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2989「その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、営業用洗濯機、ドライクリーニング機、プレス機、自動販売機、娯楽機械などである。

列部門	3211-01	電気音響機器
行部門	3211-011	電気音響機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3044「電気音響機械器具製造業」のうち部分品、附属品を除く生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表「3702-21電気音響機器」を分割。

列部門	3211-02	ラジオ・テレビ受信機
行部門	3211-021	ラジオ・テレビ受信機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3043「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	3211-03	磁気録画再生装置(VTR)
行部門	3211-031	磁気録画再生装置(VTR)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3062「ビデオ機器製造業」のうちVTRの生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3704-22その他の電子応用装置」を分割。

列部門	3211-09	その他の民生用電気機器
行部門	3211-099	その他の民生用電気機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類302「民生用電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、電気アイロン、暖房用電熱器、扇風機、ウインドタイプエアコンディショナ、電気洗濯機、電気冷蔵庫、電気掃除機、ミキサー、電気理容器具などである。

列部門	3311-01	電子計算機本体
行部門	3311-011	電子計算機本体

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類305「電子計算機・同附属装置製造業」のうち、電子計算機本体の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3703-00電子計算機・同附属装置」より分割。

列部門	3311-02	電子計算機付属装置
行部門	3311-021	電子計算機付属装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類305「電子計算機・同附属装置製造業」のうち、電子計算機付属装置の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3703-00電子計算機・同附属装置」を分割。

列部門	3321-01	有線電気通信機器
行部門	3321-011	有線電気通信機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3041「有線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、電話機、電話自動交換装置、印刷電信機、写真電送装置などである。

〔注意点〕

55年表の列部門「3704-30電気通信機械及び関連機器」を

分割。

列部門	3321-02	無線電気通信機器
行部門	3321-021	無線電気通信機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3042「無線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、ラジオ・テレビジョン放送装置、固定・移動局通信装置、携帯用通信装置などである。

〔注意点〕

55年表の列部門「3704-30電気通信機械及び関連機器」を分割。

列部門	3321-09	その他の電気通信機器
行部門	3321-099	その他の電気通信機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3045「交通信号保安装置製造業」及び3049「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、交通信号保安装置、火災警報機などである。

〔注意点〕

55年表の列部門「3704-30電気通信機械及び関連機器」を分割。

列部門	3331-01	電子応用装置
行部門	3331-011	電子応用装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3061「X線装置製造業」、3062「ビデオ機器製造業」及び3069「その他の電子応用装置製造業」のうちVTRを除く生産活動を範囲とする。

該当品目は、医療用X線装置、産業用X線装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡などである。

〔注意点〕

55年表の列部門「3704-22その他の電子応用装置」からVTRを除く。

部門の名称を「その他の電子応用装置」から「電子応用装置」に変更。

列部門	3341-01	半導体素子・集積回路
行部門	3341-011	半導体素子
	3341-012	集積回路

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3082「半導体素子製造業」

及び3083「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、ダイオード、トランジスター、サーミスタ、半導体集積回路、薄膜集積回路、混成集積回路などである。

〔注意点〕

55年表の行部門「3704-240半導体素子・集積回路」を分割。

列部門	3411-01	回転電気機械
行部門	3411-011	発電機器
	3411-012	電動機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3011「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3701-10発電機器」と「3701-30電動機」を統合。

列部門	3411-02	開閉制御装置及び配電盤
行部門	3411-021	開閉制御装置及び配電盤

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3013「開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3701-20送配電機器」を分割。

列部門	3411-03	その他の送配電機器
行部門	3411-031	その他の送配電機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3012「変圧器類製造業(通信機用を除く)」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3701-20送配電機器」を分割。

列部門	3411-09	その他の産業用重電機器
行部門	3411-099	その他の産業用重電機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3015「電気溶接機製造業」及び3019「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表まで当部門に含まれていた「回転電気機械」は60年表では「3411-011発電機器」に、「電動工具」は「3019-03機械工具」に統合。

列部門	3421-01	電気計測器
行部門	3421-011	電気計測器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類307「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、電流計、電圧計、電力計、位相計、周波数計などの計器及び定数測定器（電圧、電流及び電力測定器、周波数測定器、電波及び空中線測定器、回路素子測定器など）、特性測定器（伝送量測定器、真空管特性測定器、磁性体測定器、誘電体測定器など）、総合試験装置（搬送機器用試験装置、無線機器用試験装置、有線機器用試験装置など）の測定器並びに付属品である。

列部門	3421-02	電気照明器具
行部門	3421-021	電気照明器具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3032「電気照明器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、白熱電灯器具、蛍光灯器具、水銀灯器具、発電ランプ、携帯電灯、これらの部品・付属品などである。

列部門	3421-03	電池
行部門	3421-031	電池

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3091「蓄電池製造業」及び3092「一次電池（乾電池、湿電池）製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表の列部門「3704-10その他の軽電機器」を分割。

列部門	3421-04	電球類
行部門	3421-041	電球類

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3031「電球製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表まで当部門に含まれていた電球口座、導入線等を「3421-09その他の軽電機器」へ統合。

列部門	3421-05	配線器具
行部門	3421-051	配線器具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3014「配線器具・配線附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(注意点)

55年表の列部門「3704-10その他の軽電機器」を分割。

列部門	3421-06	内燃機関電装品
行部門	3421-061	内燃機関電装品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3016「内燃機関電装品製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表の列部門「3701-10その他の軽電機器」を分割。

列部門	3421-09	その他の軽電機器
行部門	3421-099	その他の軽電機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3099「他に分類されない電機機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。[注意点]

55年表の列部門「3704-10その他の軽電機器」を分割。

列部門	3431-01	電子管
行部門	3431-011	電子管

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3081「電子管製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、受信用真空管、高信頼管、送信管、マイクロ波用真空管、ブラウン管などである。

列部門	3431-02	電気音響機器部分品・付属品
行部門	3431-021	電気音響機器部分品・付属品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3044「電気音響機械器具製造業」のうち部分品、付属品の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表の列部門「3702-21電気音響機器」より分割。

列部門	3431-09	その他の電子・通信機器部分品・付属品
行部門	3431-099	その他の電子・通信機器部分品・付属品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3089「その他の電子機器用・通信機器用部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表の列部門「3704-30電気通信機械及び関連機器」を分割。

列部門	3432-10	電気機械修理
行部門	3432-101	電気機械修理

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 8 2 1 2 「電気機械器具修理業」の活動を範囲とする。

列部門	3511-01	乗用車
行部門	3511-011	乗用車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 1 1 1 「自動車製造業（三輪・二輪自動車を含む）」のうち、乗用車の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3830-00自動車」を分割。

列部門	3521-01	トラック・バス・その他の自動車
行部門	3521-011	トラック・バス・その他の自動車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 1 1 1 「自動車製造業（三輪・二輪自動車を含む）」のうち、乗用車、三輪・二輪自動車以外の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3830-00自動車」を分割。

列部門	3531-01	二輪自動車
行部門	3531-011	二輪自動車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 1 1 1 「自動車製造業（三輪・二輪自動車を含む）」のうち、三輪自動車、二輪自動車の生産活動を範囲とする。

列部門	3541-01	自動車車体
行部門	3541-011	自動車車体

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 1 1 2 「自動車車体・附随車製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3830-00自動車」を分割。

列部門	3541-02	自動車用内燃機関・同部分品
行部門	3541-021	自動車用内燃機関・同部分品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 1 1 3 「自動車部分品・附属品製造業」のうち、自動車用内燃機関及び同部分品の生産活

動を範囲とする。

該当品目は、自動車用エンジン、ラジエター、オイルストレーナ、オイルフィルタ等である。

〔注意点〕

55年表の列部門「3601-10原動機・ボイラー」を分割。

列部門	3541-03	自動車部品
行部門	3541-031	自動車部品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 1 1 3 「自動車部分品・附属品製造業」のうち、自動車用内燃機関及び同部分品を除く生産活動を範囲とする。

主な製品は、KDセット、デファレンシャルギヤ（自動車用）、クラッチ、操縦装置、車輪、トランスミッション、ブレーキ、シャシー部品、車体部品などである。

〔注意点〕

55年表の列部門「3830-00自動車」を分割。

列部門	3551-10	自動車修理
行部門	3551-101	自動車修理

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類 8 1 「自動車整備業」の活動とする。具体的には、自動車一般整備業、自動車車体整備業の自動車電装品整備業、自動車タイヤ整備業、自動車再生業、自動車エンジン再生業、自動車再塗装業、その他自動車部品・機関・装置等の整備・修理・再生に係る活動とする。

二輪自動車及び三輪自動車の整備を含むこととする。

自動車タイヤの再生業及び更生業は、「2311-01タイヤ・チューブ」に格付けされる。

自動車の使用者が行う自家修理も本部門の範囲とする。

政府の行う自動車検査業務は、公務とする。

列部門	3611-01	鋼船
行部門	3611-011	鋼船

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類 3 1 4 1 「鋼船製造・修理業」のうちの鋼船製造に係る活動及び 3 1 4 2 「船体ブロック製造業」の活動とする。ただし、船体ブロック製造業については、全額自部門取引となるので、原則として生産額には計上せず、鋼船製造の一工程としてとらえる。

改造は本部門に含める。

列部門	3611-02	その他の船舶
行部門	3611-021	その他の船舶

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3143「木船製造・修理業」のうちの木船製造に係る活動及び3144「舟艇製造・修理業」のうちの舟艇製造に係る活動とする。

強化プラスチック、アルミ等を主材料とした船舶は、本部門に含める。

列部門	3611-03	船用内燃機関
行部門	3611-031	船用内燃機関

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3145「船用機関製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3601-10原動機・ボイラー」を分割。

列部門	3611-10	船舶修理
行部門	3611-101	船舶修理

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3141「鋼船製造・修理業」、3143「木船製造・修理業」及び3144「舟艇製造・修理業」のうち、修理に係る活動とする。

船舶使用者の行う自家修理も本部門に含める。

改造は本部門に含めず、「3611-01鋼船」又は「3611-02その他の船舶」に含める。

列部門	3621-01	鉄道車両
行部門	3621-011	鉄道車両

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類312「鉄道車両・同部分品製造業」のうち、製造及び改造に係る活動とする。

鉄道業の行う改造も本部門に含める。

信号保安装置は、「3321-09その他の電気通信機器」に含まれる。

列部門	3621-10	鉄道車両修理
行部門	3621-101	鉄道車両修理

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3121「鉄道車両製造業」のうち、鉄道車両の修理に係る活動とする。

鉄道車両の改造は、「3621-01鉄道車両」に格付けされる。

鉄道業の行う修理は、本部門に含める。

〔注意点〕

55年表までは、日本標準産業分類の細分類3191「産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」に属する産業用鉄道車両の修理も本部門に含まれていたが、60年表では「3629-10その他の輸送機械修理」に含めることとする。

列部門	3622-01	航空機
行部門	3622-011	航空機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類315「航空機・同附属品製造業」のうち、修理業を除く生産活動を範囲とする。

該当品目は、ピストン機、ターボジェット機、ターボプロップ機、ヘリコプター、グライダー、ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機、発動機部品、プロペラ及び回転翼などである。

列部門	3622-10	航空機修理
行部門	3622-101	航空機修理

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類315「航空機・同附属品製造業」の修理業の活動とする。

列部門	3629-01	自転車
行部門	3629-011	自転車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類313「自転車・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「3850-30自転車・リヤカー」よりリヤカーを除き、「3629-099その他の輸送機械(除別掲)」に統合。

列部門	3629-09	その他の輸送機械
行部門	3629-091	産業用運搬車両
	3629-099	その他の輸送機械(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類319「その他の輸送用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「3604-16産業用運搬車両」、「3820-20産業用鉄道車両」、「3850-30自転車・リヤカー」のリヤカー及び「3890-10その他の輸送機械」を統合し、再編。

列部門	3629-10	その他の輸送機械修理
行部門	3629-101	その他の輸送機械修理

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 3 1 9 「その他の輸送用機械器具製造業」の製品の修理業の活動を範囲とする。

列部門	3711-01	カメラ
行部門	3711-011	カメラ

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 2 5 2 「写真機・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、35mmカメラ、二眼レフカメラ、小型カメラ、業務用カメラ、引伸機、写真複写機、フィルタ、三脚、乾板入れ、マガジン、セルフタイマ、現像用タンクなどである。

〔注意点〕

55年表列部門「3920-10カメラ」の中のカメラ用レンズ、カメラ用交換レンズを「3711-09その他の光学機械」に統合。

列部門	3711-09	その他の光学機械
行部門	3711-099	その他の光学機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 2 5 1 「顕微鏡・望遠鏡等製造業」、3 2 5 3 「映画用機械・同附属製造業」、3 2 5 4 「光学機械用レンズ・プリズム製造業」及び小分類 3 2 6 「眼鏡製造業(枠を含む。)」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「3920-10カメラ」の中のカメラ用レンズ、カメラ用交換レンズを当部門に統合。

列部門	3712-01	時計
行部門	3712-011	時計

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 3 2 7 「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、腕時計・懐中時計、置・目覚時計、掛時計、電気時計、時計側などである。

列部門	3719-01	理化学機械器具
行部門	3719-011	理化学機械器具

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 3 2 4 「理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「理化学機器」から「理化学機械器具」に変更。

更。

列部門	3719-02	分析器・試験機、計量器・測定器
行部門	3719-021	分析器・試験機、計量器・測定器

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 3 2 1 「軽量器・測定器・分析機器・試験機製造業」及び 3 2 2 「測量機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、一般長さ計、体積計、はかり、温度計、圧力計、流量計、液面計、精密測定器、試験機、測量機械器具などである。

〔注意点〕

部門の名称を「度量衡器・計量器」から「分析器・試験機・計量器・測定器」に変更。

列部門	3719-03	医療用機械器具
行部門	3719-031	医療用機械器具

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 3 2 3 「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、医療用機械器具、歯科用機械器具、動物用医療機械器具、医療材料、歯科材料などである。

〔注意点〕

部門の名称を「医療機械」から「医療用機械器具」に変更。

列部門	3719-10	精密機械修理
行部門	3719-101	精密機械修理

(通商産業省)

3711-01「カメラ」、3711-09「その他の光学機械」、3719-01「理化学機械器具」、3719-02「分析器・試験機・計量器・測定器」、3719-03「医療用機械器具」の修理業の活動を範囲とする。

列部門	3911-01	玩具
行部門	3911-011	玩具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 4 3 1 「娯楽用具・がん具製造業(人形・児童乗物を除く)」、3 4 3 2 「人形製造業」及び 3 4 3 3 「児童乗物製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3990-10玩具・運動用品(ゴム製を除く)」の玩具を特掲。行部門も同様。

列部門	3911-02	運動用品
行部門	3911-021	運動用品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 4 3 4 「運動競技用具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3990-10玩具・運動用品（ゴム製を除く）」の運動用品を特掲。行部門も同様。

列部門	3919-01	楽器・レコード
行部門	3919-011	楽器・レコード

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 3 4 2 「楽器・レコード製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「楽器」から「楽器・レコード」に変更。

列部門	3919-02	筆記具・文具
行部門	3919-021	筆記具・文具

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 3 4 4 「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「筆記具」から「筆記具・文具」に変更。

列部門	3919-03	身辺細貨品
行部門	3919-031	身辺細貨品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 3 4 1 「貴金属製品製造業（宝石加工を含む）」、細分類 3 4 5 1 「装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）」、3 4 5 3 「ボタン製造業」、3 4 8 9 「かつら製造業」、3 4 9 1 「洋傘・同部分品製造業」、3 4 9 2 「和傘・同部分品製造業」、3 4 9 3 「うちわ・扇子・ちょうちん製造業」及び3 4 9 7 「喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）」の生産活動とし、大蔵省の造幣局特別会計の勲章の生産活動を範囲に含む。

〔注意点〕

当部門に含まれた「七宝製品」、「人造宝石」を60年表より「2599-099その他の窯業・土石製品（除別掲）」に統合。

列部門	3919-04	武器
行部門	3919-041	武器

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類 3 3 「武器製造業」の生産活動

を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「3192-62弾薬類」と「3606-30鉄砲類」を統合。

列部門	3919-09	その他の製造工業製品
行部門	3919-099	その他の製造工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 4 5 2 「造花・装飾用羽毛製造業」、3 4 5 4 「針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業」、小分類 3 4 6 「漆器製造業」、細分類 3 4 8 1 「麦わら・パナマ類帽子製造業」、3 4 8 4 「ほうき・ブラシ製造業」、3 4 8 5 「コルク加工基礎資材・コルク製品製造業」、3 4 8 6 「マッチ製造業」、3 4 8 7 「煙火製造業」、3 4 8 8 「看板・標識機製造業」、3 4 9 4 「モデル・模型製造業（紙製を除く）」、3 4 9 5 「魔法瓶製造業」、3 4 9 6 「パレット製造業」及び3 4 9 9 「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「2390-90その他の繊維雑品」の繊維壁材、「2430-20身廻品」の麦わら・パナマ類帽子、帽帷、「2520-00その他の木製品」のコルク製品、漆器、「3502-10家庭用金属製品」の針・ピン・スナップ、「3502-90その他の金属製品」の魔法びん、「3192-50マッチ」は当部門に統合。当部門に含まれていた「ろうそく」は「2709-099その他の化学最終製品（除別掲）」に統合。

9. 建設

列部門	4111-01	住宅新建築（木造）
行部門	4111-011	住宅新建築（木造）

(建設省)

本部門は、主要構造部（建築基準法第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ）が木造の建築物（建築基準法第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ）のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物のうち居住の用に供せられる部分の新築、増築、改築とする。

〔注意点〕

- (1) 設計管理活動は、建設活動の一部とみなして建設部門に含める。
- (2) 設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があるが、設計管理業者に委託する場合は、投入部門を分解せず、一括「土木建築サービス業」からの投入とする。

この扱いは、他の建築部門についても同様とする。

列部門	4111-02	住宅新建築（非木造）
行部門	4111-021	住宅新建築（非木造）

（建設省）

本部門は、主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物のうち居住の用に供せられる部分の新築、増築、改築とする。

列部門	4112-01	非住宅新建築（木造）
行部門	4112-011	非住宅新建築（木造）

（建設省）

木造の建築物のうち、「住宅新建築（木造）」（4111-01）以外の建築物の新築、増築、改築とする。

列部門	4112-02	非住宅新建築（非木造）
行部門	4112-021	非住宅新建築（非木造）

（建設省）

非木造の建築物のうち、「住宅新建築（非木造）」（4111-02）以外の建築物の新築、増築、改築とする。

列部門	4121-01	建設補修
行部門	4121-011	建設補修

（建設省）

- (1) 建築物（住宅及び非住宅）及び土木構築物に関する経常的補修工事で、自家補修を含む。
- (2) 本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、公共事業に関する維持補修工事、災害復旧工事、並びに鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事は、建設補修とせず、それぞれの部門に含める。

列部門	4131-01	道路関係公共事業
行部門	4131-011	道路関係公共事業

（建設省）

- (1) 以下の範囲からなる公共事業で、新築工事のほか維持補修工事を含む。
国及び地方公共団体の行う道路、街路事業及び日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地方公共団体等を行う有料道路事業
- (2) 維持、補修工事がすべて含まれている。一般道路の管理等（清掃、照明等）、小規模な維持、補修工事については経常的支出として建設補修に含めるべきであると考えられるが、時系列の問題もあるので、60年表においても従来通

り公共工事（資本形成）の扱いとする（SNAにおいても公共事業の維持、補修はすべて資本形成として扱われる。）。

- (3) 4131-01、4131-02、4131-03については、アクティビティベースではなく事業所ベースに近い。例えば、道路建設というアクティビティは、すべてこの部門に含まれるのではなく、国、地方公共団体等、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団の行う事業に限られ、民間企業等が建設するものについては「その他の土木建設」部門に分類される。

列部門	4131-02	河川・下水道・その他の公共事業
行部門	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業

（建設省）

- (1) 以下の範囲からなる公共工事で、新築工事のほか維持補修工事を含む。
 - ① 河川：国、地方公共団体の行う河川、砂防、海岸事業及び水資源開発公団の行う事業
 - ② 都市計画：国、地方公共団体の行う下水道、公園、環境衛生事業
 - ③ 港湾・漁港：国、地方公共団体の行う港湾、漁港事業
 - ④ 空港：国、地方公共団体、新東京国際空港公団、関西国際空港株式会社の行う空港事業
 - ⑤ 災害復旧：国、地方公共団体の行う上記①から④まで及び「道路関係公共事業」（4131-01）の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧事業
 - ⑥ その他：国、地方公共団体の行う沿岸漁業整備事業、離島電気事業
- (2) 維持、補修工事がすべて含まれる。河川のしゅんせつ等小規模な維持、補修工事については経常的支出として建設補修に含めるべきであると考えられるが、時系列の問題もあるので、60年表においても従来通り公共工事（資本形成）の扱いとする（SNAにおいても公共事業の維持、補修はすべて資本形成として扱われる。）。

〔注意点〕

上記(1)－②の都市計画の下水道については、45年表までは「その他の建設」（4009-90）に入れていたが、事業の性格上公共事業として扱うべきであるので、50年表から当部門へ入れて部門の名称変更を行った。

列部門	4131-03	農林関係公共事業
行部門	4131-031	農林関係公共事業

（農林水産省）

以下の範囲からなる公共事業で、新設工事のほか維持、補修工事及び災害復旧工事を含む。

- ① 農業土木：国，地方公共団体，土地改良区及びその他の団体の行う農業基盤整備事業，海岸事業並びに農用地開発公団，水資源開発公団の行う事業
- ② 林道：国，地方公共団体の行う林道事業及び森林開発公団の行う事業
- ③ 治山：国，地方公共団体の行う治山事業
- ④ 災害復旧：国，地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業

〔注意点〕

55年表から，50年表部門「公共事業（農業土木・林道・治山・災害）」（4004-20，4004-200）を名称変更した。

列部門	4132-01	鉄道軌道建設
行部門	4132-011	鉄道軌道建設

（建設省）

- (1) 日本国有鉄道，日本鉄道建設公団，公営鉄道，私鉄，帝都高速度交通営団，本州四国連絡橋公団の行う鉄道軌道に関する構築物の建設事業及び施設保全で，線路，電力・信号設備の取替補修を含む。
- (2) 4132-01，4132-02，4132-03，4132-09についても「公共事業」部門と同様，厳密に言えばアクティビベースではなく，事業所ベースの考え方が混在している。すなわち，「建築」部門においては生産物（建築物）の観点から定義がなされているのに対して，「土木」部門では投資主体の観点から定義がなされている。

定義された投資主体以外の事業所が行った土木生産活動は，「その他の土木建設」部門に分類される。

列部門	4132-02	電力施設建設
行部門	4132-021	電力施設建設

（建設省）

9 電力株式会社，沖縄電力株式会社，電源開発株式会社，地方公営企業の行う電気事業，その他の電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設事業及び施設保全で取替補修を含む。

列部門	4132-03	電気通信施設建設
行部門	4132-031	電気通信施設建設

（建設省）

第一種電気通信事業者の行う電気通信線路施設に関する構築物の建設事業及び施設保全で取替補修を含む。

なお，国際電信電話株式会社の行うものは，「その他の土木建設」部門に分類する。

列部門	4132-09	その他の土木建設
行部門	4132-099	その他の土木建設

（建設省）

他の部門に分類されない建設工事で，以下の範囲からなる。

- ① 上・工業用水道：地方公営企業等の行う上水道，簡易水道，工業用水道に関する構築物の建設事業
- ② 土地造成：住宅・都市整備公団，地域振興整備公団，地方公共団体及び民間の行う土地造成事業
- ③ その他土木：ガス，地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的事業，その他上記以外の土木建設

〔注意点〕

- ① 60年表から，55年表部門「その他の建設」（4009-90，4009-900）を名称変更した。
- ② 下水道（地方公営企業等の行う下水道に関する構築物の建設事業）については45年表まで当部門に入れていたが，事業の性格上公共事業として扱うべきであるので，50年表より当部門から除き，4004-19（現4131-02）に含めることとした。

10. 電力・ガス・水道

列部門	5111-01	事業用原子力発電
	5111-02	事業用火力発電
	5111-03	水力・その他の事業用発電
行部門	5111-001	事業用電力

（通商産業省）

日本標準産業分類の中分類36「電気業」のうち自家発電を除く発電活動を範囲とする。

〔注意点〕

- (1) 60年表の列部門「5111-01事業用原子力発電」は，55年表の列部門「5110-19その他の事業用発電」から特掲。60年表の列部門「5111-03水力・その他の事業用発電」は，55年表の列部門「5110-11事業用水力発電」と「5110-19その他の事業用発電」のうち原子力発電を除いたものを統合。
- (2) 発電工程に発生するフライアッシュは副産物扱いとし，「その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。
- (3) 生産額の中には電気税を含む。

列部門	5111-04	自家発電
行部門	5111-041	自家発電

(通商産業省)

鉱工業部門などで最大出力500kw/時以上の発電設備を有し、常時発電活動をしており、電力を販売することを目的としない発電活動とする。

列部門	5121-01	都市ガス
行部門	5121-011	都市ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類37「ガス業」の生産活動を範囲とし、石炭ガスの生産工程中に発生する副生硫安、コークス、粗コールタール及び粗ベンゾールは副産物扱いとし、それぞれ「窒素質肥料」、「コークス」及び「その他の石炭製品」を競合部門とする。生産額の中にはガス税を含む。

列部門	5122-01	熱供給業
行部門	5122-011	熱供給業

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類38「熱供給業」の生産活動を範囲とし、一般の需要に応じ、ボイラ、冷凍機等により発生させた蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所の活動である。地域暖冷房業、地域暖房業、蒸気供給業が該当する。

列部門	5211-01	上水道・簡易水道
行部門	5211-011	上水道・簡易水道

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類391「上水道業」に相当する範囲とし、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動（水道法に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業）とする。

なお、修理費収入は生産額に含めず、修理は「4121-01 建設補修」に分類する。

〔注意点〕

船舶給水業については、「7179-02・03 水運付帯サービス」部門に含める。

列部門	5211-02	工業用水
行部門	5211-021	工業用水

(通商産業省)

工業に対して工業用水の供給を行う活動とし、「工業用水事業法」に基づき地方公共団体が行う工業用水事業の範囲とする。

地方公共団体以外の者が行う工業用水道（上水道を含む）及び「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業、簡易水道事業は含まない。

列部門	5211-03	下水道★★
行部門	5211-031	下水道★★

(経済企画庁)

汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う生産活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びそのほかの付属装置（浄化施設など）をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は「廃棄物処理（公営）」部門に含まれる。

日本標準産業分類の小分類393「下水道業」の範囲である。

列部門	5212-01	廃棄物処理（公営）★★
行部門	5212-011	廃棄物処理（公営）★★

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類89「廃棄物処理業」に相当する範囲のうち、地方公共団体による活動とする。

〔注意点〕

- (1) 892「産業廃棄物処理業」は、昭和51年日本標準産業分類の一部改正により新設したので、55年表から含める。
- (2) 60年表では、日本標準産業分類の細分類8999「他に分類されない廃棄物処理業」となり、従来含まれていた「保健」については「8311-04-06保健衛生」に移行した。

列部門	5212-02	廃棄物処理（産業）
行部門	5212-021	廃棄物処理（産業）

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類89「廃棄物処理業」に相当する範囲のうち、民営事業所による活動（地方公共団体の委託事業を含む）とする。ただし、自家処理分は除く。

〔注意点〕

- (1) 892「産業廃棄物処理業」は、昭和51年日本標準産業分類の一部改正により新設したので、55年表から含める。
- (2) 60年表では、日本標準産業分類の細分類8999「他に分類されない廃棄物処理業」となり、従来含まれていた「保健」については「8311-04-06保健衛生」に移行した。

11. 商業、金融・保険、不動産

列部門	6111-01	卸売
行部門	6111-011	卸売

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類4 9~5 1の「卸売業」及び5 2「代理商、仲立業」の活動を範囲とし、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分、食糧管理特別会計、アルコール専売事業特別会計、蚕糸砂糖類価格安定事業団、畜産振興事業団の活動を範囲に含む。

列部門	6112-01	小売
行部門	6112-011	小売

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類5 3~5 8「小売業」の活動を範囲とし、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並びに露店商、構内売店、生活協同組合購買会の活動を含み、製造小売のうちの製造活動部分は含めない。

(注意点)

製造小売のうちの製造活動部分は、それぞれの製造業部門に格付けされている。

列部門	6211-01	金融
行部門	6211-011	公的金融(帰属利子)
	6211-012	民間金融(帰属利子)
	6211-013	公的金融(手数料)
	6211-014	民間金融(手数料)

(大蔵省)

金融市場において金融資産及び負債の取引を行う活動であり、具体的には、①預貯金の管理、貸付、融資業務、②各種証券(銀行券を含む)の発行引受業務、③為替、証券、商品取引業務、信託業務、投資業務、④信用保障業務など、その他金融の補助的、付带的業務を行う活動である。

本部門の範囲には、銀行、政府金融機関をはじめいっさいの金融仲介を業とする機関と、証券業及び証券取引に関連する機関並びに金融の補助的、付带的業務を行うすべての機関が含まれ、原則として日本標準産業分類の中分類6 1「銀行・信託業」、6 2「農林水産金融業」、6 3「中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業」、6 4「補助的金融業、金融附帯業」、6 5「投資業」及び6 6「証券業、商品取引業」に

該当する。

50年表以降、金融の行部門を公的と民間に分割したのは、SNAの所得支出及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させるとともに、産出構造の差異を明瞭にするためである。公的金融機関とは、中央銀行たる日本銀行、郵便貯金、資金運用部、産業投資、都市開発資金融通の4特別会計と日本開発銀行及び日本輸出入銀行の2銀行、国民金融公庫をはじめとする9公庫並びに海外経済協力基金、社会福祉・医療事業団、日本育英会である。これ以外の金融機関はすべて民間金融機関に格付けされる。

生命保険業、損害保険業が行う資金運用活動は本部門に含まれず、「生命保険」(6212-01)、「損害保険」(6212-02)に分類される。また、公益質屋事業は、45年表では政府金融機関となっているが、本来福祉サービスを提供するとみられることから、50年表以降は「公務」に含めている。

列部門	6212-01	生命保険
行部門	6212-011	生命保険

(大蔵省)

生命保険、年金保険など特定の被保険者を前提とし、被保険者の生死によって生ずる経済生活の不安定を除去する保険のサービス及びその補助的、付带的サービスを行う活動とし、原則として日本標準産業分類の小分類6 7 1「生命保険業」及び生命保険のための6 8 1「保険媒介代理業」、6 8 2「保険サービス業」の範囲とする。

また、簡易生命保険及び郵便年金特別会計は本部門に含まれ、居住者である在日外国生命保険会社(支店)も本部門に含まれる。

なお、生命保険会社は純保険サービスの生産と同時に、結合生産物として金融の帰属サービスをも生み出すと考えられ、行部門に帰属利子の行を設けることを検討したが、SNA解釈上設けないことになった。

列部門	6212-02	損害保険
行部門	6212-021	損害保険

(大蔵省)

火災、海上、自動車等の事故その他に起因する保険サービス及びその補助的、付带的サービスを指し、原則として日本標準産業分類の小分類6 7 2「損害保険業」及び損害保険のための6 8 1「保険媒介代理業」、6 8 2「保険サービス業」の範囲とする。

なお、本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、住宅金融公庫、中小企業信用保険公庫が含まれるほか、在日外国損害保険会社を含む。

列部門	6411-01	不動産仲介・管理業
行部門	6411-011	不動産仲介・管理業

(経済企画庁)

不動産の売買、貸借又は交換の代理若しくは仲介を行い手数料を受ける活動及び不動産の管理を行う活動とし、日本標準産業分類の小分類692「不動産代理業・仲介業」並びに691「建売業、土地売買業」のうちの不動産取引の代理、仲介を行う活動及び703「不動産管理業」の範囲とする。

〔注意点〕

60年表において、推計範囲に不動産管理業（日本標準産業分類において新設）を含めることとし、それに伴い「不動産仲介業」から「不動産仲介・管理業」に名称変更した。

列部門	6411-02	不動産賃貸料
行部門	6411-021	不動産賃貸料

(経済企画庁)

各産業が投入した不動産賃貸料によって把握される不動産賃貸業部分とし、日本標準産業分類の小分類701「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」のうち、細分類7012「土地賃貸業」を除く活動の範囲とする。

〔注意点〕

50年表の概念から「各産業が投入した自己所有物（住宅を除く）の維持経費によって把握される仮設部分」をはずした。

55年表、60年表は同じ概念である。

列部門	6421-01	住宅賃貸料
行部門	6421-011	住宅賃貸料

(経済企画庁)

住宅の使用によって生ずるサービスであり、所有形態の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅及び併用住宅の住居部分の粗賃貸料に相当するものとする。すなわち、持家及び借家（借間も含む）の個人住宅のほか、給与住宅及び各種の公営住宅も含む。なお、持家及び給与住宅については帰属家賃も含む。

12. 運輸、通信・放送

列部門	7111-01	国有鉄道（除国電旅客）
行部門	7111-011	国有鉄道（国電以外の旅客）
	7111-012	国有鉄道（貨物）

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類401「国有鉄道業」から鉄道連絡船、国電区間の旅客輸送及び車両・線路等設備の補修・

改造を除いた範囲とする。

国鉄が行っている業務で、日本標準産業分類で除かれているものについては、原則として除かれる。

その主なもので、鉄道技術研究所は「自然科学研究機関（産業）」に、労働科学研究所は「人文科学研究機関（産業）」に、中央鉄道学園及び鉄道学園は「その他の教育訓練機関（産業）」に、鉄道病院は「医療（産業）」に、乗車券管理センターは「印刷」に、工事局等は「鉄道軌道建設」に、車両改造は「鉄道車両」に、車両修理は「鉄道車両修理」に、発電所は「自家発電」に、自動車輸送部門は「バス」に、鉄道連絡船は「沿海・内水面輸送」にそれぞれが分類し、国電区間の旅客は、本部門から分離し、独立部門とする。

国鉄の車両・駅構内等における広告料及び販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は、本部門の生産額には含まない。また、無賃輸送も同様とする。

なお、「地方鉄道・軌道」、「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業料等も同様の扱いとする。

列部門	7112-01	国有鉄道（国電旅客）
行部門	7112-011	国有鉄道（国電旅客）

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類401「国有鉄道業」のうち、国電区間内旅客輸送である。具体的には、国鉄の千葉、東京北、東京南、東京西、大阪及び天王寺鉄道管理局管内の大都市近郊電車区間内の旅客輸送に伴うものである。

列部門	7113-01	地方鉄道・軌道
行部門	7113-011	地方鉄道・軌道（旅客）
	7113-012	地方鉄道・軌道（貨物）

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類402「鉄道業（国有鉄道業を除く）」に属する公・民営の地方鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道及び索道による輸送とする。鉄道業の行う車両修理等兼業部門は、国有鉄道と同様にアクティビティに従ってそれぞれの部門に格付けする。

列部門	7121-01	バス
行部門	7121-011	バス

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類41「道路旅客運送業」のうち、細分類4112「一般乗用旅客自動車運送業」及び小分類414「旅客軽車両運送業」を除いた範囲とする。具体的には、乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業、無

償旅客自動車運送業である。

なお、国鉄、地方公共団体等が行うバス輸送も本部門に含まれる。

列部門	7121-02	ハイヤー・タクシー
行部門	7121-021	ハイヤー・タクシー

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4 1 1 2「一般乗用旅客自動車運送業」及び小分類4 1 4「旅客軽車両運送業」の範囲とする。

列部門	7122-01	道路貨物輸送
行部門	7122-011	道路貨物輸送

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類4 2「道路貨物運送業」から小分類4 2 5「通運業」を除いた活動及び小分類4 6 2「貨物運送取扱業」のうち自動車運送取扱業とする。具体的には、一般路線貨物自動車運送業、一般区域貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、無償貨物自動車運送業、貨物軽車両等運送業及び自動車運送取扱業である。

通運業が行う鉄道貨物の集配は、本部門に含まず、「7122-02通運」の範囲とする。

列部門	7122-02	通運
行部門	7122-021	通運

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類4 2 5「通運業」の範囲とする。具体的には、鉄道貨物の集配、積卸及び取次である。

列部門	7131-01 p	自家用旅客自動車輸送
行部門	7131-011 p	自家用旅客自動車輸送

(運輸省)

自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人の輸送を行う活動とする。

貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

家計が使用する自家用自動車(マイカー)の輸送は含まない。

〔注意点〕

50年表及び5 5年表においては、マイカーの輸送も本部門の生産額に含めていたが、マイカー輸送は家計消費であり、生産活動とみるのは無理があるので、除外することとする。

列部門	7132-01 p	自家用貨物自動車輸送
行部門	7132-011 p	自家用貨物自動車輸送

(運輸省)

自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して貨物の輸送を行う活動とする。

列部門	7141-01	外洋輸送
行部門	7141-011	外洋輸送

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類4 3 1「海洋運輸業」及び4 6 2「貨物運送取扱業」のうち海上貨物取扱業(外航船によるもの)とする。具体的には、外国航路運輸業及び外航船貨物取扱業である。

なお、細分類4 3 4 1「船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。ただし、外国の「海洋運輸業」又は「船舶貸渡業」との間の用船は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入(用船料支払)分は、自部門の交点に計上することとする。

以上については、他の輸送機関(「7142-01 沿海・内水面輸送」, 「7122-01 道路貨物輸送」, 「7122-02 通運」, 「7151-01 航空輸送」等)における事業者間の用船(用車、用機)についても同様の扱いとする。

列部門	7142-01	沿海・内水面輸送
行部門	7142-011	沿海・内水面旅客輸送
	7142-012	沿海・内水面貨物輸送

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類4 3 2「沿海運輸業」, 4 3 3「内陸水運業」及び4 6 2「貨物運送取扱業」のうち海上貨物取扱業(内航船によるもの)とする。具体的には、沿海旅客運輸業(旅客定員1 2人以下の船舶によるものを含む), 沿海貨物運輸業, 港湾旅客運輸業, 河川水運業, 湖沼水運業及び内航貨物取扱業である。なお、日本国有鉄道の行う鉄道連絡船及び日本道路公団の行う国道フェリーも本部門の範囲とする。

列部門	7143-01	港湾運送
行部門	7143-011	港湾運送

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類4 6 1「港湾運送業」の範囲とする。具体的には、一般港湾運送業, 船内荷役業, はしけ運送業(はしけ及びいかだのえい航を含む), 沿岸荷役業及びいかだ運送業である。

列部門	7151-01	航空輸送
行部門	7151-011	国際航空輸送
	7151-012	国内航空旅客輸送
	7151-013	国内航空貨物輸送
	7151-014	航空機使用事業

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類44「航空運輸業」及び小分類462「貨物運送取扱業」のうち利用航空運送業とする。具体的には、定期航空運送業、不定期航空運送業、航空機使用業及び利用航空運送業である。なお、利用航空運送業は、国内航空貨物輸送の範囲とする。

列部門	7161-01	倉庫
行部門	7161-011	倉庫

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類45「倉庫業」に属する普通倉庫業、冷蔵倉庫業及び水面木材倉庫業とし、協同組合倉庫(農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等)を含める。

列部門	7171-01	こん包
行部門	7171-011	こん包

(総務庁)

日本標準産業分類の小分類466「こん包業」の活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和55年表まで本部門に含まれていた自家こん包活動については、昭和60年表では各部門におけるこん包(包装)資材の投入として扱い、本部門には含まない。

列部門	7179-01	道路輸送施設提供
行部門	7179-011	道路輸送施設提供

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類467「運輸施設提供業」のうち道路輸送に係る部門及び中分類80「駐車場業」とする。具体的には、自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル業、貨物荷扱固定施設業のうち道路輸送に係るもの及び有料駐車場である。

なお、日本道路公団が行うフェリーボートは「7142-01沿海・内水面輸送」に、レンタカー及びリースカーは「8514-01貸自動車業」に含まれる。

列部門	7179-02	水運付帯サービス(公営)★★
行部門	7179-021	水運付帯サービス(公営)★★

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4674「棧橋泊きよ業」、細分類4673「貨物荷扱固定施設業」のうちの荷役棧橋設備等港湾関係分及び小分類391「上水道業」のうちの船舶給水業に相当する範囲のうち、地方公共団体の行う活動とする。

列部門	7179-03	水運付帯サービス(産業)
行部門	7179-031	水運付帯サービス(産業)

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4674「棧橋泊きよ業」、細分類4673「貨物荷扱固定施設業」のうちの荷役棧橋設備等港湾関係分及び小分類391「上水道業」のうちの船舶給水業並びに小分類469「その他の運輸に付帯するサービス業」のうちの検査業、検量業、運輸鑑定業、水先案内業、サルページ業、海難救助業、綱取業、引船業の範囲のうち、法人、会社、個人が行う活動とする。

とん税及び特別とん税については、本部門の生産額に含め、間接税に計上する。運河通行税、灯台税については、本部門の範囲とするが、輸入のみとなる。

〔注意点〕

外貿埠頭公団(57年3月廃止)の港湾管理活動は、55年表まで本部門に含まれていた。

列部門	7179-04	航空付帯サービス(国公営)★★
行部門	7179-041	航空付帯サービス(国公営)★★

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4675「飛行場業」に相当する範囲のうち、国及び地方公共団体の行う第一種、第二種及び第三種空港の管理活動とする。

新東京国際空港公団の行う管理活動は「航空付帯サービス(産業)」に含める。

列部門	7179-05	航空付帯サービス(産業)
行部門	7179-051	航空付帯サービス(産業)

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4675「飛行場業」及び航空輸送に付帯する事業(機内飲食物売上、運航サービス、旅客の乗降及び貨物の積卸に係る空港内の活動、航空燃料の管理及び給油手数料、その他航空に付帯した役務等)のうち、法人、会社、個人が行う活動とする。

新東京国際空港公団の行う空港の管理活動は、公的企業扱いとして本部門に含める。

なお、空港ターミナルビル等は「不動産賃貸料」、空港外にわたる送迎バスは「バス」、給油（燃料販売）は「商業」、航空機整備は「航空機修理」にそれぞれ格付けされる。

列部門	7179-09	その他の運輸付帯サービス
行部門	7179-099	その他の運輸付帯サービス

(運輸省)

本部門は、運輸業のうち他の部門に属さない産業が含まれる。具体的には、日本標準産業分類の小分類463「運送代理店」、464「旅行業」、465「運輸あっせん業」及び469「その他の運輸に付帯するサービス業」のうち観光協会会等である。

なお、同分類の小分類462「貨物運送取扱業」は、各輸送機関の活動と切り離して推計することが困難であり、かつ、各輸送活動の一部とみなせるので、それぞれの輸送部門と込みで定義することとし、本部門には含めない。

列部門	7311-01	郵便
行部門	7311-011	郵便

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類471「郵便業」の活動で、信書、その他郵便物として差し出された物の送達を行うサービスの範囲である。

列部門	7312-01	国内電気通信
行部門	7312-011	国内電気通信

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類472「電信・電話業（有線放送電話業を除く）」のうち、電報、電話、電信、専用、データ通信等、国内電気通信サービスの範囲である。

なお、官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含まれていない。

列部門	7312-02	国際電気通信
行部門	7312-021	国際電気通信

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類472「電信・電話業（有線放送電話業を除く）」のうち、国際電報、国際電話、国際電信、国際専用、国際データ通信等、国際電気通信サービスの範囲である。

なお、官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含まれていない。

列部門	7319-09	その他の通信サービス
行部門	7319-099	その他の通信サービス

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類473「有線放送電話業」及び474「通信に付帯するサービス業」の提供するサービスの範囲である。

列部門	7321-01	公共放送
行部門	7321-011	公共放送

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類791「公共放送業」の活動で、主として公共の目的のため、非営利的に放送事業（有線設備によるものを除く）を行うサービスの範囲である。

ただし、日本放送協会所属の放送技術研究所及び放送文化調査研究所は本部門に含める。

(注意点)

「放送」部門は、昭和60年表では列部門についても「公共放送」、「民間放送」及び「有線放送」の3部門に分割している。

列部門	7321-02	民間放送
行部門	7321-021	民間放送

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類792「民間放送業」の活動で、主として広告料収入により、放送事業（有線設備によるものを除く）を行うサービスの範囲である。

(注意点)

「放送」部門は、昭和60年表では列部門についても「公共放送」、「民間放送」及び「有線放送」の3部門に分割している。

列部門	7321-03	有線放送
行部門	7321-031	有線放送

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類793「有線放送業」の活動で、主として有線の電気通信設備により、放送又は放送の再送信を行うサービスの範囲である。

(注意点)

「放送」部門は、昭和60年表では列部門についても「公共放送」、「民間放送」及び「有線放送」の3部門に分割している。

13. 公務

列部門	8111-01	公務（中央）★★
行部門	8111-011	公務（中央）★★

（経済企画庁）

中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「非公務」に格付けされる各部門を除いたもので、おおむね日本標準産業分類の中分類97「国家公務」の範囲とする。

列部門	8112-01	公務（地方）★★
行部門	8112-011	公務（地方）★★

（経済企画庁）

普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、政府サービス生産者として分類される地方政府関係の政府サービス生産者から「非公務」に格付けされる各部門を除いたもので、おおむね日本標準産業分類の中分類98「地方公務」の範囲とする。

14. 教育・研究・医療・保健

列部門	8211-01	学校教育（国公立）★★
行部門	8211-011	学校教育（国公立）★★

（文部省）

学校教育法第1条に定める「小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園」、同法第82条の2に定める「専修学校」及び同法第83条に定める「各種学校」で、日本標準産業分類の小分類911-917のうち、国・地方公共団体が設置する学校の活動範囲とする。

なお、放送大学学園の活動は本部門に含まれる。

学校に附属する図書館は本部門に含まれるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ医療、学校研究機関に分類される。

列部門	8211-02	学校教育（私立）★
行部門	8211-021	学校教育（私立）★

（文部省）

学校教育法第1条に定める「小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園」、同法第82条の2に定める「専修学校」及び同法第83条に定める「各種学校」で、日本標準産業分類の小分類911～917のうち、私立学校法第3条に規定する学校法人、同

法第64条第4項に規定する法人並びに盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校又は各種学校を設置するその他の法人及び個人が設置する学校の活動範囲とする。

学校に附属する図書館は本部門に含まれるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ医療、学校研究機関に分類される。

列部門	8211-03	自然科学・学校研究機関（国公立）★★
行部門	8211-031	自然科学・学校研究機関（国公立）★★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、国公立学校に附属して設置される研究機関で自然科学に関する実験、研究を行う活動とする。

列部門	8211-04	人文科学・学校研究機関（国公立）★★
行部門	8211-041	人文科学・学校研究機関（国公立）★★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、国公立学校に附属して設置される研究機関で人文科学に関する研究を行う活動とする。

列部門	8211-05	自然科学・学校研究機関（私立）★
行部門	8211-051	自然科学・学校研究機関（私立）★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、私立学校に附属して設置される研究機関で自然科学に関する実験、研究を行う活動とする。

列部門	8211-06	人文科学・学校研究機関（私立）★
行部門	8211-061	人文科学・学校研究機関（私立）★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、私立学校に附属して設置される研究機関で人文科学に関する研究を行う活動とする。

列部門	8212-01 p	自家教育
行部門	8212-011 p	自家教育

（文部省）

企業が、従業員を対象として、その業務に必要な専門的技能又は一般知識・教養を授けるため、企業内で集团的、組織的に行う教育訓練活動とする。ただし、企業に附属する専門的教育訓練施設は、「その他の教育訓練機関（産業）」に分類される。

列部門	8213-01	社会教育（国公立）★★
行部門	8213-011	社会教育（国公立）★★

（文 部 省）

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち、国・地方公共団体が設置する社会教育施設で、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動であり、主として一般公衆に対して行う講座の開設、集会の開催、生活の科学化の指導等とする。

列部門	8213-02	社会教育（非営利）★
行部門	8213-021	社会教育（非営利）★

（文 部 省）

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設で、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動であり、主として一般公衆に対して行う講座の開設、集会の開催、生活の科学化の指導等とする。

列部門	8213-03	その他の教育訓練機関（国公立）★★
行部門	8213-031	その他の教育訓練機関（国公立）★★

（文 部 省）

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」、9192「職業訓練施設」の活動のうち、国・地方公共団体が設置する職員及び職業訓練施設で、学校教育等に類する教育を行う活動とする。

列部門	8213-04	その他の教育訓練機関（産業）
行部門	8213-041	その他の教育訓練機関（産業）

（文 部 省）

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」、9192「職業訓練施設」の活動のうち、法人・団体及び個人が設置する職員及び職業訓練施設で、学校教育等に類する教育を行う活動とする。

列部門	8221-01	自然科学研究機関（国公立）★★
行部門	8221-011	自然科学研究機関（国公立）★★

（文 部 省）

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関が行う自然科学に関する実験、研究活動とする。

列部門	8221-02	人文科学研究機関（国公立）★★
行部門	8221-021	人文科学研究機関（国公立）★★

（文 部 省）

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関が行う人文科学に関する研究活動とする。

列部門	8221-03	自然科学研究機関（産業）
行部門	8221-031	自然科学研究機関（産業）

（文 部 省）

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人の学術研究機関が行う自然科学に関する実験、研究活動とする。

列部門	8221-04	人文科学研究機関（産業）
行部門	8221-041	人文科学研究機関（産業）

（文 部 省）

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人の学術研究機関が行う人文科学に関する研究活動とする。

列部門	8222-01p	自家研究
行部門	8222-011p	自家研究

（文 部 省）

企業が、製品の開発、改良等を図るために行う社内研究活動とする。

列部門	8311-01	医療（国公立）★★
行部門	8311-011	医療（国公立）★★

（厚 生 省）

日本標準産業分類の中分類87「医療業」に相当する範囲のうち、国、地方公共団体、社会保険事業団体（国公立）及び労働福祉事業団による活動（政府の現業部門の従業者のための医療業を除く）とする。

〔注意点〕

50年表では、「社会保険事業」が1部門であったが、55年表では「国公立」及び「非営利」に分けたことに伴い、「国公立」分のみ範囲とする。

列部門	8311-02	医療（非営利）★
行部門	8311-021	医療（非営利）★

（厚 生 省）

日本標準産業分類の中分類87「医療業」に相当する範囲

のうち、日本赤十字社、社会保険事業団体（非営利）、社会福祉法人等民間非営利団体による活動とする。

〔注意点〕

55年表では、「社会保険事業」部門を「国公立」及び「非営利」に分けたことに伴い、「社会保険事業団体」の「非営利」を含める。

列部門	8311-03	医療（産業）
行部門	8311-031	医療（産業）

（厚生省）

日本標準産業分類の中分類87「医療業」に相当する範囲のうち、政府の現業部門の従業者のための医療業並びに公社、医療法人、会社及び個人による活動とする。

列部門	8311-04	保健衛生（国公立）★★
行部門	8311-041	保健衛生（国公立）★★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類881「保健所」、882「健康相談施設」、883「検疫所（動物検疫、植物防疫を除く）」及び889「その他の保健衛生」に相当する範囲のうち、国及び地方公共団体による活動とする。

〔注意点〕

日本標準産業分類の細分類8899「他に分類されない保健衛生」については60年表より含む。55年表では「廃棄物処理」部門に含まれていた。

列部門	8311-05	保健衛生（非営利）★
行部門	8311-051	保健衛生（非営利）★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類882「健康相談施設」及び889「その他の保健衛生」に相当する範囲のうち、対家計民間非営利団体による活動とする。

〔注意点〕

日本標準産業分類の細分類8899「他に分類されない保健衛生」については60年表より含む。55年表では「廃棄物処理」部門に含まれていた。

列部門	8311-06	保健衛生（産業）
行部門	8311-061	保健衛生（産業）

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類882「健康相談施設」及び889「その他の保健衛生」に相当する範囲のうち、非営利団体でない民間事業所による活動とする。

〔注意点〕

日本標準産業分類の細分類8899「他に分類されない保健衛生」については60年表より含む。55年表では「廃棄物処理」部門に含まれていた。

列部門	8312-01	社会保険事業（国公立）★★
列部門	8312-011	社会保険事業（国公立）★★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類921「社会保険事業団体」の行う社会保険事務並びに社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設等の福祉事業活動（国及び地方公共団体の行うものに限る）とする。ただし、医療事業は除く。

〔注意点〕

50年表では「社会保険事業」の1部門であったが、55年表からは「国公立」と「非営利」の2部門とする。

列部門	8312-02	社会保険事業（非営利）★
行部門	8312-021	社会保険事業（非営利）★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類921「社会保険事業団体」の行う社会保険事務並びに社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設等の福祉事業活動（国及び地方公共団体の行うものを除く）とする。ただし、医療事業は除く。

〔注意点〕

50年表では「社会保険事業」の1部門であったが、55年表からは「国公立」と「非営利」の2部門とする。

列部門	8312-03	社会福祉（国公立）★★
行部門	8312-031	社会福祉（国公立）★★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類923「児童福祉事業」、924「老人福祉事業」、925「精神薄弱・身体障害者福祉事業」、926「更生保護事業」及び929「その他の社会保険、社会福祉」に相当する範囲のうち、国、地方公共団体、社会保険事業団体（国公立）、労働福祉事業団及び簡易保険郵便年金福祉事業団による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動とする。

〔注意点〕

60年表では「社会福祉地域サービス活動」を範囲に含め、部門名を「社会福祉施設」から「社会福祉」に変更した。

列部門	8312-04	社会福祉（非営利）★
行部門	8312-041	社会福祉（非営利）★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類923「児童福祉事業」、924「老人福祉事業」、925「精神薄弱・身体障害者福祉事業」、926「更生保護事業」及び929「その他の社会保険、社会福祉」に相当する範囲のうち、鉄道弘済会、その他民営の社会福祉施設サービス活動と社会福祉協議会、肢体不自由児協会、身体障害者協議会、共同募金、善意銀行、医薬品副作用被害救済基金など非営利の民営による社会福祉地域サービス活動とする。

〔注意点〕

60年表では「社会福祉地域サービス活動」を範囲に含め、部門名を「社会福祉施設」から「社会福祉」に変更した。

列部門	8411-01	対企業民間非営利団体
行部門	8411-011	対企業民間非営利団体

（経済企画庁）

企業に対して他の方法では効率的に提供しえないサービスを提供する民間非営利団体とし、日本標準産業分類の中分類8.3「協同組合（他に分類されないもの）」及び小分類9.4.1「経済団体」の範囲とする。

列部門	8411-02	対家計民間非営利団体（除別掲）★
列部門	8411-021	対家計民間非営利団体（除別掲）★

（経済企画庁）

家計に対して他の方法では効率的に提供しえないサービスを提供する民間非営利団体とし、日本標準産業分類の中分類9.0「宗教」、小分類9.4.2「労働団体」、9.4.3「学術・文化団体」、9.4.4「政治団体」、9.4.9「他に分類されない非営利的団体」及び9.5.1「集会場」の範囲とする。

15. サービス業、事務用品

列部門	8511-01	広告
行部門	8511-011	広告

（経済企画庁）

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、チラシ等の各種の媒体を用いて行う広告サービスとし、原則として、日本標準産業分類の小分類8.4.4「広告業」の範囲とするが、広告媒体を提供する他の産業部門（民間放送、新聞、雑誌等）の広告活動及び外国の産業が日本国内の媒体によって行った宣伝広告並びに各産業部門の自社広告活動も含む。

列部門	8512-01	情報サービス
行部門	8512-011	情報サービス

（経済企画庁）

- ① 電子計算機のプログラムに関するソフトウェア開発などのサービス。
- ② 電子計算機等を用いて行うデータ処理・計算サービス及びパンチサービス。
- ③ 各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供するサービス。
- ④ 市場調査、世論調査などの調査サービス。ただし、広告活動に付随して行われるものは「広告」に、人文科学研究機関の活動に付随して行われるものは「人文科学研究機関」に分類される。

原則として、日本標準産業分類の小分類8.4.1「情報サービス業」の範囲とする。

〔注意点〕

60年表において、「調査・データ処理・計算サービス」を日本標準産業分類に合わせて「情報サービス」と名称変更した。

列部門	8512-02	ニュース供給・興信所
行部門	8512-021	ニュース供給・興信所

（経済企画庁）

①企業及び個人の信用に関する情報を提供するサービス及び、②新聞、定期刊行物、放送などの報道媒体ニュースを提供し又はニュース報告に関するサービスを供給する事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類8.4.2「ニュース供給業」及び8.4.3「興信所」の範囲とする。

〔注意点〕

60年表において、「情報提供サービス」を日本標準産業分類に合わせて「ニュース供給・興信所」と名称変更した。

列部門	8513-01	電子計算機・同関連機器賃貸業
行部門	8513-011	電子計算機・同関連機器賃貸業

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類7.2.3.2「電子計算機・同関連機器賃貸業」に分類された活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「電子計算機・同付属装置賃貸業」から「電子計算機・同関連機器賃貸業」に変更。また、電子計算機・同関連機器の製造業者が行う賃貸サービスも含む。

列部門	8513-02	事務用機械器具（除電算機等）賃貸業
行部門	8513-021	事務用機械器具（除電算機等）賃貸業

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類7.2.3.1「事務用機械器具賃貸業」

業（電子計算機を除く）」に分類された活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「業務用物品（除電算機等）賃貸業」から「事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」に変更。

列部門	8514-01	貸自動車業
行部門	8514-011	貸自動車業

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類724「自動車賃貸業」の範囲とする。具体的には、レンタカー業、自動車リース業、ドライブクラブ等である。

列部門	8519-01	建物サービス
行部門	8519-011	建物サービス

（経済企画庁）

建物の清掃、保守、機器の運転並びにその他の維持管理サービスを行う活動とし、日本標準産業分類の小分類854「建物サービス業」の範囲とする。

列部門	8519-02	法務・財務・会計サービス
行部門	8519-021	法務・財務・会計サービス

（経済企画庁）

①弁護士、弁理士、公証人、司法書士などの法務に関する専門的サービス、②公認会計士、税理士などの会計、会計監査、税務に関する専門的サービスとし、日本標準産業分類の小分類861「法律事務所、特許事務所」862「公証人役場、司法書士事務所」及び863「公認会計士事務所、税理士事務所」の範囲とする。

列部門	8519-03	土木建築サービス
行部門	8519-031	土木建築サービス

（建設省）

設計監督、建築設計、測量などの土木建築に関する民間の専門的サービスとし、日本標準産業分類の小分類865「土木建築サービス業」の範囲とする。

列部門	8519-09	その他の対事業所サービス
行部門	8519-099	その他の対事業所サービス

（経済企画庁）

他に分類されないで、主として事業所を対象としてサービスを提供する事業所の活動とし、原則として、日本標準産業分類の小分類851「速記・筆耕・複写業」、852「商品検査業」、853「計量証明業」、855「民営職業紹介業」、856「警備業」、859「他に分類されない事業

サービス業」、866「デザイン業」及び869「その他の専門サービス業」の範囲とする。

〔注意点〕

60年表において、日本標準産業分類の改正等に伴い、例示を見直した。

列部門	8611-01	映画制作・配給業
行部門	8611-011	映画制作・配給業

（経済企画庁）

映画撮影、映画制作（テレビ番組制作及びコマーシャルフィルムの制作を含む。）及び映画の配給サービス並びに映画出演者の口入れ、映画フィルムの現像、タイトル書きなどの映画サービスとし、原則として、日本標準産業分類の小分類771「映画制作・配給業」及び773「映画サービス業」の範囲とする。

〔注意点〕

日本標準産業分類の細分類7291「映画・演劇用品賃貸業」は「(8619-09)その他の対個人サービス」に含まれる。

列部門	8611-02	映画館
行部門	8611-021	映画館

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類772「映画館」に相当する範囲とする。

列部門	8611-03	劇場・興行場
行部門	8611-031	劇場・興行場

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類781「劇場、興行場（別掲を除く）」に相当する範囲とする。

列部門	8611-04	遊戯場
行部門	8611-041	遊戯場

（経済企画庁）

ダンスホール、ビリヤード場、パチンコホール、囲碁・将棋所などの、一般大衆に娯楽を提供する事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類787「遊戯場」の範囲とする。

列部門	8611-05	その他の娯楽施設
行部門	8611-051	その他の娯楽施設

（経済企画庁）

遊園地、競輪、競馬等の競走場、競技団などの娯楽施設の提供、経営を行う活動とし、原則として、日本標準産業分類の小分類783「競輪・競馬等の競走場」、784「競輪・

競馬等の競技団」，785「運動競技場」及び786「公園，遊園地」の範囲とする。

列部門	8611-06	興行団
行部門	8611-061	興行団

(経済企画庁)

契約により出演又は自ら公演し，演劇，演芸，音楽，見世物，興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動とし，日本標準産業分類の小分類782「興行団」の範囲とする。

列部門	8611-07	その他の娯楽
行部門	8611-071	その他の娯楽

(経済企画庁)

芸妓，置屋，娯楽用品の賃貸など他に分類されない娯楽に付帯するサービスを行う活動及び文芸作品，芸術作品の創作などを行う活動とし，日本標準産業分類の小分類789「その他の娯楽業」，725「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び867「著述家・芸術家業」の範囲とする。なお，本部門には，「宝くじ」を含む。

列部門	8612-01	一般飲食店（除喫茶店）
行部門	8612-011	一般飲食店（除喫茶店）

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類59「一般飲食店」のうち小分類591「食堂，レストラン」，592「そば・うどん店」，593「すし店」及び599「その他の一般飲食店」に相当する範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「8501-09その他の飲食店」を分割した。

列部門	8612-02	喫茶店
行部門	8612-021	喫茶店

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類59「一般飲食店」のうち小分類594「喫茶店」に相当する範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「8501-09その他の飲食店」を分割した。

列部門	8612-03	遊興飲食店
行部門	8612-031	遊興飲食店

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類60「その他の飲食店」に相当する範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「8501-01遊興飲食店」と「8501-09その他の飲食店」の一部（酒場，ピヤホール）を統合した。

列部門	8613-01	旅館・その他の宿泊所
行部門	8613-011	旅館・その他の宿泊所

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類731「旅館」，732「簡易宿所」及び733「下宿業」に相当する範囲とする。

列部門	8619-01	洗濯・洗張・染物業
行部門	8619-011	洗濯・洗張・染物業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類751「洗濯業」及び752「洗張・染物業」に相当する範囲とする。

列部門	8619-02	理容業
行部門	8619-021	理容業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類753「理容業」に相当する範囲とする。

列部門	8619-03	美容業
行部門	8619-031	美容業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類754「美容業」に相当する範囲とする。

列部門	8619-04	浴場業
行部門	8619-041	浴場業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類755「公衆浴場業」及び小分類756「特殊浴場業」に相当する範囲とする。

列部門	8619-05	写真業
行部門	8619-051	写真業

(経済企画庁)

主として肖像写真，広告，出版，その他の業務用写真，フィルム現像及びフィルム複写を行う事業所の活動とし，日本標準産業分類の小分類761「写真業」の範囲とする。

なお，広告，ニュース供給等他産業部門の活動に付随して行われる写真活動をも含む。

列部門	8619-06	葬儀業
行部門	8619-061	葬儀業

(経済企画庁)

主として死体埋葬準備、葬儀執行準備及び墓地の管理を行う事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類764「葬儀・火葬業」の範囲とする。

列部門	8619-07	各種修理業(除別掲)
行部門	8619-071	各種修理業(除別掲)

(経済企画庁)

主として最終需要向けのもので、家具修理、時計修理、自転車修理、履物修理などの修理活動並びにかじ業、表具業等の活動とし、日本標準産業分類の小分類822「家具修理業」、823「かじ業」、824「表具業」及び829「他に分類されない修理業」の範囲とする。

〔注意点〕

現在の業態では、時計小売業が時計修理業を兼ねているのがほとんどで、時計修理だけの独立した事業所は非常に少ないと思われるので、55年表では50年表の「時計修理」(3930-90)を本部門に統合した。なお、55年表と60年表は同一の概念である。

列部門	8619-09	その他の対個人サービス
行部門	8619-099	その他の対個人サービス

(経済企画庁)

他に分類されないその他の対個人サービスを提供する事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類019「園芸サービス業」、729「その他の物品賃貸業」、中分類74「家事サービス業」、小分類762「衣服裁縫修理業」、763「物品預り業」、769「他に分類されない個人サービス業」及び868「個人教授所」の範囲とする。

列部門	8900-00P	事務用品
行部門	8900-000P	事務用品

(通商産業省)

各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものであり、その範囲は日本標準産業分類の中分類93「文具・紙製品・事務用品及び絵画用品」に含まれる品目とする(ただし、部分品を除く)。

なお、電子式卓上計算機(2000ビット以上でプログラム式は除く)、印刷用紙D及び感光紙は、商品分類93には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。

第2節 最終需要部門

列部門	9110-00	家計外消費支出(列)
-----	---------	------------

(経済企画庁)

粗付加価値部門の9110-010-030に説明されているので、参照すること。

列部門	9121-00	家計消費支出
-----	---------	--------

(経済企画庁)

家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額(中古品と屑)を控除し、海外から受取った現物贈与の純額を加算し、さらに本邦人海外消費を加算したものである。ここでいう経常支出は、土地、建物・構築物以外のものに対するすべての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。

海外現物贈与と海外消費支出の取扱いについては、個人が外国から贈与されたり、あるいは居住者が外国で消費した財及びサービスは、輸入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。

中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や一般政府などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

病院や学校に対して家計が支払を行った場合のような、政府サービス生産者あるいは対家計民間非営利サービス生産者からの家計の財貨及びサービスの購入も家計消費支出とする。

飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食材料費は直接には家計消費せず、すべて産業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費支出にするものとする。ただし、企業、自衛隊及び学校における給食は家計の直接消費として扱う。この場合、学校の給食用政府補助費は教育の経費に含めない。

なお、刑務所の飲食材料は政府消費とし、家計消費には含めない。この場合、この飲食材料費はいったん家計外消費支出に計上し、家計外消費支出を公務に産出し、公務を通じて政府消費支出に計上する。

家計消費支出については、SNAの消費支出勘定は、居住者概念とされているから、「居住者家計の国内市場並びに海外

での消費」である国民概念とする。

しかし、本部門からの居住者家計の海外消費を差引、非居住者家計の国内市場消費を加えることにより、「国内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」である国内概念に転換可能とすることにより、産業連関表全体の国内概念の原則を保持する必要がある。

このため、居住者家計の海外消費は、その需要先である本部門に含めて計上したうえ、「(控除)直接購入(輸入)」とし、非居住者家計の国内市場消費は、「直接購入(輸出)」として、それぞれ別掲する。

列部門	9122-00	対家計民間非営利団体消費支出
-----	---------	----------------

(経済企画庁)

対家計民間非営利サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい。)から他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、対家計民間非営利団体の自己消費額に等しい。

したがって、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

列部門	9130-10	中央政府消費支出
-----	---------	----------

(経済企画庁)

中央政府に分類される政府サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい。)から他の部門に対するサービスの販売額(例えば、国立病院の医療収入、国立学校の授業料)を差し引いたもの、つまり、中央政府の自己消費額に等しい。

したがって、中央政府に分類される政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

列部門	9130-20	地方政府消費支出
-----	---------	----------

(経済企画庁)

地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい。)から他の部門に対するサービスの販売額(例えば、公立病院の医療収入、公立学校の授業料)を差し引いたもの、つまり、地方政府の自己消費額に等しい。

したがって、地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

列部門	9141-00	国内総固定資本形成(公的)
-----	---------	---------------

(経済企画庁)

一般政府及び公的企業による国内における土地、建設物、機械、装置など有形固定資産の購入及び固定資産の振替から

なり、この資産の取得に要した直接費用据付工事、中古資産の取引マージン等直接費用を含める。特許権、のれん代などの無形固定資産は含まない。土地は、購入費全額を計上するのではなく、土地の仲介手数料、土地の造成・改良費のみが計上される。

固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のものとする。ただし、1品目では10万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とする。これらについて、具体的にどの品目を資本形成として扱うかは、過去の表及びSNAとの関連を考慮しつつ個々に決定する。

鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成とし、その他の産業の取替工事は建設補修として計上、資本形成としない。

資産の耐用年数を延長する場合と、偶発損に対応する大修理、大補修は原則として資本形成として計上する。

長期生産物の仕掛品については、船舶と重電機の場合は在庫に計上し、建設物は工事進捗量を生産額としており、そのすべてを資本形成とする。

家畜のうち役畜用(牛馬の成畜のみ)、繁殖用、種付用、乳用、競走用、羊毛用その他資本用役を提供する家畜については、成長増加による固定資産振替額を資本形成とする。また、果樹等についても同様に成長分を資本形成とする。

建設、船舶の建造(以下「建設等」という。)に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その生産額にコストとして含まれているものは建設等を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設物等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等迂回の資本形成とする。

ただし、主として軍事目的のために使用される建設物やその他の耐久財の取得に要する支出は総固定資本形成に含めず、政府サービス生産者の中間消費とする。

列部門	9142-00	国内総固定資本形成(民間)
-----	---------	---------------

(経済企画庁)

家計、民間企業、対家計民間非営利団体及び対企業民間非営利団体が行うものである。以下、国内総固定資本形成(公的)に同じ。ただし、家計については土地の仲介手数料、土地の造成・改良費及び建物・構築物のみとする。

列部門	9150-10	生産者製品在庫純増
-----	---------	-----------

(経済企画庁)

財貨を生産する産業における販売または出荷待ちの商品(なお、事業所が購入したままの形態で販売する品目を含み、建設物は除外する。)と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

なお、と殺するために飼育された家畜(つまり総固定資本形成として指定された以外の家畜)、鶏及びその他の鳥は生産者製品在庫とする。

列部門	9150-20	半製品・仕掛品在庫純増
-----	---------	-------------

(経済企画庁)

財貨を生産する産業によって一部加工され、製造され、組み立てられた財貨であって、通常さらに加工されることのないもの(ただし、建設仕掛工事は除外する。)と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

列部門	9150-30	流通在庫純増
-----	---------	--------

(経済企画庁)

卸・小売業に分類される事業所によって取得された財貨であって、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

列部門	9150-40	原材料在庫純増
-----	---------	---------

(経済企画庁)

産業、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者によって保有される原材料等の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。原材料等とは以下のいずれかのものとする。

- (1) 商品を採取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、又は建設工事のために取得するすべての原材料、物資、部品及び貯蔵品
- (2) 消費するために購入した石炭、石油その他の燃料
- (3) 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料及びこれらに類する財貨
- (4) 購入した非耐久性コンテナ、こん包工場での包装物、事務用品及びその他の貯蔵品
- (5) その他

(注意点)

- (1) 政府サービス生産者の生産額は、その活動に要した経費の積み上げによることとしているが、中間投入費用については、経常勘定における新たな財貨・サービスの購

入から同種の中古財及び屑の純販売を引いたものをすべて中間消費として計上し、生産額を推計している。また、その産出先は、他の部門に対する販売額(例えば、国立学校の授業料等)を差し引いた全額を、中央または地方の政府消費支出に産出している。したがって、産業との対比で政府サービス生産者の原材料在庫にあたるとみられる計数は、実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており、原材料在庫純増には含まれていない。

- (2) 対家計民間非営利サービス生産者についても、政府サービス生産者と同様の扱いをしている。

列部門	9150-50	所在不明在庫純増
-----	---------	----------

(経済企画庁)

産業の保有する在庫のうち、生産者製品在庫、半製品・仕掛品在庫、流通在庫、原材料在庫に分類されない在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

列部門	9211-10	普通貿易(輸出)
列部門	9411-10	(控除)普通貿易(輸入)

(総務庁)

「居住者与非居住者間における財の取引」と規定し、大蔵省が作成する普通貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、特殊貿易(輸出入)を国際収支表の貿易外収支に対応させているので、普通貿易においても、普通貿易統計を貿易収支の範囲に概念調整しなければならないが、統計上の制約により、映画用フィルム(貿易外収支のフィルム賃貸料に含まれる。)及び総トン数500トン以上の船舶の再輸出入のみ控除する措置をとる。

また、小額貨物(1件当たり輸出入とも20万円以下)は資料上把握できない。

なお、普通貿易統計の輸出額はFOB価格(船積価格)で評価されたものであるから、生産者価格評価表では国内流通マージンはFOB価格で、また輸入額は両表ともCIF価格で評価する。

列部門	9211-20	特殊貿易(輸出)
列部門	9411-20	(控除)特殊貿易(輸入)

(総務庁)

「居住者与非居住者間における非要素サービス及び普通貿易に計上されない財貨の取引」と規定し、日本銀行が作成する国際収支表のうち居住者与非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録する貿易外収支から直接購入と要素サービスを除いたものにほぼ一致する。

ただし、貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸（保険）業者の受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入を、対象となる貨物の輸出入別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出に計上する。

	国際収支表				産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃・保険	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
本邦運輸（保険）業者の活動						
輸出に係るもの						
輸出者（居住者）の支払	○		○		○	
輸入者（非居住者）の支払	○		○		○	
輸入に係るもの						
輸出者（非居住者）の支払			○	○	○	○
輸入者（居住者）の支払			○	○	○	○
三国間輸送	○		○		○	
外国運輸（保険）業者の活動						
輸出に係るもの						
輸出者（居住者）の支払						
輸入者（非居住者）の支払						
輸入に係るもの						
輸出者（非居住者）の支払		○		○		
輸入者（居住者）の支払		○		○		

列部門	9212-00	直接購入（輸出）
列部門	9412-00	（控除）直接購入（輸入）

（経済企画庁）

「居住者家計による海外及び非居住者家計による国内市場の財貨と非要素サービスの直接取引」と規定する。

家計消費支出を除いた最終需要では、国内概念と国民概念とは一致している。家計消費支出は、両概念では一致しない。他方国内概念にも転換されるべきこととしている。

いわば、国民家計消費支出から、国内家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要は、国内総支出となり産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門はこの役割を果たす重要な部門である。

- (1) 観光旅行者
- (2) 親戚、知人訪問等旅行者
- (3) 外交団等消費
- (4) 隊員個人消費（輸出のみ）

【注意点】

隊員個人消費とは、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費である。

列部門	9420-00	（控除）関税
-----	---------	--------

（総務庁）

輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税定率表に基づいて関税がかけられる。これは安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きをもっている。輸入品を国産品の価格と同一水準で評価し、取引価格を明らかにするため「輸入」欄と並列して「関税」欄を設けて記録している。

なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱っている。

また、再輸入の船舶については、普通貿易で輸出の取り消しとして扱ったため関税についても同様関税がかからなかったものとして扱っている。

映画フィルムについても、フィルム賃貸料は非要素サービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり関税も同様にかからなかったものとして扱う。

列部門	9430-00	（控除）輸入品商品税
-----	---------	------------

（総務庁）

輸入品は、税関通過の際に関税のほか、国産品の場合と同様に輸入品について国内消費税として物品税、酒税、たばこ消費税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税及びトランプ類税（以下、単に「輸入品商品税」と呼ぶ）が課税される。

輸入品を国産品の生産者価格と同一水準で評価し、取引関係を明らかにするために、間接税としての関税とならんで列部門として輸入品商品税欄を設けた。

国産品の物品税のうち第1種物品税は小売段階で、第2種物品税は製造業者の出荷段階で課税されるため、表上では第1種物品税は列部門の小売業の間接税、第2種物品税は各製造業の間接税として計上するが、輸入品については、小売段階で課税される第1種物品税は国産品の扱いと同様小売業（列部門）の間接税として扱うが、第2種物品税は輸入品商品税欄で一括扱うこととする。

第3節 粗付加価値部門

行部門	9110-010	宿泊・日当
	9110-020	交際費
	9110-030	福利厚生費

（経済企画庁）

- (1) 家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出

に類似する支出であり、その範囲は福利厚生費（雇用者所得に含まれるもの及び内生部門に計上されるものを除く）、交際費、接待費及び出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主とさて、宿泊費と日当）である。

- ① 宿泊・日当……役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊料部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。
- ② 交際費……得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まれない。

ただし、例外として、役員又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含まれる。

- ③ 福利厚生費……雇用者所得として処理されているもの以外の福利厚生費で、福利施設負担額（食堂給食施設を除く福利厚生のための施設にかかる費用）、保険衛生医療費（従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要するいっさいの財貨・サービス費用及び要素費用）、娯楽・スポーツ費（従業員及び家族のレクリエーション及びこれら施設に関するすべての費用）並びに宿泊所及び保養所などの費用（上記のそれぞれの費用から分離して、一括計上される場合の維持管理費、修繕費、減価償却費、賃借料など）から成っている。

(2) 列部門の家計外消費支出計と、行部門の「宿泊・日当」「交際費」「福利厚生費」の合計は一致する。最終需要欄では全産業での消費額が財別に計上されているのに対し、粗付加価値欄ではその支出額が産業別に計上される。

行部門	◎ 9311-000	賃金・俸給
	○9311-010	常用労働者賃金
	○9311-020	臨時・日雇労働者賃金
	○9311-030	役員俸給
	◎9312-000	社会保険料（雇用主負担）
	◎ 9313-000	その他の給与及び手当
	○9313-010	退職年金及び退職一時金
	○9313-020	現物給与
	○9313-030	給与住宅差額家賃
	○9313-040	社会保険に関する上積給付金
	○9313-050	財産形成に関する費用

○印は作業部門 ◎印は公表部門

(労働省)

(1) 雇用者所得の範囲

雇用者所得とは、国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得は、雇主の支払いベースであり、雇用者の受取りベースではない。また所得の発生をその対応期間について正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする。更に雇用者所得も国内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず国内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得を意味し、自営業主の所得は営業余剰に含めている。

(2) 雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、更にSNAを考慮して最終的には、以下の項目より雇用者所得は構成されるものとする。

- ① 賃金・俸給（役員俸給、議員歳費を除く）

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇主の支払額である。また、この中には、労働協約で支払が義務づけられている慶弔費や、更には雇主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は労働協約に支払が明記されている場合、雇用者所得に含めている。慶弔費と考えられるものは以下の項目である。

- i) 結婚祝金 ii) 出産祝金 iii) 入学祝金 iv) 死亡弔慰金 v) 傷病見舞金 vi) 災害見舞金

チップについては、ア) 客が直接雇用者に手渡すものイ) 客からのチップが雇主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、雇用者所得に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつそれが雇用者にとって恒常的な収入源になるものをいい、(従ってア)もイ)もそれに該当すると思われるが、50年表以降はイ)のみを雇用者所得に含め、ア)については客から雇用者への移転とみている。

- ② 役員俸給

企業のコストとして役員に支払った額であり、利益金を処分して支払った役員賞与は含めない。

- ③ 議員歳費

国会議員、地方議員の俸給のことである。

- ④ 退職年金及び退職一時金

退職年金とは適格退職年金制度等に対する雇主が拠出した積立額である。従って、この雇主の積立額と現実に退職したものが受取る退職金とは相違する。

退職一時金とは、退職金共済契約等による積立制度へ

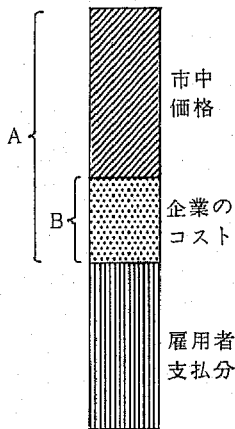
の雇主の積立額と、積立制度以外で雇主が実際に支払った退職金をいう。

⑤ 現物給与

現物給与とは、現物支給の食事、通勤定期券及び自社製品を支給した場合の雇主のコストが計上される。

⑥ 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額（左図Aに相当する部分を現物給与と考える。）。45年表では、企業のコストから雇用者支払分を控除した額が雇用者所得に計上されていた（左図のBに相当する部分）。50年以降の表で扱いを45年表と異にした理由は、SNAの考えに沿うものである。実際、これによって給与住宅に入居する雇用者は市中価格から雇用者支払分を除いたAに相当する額だけ便益を受けていると考えられ、また、45年表ではA-Bの分を住宅賃貸料部門の営業余剰とみなすという擬制がなされており、このやり方は合理性を欠いていることなどにもよる。



よって給与住宅に入居する雇用者は市中価格から雇用者支払分を除いたAに相当する額だけ便益を受けていると考えられ、また、45年表ではA-Bの分を住宅賃貸料部門の営業余剰とみなすという擬制がなされており、このやり方は合理性を欠いていることなどにもよる。

⑦ 社会保険料（雇用主負担）

これは以下に関する雇主負担である。

- 1) 政府管掌健康保険
- 2) 日雇労働者健康保険
- 3) 厚生年金保険
- 4) 労働者災害補償保険
- 5) 雇用保険
- 6) 船員保険
- 7) 国家公務員等共済組合・同連合会
- 8) 地方公務員共済組合・同連合会
- 9) 地方議会議員共済会
- 10) 私立学校教職員共済組合
- 11) 農林漁業団体職員共済組合
- 12) 組合管掌健康保険（民間）
- 13) 組合管掌健康保険（地方公共団体）
- 14) 児童手当（民間分）
- 15) 児童手当（公務員等分）
- 16) 石炭鉱業年金基金
- 17) 厚生年金基金
- 18) 地方公務員災害補償基金

19) 消防団員等公務災害補償等共済基金

さらに、労働基準法に基づく災害補償及び中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料（雇用主負担）に加える。

児童手当は50年表から、また、(7)~(13)及び(16)~(19)は55年表から新しく付加された。

⑧ 財産形成に関する費用

この項目は雇主が雇用者のために支出する以下の費用をいう。

- i) 私的保険制度への拠出金
- ii) 持家援助に関する費用
- iii) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

この項目は50年表で初めてとり入れられたものであり、55年表以降も同様である。

⑨ 社会保険に関する上積給付金

これは、社会保険の給付について雇主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇主の費用である。例として、労災保険、健康保険などがあげられる。

行部門	9412-000	営業余剰
-----	----------	------

（経済企画庁）

(1) 付加価値から、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税一補助金）を控除したものである。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子、賃貸を受けている使用資産の純賃貸料（実際に支払った粗賃貸料から粗賃貸料の一部を構成する維持補修費と減価償却費を控除したもの）等から成る。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当、受取賃貸料は含めないが、これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。

使用資産の純賃貸料を上記のように扱うのは、生産と生産のための資本を結びつけようとする、いわゆる使用者主義によるためである。ただし、物品賃貸業のうちの「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」、「貸自動車業」の3部門及び「不動産賃貸料」部門については所有者主義により推計するため、営業余剰は所有部門で発生することとする。

なお、支払利子に関して、金融機関からは借入額に比例した帰属金融サービスを受けていることとするため、帰属サービス分だけ営業余剰が減少することに注意すべきである。

(2) 個人業主や無給の家族従業者等の評価所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれる。

(3) 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は生産コストに等しいと定義されているため、

営業余剰は産業にのみ発生する。

行部門	9420-000	資本減耗引当
-----	----------	--------

(経済企画庁)

固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で減価償却費と資本偶発損から成る。減価償却費は、固定資本の通常の摩耗と損傷に対するもので、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。固定資本の範囲は「国内総固定資本形成」で説明したものと同一であるが、一般道路その他の公共施設の償却は行わない。

資本減耗引当の部門別推計は、原則として使用者主義によっている。したがって、他からの借用資産も計算の対象となり、他への貸付資産は逆に対象から除かれる。

ただし、物品賃貸業のうちの「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具(除電算機等)賃貸業」、「貸自動車業」の3部門及び「不動産賃貸料」部門については所有者主義により推計するため、資本減耗引当については、所有産業に計上することになる。

行部門	9430-000	間接税(関税を除く)
-----	----------	------------

(経済企画庁)

- (1) 間接税は、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されるものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。ただし、関税と輸入品商品税は粗付加価値部門の間接税には含めず、最終需要の控除項目として計上する。
- (2) 国税では酒税、揮発油税、物品税、自動車重量税等が、地方税では事業税、料理飲食等消費税、固定資産税等が、税外負担では各種手数料等が、間接税に相当する。
- (3) 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課せられるが、これから課税される固定資産税の全額が間接税とされるのは、国民経済計算及び産業連関表の約束に基づくものである。すなわち国民経済計算及び産業連関表では住宅はすべて産業によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても「住宅賃貸料」という部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することになっているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。

(4) 料理飲食等消費税は、遊興、飲食、宿泊等をする人を納税義務者としているから、本来は直接税的なものである。しかし、徴収の方法として、料理店等の経営者が都道府県に代わって納税義務者から徴収し、これを都道府県に納入することとされている。また、旅館等の利用者も、本来の宿泊代やサービス料などと共に税額込みの料金を宿泊費等として認識しているのが普通である。そこで国民経済計算及び産業連関表では、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館飲食店業では税額込みの売上高を計上し、料理飲食等消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。通行税、入場税、電気税等も同じ扱いをする。

(5) 自動車関係の税や各種手数料は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の2分の1を間接税としている。

行部門	9440-000	(控除) 経常補助金
-----	----------	------------

(経済企画庁)

- (1) 国民経済計算の補助金と同じである。産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、一般政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。
なお、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受け取ることはない。
- (2) 法令上又は予算上常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。
なお、食糧管理特別会計の一般会計からの繰入れは経常補助金と見なす。

第4章 部門別の推計方法

はじめに

本章は、基本分類の各部門別に、推計方法及び推計資料等を取りまとめたもので、内生部門・外生部門別に、かつ各部門の担当省庁別に記載されている。

なお、類似の推計方法をとっている部門については、いくつかの部門をまとめて記載している場合がある。また、推計資料の年次は、特にことわりのない限り「昭和60年」又は「昭和60年度」のものである。

[各部門共通推計資料について]

各部門の国内生産額等の推計作業に当たり、各省庁に共通する基礎資料として、工業統計表及び貿易統計を産業連関表部門分類に対応させた組替集計表が利用されている。(各コード対応表は、計数編(2)(附表)を参照)

以下は、その概要である。

No.	資料名	出所	備考
1	工業統計表	通商産業大臣官房 調査統計部工業統計課	
2	貿易統計	大蔵省関税局輸出課	

1. 工業統計表の組替集計

次の4表が作成されている。

第1表 品目別出荷額及び在庫額表

工業部門の行部門別の生産額を推計するため、工業統計から品目ごとの製造品出荷額、製造品在庫額増減を計算し、産業連関表行部門別・品目別に表示したものである。

第2表及び2'表 生産額・出荷額・在庫額表

本表は、工業部門の列部門(2'表は行部門、以下同じ)別の生産額を推計するため、工業統計から産業別の製造品出荷額及び在庫額を計算し、それを工業統計の産業別商品出荷構成比率(以下「出荷構成比率」という。)を用いて品目ベースに変換し、産業連関表の各列部門別・品目別に表示したものである。

第3表 原材料使用額・付加価値額・生産額表

工業統計から産業別の原材料使用額等、減価償却額、

内国消費税額、(粗)付加価値額及び(粗)付加価値率を計算し、それを出荷構成比率を用いて品目ベースに変換し、産業連関表の各列部門別・品目別に、表示したものであり、各列部門の投入額の推計に関する参考データとされる。

第4表 従業員数及び現金給与額表

工業統計から商業別の従業員数、現金給与総額等を集計し、それを出荷構成比率を用いて品目ベースに変換し、産業連関表の各列部門別・品目別に表示したものであり、産業連関表の雇用者所得等に関する基礎データとされる。

2. 貿易統計の組替集計

第1表 輸出品リスト

各輸出品目ごとの数量及び金額が、産業連関表の各行部門ごとに集計されている。

第2表 輸入品リスト

各輸入品目ごとの数量及び金額並びに関税が、産業連関表の各行部門ごとに集計されている。

第1節 内生部門

1. 農林水産省担当部門

I. 耕種農業部門

0111-01	米	
0111-02	麦	類
0111-03	雑	穀
0112-01	いも	類
0112-02	豆	類
0113-01	野	菜
0114-01	果	実
0115-01	油糧作物	
0115-02	砂糖原料作物	
0115-03	飲料用作物	
0115-09	その他の食用耕種作物	
0116-01	飼料作物	
0116-02	葉たばこ	
0116-03	種苗	
0116-04	花き・花木類	
0116-09	その他の非食用耕種作物	

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	作物統計	統計情報部	
2	生産農業所得統計及び積算基礎資料	統計情報部	積算基礎は部内限
3	野菜生産出荷統計	統計情報部	
4	果実生産出荷統計	統計情報部	
5	果樹栽培状況等調査	農蚕園芸局果樹花き課	部内資料
6	種苗業投入調査	大臣官房調査課	部内資料
7	花きの生産状況等調査	農蚕園芸局果樹花き課	
8	薬用作物(生薬)関係資料	農蚕園芸局畑作振興課	部内資料
9	農家経済調査物財統計	統計情報部	
10	農産物生産費調査(米, 麦, 野菜, 果実, 工芸農作物)	統計情報部	
11	葉たばこ生産費調査	日本たばこ産業株式会社	
12	花き経営実態調査	農蚕園芸局果樹花き課	
13	畜産物生産費調査	統計情報部	
14	食料需給表及び積算基礎資料	大臣官房調査課	積算基礎は部内限
15	飼料需給表	畜産局流通飼料課	
16	大豆に関する資料	農蚕園芸局畑作振興課	部内資料
17	果実加工関係資料	農蚕園芸局果樹花き課	
18	補助金便覧	大蔵省	
19	固定資産評価標準	統計情報部	
20	農業共済統計表(農作物, 畑作物, 園芸作物, 果樹)	経済局保険管理課	

2. 生産額

原則として、品目別に

$$〔生産額〕 = 〔資料1による生産量〕 \times 〔資料2及び9による販売単価(農家庭先価格)〕$$

によって推計し合計した。この方法によって推計された生産額は、農業で生産され農業で消費されてしまう農産物、例えば種子向け、自給飼料向け等の農産物をすべて含み、この点で資料2に示される「産出額」より広い概念である。

以上の方法によらない、例外は次の通り。

- ① 稲わら (0111-012)
 (資料10による稲わら発生・利用率) × (資料9による稲わら販売単価)
- ② かんきつ (0114-011)
 主要かんきつ以外のマイナーなかんきつについては、資料5による生産量を使用した。
- ③ その他の果実 (0114-019)
 資料1にないマイナーな果実については、資料5による生産量を使用した。②、③ともに価格は、類似品目をもって代用した。
- ④ 飼料作物 (0116-01)
 販売単価に関する統計データがないため、生産者価格として資料13による「費用価」を使用した。「費用価」とは、生産するために要したコストそのものであり、現実の流通価格と比較すると飼料作物等の場合に、過大となる可能性がある。したがって、この方法で推計した飼料作物の生産額は、やや過大推定となっている可能性があるため、投入額との調整の過程で、単価を下方修正して、生産額を修正した。
- ⑤ 種苗 (0116-03)
 資料6の「種苗業投入調査」により1社当たり生産額と投入調査の対象となった企業の販売シェアから推計した。これは、資料2に示された産出額の捕捉範囲が限定されていること、また、他に代わるべき資料もないので、今回行った投入調査結果から推計したものである(この投入調査は業界に委託して行ったが大手数社をすべてカバーしている。)。なお、この方法によって推定された60年の生産額は、55年表に比べて減少しているが、これは、55年表の生産額が農家購入ベースで推計されたため運賃・マージンを含んだ購入者価格によっている可能性が強く、実態としての「種苗産業」の生産は相当の伸びを示していると考えられる。
- ⑥ 花き・花木類 (0116-04)
 資料7により推計した。
- ⑦ その他の非食用耕種作物 (0116-09)
 薬用作物については、資料8を使用した。

3. 投入額

原則として

資料10, 11, 12によって,

- ① 費目 (C_j) 別の粗収益 (S) に対する費目シェア (S_j) を求める。

$$S_j = C_j / S$$

- ② 費目シェアに生産額 (X) を乗じて、費目別投入額 (X_j) を求める。

$$X_j = X \times S_j$$

- ③ 更に、原単位リスト (品目別の細分、米を除き未公表) を使用して、費目別投入額 (X_j) をI/O表の基本分類と対応させて投入額とした。

- ④ この他、金融、サービス等生産費調査で十分捕捉できていない項目については、産出側のデータとの調整により定めた。

- ⑤ 損害保険については、農業共済の部門別支払い金額により推計した (資料20)。

- ⑥ 雇用者所得は、「労働費」-「家族労働費」

- ⑦ 営業余剰は、「家族労働費」

- ⑧ 資本減耗引当は、「減価償却費」

をそれぞれ対応させて推定した。なお、減価償却費については、原データ (生産費調査) を修正している部分があるので注意を要する。

- ⑨ 間接税は、耕地、農業用建物等の固定資産税であり、作付面積 (資料1) と課税標準額から部門別に推定した。なお、経常補助金については、後述のとおり別途推計し総額を各列部門に配布した。

以上の方法によらない、例外は次の通り。

- ① 種苗 (0116-03)

農業の中で唯一企業経営が支配的な部門であり、通常の実産費調査がないため、資料6を使用して投入額の推計を行った。

- ② 経常補助金の取扱い (この項、農業部門全体に共通)

従来のI/O表では、農林水産業部門の経常補助金の取扱いが概念上十分に統一されたものとはなっていなかった。そこで、60年表ではこの部分について以下のように整理することにした。

経常補助金としては、農業者に直接支払われるものに限定し、例えば「利子補給金」等は政府から直接支払われる金融機関への補助金として整理することにした。したがって、農業部門で経常補助金として取り扱われたものは、次の2項目である (金額は、資料18による。)

- a 水田利用再編奨励補助金

- b 大豆・なたね生産者団体等交付金

a は、作物別転作面積割合によって各列部門へ配分し、b は大豆分を0112-02豆類へ、なたね分を0115-01油糧作物へ、それぞれ配分した。

なお、良質米奨励金は、食糧管理特別会計の一般会計からの繰入れ額と合計して1114-01精穀部門に計上されている (従来と同じ扱い)。

4. 産出額

食用農産物については、資料14に品目別に物量ベースで以下のようなデータが示されている。

- ① (需給均衡式)

国内生産量 + 輸入量 - 輸出量 - 在庫の増加量 = 国内消費仕向量

- ② (消費の内訳)

国内消費仕向量 =

飼料用 + 種子用 + 加工用 + 減耗量 + 食用

産出推計は、原則として①、②式を金額換算したものを基本として行った。ただし、品目によっては加工用、食用ともにI/O表とは概念が異なる場合があるので (例えば、資料14では、缶詰・ジュース等に仕向けられる野菜・果実は加工用に含まれず生食用と合計されて食用に含まれている。)、I/O表の概念に修正して推計した。また、食用のうち、家計及び家計外消費、飲食店等の外食向け、医療機関等向けなどの振り分けについては、十分な一次統計がないので、購入側のデータから推計した。

部門別に産出推計の概要と若干の注意点について記すと次の通りである。

0111-01 米

食用部分については、1114-01精穀に産出した。これは、米が玄米であることによる。ただし、「酒類」向けについては、玄米の状態で購入されるのでそのまま酒類に産出した。

0111-02 麦類

米と同様、小麦については食用部分を1114-02製粉に産出した (玄麦 → 小麦粉)。これ以外の用途については、資料14の積算基礎資料によって産出したが、ビール・ウィスキー向けについては、投入推計によった。

0111-03 雑穀

需要の大宗を占める飼料向けについては、資料15によって推計した。また、これ以外の用途については、資料14によって推計した。

0112-01 いも類

資料14によって推計したが、アルコール向けについては

投入推計によった。

0112-02 豆類

資料14によって推計したが、輸入大豆については資料16によった。

0113-01 野菜

資料14には生食向けと加工食品向けの内訳がないので、加工食品向けについては投入推計により推計し、残差を生食向けとした。

0114-01 果実

野菜と同じく、資料14には生食向けと加工食品向けの内訳がなく、加工食品向けについては、資料17によって推計し、残差を生食向けとした。なお、果実の植物成長は、9142-00民間資本形成へ産出した。

0115-01 油糧作物

油糧作物は、1115-07植物油脂及び1119-02調味料へ産出したが、配分は投入額によって行った。

0115-02 砂糖原料作物

種子用（投入推計による）を除き全量1115-04砂糖へ産出した。

0115-03 飲料用作物

- ① コーヒー豆は、1129-01茶・コーヒーへ
- ② カカオ豆は、1115-02パン・菓子類へ
- ③ 茶は、1129-01茶・コーヒーへ
- ④ ホップは、1121-02ビールへ
- ⑤ 茶の植物成長は、9142-00民間資本形成へそれぞれ産出した。

0115-09 その他の食用耕種作物

- ① 香辛料作物は、1119-02調味料へ
- ② こんにゃくは、1114-02製粉へ
- ③ これ以外の輸入品は、
カッサバ・アロールトは、1131-01飼料へ
ローカストビーンは、1119-02調味料へ
それぞれ産出した。

0116-01 飼料作物

主として投入側のデータから推計したが、かなりの残差を残したので、単価を下方修正して調整した。

0116-02 葉たばこ

すべて1141-01たばこへ産出した。

0116-03 種苗

- ① 資料6による製品販売割合により産出した。
- ② 資料6では捉えられていない「きのこの種菌」については、全国きのこ協会調べのデータに基づいて生産額を推計し全額0213-01特用林産物へ産出した。

0116-04 花き・花木類

産出データがほとんどないため、産出もれがないように十分留意し、投入側のデータによって推計した。

0116-09 その他の非食用耕種作物

- ① 生ゴム
- ② 綿花
はともに投入額から推計した。
- ③ 薬用作物は、2061-01医薬品へ
- ④ 製紙原料作物は、1812-01洋紙・和紙へ
- ⑤ 敷物原料作物は、1519-01わら・い加工品へ
- ⑥ その他は、繊維工業へそれぞれ産出した。

II. 畜産部門

0121-01 酪農

0121-02 採卵鶏

0121-03 肉鶏（除別掲）

0121-04 養豚

0121-05 肉牛

0121-09 その他の畜産

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	牛乳・乳製品に関する統計	統計情報部	
2	食肉流通統計	統計情報部	
3	畜産統計	統計情報部	
4	鶏卵食鳥流通統計	統計情報部	
5	家畜生産課業務統計	畜産局家畜生産課	部内資料
6	実験用動物関係売上額	(社)日本実験用動物協会	部内資料
7	農家経済調査物財統計	統計情報部	
8	生産農業所得統計及び積算基礎資料	統計情報部	積算基礎 は部内限
9	畜産物生産費調査	統計情報部	
10	食料需給表及び積算基礎資料	大臣官房調査課	積算基礎 は部内限
11	農業共済統計表(家畜)	経済局保険管理課	
12	固定資産評価標準	統計情報部	

2. 生産額

原則として、品目別に

$$〔生産額〕 = 〔生産数量〕 \times 〔生産者価格〕$$

によって推計し、合計した。生産者価格は、0121-09その他の畜産を除き資料7及び8によったが、生産数量の出典は部門別品目別に様々であるので、以下、部門別に記しておく。

0121-01 酪農

- ① 生乳は、資料1によった。
- ② 乳子牛、乳廃牛は、資料2のと畜頭数によった。
- ③ 乳牛の成長増及び肥大は資料8によった。
- ④ きゅう肥は、資料9の成牛1頭当たり発生量に、資料3に基づく成牛換算頭数を乗じて推計した。

0121-02 採卵鶏

- ① 鶏卵は、資料4によった。
- ② 成鶏（廃鶏）は、資料2及び資料10の廃鶏肉生産量から推計した。
- ③ 不正常卵は、資料8によった。
- ④ 鶏糞は、資料9の単位当たり発生量と資料4の出荷羽数から推計した。

0121-03 肉鶏（除別掲）

- ① プロイラーは、資料4の出荷羽数によった。
- ② 鶏糞は、0121-02採卵鶏と同様の方法によって推計した。

0121-04 養豚

- ① 生産頭数 = 枝肉取引頭数 + (期末頭数 - 期首頭数) × 2/3
ここで、枝肉取引頭数……………資料2
期首、期末頭数……………資料3
上記第2項は豚の成長増加分であり、在庫に産出される。
- ② きゅう肥は、資料9の1頭当たり発生量と①の生産頭数から推計した。

0121-05 肉牛

- ① 肉牛
枝肉取引頭数 = 和牛 + 乳おす肥育牛 + 和子牛 × 1/2
在庫頭数 = 1歳未満頭数 × 0.4 + 1歳頭数 × 0.8 + 2歳頭数 × 1.0
生産頭数 = 枝肉取引頭数 + 在庫頭数
枝肉取引頭数は、資料2に、在庫頭数は、資料3によった。
- ② きゅう肥
資料9による成牛1頭当たり発生量に在庫頭数を乗じて推計した。

0121-09 その他の畜産

実験用動物については資料6により、これ以外は資料5・または8によって推計した。

3. 投入額

原則として

資料9によって、

- ① 費目(C_j)別の粗収益(S)に対する費目シェア(S_j)を求める。

$$S_j = C_j / S$$

- ② 費目シェアに生産額(X)を乗じて、費目別投入額(X_j)を求める。

$$X_j = X \times S_j$$

- ③ 更に、原単位リスト（品目別の細分）を使用して、費目別投入額(X_j)をI/O表の基本分類と対応させて投入額とした。
- ④ この他、金融、サービス等生産費調査で十分捕捉できていない項目については、産出側のデータとの調整により定めた。
- ⑤ 損害保険については、農業共済の部門別支払い金額により推計した（資料11）。
- ⑥ 雇用者所得は、「労働費」-「家族労働費」
- ⑦ 営業余剰は、「家族労働費」
- ⑧ 資本減耗引当は、「減価償却費」をそれぞれ対応させて推定した。なお、減価償却費については、原データ（生産費調査）を修正している部分があるので注意を要する。
- ⑨ 間接税は、畜舎等農業用建物等の固定資産税であり、課税標準額等から部門別に推計した。

4. 産出額

- ① 生乳(0121-01)は、資料10の農家自給用を除き1112-04酪農品へ産出した。
- ② 肉用の動物(0121-01~09)については、1111-01と畜へ産出した。
- ③ 乳牛の成長増大(0121-01)は、9142-00民間資本形成へ産出した。
- ④ 豚、肉牛の成長増大(0121-04, 05)は、9150-10在庫へ産出した。
- ⑤ 鶏卵(0121-02)は、資料10に加工食品用、生食用の内訳がないため、投入額をベースとして産出した。
- ⑥ 実験用動物(0121-09)は、資料6に基づいて自家研究、医療機関、大学、研究機関等へ産出し、その他の品目及びきゅう肥については投入額をベースとして推計し

た。

III. 養蚕部門

0122-01 養蚕

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	生産農業所得統計及び積算基礎資料	統計情報部	積算基礎は部内限
2	作物統計	統計情報部	
3	繭生産費調査	統計情報部	
4	農業共済統計表(蚕繭)	経済局保険管理課	
5	固定資産評価標準	統計情報部	

2. 生産額

- ① 繭及び副産物は、資料1によって求めた。
- ② 桑の葉は、資料2の桑栽培面積に資料2の10a当たり収量を乗じ、資料3の桑園10a当たり費用価を乗じて求めた。
- ③ 桑の植物成長は、資料1によった。

3. 投入額

- 資料3によって、
- ① 費目(Cj)別の粗収益(S)に対する費目シェア(Sj)を求める。

$$S_j = C_j / S$$
 - ② 費目シェアに生産額(X)を乗じて、費目別投入額(Xj)を求める。

$$X_j = X \times S_j$$
 - ③ 更に、原単価リスト(品目別の細分)を使用して、費目別投入額(Xj)をI/O表の基本分類と対応させて投入額とした。
 - ④ この他、金融、サービス等生産費調査で十分捕捉できていない項目については、産出側のデータとの調整により定めた。
 - ⑤ 損害保険については、農業共済の部門別支払い金額により推計した(資料4)。
 - ⑥ 雇用者所得は、「労働費」-「家族労働費」
 - ⑦ 営業余剰は、「家族労働費」
 - ⑧ 資本減耗引当は、「減価償却費」
- をそれぞれ対応させて推定した。なお、減価償却費については、原データを修正している部分があるので注意を要する。

⑨ 間接税は、耕地、農業用建物等の固定資産税であり、作付面積(資料2)と課税標準額から部門別に推定した。

なお、経常補助金については、別途推計し総額を各列部門に配布した(桑の転作奨励金である。)

4. 産出額

- ① 繭及び副産物は、自部門(種子向け)及び農業サービス向けを除き、全額1511-01製糸へ産出した。
- ② 桑の葉は、全額自部門投入とした。
- ③ 桑の植物成長は、9142-00民間資本形成へ産出した。

IV. 獣医業及び農業サービス業

0131-01 獣医業

0131-02 農業サービス(除獣医業)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	家畜共済統計	経済局保険業務課	
2	保険業務課資料	経済局保険業務課	部内資料
3	米麦共同乾燥調製事業投入調査	大臣官房調査課	部内資料
4	稲作共同育苗事業投入調査	大臣官房調査課	部内資料
5	稚蚕共同飼育事業投入調査	大臣官房調査課	部内資料
6	総合農協統計表	経済局農業協同組合課	
7	農業協同組合経営分析調査報告	経済局農業協同組合課	
8	青果物集出荷機構調査報告	統計情報部	
9	畜産物生産費調査	統計情報部	部内資料
10	家畜生産課業務資料	畜産局家畜生産課	部内資料
11	固定資産評価標準	統計情報部	
12	土地改良区等の検査結果	構造改善局管理課	
13	農林水産航空年報	農林水産航空協会	

2. 生産額

原則として、

a 物量生産については、生産量×生産者価格

b サービスの生産については、
 労役 (労働量, サービス対象) × 単位当たり料金

によって推計した。

① 獣医業 (0131-01)

資料1及び2による家畜診療収入+開業獣医師収入
 (開業獣医師数×家畜診療所獣医師1人当たり収入)

② 農業サービス (0131-02)

ア ライスセンター, カントリーエレベーター, 青果物
 共同選果場

処理 (保管) 量×利用料金 (単位当たり経費) によ
 り算出した (資料3, 4, 8)。

イ 稲作共同育苗事業, 稚蚕共同飼育事業

稲作共同育苗事業については, 資料4の利用料金総額
 を, また, 稚蚕共同飼育事業については, 稚蚕共同飼
 育箱数×1箱当たり料金 (資料5) により算出した。

ウ 種付業, ふ卵業

種付業は, 延べ対象頭数 (資料10)×料金 (資料
 9), ふ卵業は, 総ふ化羽数×単価 (資料11) により算
 出した。

エ 航空防除サービス, 営農指導サービス

航空防除サービスは, 資料13の事業費 (航空機チャ
 ーター料, その他の資材費) を, また, 営農指導サー
 ビスについては, 総合農協及び専門農協の指導事業支
 出 (資料7) に農協数 (資料6) を乗じて算出した。

オ 土地改良区

1地区当たりの賦課金 (資料12) × 全土地改良区数に
 より算出した。

3. 投入額

① 獣医業については, 資料2のうち「農業共済団体等家畜
 診療所収支明細」により, 主要費目 (投入額) を把握し,
 更に, それぞれの費目について聞き取り補完する方法で
 細分割した。この各費目 (Ci) を診療等収入 (S) で除
 して投入係数 (R) を計算し, これに獣医業の生産額 (X)
 を乗じて費目別投入額 (Xi) とした。

$$Xi = X \times R \quad \text{ただし, } R = Ci/S$$

② 農業サービスについては, 資料3, 4, 5の投入調査結果
 によって米麦共同乾燥, 稲作共同育苗, 稚蚕共同飼育の
 各事業の投入係数を求め, 航空防除サービス, 営農サー
 ビスの投入係数は資料6, 7, 13によって求めた。また,
 青果物共同選果場, 種付業, ふ卵業については, 他の部
 門から当該部門への産出額や聞き取り補完した投入額等
 を基に, 投入係数を推計した。

次にこれらをそれぞれの生産額をウェイトにして加重

平均し, 農業サービス業の投入係数を確定した。

最後にその費目別投入係数に農業サービス業の生産額
 を乗じて投入額を求めた。

4. 産出額

① 獣医業 (0131-011)

家畜診療所のサービスについては, 農業, その他の娯
 楽施設, 興業団に産出した。その場合, 農業については,
 生産費調査結果の「獣医及び医薬品費」のうち獣医分を
 畜産部門の生産額ウェイトにより配分した。

開業獣医師については, 家計消費に産出した。

② 農業サービス (0131-021)

それぞれサービス対象部門の受益割合 (物的指標等に
 より計算) に応じて, 次のように配分した。

ア ライスセンター → 米及び麦類

イ カントリーエレベーター → 米

ウ 土地改良区 → 米, 野菜, 果実

エ 稚蚕共同飼育 → 養蚕

オ 航空防除 → 米, 果実, 育林

カ 農協営農指導 → 農協系統販売利用高をベースに分解

キ 共同選果場 → 野菜, 果実

ク 種付業 → 酪農, 肉牛, 養豚, その他の畜産

ケ ふ卵業 → 採卵鶏, 肉鶏

コ 共同育苗事業 → 米

V. 林業部門

0211-01 育林

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国有林野事業統計書	林野庁管理課	
2	林業統計要覧	林野庁企画課	
3	山林素地及び山元立木 価格調べ	日本不動産研究所	
4	国有林野事業特別会計 国有林野事業勘定	林野庁管理課	
5	林野庁業務資料	造林保全課, 業務 第一課	部内資料
6	民有林投入調査結果	大臣官房調査課	部内資料

2. 生産額

苗木と立木に分け, それぞれ国営, 民営別に推計した。

(1) 苗木

国営は, 資料5より生産額を求めた (樹種別の生産額は,

別途計算した樹種別構成比によった。)

民営は、資料2の「民有林樹種別山行苗木生産量」に資料6の単価を乗じて求めた。

(2) 立木

国営(含官公造林)は、資料1の「立木伐採材積」に農林水産省統計情報部調べ「樹種別木材価格」を乗じて求めた。

民営は、資料5の「民有林立木伐採材積」に資料3の立木価格を乗じて求めた。

3. 投入額

まず、国営苗木事業と民有林育苗事業から「育苗投入係数」を、国営造林事業と民有造林事業から「造林投入係数」を求めた。いずれの場合も、国営は資料4から、民営は資料6から支出の概要を把握し、これを資料5及び林野庁業務課からの聞き取りなどで補完した。さらに、国営・民営を生産額ウェイトで加重平均した。

次に「育苗投入係数」と「造林投入係数」を生産額ウェイトで加重平均し、育林部門の投入係数を求めた。

4. 産出額

投入側のデータによった。

5. 留意すべき点

55年表では、林業部門への補助金としていた利子補給金を、今回よりSNAの経常補助金の概念にあわせ、金融部門への補助金と整理した。このため、林業部門の経常補助金はゼロとなっている。

また、国有林野事業特別会計への一般会計からの繰入れは、食糧管理特別会計の扱いに準じて補助金と整理すべきであるが、55年表の扱いにならな補助金としなかった。

0212-01 素材

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	木材需給報告書	統計情報部	
2	生産林業所得統計	統計情報部	
3	国有林野事業特別会計 国有林野事業勘定	林野庁管理課	
4	民有林投入調査結果	大臣官房調査課	部内資料
5	林野庁業務資料	林産課	部内資料

2. 生産額

(1) 素材

資料2によった。なお、資料1も参考とした。しいたけ

用ほだ木の生産額は、林野庁林産課からの聞き取りによった。

(2) 林地残材

林地残材から生産された木材チップ生産量に、木材チップ1m³当たり製造に必要な残材量(1.282)を乗じて生産量を推計した。

単価もチップ価格から推計した。

3. 投入額

資料3より国営素材生産事業の投入係数を、また資料4より民営素材生産事業の投入係数を求め、これを生産額ウェイトで加重平均して推計した。なお育林(0211-01)と同様、資料5により補完を行った。

4. 産出額

資料1の用途別内訳をもとに推計を行った。しいたけ用ほだ木は、全額特用林産物(0213-01)へ産出した。

0213-01 特用林産物(含狩猟業)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	生産林業所得統計	統計情報部	
2	特用林産物需給表	林野庁林産課	
3	しいたけ生産費調査報告	統計情報部	
4	林野庁業務資料	林産課	

2. 生産額

(1) くり, くるみ, わさび

資料1によった。

(2) その他の品目

生産量は資料2より、生産額は資料1より求めた。なお「特用林産物市況月報」を参考とした。

3. 投入額

しいたけについては資料3により、その他の品目については資料4によった。

4. 産出額

輸入品を含め品目数が多いため、個別品目ごとに産出先を確定し、これを積み上げて産出額とした。

5. 留意すべき点

狩猟業は推計が困難であるので、計数は算出されていない。

VI. 漁業部門

- 0311-01 沿岸漁業
- 0311-02 沖合漁業
- 0311-03 遠洋漁業
- 0311-04 海面養殖業
- 0312-01 内水面漁業
- 0312-02 内水面養殖業

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	漁業養殖業生産統計年報	統計情報部	
2	漁業経済調査報告(漁家の部)及び積算基礎	統計情報部	積算基礎は部内資料
3	漁業経済調査報告(企業体の部)及び積算基礎	統計情報部	積算基礎は部内資料
4	主要水産物の需要動向に関する調査報告書	(財)魚価安定基金	
5	内水面養殖業投入調査結果	大臣官房調査課	部内資料

2. 生産額

- (1) 沿岸漁業, 沖合漁業, 遠洋漁業, 内水面漁業, 内水面養殖業

それぞれ資料1の当該項目の生産額によった。なお、遠洋漁業には捕鯨業の生産額を加えた。

- (2) 海面養殖業

資料1の海面養殖業の生産額に、種苗養殖の生産額を加えた。これは、種苗養殖の生産物が自部門投入されるため、資料1の生産額には計上されないからである。

3. 投入額

- (1) 沿岸漁業

資料2の「漁船漁家平均(動力10t未満), 小型定置網」の漁業支出から費目別の構成比を計算し、さらに資料2の積算基礎などを用いて細分割を行った。これをI/O表分類に対応・整理して、投入係数を計算した。

- (2) 沖合漁業

資料3の「漁船漁業経営体10t以上50t未満」の漁業支出を資料1から求めた経営体規模別生産額を加味して費目別の構成比を計算した。その他は沿岸漁業と同様の計算である。

- (3) 遠洋漁業

推計方法は沖合漁業と同じだが、資料3の対象経営体を「漁船漁業経営体50t以上」とした。

- (4) 海面養殖業

資料2を用いて沿岸漁業同様に推計したが、その際、のり養殖・かき養殖・真珠養殖・ぶり養殖・わかめ養殖・ほたて養殖の6部門を生産額ウェイトで加重平均した。

- (5) 内水面漁業

資料2の「漁船漁家1t未満」のデータを用いて、沿岸漁業同様に計算した。

- (6) 内水面養殖業

資料5によった。

4. 産出額

魚介類の種類別産出データについては資料がない。また、生産サイドのデータは漁法別に整理されているのに対し、需要サイドのデータは魚種別に整理する必要がある。

そこで、次の方法により産出データを推計した。

- ① 主要魚種について資料1により、魚種別漁法別生産量のクロス表を作成し、沿岸・沖合・遠洋漁業別の魚種別漁獲量の構成比を求めた。
- ② 資料4に示された主要魚種別利用配分表に基づき、魚種別産出先を求めた。
- ③ 輸入分については、一応魚種別に整理されているので、これにより確定した。
- ④ ①～③を組み合わせて産出データの初期値とした。この初期値をベースに、投入側のデータとの調整により数値を確定した。

5. 留意すべき点

55年表では、漁業部門への補助金としていた利子補給金を、今回よりSNAの経常補助金の概念にあわせ、金融部門への補助金と整理した。このため、漁業部門の経常補助金はゼロとなっている。

VII. 食品工業部門

1111-01 と畜(含肉鶏処理)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	食肉流通統計	統計情報部	
2	鶏卵食鳥流通統計	統計情報部	
3	ブロイラー流通統計	統計情報部	

No.	資料名	出所	備考
4	東京都中央卸売市場年報(畜産物編)	東京都	
5	と場会計決算	東京都	
6	食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計歳入歳出決算	埼玉県大宮市	
7	畜産局業務資料	畜産局家畜生産課	部内資料
8	家計調査	総務庁	

2. 生産額

畜種別に生産量・単価を求め、これに乗じて生産額を推計した。

(1) 生産量

ア 枝肉

資料1の牛、豚、馬、めん羊、やぎの枝肉生産量による。

イ 原皮、と畜副産物

資料1の畜種別と畜頭数に歩留り率0.9を乗じて求めた。

ウ 鶏肉

資料2のプロイラー、成鶏生産量による。

エ 肉鶏処理副産物

食鳥枝肉生産量に流通可食肉蔵比率(砂ぎも1.426%、きも2.700%)を乗じて求めた。

(2) 単価

ア 枝肉

原則として資料4の畜種別平均単価によるが、馬肉は枝半丸のフォアとハインドの平均を、めん羊・やぎは資料7による。

イ 原皮、と畜副産物

資料4により畜種別原皮及び1頭当たりの副産物の取引価格による。

ウ 鶏肉

資料2の卸売価格を用いた。

エ 肉鶏処理副産物

日本食鳥協会からの聞き取りによる。

3. 投入額

資料5、6から1年間の支出費用の細目を把握し、これに主材料である畜体の金額を合算して投入額とした。

4. 産出額

ア 枝肉・鶏肉

家計消費については資料8から家計の購入量を枝肉換算して求め、食品工業向けは投入額による。

イ と畜副産物

国産品・輸入品ともに個別品目ごとに産出先を確定し、これを積み上げて産出額とした。

5. 留意すべき点

と畜副産物の産出のうち原皮(なめしていないもの)については、全額を製革・毛皮(2412-01)に産出すべきであるが、通商産業省による同部門の生産額推計が過小のため、かなりの額を分類不明に産出している。

〔畜産食料品〕

1112-01 畜産びん・かん詰

1112-02 肉加工品

1112-03 動物油脂

1112-04 酪農品

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	缶詰時報	日本缶詰協会	
2	食品工業部門投入調査結果	大臣官房調査課	部内資料
3	食肉加工品生産量調査報告書	畜産局	
4	畜産局業務資料	食肉鶏卵課	部内資料
5	我が国の油脂事情	食品流通局食品油脂課	
6	牛乳・乳製品に関する統計	統計情報部	
7	畜産局業務資料	牛乳乳製品課	部内資料
8	農家生計費統計	統計情報部	

2. 生産額

(1) 畜産びん・かん詰

生産量・単価ともに資料2によって求め、これらに乗じて生産額とした。その際、資料1も参考とした。

(2) 肉加工品

資料3から求めた生産量に、資料4の単価を乗じた。

(3) 動物油脂

牛脂、豚脂、精製ラード別に資料5から生産量を求め、これに単価を乗じた。精製ラードの単価は資料2より、牛脂、豚脂の単価はCIF価格による。

(4) 酪農品

飲用牛乳、乳製品ともに資料6から生産量を求め、これに資料7の単価を乗じた。ただし、農家自給分の牛乳単価は資料8によった。

3. 投入額

いずれも資料2から投入係数を求め、これに生産額を乗じて投入額とした。

4. 産出額

いずれも投入額を初期値として、調整を行った。なお、半製品については自部門投入とした。

〔水産食料品〕

1113-01 冷凍魚介類

1113-02 塩・干・くん製品

1113-03 水産びん・かん詰

1113-04 ねり製品

1113-05 魚油・魚かす

1113-09 その他の水産食品

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	水産物流通統計年報	統計情報部	
2	冷凍食品に関する諸統計	日本冷凍食品協会	
3	東京都中央卸売市場年報(水産物編)	東京都	
4	食品工業部門投入調査結果	大臣官房調査課	部内資料

2. 生産額

(1) 冷凍魚介類

ア 冷凍魚介類

資料1の産地品目別水揚量・価格のうち冷凍品を生産額とした。

イ 冷凍調理品

資料1の水産加工品、品目別生産量のうち冷凍食品生産量に、資料2の単価を乗じた。

ウ 副産物

生産額の推計は、ア+イの生産額の一定割合を計上した。

(2) 塩・干・くん製品

資料1より「素干し」「塩干」「塩蔵」「くん製」別に生産量を求め、これに資料3、4の品目別単価を乗じて生産額とした。

(3) 水産びん・かん詰

資料4によった。

(4) ねり製品

資料1より「焼きちくわ」「かまぼこ」「揚かまぼこ」「魚肉ハムソーセージ」「その他のねり製品」「冷凍すり身」別に生産量を求め、これに資料4の品目別単価を乗じて生産額とした。

(5) 魚油・魚かす

ア 魚油

資料1より「魚油」「粗製肝油・内臓油」別に生産量(陸上加工分のみ)を求め、これに資料4の単価を乗じて生産額とした。

イ 魚かす

魚油と同様の方法によったが、単価は資料1の魚粉単価(輸出入価格)より推計した。

(6) その他の水産食品

資料1より生産量を、資料1、4より単価を品目別に求めて、これらを乗じて生産額とした。

3. 投入額

いずれも資料4より投入係数を求め、これに生産額を乗じて投入額とした。なお、塩・干・くん製品、ねり製品については、資料4の調査結果が品目別であるため、品目別生産額をウェイトとして、次のように合算した。

塩・干・くん製品=塩蔵+素干し+塩干し+煮干し
ねり製品=水産ねり製品+魚肉ソーセージ

4. 産出額

投入額を初期値として産出推計を行った。

5. 留意すべき点

冷凍魚介類について前回表より集計範囲を拡大したため、前回表とは接続しない。

〔精穀・製粉〕

1114-01 精穀

1114-02 製粉

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	食糧管理統計年報	食糧庁調査課	
2	食糧庁業務資料	企画課、調査課、加工食品課	部内資料
3	中小企業の原価指標	中小企業庁指導課	
4	米麦加工食品等の現況	食糧庁加工食品課	

No.	資料名	出所	備考
5	農家生計費統計	統計情報部	
6	調味食品関係資料	食品流通局食品油脂課	部内資料
7	米穀の消費動態調査	食糧庁	部内資料
8	米穀の現在高調査	食糧庁	部内資料
9	食料需給表及び積算基礎	大臣官房調査課	積算基礎は部内資料
10	農家経済調査	統計情報部	
11	食品流通局業務資料	食品油脂課	部内資料

2. 生産額

(1) 精穀

ア 精米

資料9の玄米消費仕向量に歩留り率を乗じて数量を求め、これを政府米、自主流通米、農家自給用、その他に分類し、さらに主食用、工業用などの用途別に分類した。これに、主食用米は卸売並米の価格(資料2)を、工業用は特定米穀業者卸価格(資料2)を、農家自給用、自主流通米は資料10のそれぞれの価格を乗じて生産額とした。

イ その他の精穀

資料1, 2の生産量に資料2の単価を乗じて生産額とした。

(2) 製粉

ア 小麦粉

生産量のうち工場分は資料4により、農家自給分は資料5から1農家当たりの消費量を推計し、これに総農家数を乗じて生産額とした。一方、単価は、資料2による強力粉、普通粉、薄力粉、その他の粉別の単価を生産量で加重平均した推計単価によった。

イ そば粉

資料9の積算基礎より得られた国内生産量と輸入量の合計に製粉歩留り(0.725)を乗じて生産額とした。これに日本そば精粉協同組合より聞き取った単価を乗じて生産額とした。

ウ こんにゃく粉

そば粉に準じて推計した。製粉歩留りは次の通りである。

生いも→荒粉 0.175

荒粉→製粉 0.625

生いも→製粉 0.109

単価は、全国こんにゃく協同組合連合会からの聞き取りによった。

エ 穀粉

資料4の生産量に資料2の単価を乗じて生産額とした。

オ コーン製品

コーングリッツ、コーンフラワー、コーンミール、コーンフレークの各製品ごとに、資料6の生産量に資料11の単価を乗じて生産額とした。

3. 投入額

資料3より支出構成を把握し、さらに業界への聞き取りも行い投入額を推計した。

なお、本部門における経常補助金の扱いについて述べる。本部門の米・麦の流れは次のようになる。

玄米 → 精穀 → 精米

玄麦 → 製粉 → 小麦粉

投入される玄米・玄麦は生産者価格で評価され、精米・小麦粉はそれぞれの製品価格で評価されている。従って、本部門には投入産出のバランスをとるために、食糧管理特別会計への一般会計からの繰入れ額を経常補助金として計上する扱いとなっている。自主流通米に関する良質米奨励金もここに含まれる。

4. 産出額

(1) 精穀

ア 精米

家計消費については、資料7より非農家向けを、資料8より農家向けを把握し、金額換算することで推計した。その他の用途については、投入額を初期値として調整した。

イ その他の精穀

精麦は資料10により、ぬか類は投入額により調整した。

(2) 製粉

小麦粉は投入額を初期値として調整した。農家自給分は家計消費とした。

その他の製粉については、次のように産出した。

ふすま→飼料

そば粉→めん類

こんにゃく粉→その他の食料品

穀粉、コーンフラワー、コーンミール→菓子類

コーングリッツ→ビール

〔農産食料品〕

- 1115-01 めん類
- 1115-02 パン・菓子類
- 1115-03 農産びん・かん詰
- 1115-04 砂糖
- 1115-05 でん粉
- 1115-06 ぶどう糖・水あめ・異性化糖
- 1115-07 植物油脂
- 1115-09 その他の農産加工

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	米麦加工食品等の現況	食糧庁加工食品課	
2	食品工業部門投入調査結果	大臣官房調査課	部内資料
3	菓子関係指標	食品流通局食品油脂課	
4	中小企業の原価指標	中小企業庁	
5	缶詰時報	日本缶詰協会	
6	食品流通局業務資料	砂糖類課	部内資料
7	食品流通局業務資料	企業振興課外食産業対策室	部内資料
8	食料需給表及び積算基礎	大臣官房調査課	積算基礎は部内資料

2. 生産額

(1) めん類

資料2により求めた(生産量は、資料1から得られるため、単価はこれを除することで求めた)。なお、生産量は原料小麦粉使用トン数である。

(2) パン・菓子類

生産量・単価とも、パンは食パン、学校給食パン、菓子パン、その他のパン別に資料1から、菓子類は品目別に資料3から求めた。

(3) 農産びん・かん詰

果実びん・かん詰、野菜ジュース類は資料5、野菜びん・かん詰、ジャムびん・かん詰、トマトジュースについては資料2によった。

(4) 砂糖、でん粉、ぶどう糖・水あめ・異性化糖

いずれも資料6によった。

(5) 植物油脂

生産量・単価とも資料2によった。

(6) その他の農産加工

品目別に資料7によった。

3. 投入額

(1) めん類、農産びん・かん詰、植物油脂

資料2の投入係数に生産額を乗じて投入額とした。なお、これらの部門の調査結果が品目別であるので、品目別生産額をウェイトとして次のように合算した。

めん類=乾めん+即席めん+マカロニ・スパゲティ+生めん

農産びん・かん詰=野菜びん・かん詰+ジャムびん・かん詰+トマトジュース+果実びん・かん詰+濃縮果汁

植物油脂=家庭用マーガリン+業務用マーガリン+ショートニング+その他の食用加工油脂+食用油(大豆)+食用油(なたね)

(2) パン・菓子類

資料4より、当該製造業の支出構成を把握し、さらに業界などからの聞き取りにより、細目の分割・補完を行った。

(3) 砂糖、でん粉、ぶどう糖・水あめ・異性化糖

いずれも資料6によった。

4. 産出額

(1) めん類、パン・菓子類、農産びん・かん詰、植物油脂

原則として投入側から推計した。なお、原料用チョコレート、植物原油等の半製品については、自部門投入とした。

(2) 砂糖、でん粉、ぶどう糖・水あめ・異性化糖

原則として資料8で大枠をおさえ、資料6及び資料8の積算基礎により内訳を推計した。

5. 留意すべき点

砂糖部門における経常補助金の内訳は次のとおりである。

① 糖業振興臨時助成金	1,300百万円
② 蚕糸砂糖類価格安定事業団交付金	28,179百万円
③ 蚕糸砂糖類価格安定事業団調整金	61,146百万円
計	90,625百万円

このうち、①は、分みつ糖製造者への補助金である。

また、②は、蚕糸砂糖類価格安定事業団が行う、国内産糖の買入・売戻業務で生じた差損の一部を国庫補助で補填するものである。

しかし、③は、当該事業団が輸入糖から徴収した調整金であり、国内産糖の売買差損の一部に充当される性格のものである。したがって、補助金ではなく分類不明に計上すべきコストと考えられる。55年表からの経緯もあり、今回は前回表と同様の扱いにしたが、次回表より再検討が必要である。また、同様に、ぶどう糖・水あめ・異性化糖部門でも、「異性化糖調整金」2,203百万円を分類不明に計上せず、間接税に計上している。

〔その他の食料品〕

- 1119-02 調味料
- 1119-03 レトルト食品
- 1119-04 冷凍調理食品
- 1119-09 その他の食料品

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	調味食品関係資料	食品流通局食品油脂課	部内資料
2	食糧管理統計年報	食糧庁調査課	
3	農家生計費調査	統計情報部	
4	食品工業部門投入調査結果	大臣官房調査課	部内資料
5	缶詰時報	日本缶詰協会	
6	野菜関係資料	農蚕園芸局野菜計画課	部内資料
7	酒類・食品産業の生産販売シェア	日刊経済通信社	
8	中小企業の原価指標	中小企業庁	

2. 生産額

(1) 調味料

みそ、しょうゆは資料2より、その他の品目は資料1より生産量を求め、これに資料1、4の単価を乗じて生産額とした。

なお、農家自給分のみそ、しょうゆについては、資料3により生産額を推計した。

(2) レトルト食品、冷凍調理食品

いずれも資料4から生産額を求めた。レトルト食品については、資料5も参考にした。

(3) その他の食料品

ア 給食産業

外食産業総合調査研究センター推計の集団給食供給額を生産額とした。

イ その他の食料品

資料4、6、7から品目別の生産量・単価を求め、生産額を推計した。

3. 投入額

資料4から投入係数を求め、これに生産額を乗じて投入額とした。なお、調味料の調査結果が品目別であるので、品目別生産額をウェイトとして次のように合算した。

調味料＝食酢＋トマトケチャップ＋即席カレー＋マヨ

ネーズ＋味噌＋ソース類＋食用アミノ酸＋しょう油

4. 産出額

投入額を初期値として産出推計を行った。

5. 留意すべき点

その他の食料品(1119-09)は、今回表から「給食産業」を含んでいるため、前回表までの「その他の食料品」の生産額を大幅に上回り、当然ながら接続しない。次回表では、「給食産業」を分離別掲することが必要である。

〔飲料〕

1129-01 茶・コーヒー

1129-02 清涼飲料

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	工芸農作物統計	統計情報部	
2	酒類・食品産業の生産販売シェア	日刊経済通信社	
3	食品産業総合動態基本調査	食品需給研究センター	
4	農蚕園芸局業務資料	畑作振興課	部内資料
5	缶詰時報	日本缶詰協会	
6	飲料関係資料	食品流通局食品油脂課	
7	食品工業部門投入調査結果	大臣官房調査課	部内資料
8	中小企業の原価指標	中小企業庁	
9	食品流通局業務資料	食品油脂課	部内資料

2. 生産額

(1) 茶・コーヒー

ア 緑茶

資料1より得た生産量と価格(生産者価格)を乗じて生産額とした。なお、茶種別の生産額は、荒茶を仕上茶に換算して推計した。

イ コーヒー

資料2をもとに生産量と価格を推計した。なお、本部門にはインスタントコーヒー、レギュラーコーヒーのほか工業用を含んでいる。

ウ 紅茶

資料9から輸入紅茶(1次加工)の国内加工分とティーバッグの生産額を計上した。

(2) 清涼飲料

資料6から推計した。この際、資料5も参考にした。

3. 投入額

(1) 茶・コーヒー

資料8より支出構成を把握し、さらに業界からの聞き取りなどにより細目の分割・補完を行った。

(2) 清涼飲料

資料7により推計した。なお、当部門の調査結果は品目別であるため、品目別生産額をウェイトとして次のように合算した。

清涼飲料=果実ジュース+コーラ+サイダー+その他の炭酸飲料

4. 産出額

投入額を初期値として産出推計を行った。

1129-03 製氷

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	工業統計表	通商産業省工業統計課	

2. 生産額

資料1の組替え集計結果による。

3. 投入額

資料1により支出構成の大枠をおさえ、業界からの聞き取りにより細目の分割・補完を行った。

4. 産出額

投入額を初期値として産出推計を行った。

VIII. その他の部門

1131-01 飼料

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	飼料月報	日本飼料協会	
2	畜産局業務資料	流通飼料課	部内資料

2. 生産額

畜産用飼料については、生産量・価格とも資料1による。ペットフードについては、資料2による。

3. 投入額

畜産局流通飼料課が業界などの調査等により作成した投

入調査結果に基づいて推計した。

4. 産出額

生産額表における各用途別生産額をベースに産出推計を行った。なお、ペットフードについては生産+輸入-輸出により内需額を求め、この全量を家計消費に産出した。

1131-02 有機質肥料(除別掲)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	農蚕園芸局業務資料	肥料機械課	部内資料
2	東京都飼肥料検査所資料		部内資料
3	全国農業協同組合連合会資料		部内資料
4	大阪肥料新聞		
5	中小企業の原価指標	中小企業庁	

2. 生産額

品目別の生産量に、対応する単価を乗じて生産額とした。

(1) 生産量

農林水産省「肥料取締法生産量報告」の37品目の供給量を生産量とした。

(2) 単価

資料1~4及び業界からの聞き取りによって、市場に出回っている全製品の種類別単価を求めた(複合肥料については、その組成に対応した価格を与え、製品価格を推計した。)

3. 投入額

県経済連からの聞き取り(実額ベース)及び資料5から費目別の経費を把握し、これにI/O表の部門分類を対応させて第1次投入係数を推計した。

次に投入経費の8割以上を占める主材料費について、産出側(魚かす、植物原油かす、きゅう肥等)を参考に推計した。これを第1次投入係数と合算し、さらに細部を聞き取り補完して投入額を推計した。

4. 産出額

投入額を初期値として産出推計を行った。

5. 留意すべき点

本部門は、昭和60年表における新設部門である。

1511-01 製糸

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	農蚕園芸局業務資料	繭糸課	部内資料
2	蚕糸統計月報	農蚕園芸局繭糸課	
3	蚕糸砂糖類価格安定事業団年報		

2. 生産額

生糸、副蚕糸ともに資料1, 2によった。

3. 投入額

農蚕園芸局繭糸課が製糸コストを調査した結果を基に費目構成を計算し、さらに各費目の品目分割のための情報を製糸会社などから聞き取り補完した。

4. 産出額

原則として投入額により産出推計を行ったが、在庫については資料3より在庫量を求め、これに単価を乗じて推計した。この際の単価は、国産生糸については生産額推計に用いた単価を、輸入生糸については輸入生糸単価の加重平均を用いた。

1519-01 わら・い加工品

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	工業統計表	通商産業省工業統計課	部内資料
2	農蚕園芸局業務資料	畑作振興課	
3	い業生産流通実態調査報告書	岡山県農林部	

2. 生産額

(1) わら加工品

資料1の畳、畳床、縄、その他のわら加工品を合算した。

(2) い製品

資料2のたたみ表、ござ、花むしろを合算した。

3. 投入額

資料1, 3により主要原価費目を把握し、関係資料・業界聞き取りにより細目の分割・補完を行った。

4. 産出額

投入額を初期値として産出推計を行った。

[製材・合板・チップ]

1611-01 製材

1611-02 合板

1611-03 木材チップ

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	木材需給報告書	統計情報部	
2	工業統計表	通商産業省工業統計課	
3	林野庁業務資料	林産課	部内資料
4	製材・合板・チップ投入調査結果	林野庁林産課	部内資料

2. 生産額

(1) 製材

ア 製材品

製材品は、総量を資料1により求め、用途別数量(建設用板類、同ひき割類、同ひき角類、その他)は、資料1の用途別出荷量割合によって総量を按分した。

単価は、樹種別の製材品を加重平均し、平割(角)、板、正角の1㎡当たりの価格を推計した。

イ 残材

残材は製材用素材供給量から製材品となる分を差し引いて総量を推定し、この総量からのこくず量(製材生産量の7%)を差し引いたものを工場残材とした。

このうち木材チップ用残材は、資料1より工場残材により木材チップ生産量に原料歩留り(1.282)を乗じて推計し、差を其他用残材とした。のこくずは、「木質系エネルギー活用促進調査」により得られたオガライト用、燃料用、家畜敷料、堆肥、きのこ栽培用の利用割合を乗じて、個々の数量を求めた。

チップ用工場残材の単価は、樹種別のチップ価格を生産量ウエイトで平均化し、これを残材1㎡当たりの原料価格に換算し求めた。また、のこくずの単価は、日本木質形成燃料工業協同組合の「オガライト市況調査報告書」の原料鋸屑価格によった。

(2) 合板

ア 普通合板

資料1の数量に日本合板工業会の推計単価を乗じて求めた。

イ 特殊合板

資料2の特殊合板生産額からウで推計した集成材の生

産額を減じて求めた。

ウ 集成材

数量・単価ともに資料3から求めた。

(3) 木材チップ

資料2の組替え集計結果によった。

3. 投入額

今回のI/O表作成のために、林野庁に特別に依頼・実施した資料4から費目別の投入額を把握し、聞き取りなどにより細目の分割・補完を行い推計した。

4. 産出額

原則として投入額により産出推計を行った。ただし、製材については資料1に主要用途についてのデータ（物量ベース）があるため、これに基づいて調整を行った。

5. 留意すべき点

合板の産出額調整過程において、投入データと産出データ間に極端な差があったため、自部門投入を大きくすることで解消した。

2079-01 農 薬

1. 推計資料

No.	資料名	出 所	備 考
1	農薬要覧	日本植物防疫協会	
2	農薬メーカー(3社)有価証券報告書		

2. 生産額

資料1の生産額によった。

なお農薬の範囲は、資料1で定義されている殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、殺そ剤、植物成長調整剤、補助剤、その他である。

3. 投入額

資料2の損益計算書、製造原価報告書から費目別の平均投入係数を算出し、これをI/O表の費目分類に対応・整理して求めた。

なお、原材料投入については輸入原体・中間製品の自部門投入など複雑なため、産出サイドの原材料供給とも十分に調整を行った。

4. 産出額

原則として投入額により産出推計を行った。

5. 留意すべき点

貿易統計上の殺虫剤、殺菌剤には、本部門で定義される農薬のほか医薬部外品に相当するものも含まれると推定さ

れるが、分離が不可能であるため昭和55年産業連関表に準じて本部門で輸入する扱いとしている。

4131-03 農林関係公共事業

1. 推計資料

No.	資料名	出 所	備 考
1	農業及び農家の社会勘定	大臣官房調査課	
2	林野庁業務資料	森林組合課	部内資料
3	国有林野事業特別会計	林野庁管理課	部内資料
4	地方財政統計年報	自治省指導課	
5	農業土木事業投入調査結果	大臣官房調査課	部内資料
6	公共工事費内訳調査結果	建設省	部内資料
7	都道府県決算状況調べ	自治省行政局	

2. 生産額

農業土木は資料1より、林道及び治山は資料2, 3, 4の関係項目の積み上げによった。

3. 投入額

資料5, 6の投入項目をI/O表分類に対応・整理して求めた。なお投入推計は、農業土木・林道・治山・災害復旧の4事業別に行い、生産額をウェイトとして加重平均を行った。

4. 産出額

農林関係公共事業の産出はすべて資本形成への産出であるが、次のように公的・民間に配分した。

(1) 農業土木

資料1の「土地改良投資の負担別内訳」により、直轄補助事業のうち国費及び地方費によるものを公的、残りを民間とした。

(2) 林道、治山

資料7の「投資的経費の状況」により、その団体で行うもの及び諸団体への補助金、市町村への補助金の2項目を公的とし、残りを民間とした。

2. 大蔵省担当部門

1119-01 塩

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	特別調査	日本たばこ産業(株)	

2. 生産額

日本たばこに依頼して得た特別調査結果によった。

3. 投入額

日本たばこに依頼して得た特別調査結果によった。

4. 産出額

日本たばこに依頼して得た特別調査結果によった。

1121-01 清酒

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	特別調査	国税庁	

2. 生産額

国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

3. 投入額

国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

4. 産出額

国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

1121-02 ビール

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	特別調査	国税庁	

2. 生産額

国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

3. 投入額

国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

4. 産出額

国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

1121-03 添加用アルコール

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	特別調査	国税庁	

2. 生産額

国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

3. 投入額

国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

4. 産出額

国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

1124-04 ウイスキー類

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	特別調査	国税庁	

2. 生産額

国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

3. 投入額

国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

4. 産出額

国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

1121-09 その他の酒類

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	特別調査	国税庁	

2. 生産額

国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

3. 投入額

国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

4. 産出額

国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

1141-01 たばこ

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	特別調査	日本たばこ産業(株)	

2. 生産額

日本たばこ産業(株)に依頼して得た特別調査結果によった。

3. 投入額

日本たばこ産業(株)に依頼して得た特別調査結果によった。

4. 産出額

日本たばこ産業(株)に依頼して得た特別調査結果によった。

6211-01 金融

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	銀行局金融年報	大蔵省	生産額
2	郵政統計年報	郵政省	"
3	大蔵省証券局年報	大蔵省	"
4	特別会計歳入歳出決定計算書	"	"
5	全国銀行財務諸表分析	全国銀行協会連合会	生産額, 投入額
6	全国相互銀行財務諸表分析	全国相互銀行	"
7	全国信用金庫次算処理状況	全国信用金庫協会	"
8	全国労働金庫経営分析表	全国労働金庫協会	"
9	有価証券報告書	大蔵省	投入額
10	国民経済計算年報	経済企画庁国民所得部	生産額, 投入額
11	法人企業統計年報	大蔵省	投入額
12	農家経済調査	農林省	"
13	経済統計年報	日本銀行調査統計局	生産額, 投入額

2. 生産額

各金融機関ごとに、損益計算書を用いて帰属サービス (= 帰属利子 = 受取利子 - 支払利子) 及び手数料収入を計算した (ただし、受取利子には配当金収入も含む)。

なお、求めた係数はいずれも年度の計数であるため、暦年への転換を要する。これは、(59年度×1/4) + (60年度×3/4) により行った。

3. 投入額

金融機関の損益計算書により雇用者所得、資本減耗引当、間接税、物件費その他の費用の各投入部門への分割を行い、更に財務諸表分析、有価証券報告書等を用いて細分割した。

これらの基礎作業で分割しきれない部分 (特に、物件費の内訳等) については、55年表における投入額ウェイトで割り振った。

4. 産出額

帰属利子については、①民間金融は金銀ベースの貸出残高 (日本銀行による産業別貸出残高) の比率で分割し、分割しきれない部分は生産額のウェイトで細分割。

②公的金融は、農林系金融機関を農林部門に、また、医療金融公庫を医療部門に産出した上、残りの部分は日本開発銀行の産業別貸出残高 (日銀「経済統計年報」所収) で分割した。ただし、SNAの解釈上、55年表と同じく、帰属利子から家計部門への産出は行わないこととした。

手数料については、原則として帰属利子の配分ウェイトで配分した。ただし、民間金融における家計への産出及び金融部門への産出は別途考慮した。

6212-01 生命保険

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	保険年鑑	生命保険協会日本損害保険協会	
2	銀行局金融年報	大蔵省	
3	特別会計決算書	"	
4	大蔵省業務資料	"	

2. 生産額

相互会社、株式会社を問わず次式による。

生産額 = {(保険料受取) + (資産運用収益)} - {(保険金支払) + (解約返戻金) + (社員配当金及び準備金純増) ※ + (支払・責任準備金純増)} = (事業費) + 内部留保 ※※

※ = 死差益、費差益、解約差益及び利差益に基づく配当

※※ = 死差益、費差益、解約差益及び利差益からの留保分

なお、求めた計数は、いずれも年度の係数であるため、暦年への転換を要する。これは、(59年度×1/4) + (60年度×3/4) により行った。

4) により行った。

3. 投入額

生産額推計と同じ資料を用いて雇用者所得、物件費、資本減耗引当、間接税、営業余剰に分割した上、大蔵省業務資料を参考にして内訳を細分した。

4. 産出額

金額を家計消費に産出した。

6212-02 損害保険

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	保険年鑑	生命保険協会日本 損害保険協会	
2	銀行局金融年報	大蔵省	
3	特別会計および政府関係機関決算書	〃	
4	大蔵省業務資料	〃	
5	農林省業務資料	〃	

2. 生産額

① 公的損保の場合

生産額 = (保険料受取) - {(保険料支払い) + (支払準備金純増)}

② 民間損保の場合

生産額 = {(正味収入保険料(含積立)) + (利息及び配当金収入)} - {(正味支払保険料) + (契約者・社員配当金及び準備金純増) + (支払・責任準備金純増)}

なお、求めた計数はいずれも年度の計数であるため、暦年への転換を要する。これは、(59年度×1/4) + (60年度×3/4) により行った。

3. 投入額

生命保険と同様の手法を用いて行った。

4. 産出額

国営の保険については、対応関係が明らかなものは、その部門に配分し、民営分については、まず家計に対する帰属サービスを除き、また、対応関係が明確なものはその部門に配分した。以上により配分しきれない部分は法人企業間接調査により配分し、更に細分割するには生産額のウェイトを用いた。

3. 通商産業省担当部門

I. 鉱業 (0611-01~0731-01)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
①	資源統計年報	通産省調査統計部 資源エネルギー統計調査室	
②	エネルギー生産・需給統計年報	通産省調査統計部 資源エネルギー統計調査室	
③	石油等消費構造統計表	通産省調査統計部 資源エネルギー統計調査室	
④	本邦鉱業の趨勢	通産省調査統計部 資源エネルギー統計調査室	
⑤	採石統計年報	通産省調査統計部 資源エネルギー統計調査室	
⑥	採石業の業務の状況に関する報告書(採石法施行規則第11条報告)	資源エネルギー庁 鉱業課	
⑦	総合エネルギー統計表	資源エネルギー庁	
⑧	貿易月表	大蔵省関税局輸出課、輸入課	
⑨	延長産業連関表	通産省調査統計部 統計解析課	
⑩	昭和60年産業連関表、部門別生産額一覧表	産業連関幹事会	
⑪	物価指数年報	日本銀行調査統計局物価統計課	
⑫	石油資料月報	石油連盟	
⑬	税制便覧	石油連盟	
⑭	業界資料	日本鉱業協会	
⑮	使用部門別需要量推計	(社)日本砂利協会	

2. 生産額の推計方法

生産額の推計は次の方法によって行った。

- A 生産動態統計調査（エネルギー生産・需給統計年報）を用いて生産額を推計
- B 生産動態統計調査（資源統計年報，を用いて生産数量を推計し，本邦鉱業の趨勢を用いて生産単価を推計（生産額は数量×単価））
- C 本邦鉱業の趨勢により生産額を推計
- D その他の統計を用いて生産額を推計

3. 投入額の推計方法

投入額推計は次の方法によって行った。

- A 本邦鉱業の趨勢により雇用者所得等の大枠を固定しその内訳を延長表で推計する
- B 延長表を用いて推計する

4. 産出額の推計

産出額の推計は次の方法により行った。なお，輸出（普通），輸入（普通）については産業連関表ベース組替データ（通関統計）を用いた。

- A CT（生産額）10桁品目情報と需給統計を用いて延長表で補足推計
- B CT（生産額）10桁品目情報を用いて延長表で補足推計
- C 需給統計と延長表を用いて推計

5. 部門別推計方法及び推計資料

別表1のとおり

別表1. 部門別推計方法及び推計資料

部門コード (列) (行)	部門名	推計方法			推計資料					担当課室	備考
		生産	投入	産出	生産額			投入額	産出額		
					数量	単価	金額				
061101 0611011	鉄鉱石	B	A	B	①	④		④ ⑨	⑨ ⑩	資源エネルギー統計調査室	
061201	非鉄金属鉱物		A					④ ⑨		"	
0612011	銅鉱	B		B	①	④			⑨ ⑩	"	
0612012	鉛・亜鉛鉱	B		B	①	④			⑨ ⑩	"	
0612019	その他の非鉄金属鉱物	B		B	①	④			⑨ ⑩	"	
062101 0621011	石灰石	B	A	C	①	④		④ ⑨	① ⑨	"	
062109 0621099	その他の窯業原料鉱物	B	A	A	①	④		④ ⑨	① ⑨ ⑩	"	
062201 0622011	砂利・採石	B	A	A	①	④		④ ⑨	⑨ ⑩ ⑮	"	
062202 0622021	碎石	A	A	A			⑤	④ ⑨	⑥ ⑨ ⑩	"	
062909 0629099	その他の非金属鉱物	B	A	C	①	④		④ ⑨		"	
071101	石炭		A					④ ⑨		"	
0711011	原料炭（国産）	B		C	②	④			② ⑨	"	
0711012	原料炭（輸入）			C					② ⑨	"	
0711013	一般炭・亜炭・無煙炭（国産）	B		C	②	④			② ⑨	"	
0711014	一般炭・亜炭・無煙炭（輸入）			C					② ⑨	"	
072101 0721011	原油	B	B	A	②	④		⑨	③ ⑨ ⑩	"	
073101 0731011	天然ガス	B	A	A	②	④		④ ⑨	③ ⑨ ⑩	"	

II. 製造業

(1511-02~3919-09, ただし, 1519-01.04,
1611-01~03, 2061-01, 2079-01, 3611-01.02.10
及び3621-01.10を除く)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
①	工業統計表	通産省工業統計課	
②	石油等消費構造統計表	通産省資源エネルギー統計調査室	
③	資源統計年報	通産省資源エネルギー統計調査室	
④	繊維統計年報	通産省繊維雑貨統計調査室	
⑤	雑貨統計年報	通産省繊維雑貨統計調査室	
⑥	紙パルプ統計年報	通産省繊維雑貨統計調査室	
⑦	ゴム製品統計年報	通産省鉄鋼化学統計調査室	
⑧	化学工業統計年報	通産省鉄鋼化学統計調査室	
⑨	エネルギー生産・需給統計年報	通産省資源エネルギー統計調査室	
⑩	プラスチック製品統計年報	通産省鉄鋼化学統計調査室	
⑪	窯業建材統計年報	通産省鉄鋼化学統計調査室	
⑫	鉄鋼統計年報	通産省鉄鋼化学統計調査室	
⑬	機械統計年報	通産省機械統計調査室	
⑭	商業統計表	通産省商業統計課	
⑮	鉱工業投入調査	通産省統計解析課	
⑯	中小企業原価指標	中小企業庁調査課	
⑰	資本財機器産業別需要構造調査結果表	通産省統計解析課	
⑱	機械受注統計調査年報	経済企画庁	
⑲	本邦鉱業の趨勢	通産省資源エネルギー統計調査室	
⑳	生コンクリート統計年報	通産省鉄鋼化学統計調査室	
㉑	建設機械動向調査報告	通産省産業機械課, 建設省建設機械課	
㉒	昭和55年産業連関表	総務庁等11省庁共同編集	
㉓	延長産業連関表	通産省統計解析課	
㉔	産業連関表部門別生産額一覧表	産業連関作業幹事会	
㉕	印刷局決算書	大蔵省	
㉖	化学統計ハンドブック(その1, その2)	通産省鉄鋼化学統計調査室	

No.	資料名	出所	備考
㉗	産業機械受注状況	日本産業機械工業会	
㉘	経営分析調査表集計結果表	石油連盟	
㉙	石油税制便覧	石油連盟	
㉚	電線統計年報	日本電線工業会	
㉛	セロファン調査と研究	セロファン工業会	
㉜	9857の化学商品	化学日报社	
㉝	アンモニア生産・消費・受払	アンモニア系製品協会	
㉞	肥料要覧	農林統計協会	
㉟	ソーダと塩素	日本ソーダ工業会	
㊱	無機薬品要覧	日本無機薬品協会	
㊲	化学工業年鑑	化学工業月報社	
㊳	化学便覧	日本化学会	
㊴	産業火薬	日本産業火薬会	
㊵	塩ビフィルム用途別出荷内訳	日本ビニル工業会	
㊶	プラスチック	日本プラスチック連盟	
㊷	塩化ビニル板用途別	硬質塩化ビニル板協会	
㊸	塩ビレザール用途別出荷内訳	日本ビニル工業会	
㊹	日本ゴム工業会月報	日本ゴム工業会	昭和61年2月
㊺	生コン	全国コンクリート工業組合連合会	
㊻	鉄鋼受注統計	鉄鋼連盟	
㊼	全国厚板シャーリング工業会第8次実態調査	シャーリング工業会	
㊽	コイル・鋼板流通調査	コイル・鋼板工業会	
㊾	昭和55年日化協産業連関表	日本化学製品協会	
㊿	産業用ロボットに関する企業実態調査報告書	日本産業用ロボット工業会	
50	工作機械統計要覧	日本工作機械工業会	
51	自動車統計年報	自動車工業会	
52	重電機械受注調査	日本電機工業会	

2. 生産額の推計方法

生産額の推計は次の方法によって行った。なお、生産額のうち半製品・仕掛品在庫については工業統計調査組替データを利用した。

- A 生産動態統計調査を用いて生産額を推計
- B 生産動態統計調査を用いて生産数量を推計し、工業統計、本邦鉱業の趨勢、その他業界資料を用いて生産単

価を推計（生産額は数量×単価）

- C 工業統計調査を用いて生産額を推計
- D 工業統計調査を用いて生産数量を、生産動態統計調査等を用いて生産単価を推計（生産額は数量×単価）

3. 投入額の推計方法

投入額推計は次の方法をベースに推計し、その後、産出額推計情報との調整、SNA等の他統計情報及び輸入表とのチェックを経て最終的な投入額とした。

- A 工業統計調査で大枠（原材料、燃料、雇用者所得等）を固定し、その内訳を原材料統計、投入調査、延長表を用いて推計
- B 原材料統計及び投入調査を固定し延長表の構成比で基本分類ベースに分割・補足推計
- C 投入調査を固定し延長表の構成比で基本分類ベースに分割・補足推計
- D 延長表を用いて推計

4. 産出額の推計

産出額の推計は次の方法をベースに推計し、その後、投

入額推計情報との調整、SNA最終需要等及び付帯表である輸入表とのチェックを経て最終的な産出額とした。なお、輸出（普通）、輸入（普通）は産業連関表ベース組替データ（通関統計）、「製品在庫」は生産動態統計調査、工業統計調査組替データ、「半製品・仕掛品在庫」は工業統計調査組替データ、「原材料在庫、流通在庫」については、SNAのコモ推計値をベースとして推計した。

- A 生産額（CT）10桁品目情報を用いて推計
- B 生産額（CT）10桁品目情報と需給・出荷内訳統計を用いて推計
- C 生産額（CT）10桁品目情報、需給・出荷内訳統計、資本財需要構造調査及び延長表を用いて推計
- D 生産額（CT）10桁品目情報と延長表を用いて推計
- E 需給・出荷内訳統計を用いて推計
- F 需給・出荷内訳統計と延長表を用いて推計
- G 延長表を用いて推計

5. 部門別推計方法及び推計資料

別表2のとおり

別表2. 部門別推計方法及び推計資料

部門コード (列) (行)	部門名	推計方法			推計資料					担当課室	備考
		生産	投入	産出	生産額			投入額	産出額		
					数量	単価	金額				
151102 1511021	綿糸	C	A	D			①	①①②③ ④ ⑤		繊維雑貨統計調査室	
151103 1511031	化学繊維紡績糸	C	A	D			①	①①②③ ④ ⑤		"	
151104 1511041	毛糸	C	A	D			①	①①②③ ④ ⑤		"	
151109 1511099	その他の紡績糸	C	A	D			①	①①②③ ④ ⑤		"	
151201 1512011	綿・スフ織物（含合繊短織物）	C	A	D			①	①①②③ ④ ⑤		"	
151202 1512021	絹・人絹織物（含合繊長織物）	C	A	D			①	①①②③ ④ ⑤		"	
151203 1512031	毛織物	C	A	D			①	①①②③ ④ ⑤		"	
151209	その他の織物		A					①①②③ ④ ⑤		"	
1512091	細幅織物	C		D			①		④ ⑤	"	
1512099	その他の織物（除別掲）	C		D			①		④ ⑤	"	
151301 1513011	ニット製品	C	A	D			①	①①②③ ④ ⑤		"	
151401 1514011	染色整理	C	C	A			①	①② ③ ④ ⑤		"	
151902 1519021	ローブ・網	C	A	D			①	①①②③ ④ ⑤		"	
151903 1519031	じゅうたん・床敷物	C	A	D			①	①①②③ ④ ⑤		"	
151909 1519099	その他の繊維工業製品	C	A	D			①	①①②③ ④ ⑤		"	
152101 1521011	衣類	C	C	D			①	①② ③ ④ ⑤		"	投入額推計については、工業センサス情報でもチェック
152201 1522011	身廻品	C	A	D			①	①①②③ ④ ⑤		"	
152901 1529011	製綿・寝具	C	A	D			①	①①②③ ④ ⑤		"	
152909 1529099	その他の繊維既製品	C	A	D			①	①①②③ ④ ⑤		"	
161909	その他の木製品		A					①①②③		統計解析課	
1619091	建設用木製品	C		D			①		④ ⑤	"	
1619099	その他の木製品（除別掲）	C		D			①		④ ⑤	"	
171101 1711011	木製家具・装備品	C	A	D			①	①①②③ ④ ⑤		繊維雑貨統計調査室	
171102 1711021	木製建具	C	A	D			①	①①②③ ④ ⑤		"	

部門コード (列) (行)	部門名	推計方法			推計資料					担当課室	備考
		生産	投入	産出	生産額		投入額	産出額			
					数量	金額					
171103 1711031	金属製家具・装備品	C	A	D			①	①⑤②③ ②④	繊維雑貨統計調査室		
181101 1811011	パルプ	A	B	D			⑥	⑥⑤②③ ②④	"		
181201 1812011	洋紙・和紙	A	B	A			⑥	⑥⑤②③ ②④	"		
181301 1813011	板紙	C	D	C			①	⑥⑤②③ ⑥②④	"		
181302 1813021	段ボール	A	A	D			⑥	①⑤②③ ②④	"		
181303 1813031	塗工紙・建設用加工紙	C	A	G			①	②	"		
182101 1821011	段ボール箱	C	A	C			①	①⑤②③ ②④	"		
182109 1821099	その他の紙製容器	C	A	D			①	①⑤②③ ②④	"		
182901 1829011	セロファン	A	A	D			①	①⑤②③ ②④	"		
182909 1829099	その他のパルプ・紙・紙加工品	C	A	D			①	①⑤②③ ②④	"		
191101 1911011	新聞	C	C	D			①	⑤ ②③ ②④	統計解析課		
191102 1911021	印刷・製版・製本	C	C	D			①	⑤ ②③ ②④	"		
191103 1911031	出版	C	C	D			①	⑤ ②③ ②④	"		
201101 2011011	アンモニア	B	C	D	⑧(注1)			⑤ ②③ ②④	鉄鋼・化学統計調査室	(注1) アンモニア系製品協会ヒヤリング	
201102	単質肥料		B					⑤②④	"		
2011021	窒素質肥料	A		D	⑧	⑧		②③ ②④	"		
2011029	その他の単質肥料	A		D	⑧	⑧		②③ ②④	"		
201103 2011031	複合肥料・配合肥料	A	B	D	⑧	⑧		②③ ②④	"	配合肥料の生産額推計資料は④	
202101	ソーダ工業製品		B					⑤②④	"		
2021011	ソーダ灰	A		C	⑧	⑧		②④⑤	"		
2021012	か性ソーダ	A		C	⑧	⑧		②④⑤	"		
2021013	液体塩素	A		C	⑧	⑧		②④⑤	"		
2021019	その他のソーダ工業製品	A		C	⑧	⑧		②④⑤	"		
202901 2029011	硫酸	B	B	D	⑧(注2)			⑧⑤②③ ④ ⑤	"	(注2) 硫酸協会ヒヤリング	
202902	無機顔料		B					⑤②④	"		
2029021	酸化チタン	A		C	⑧	⑧		②④⑤	"		
2029022	カーボンブラック	A		C	⑧	⑧		②④	"		
2029029	その他の無機顔料	A		D	⑧	⑧		②④	"		
202903 2029031	圧縮ガス・液化ガス	A	A	D	⑧	⑧		①⑤②③ ②④	"		
202909 2029099	その他の無機化学工業製品	A	A	C	⑧	⑧		①⑤②③ ②④⑤	"		
203101	石油化学基礎製品		C					⑤ ②④	"		
2031011	エチレン	B		D	⑧(注3)			②③ ②④	"	(注3) 石油化学工業協会ヒヤリング	
2031012	プロピレン	B		D	⑧(注3)			②④	"		
2031019	その他の石油化学基礎製品	B		D	⑧(注3)			②④⑤	"		
203102	石油化学系芳香族製品		C					⑤ ②④	"		
2031021	純ベンゼン	A		D	⑧	⑧		②③ ②④	"		
2031022	純トルエン	A		D	⑧	⑧		②③ ②④	"		
2031023	キシロール	A		D	⑧	⑧		②③ ②④	"		
2031029	その他の石油化学系芳香族製品	A		D	⑧	⑧		②③ ②④	"		
203201	脂肪族中間物		D					②③	"		
2032011	合成アルコール類	A		D	⑧	⑧		②③ ②④	"		
2032012	酢酸	A		D	⑧	⑧		②③ ②④	"		
2032013	二塩化エチレン	A		D	⑧	⑧		②③ ②④	"		

部門コード (列) (行)	部門名	推計方法			推計資料					担当課室	備考
		生産	投入	産出	生産額		投入額	産出額			
					数量	単価			金額		
2032014	アクリロニトリル	A		D	⑧	⑧			⑳ ㉔	鉄鋼・化学統計調査室	
2032015	エチレングリコール	A		D	⑧	⑧			㉓ ㉔	"	
2032016	酢酸ビニルモノマー	A		D	⑧	⑧			㉓ ㉔	"	
2032019	その他の脂肪族中間物	A		D	⑧	⑧			㉓ ㉔	"	
203202	環式中間物		A					①⑤③		"	
2032021	スチレンモノマー	A		F	⑧	⑧			㉓ ㉔	"	
2032022	合成石炭酸	A		F	⑧	⑧			㉓ ㉔	"	
2032023	テレフタル酸(高純度)	A		F	⑧	⑧			㉓ ㉔	"	
2032024	カプロラクタム	A		F	⑧	⑧			㉓ ㉔	"	
2032029	その他の環式中間物	A		D	⑧	⑧			㉓③㉔	"	
203301	2033011	合成ゴム	A	A	D	⑧	⑧		①⑤③ ㉓ ㉔	"	
203901	2039011	コーラール製品	A	A	D	⑧	⑧		①⑤③ ㉓ ㉔	"	
203902	2039021	メタン誘導品	A	A	D	⑧	⑧		①⑤③ ㉓ ㉔	"	
203903	2039031	油脂加工製品	A	A	D	⑧	⑧		①⑤③ ㉓ ㉔	"	
203904	2039041	可塑剤	A	A	D	⑧	⑧		①⑤③ ㉓ ㉔	"	
203905	2039051	合成染料	A	A	D	⑧	⑧		①⑤③ ㉓ ㉔	"	
203909	2039099	その他の有機化学工業製品	A	A	D	⑧	⑧		①⑤③ ㉓ ㉔	"	
204101	2041011	熱硬化性樹脂	A	A	C	⑧	⑧		①⑤③ ㉓ ㉔	"	
204102		熱可塑性樹脂		A					①⑤③	"	
	2041021	ポリエチレン(低密度)	A		C	⑧	⑧		㉓④㉔	"	
	2041022	ポリエチレン(高密度)	A		C	⑧	⑧		㉓④㉔	"	
	2041023	ポリスチレン	A		C	⑧	⑧		㉓④㉔	"	
	2041024	ポリプロピレン	A		C	⑧	⑧		㉓④㉔	"	
	2041025	塩化ビニル樹脂	A		C	⑧	⑧		㉓④㉔	"	
204103	2041031	高機能性樹脂	A	A	F	⑧	⑧		①⑤③ ㉓ ㉔	"	
204109	2041099	その他の合成樹脂	A	A	F	⑧	⑧		①⑤③ ㉓ ㉔	"	
205101	2051011	人絹糸・スフ	C	A	F			①	①⑤③ ㉓ ㉔	繊維雑貨統計調査室	
205102	2051021	合成繊維	C	A	F			①	①⑤③ ㉓ ㉔	"	
207101		石けん・合成洗剤・界面活性剤		A					①⑤③	鉄鋼・化学統計調査室	
	2071011	石けん・合成洗剤	A		F			①	㉓ ㉔	"	
	2071012	界面活性剤	A		F	⑧	⑧		㉓ ㉔	"	
207102	2071021	化粧品・はみがき	A	A	G	⑧	⑧		①⑤③ ㉓	"	
207201	2072011	塗料	C	A	C			①	①⑤③ ㉓④㉔	"	
207202	2072021	印刷インキ	A	A	G	⑧	⑧		①⑤③ ㉓	"	
207301	2073011	写真感光材料	A	A	D	⑧	⑧		①⑤③ ㉓ ㉔	"	
207902	2079021	火薬類	A	A	D	⑧	⑧		①⑤③ ㉓ ㉔	"	
207909		その他の化学最終製品		A					①⑤③	"	
	2079091	触媒	A		E	⑧	⑧		㉓	"	
	2079092	ゼラチン及び接着剤	C		B			①	㉓ ㉔	"	
	2079099	その他の化学最終製品(除別掲)	C		C			①	㉓ ㉔ ㉓ ㉔	"	
211101		石油製品		B					⑤ ㉓ ㉓ ㉔	資源エネルギー統計調査室	
	2111011	揮発油	B		C	⑧	①		⑨③④	"	
	2111012	ジェット燃料油	B		C	⑧	①		⑨ ㉔	"	

部門コード (列) (行)	部門名	推計方法			推計資料					担当課室	備考
		生産	投入	産出	生産額			投入額	産出額		
					数量	単価	金額				
2111013	灯油	B		F	⑧	①			⑨ ⑳	資源エネルギー統計調査室	
2111014	軽油	B		F	⑧	①			⑨ ⑳	"	
2111015	A重油	B		F	⑧	①			⑨ ⑳	"	
2111016	B重油・C重油	B		F	⑧	①			⑨ ⑳	"	
2111017	ナフサ	B		F	⑧	①			⑨ ⑳	"	
2111018	液化石油ガス	B		F	⑧	①			⑨ ⑳	"	
2111019	その他の石油製品	B		F	⑧	①			⑨ ⑳	"	
212101	石炭製品		B					⑫⑮㉓		"	
2121011	コークス	B		C	⑧(注4)				⑨㉓㉔	"	(注4) コークス工業会 ヒヤリング
2121019	その他の石炭製品	B		D	⑧(注4)				㉓ ㉔	"	ベンゾールの生産額に ついては⑧
212102 2121021	舗装材料	C	A	D			①	①⑮㉓	⑧㉓㉔	鉄鋼・化学統計調査室	
221101	プラスチック製品		A					⑮⑮㉓		"	
2211011	プラスチックフィルム・シート	C		G			①		㉓	"	産出については、按 入額情報をベースに推計
2211012	プラスチック板・管・棒	C		G			①		㉓	"	
2211013	プラスチック発泡製品	C		G			①		㉓	"	
2211014	工業用プラスチック製品	C		G			①		㉓	"	
2211015	強化プラスチック製品	C		G			①		㉓	"	
2211016	プラスチック製容器	C		G			①		㉓	"	
2211017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品	C		G			①		㉓	"	
2211019	その他のプラスチック製品	C		G			①		㉓	"	
231101 2311011	タイヤ・チューブ	A	A	F	⑦	⑦		①⑮㉓	⑦	"	産出額推計については、 自動車タイヤ協会の販売実績
231901 2319011	ゴム製履物	C	A	D			①	①⑮㉓	⑦ ㉓	"	
231902 2319021	プラスチック製履物	C	A	D			①	①⑮㉓	⑦ ㉓	"	
231909 2319099	その他のゴム製品	C	A	F			①	①⑮㉓	⑦ ㉓	"	ゴムベルトの生産額は⑦
241101 2411011	革製履物	C	A	D			①	①⑮㉓	⑦ ㉓	繊維雑貨統計調査室	
241201 2412011	製革・毛皮	C	A	D			①	①⑮㉓	⑦ ㉓	"	
241202 2412021	かばん・袋物・その他の革製品	C	A	D			①	①⑮㉓	⑦ ㉓	"	
251101	板ガラス・安全ガラス		A					①⑮㉓		鉄鋼・化学統計調査室	
2511011	板ガラス	A		D	⑩	⑩			㉓ ㉔	"	
2511012	安全ガラス・複層ガラス	A		D	⑩	⑩			㉓ ㉔	"	
251201 2512011	ガラス繊維・同製品	A	C	C	⑩	⑩		⑮ ㉓	㉓ ㉔	"	
251909	その他のガラス製品		A					①⑮㉓		繊維雑貨統計調査室	
2519091	ガラス製加工素材	C		D			①		㉓ ㉔	"	
2519099	その他のガラス製品(除別掲)	C		D			①		㉓ ㉔	"	
252101 2521011	セメント	A	A	D	⑩	⑩		①⑮㉓	㉓ ㉔	鉄鋼・化学統計調査室	
252201 2522011	生コンクリート	C	A	F			①	①⑮㉓	⑧ ⑮	"	
252301 2523011	セメント製品	C	A	D			①	①⑮㉓	⑧ ㉔	"	コンクリート系パネル の生産額は⑩
253101	陶磁器		A					①⑮㉓		"	
2531011	建設用陶磁器	C		D			①		㉓ ㉔	"	
2531012	工業用陶磁器	C		D			①		㉓ ㉔	"	
2531013	日用陶磁器	C		D			①		㉓ ㉔	"	

部門コード (列) (行)	部門名	推計方法			推計資料						担当課室	備考
		生産	投入	産出	生産額			投入額	産出額			
					数量	単価	金額					
259901 2599011	耐火物	A	A	D	①	①		①⑤②	②③	②④	鉄鋼・化学統計調査室	人造耐火材マグネシアクリンカの耐火物の生産額は①
259902 2599021	その他の建設用土石製品	C	A	D			①	①⑤②	②③	②④	"	石膏製品の生産額は①
259903 2599031	炭素・黒鉛製品	A	A	D	①	①		①⑤②	②③	②④	"	
259904 2599041	研磨材	C	A	D			①	①⑤②	②③	②④	"	研磨砥石の生産額は①
259909	その他の窯業・土石製品		A					①⑤②			"	
2599091	石綿製品	A		D					②③	②④	"	
2599099	その他の窯業・土石製品(除別掲)	C		D			①		②③	②④	"	
261101 2611011	鉄鉄	B	B	B	⑫	①		⑫⑬⑭⑮	⑯	⑰	"	
261102 2611021	フェロアロイ	B	B	B	⑫	①		⑫⑬⑭⑮	⑯	⑰	"	一部生産単価についてはフェロアロイ協会ヒヤリング
261103 2611031	粗鋼	B	B	B	⑫	①		⑫⑬⑭⑮	⑯	⑰	"	
2612011	鉄屑			G					⑫	⑮	"	(注5) 鉄鋼新聞, 業界ヒヤリング
262101	熱間圧延鋼材		B					⑫⑬⑭⑮			"	
2621011	普通鋼形鋼	B		F	⑫	①		⑫⑬⑭⑮			"	
2621012	普通鋼鋼板	B		F	⑫	①		⑫⑬⑭⑮			"	
2621013	普通鋼鋼帯	B		F	⑫	①		⑫⑬⑭⑮			"	
2621014	普通鋼鋼小棒	B		F	⑫	①		⑫⑬⑭⑮			"	
2621015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材	B		F	⑫	①		⑫⑬⑭⑮			"	
2621016	特殊鋼熱間圧延鋼材	B		F	⑫	①		⑫	⑮		"	
262201	鋼管		B					⑫⑬⑭⑮			"	
2622011	普通鋼鋼管	B		F	⑫	①		⑫⑬⑭⑮			"	
2622012	特殊鋼鋼管	B		F	⑫	①		⑫⑬⑭⑮			"	
262301 2623011	冷間仕上鋼材	B	C	F	⑫	①		⑮	⑲	⑫⑬⑭⑮	"	
262302 2623021	めっき鋼材	B	B	F	⑫	①		⑫⑬⑭⑮	⑲	⑫⑬⑭⑮	"	
263101	鍛鋼		C					⑮	⑲		"	
2631011	鍛鋼	B		D	⑫	①			⑲	⑲	"	
2631012	鍛鋼	B		D	⑫	①			⑲	⑲	"	
263102 2631021	鍛鉄管	B	A	D	⑫	①		⑮⑯⑰	⑲	⑲	"	
263103	鍛鉄品及び鍛工品(鉄)		A					⑮⑯⑰			機械統計調査室	
2631031	鍛鉄品	A		D			⑮		⑲	⑲	"	
2631032	鍛工品(鉄)	A		G			⑮		⑲		"	
263104 2631041	鉄鋼シャースリット業	C	A	F			①	⑮⑯⑰	⑲⑳㉑	⑲⑳㉑	鉄鋼・化学統計調査室	
263109 2631099	その他の鉄鋼製品	C	A	D			①	⑮⑯⑰	⑲	⑲	"	
271101 2711011	銅	A	A	C	③	③		⑮⑯⑰	⑲⑳㉑	⑲⑳㉑	資源エネルギー統計調査室	粗銅(輸出分)は貿易月表
271102 2711021	鉛(含再生)	A	A	C	③	③		⑮⑯⑰	⑲⑳㉑	⑲⑳㉑	"	
271103 2711031	亜鉛(含再生)	A	A	C	③	③		⑮⑯⑰	⑲⑳㉑	⑲⑳㉑	"	
271104	アルミニウム		A					⑮⑯⑰			"	
2711041	アルミニウム	A		C	③	③			⑲⑳㉑	⑲⑳㉑	"	
2711042	再生アルミニウム	C		C			①		⑲⑳㉑	⑲⑳㉑	"	
271109 2711099	その他の非鉄金属地金	C	A	D			①	⑮⑯⑰	⑲	⑲	"	
2712011	非鉄金属屑			G							"	
272101	電線・ケーブル	A	A		③	③		⑮⑯⑰			"	
2721011	銅電線	A		C	③	③			⑲⑳㉑	⑲⑳㉑	"	

部門コード (列) (行)	部門名	推計方法			推計資料				担当課室	備考	
		生産	投入	産出	生産額			投入額			産出額
					数量	単価	金額				
2721012	アルミ電線	A		C	③	③			③ ③ ④	資源エネルギー統計調査室	
2721013	ケーブル	A		C	③	③			③ ③ ④	"	
272201 2722011	伸銅品	C	A	D			①	①⑤②	③ ④	"	
272202 2722021	アルミ圧延製品	A	A	C	③	③		①⑤②	③ ③ ④	"	
272203 2722031	非鉄金属鋳造製品	C	A	D			①	①⑤②	③ ④	機械統計調査室	生産額の内訳(10桁品目)は③により分割
272204 2722041	核燃料	C	A	D			①⑥	①⑤②	③ ④	資源エネルギー統計調査室	
272209 2722099	その他の非鉄金属製品	C	A	D			①	①⑤②	③ ④	"	
281101 2811011	建設用金属製品	C	A	D			①	①⑤②	③ ④	機械統計調査室	
281201 2812011	建築用金属製品	C	A	D			①	①⑤②	③ ④	鉄鋼・化学統計調査室	
289101 2891011	ガス・石油機器及び暖房機器	C	A	D			①	①⑤②	③ ④	機械統計調査室	
289901 2899011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング	C	A	D			①	①⑤②	③ ④	"	
289902 2899021	金属製容器及び製缶板金製品	C	A	C			①	①⑤②	③ ④	鉄鋼・化学統計調査室	
289903	配管工事付属品・粉末冶金製品・道具類		A					①⑤②		機械統計調査室	
2899031	配管工事付属品	C		D			①		③ ④	"	
2899032	粉末冶金製品	C		D			①		③ ④	"	
2899033	刃物及び道具類	C		D			①		③ ④	"	
289909	その他の金属製品		A					①⑤②		鉄鋼・化学統計調査室	
2899091	金属プレス製品	C		D			①		③ ④	"	
2899092	金属線製品	C		D			①		③ ④	"	
2899099	その他の金属製品(除別掲)	C		D			①		③ ④	"	
301101 3011011	ボイラー・タービン	C	A	C			①	①⑤②	⑦⑧⑨④	機械統計調査室	
301102 3011021	原動機	C	A	C			①	①⑤②	⑦⑧⑨④	"	
301201 3012011	運搬機械	C	A	C			①	①⑤②	⑦⑧⑨④	"	
301301 3013011	冷凍機・温湿調整装置	C	A	C			①	①⑤②	⑦⑧⑨④	"	
301901 3019011	ポンプ及び圧縮機	C	A	C			①	①⑤②	⑦⑧⑨④	"	
301902 3019021	ミシン・糸糸手編機械	C	A	C			①	①⑤②	⑦⑧⑨④	"	
301903 3019031	機械工具	C	A	C			①	①⑤②	⑦⑧⑨④	"	
301909 3019099	その他の一般産業機械及び装置	C	A	C			①	①⑤②	⑦⑧⑨④	"	
302101 3021011	鉱山・土木建設機械	C	A	C			①	①⑤②	⑦⑧⑨④	"	
302201 3022011	化学機械	C	A	C			①	①⑤②	⑦⑧⑨④	"	
302301 3023011	産業用ロボット	C	A	C			①	①⑤②	⑦⑧⑨④	"	
302401 3024011	金属工作機械	C	A	C			①	①⑤②	⑦⑧⑨④	"	
302402 3024021	金属加工機械	C	A	C			①	①⑤②	⑦⑧⑨④	"	
302901 3029011	農業機械	C	A	C			①	①⑤②	⑦⑧⑨④	"	
302902 3029021	繊維機械	C	A	C			①	①⑤②	⑦⑧⑨④	"	
302903 3029031	食料品加工機械	C	A	C			①	①⑤②	⑦⑧⑨④	"	
302909	その他の特殊産業機械		A					①⑤②		"	
3029091	製材木工機械	C		D			①		③ ④	"	
3029092	パルプ装置・製紙機械	C		D			①		③ ④	"	
3029093	印刷・製本・紙加工機械	C		D			①		③ ④	"	
3029094	鋳造装置	C		C			①		⑦⑧⑨④	"	
3029095	プラスチック加工機械	C		C			①		⑦⑧⑨④	"	

部門コード (列) (行)	部門名	推計方法			推計資料						担当課室	備考
		生産	投入	産出	生産額			投入額	産出額			
					数量	単価	金額					
3029099	その他の特殊産業機械(除別掲)	C		D				①		② ④	機械統計調査室	
303101 3031011	金型	C	A	C				①	①⑤②③	⑦②④	"	
303102 3031021	ベアリング	C	A	C				①	①⑤②③	⑦②④	"	
303109 3031099	その他の一般機械器具及び部品	C	A	D				①	①⑤②③	② ④	"	
303210 3032101	一般機械修理			D	G				②	②	"	産出額推計は投入情報をベースに推計、生産額推計は積上値
311101	事務用機械		A						①⑤②③		"	
3111011	電子式卓上計算機	C		D				①		② ④	"	
3111012	複写機	C		D				①		② ④	"	
3111013	ワードプロセッサ	C		D				①		② ④	"	
3111019	その他の事務用機械	C		D				①		② ④	"	
311201	サービス用機器		A						①⑤②③		"	
3112011	自動販売機	C		C				①		⑦②③④	"	
3112012	娯楽用機器	C		C				①		⑦②③④	"	
3112019	その他のサービス用機器	C		A				①		②	"	
321101 3211011	電気音響機器	C	A	A				①	①⑤②③	②	"	
321102 3211022	ラジオ・テレビ受信機	A	A	A	⑬	⑬			①⑤②③	②	"	ラジオの生産額については①
321103 3211031	磁気録画再生装置(VTR)	A	A	A	⑬	⑬			①⑤②③	②	"	
321109 3211099	その他の民生用電気機器	A	A	G	⑬	⑬			①⑤②③	②	"	部分品・取付具・付属品の生産額については①
331101 3311011	電子計算機本体	A	C	C	⑬	⑬			⑤②	⑦②③④	"	"
331102 3311021	電子計算機付属装置	C	A	C				①	①⑤②③	⑦②③④	"	
332101 3321011	有線電気通信機器	A	A	C	⑬	⑬			①⑤②③	⑦②③④	"	
332102 3321021	無線電気通信機器	C	A	C				①	①⑤②③	⑦②③④	"	
332109 3321099	その他の電気通信機器	C	A	D				①	①⑤②③	② ④	"	
333101 3331011	電子応用装置	C	A	C				①	①⑤②③	⑦②③④	"	X線装置・放送用VTR・産業用テレビジョン装置の生産額については⑬
334101	半導体素子・集積回路		A						①⑤②③		"	
3341011	半導体素子	A		D	⑬	⑬				② ④	"	
3341012	集積回路	A		D	⑬	⑬				② ④	"	
341101	回転電気機械		A						①⑤②③		"	
3411011	発電機器	A		C	⑬	⑬				⑦②③④⑤	"	部分品・取付具・付属品の生産額については①
3411012	電動機	C		C				①		⑦②③④⑤	"	交流電動機は生産額については⑬
341102 3411021	開閉制御装置及び配電盤	C	A	C				①	①⑤②③	⑦②③④	"	
341103 3411031	その他の送配電機器	A	A	C	⑬	⑬			①⑤②③	⑦②③④	"	部分品・取付具・付属品の生産額については①
341109 3411099	その他の産業用重電機器	C	A	C				①	①⑤②③	⑦②③④	"	
342101 3421011	電気計測器	C	A	D				①	①⑤②③	② ④	"	
342102 3421021	電気照明器具	A	A	G	⑬	⑬			①⑤②③	②	"	発電ランプ携帯電灯、その他の照明器具、部分品・取付具・付属品の生産額については①
342103 3421031	電池	A	A	D	⑬	⑬			①⑤②③	② ④	"	部分品・取付具・付属品の生産額については①
342104 3421041	電球類	C	A	G				①	①⑤②③	②	"	

部門コース (列) (行)	部門名	推計方法			推計資料					担当課室	備考
		生産	投入	産出	生産額		投入額	産出額			
					数量	単価			金額		
342105 3421051	配線器具	C	A	G			①	①⑤②③	②	機械統計調査室	
342106 3421061	内燃機関電装品	C	A	D			①	①⑤②③	② ④	"	
342109 3421099	その他の軽電機器	C	A	G			①	①⑤②③	②	"	
343101 3431011	電子管	A	A	G	⑬	⑬		①⑤②③	②	"	その他の電子管の生産額については①
343102 3431021	電気音響機器部分品・付属品	C	A	D			①	①⑤②③	② ④	"	
343109 3431099	その他の電子・通信機器部分品・付属品	C	A	D			①	①⑤②③	② ④	"	
343210 3432101	電気機械修理		D	G				②	②	"	産出額推計は投入情報をベースに推計、生産額推計は積上値
351101 3511011	乗用車	A	C	C	⑬	⑬		①⑤②③	② ④ ⑤	"	
352101 3521011	トラック・バス・その他の自動車	A	C	C	⑬	⑬		①⑤②③	② ④ ⑤	"	
353101 3531011	二輪自動車	A	A	C	⑬	⑬		①⑤②③	② ④ ⑤	"	
354101 3541011	自動車車体	A	C	D	⑬	⑬		①⑤②③	② ④	"	
354102 3541021	自動車用内燃機関・同部分品	C	A	D			①	①⑤②③	② ④	"	
354103 3541031	自動車部品	C	C	D			①	①⑤②③	② ④	"	KDセットの生産額については⑬
361103 3611031	船用内燃機関	C	A	D			①	①⑤②③	② ④	"	
362201 3622011	航空機	A	A	D	⑬	⑬		①⑤②③	② ④	"	船舶・補助装置の生産額については①
362210 3622101	航空機修理		D	G				②	②	"	産出額については投入情報をベースに推計
362901 3629011	自転車	A	A	D	⑬	⑬		①⑤②③	② ④	"	フレーム、部分品、取付具・付属品の生産額については①
362909	その他の輸送機械		A					①⑤②③		"	
3629091	産業用運搬車両	A		A	⑬	⑬			②	"	産業用トレーラー、その他の運搬車両、部分品、取付具・付属品の生産額については①
3629099	その他の輸送機械（除別掲）	C		A			①		②	"	
362910 3629101	その他の輸送機械修理		D	G				②	②	"	産出額推計は、投入情報をベースに推計、生産額推計は積上値
371101 3711011	カメラ	A	A	D	⑬	⑬		①⑤②③	② ④	"	写真装置、部分品、取付具・付属品の生産額については①
371109 3711099	その他の光学機械	C	A	D			①	①⑤②③	② ④	"	
371201 3712011	時計	A	A	D	⑬	⑬		①⑤②③	② ④	"	他の時計、部分品、時計側の生産額については①
371901 3719011	理化学機械器具	C	A	D			①	①⑤②③	② ④	"	
371902 3719021	分析器・試験機・計量器・測定器	C	A	D			①	①⑤②③	② ④	"	
371903 3719031	医療用機械器具	C	A	D			①	①⑤②③	② ④	"	
371910 3719101	精密機械修理		D	G				②	②	"	産出額推計は、投入情報をベースに推計、生産額推計は積上値
391101 3911011	玩具	C	A	D			①	①⑤②③	② ④	繊維・雑貨統計調査室	
391102 3911021	運動用品	C	A	D			①	①⑤②③	② ④	"	
391901 3919011	楽器・レコード	C	A	D			①	①⑤②③	② ④	"	
391902 3919021	筆記具・文具	C	A	D			①	①⑤②③	② ④	"	
391903 3919031	身辺細貨品	C	A	D			①	①⑤②③	② ④	"	
391904 3919041	武器	A	A	D	⑬	⑬		①⑤②③	② ④	機械統計調査室	
391909 3919099	その他の製造工業製品	C	A	D			①	①⑤②③	② ④	繊維・雑貨統計調査室	

III. 電力 (5111-01~04)

5111-01 事業用原子力発電

5111-02 事業用火発電

5111-03 水力・その他の事業用発電

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	電気事業要覧	資源エネルギー庁 公益事業部計画課	
2	電力調査統計月報	"	
3	工業統計組替表	産業連関作業幹事 会	
4	石油等消費構造統計表	通産省資源エネ ルギー統計調査室	動態統計 も利用
5	延長産業連関表	通産省統計解析課	

2. 生産額の推計方法

資料1により一般電気事業者（9電力及び沖縄電力）の電灯・電力料金、卸電気事業者（その他の電気事業者）の電力料金を暦年換算し、電気税をこれに加算して算出した。

なお、生産数量については、資料2から使用電力量を求めた。

生産額の原子力発電、火力発電、水力・その他の事業用発電への分割は、資料1からそれぞれの部門別発電電力量の構成比を求めそれによって配分を行い推計した。

3. 投入額の推計方法

(1) 原子力発電

資料1の営業費用明細表をベースに資料5で補足推計し、その後産出側と調整した。

(2) 火力発電

火力発電の主要発電用燃料費は、資料1から発電用燃料消費量を求め、これらに生産単価を乗じた。その他の投入については、資料1の営業費用明細表をベースに資料5により補足推計し、産出側と調整した。

(3) 水力・その他の発電

主要発電用燃料費はかからないものとした。その他の投入については、資料1の営業費用明細表をベースに資料5により補足推計し、産出側と調整した。

4. 産出額の推計方法

工業統計調査の対象産業については、工業統計組替表（資料3）と、石油等消費構造（動態）統計（資料4）を基礎

に、家計消費は、定額電灯、定量電灯（甲・乙）及び深夜電力とし、前記以外の部門は投入側推計値をベースに大口電力産業別収入実績及び大口電力料金単価等を参考にして調整した。

5111-04 自家発電

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	電気事業要覧	資源エネルギー庁 公益事業部計画課	
2	石油等消費構造統計表	通産省資源エネ ルギー統計調査室	動態統計 も利用
3	延長産業連関表	通産省統計解析課	

2. 生産額の推計方法

資料1により自家発電電力消費量を暦年換算し、これに単価（55年の単価を基準としてこれに燃料費、人件費等の上昇分を考慮し推計）を乗じて推計した。

3. 投入額の推計方法

投入に関する資料が極めて乏しいため事業用火発電を参考にして、資料3を用いて補足し、産出側と調整した。

4. 産出額の推計方法

資料1の自家発電産業別電力消費量で大枠（日本標準産業分類の中分類部門程度）を固定し、内訳については、石油等消費構造（動態）統計（資料2）の自家発電の消費量に基づいて推計した。

IV. 都市ガス (5121-01)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	ガス事業統計月報	資源エネルギー庁 公益事業部ガス事業課	
2	ガス事業統計年報	日本瓦斯協会	
3	ガス事業便覧	資源エネルギー庁 公益事業部ガス事業課	
4	工業統計組替表	産業連関作業幹事会	

2. 生産額の推計方法

資料2のガス事業会計のガス売上高を暦年換算して、単価を求め(加熱用及び販売用にはガス税を加える。), 資料1の暦年の生産数量に乗じて求める。さらに資料3の簡易ガス業者の売上高を加えた。

3. 投入額の推計方法

- (1) 原材料の投入については、数量を資料2から、単価をガス事業会計の財務諸表と営業費明細表から推計した。
- (2) 間接経費及び資本減耗引当はガス事業会計(資料2)の財務諸表と営業費明細表により推計した。
- (3) 雇用者所得はガス事業会計(資料2)の労務費を産出側である労働省と調整して推計した。
- (4) 営業余剰はガス事業会計(資料2)の財務諸表をベースに推計した。
- (5) 副産物投入のうち、硫安は芳香族工業会資料を用い推計した。

4. 産出額の推計方法

「ガス事業統計年報」(資料2)のガス供給量の家庭用及び工業用向けを大枠とし、そのうち、工業用については「工業統計組替表」(資料4)の燃料費の比率により配分し、投入側と調整した。

V. 熱供給業 (5122-01)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	財務諸表	資源エネルギー庁 公益事業部計画課	
2	熱供給事業設備需給概況	〃	
3	熱供給事業者個別調査票	〃	

2. 生産額の推計方法

資料1及び2より、昭和59年度及び60年度の熱供給事業の熱生産量、収入額を求め、これを昭和60年暦年に換算し、推計した。

3. 投入額の推計方法

資料1の営業費用明細表及び財務諸表をベースに資料3により補足推計した。

4. 産出額の推計方法

資料2により業務用と民生用に分割し、業務用の内訳については資料3により推計し、民生用は家計消費支出とした。

VI. 工業用水 (5211-02)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方公営企業年鑑	自治省	
2	工業統計表(用地用水編)	通商産業省工業統計課	
3	延長産業連関表	通商産業省統計解析課	

2. 生産額の推計方法

資料1から工業用水道事業の料金収入をとり、暦年数値に換算して生産額とした。

3. 投入額

資料1の工業用水道事業の費用構成表をベースに資料3で補足推計した。

4. 産出額の推計方法

資料2の産業別工業用水道使用量を産業連関表部門分類に組替え、その構成比をもとに推計した。

VII. 事務用機械器具賃貸業

8513-01 電子計算機・同関連機器賃貸業

8513-02 事務用機械器具（除電算機等）賃貸業

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	特定サービス産業実態調査報告書（物品賃貸業編）	通産省サービス産業統計調査室	
2	延長産業連関表	通産省統計解析課	

2. 生産額の推計方法

賃貸業の活動は、リースとレンタルに分けられる。このうちレンタルについては、資料1の物件別賃貸料収入より電子計算機、事務用機械器具（除電算機等）別に直接賃貸料収入額を求め、リースは、年間売上高が、物件別に分けられていないので、資料1の物件別契約高から電子計算機と事務用機械器具（除電算機等）との比率をもとめ、これにリース売上高（資料1）を乗じて生産額とした。

3. 投入額の推計方法

資料1の営業経費内訳を資料2で補足して推計し、産出側と調整した。

4. 産出額の推計方法

資料1の産業別契約高をベースに投入側の推計情報を加味して推計した。

VIII. 事務用品（8900-00）

事務用品については、当部門に含まれる品目が、企業会計では一括して計上されているため、産業連関表作成上、仮設部門の一つとして部門設定がなされている。

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	工業統計組替表	産業連関作業幹事会	
2	鉱工業投入調査	通商産業省統計解析課	特別調査
3	延長産業連関表	〃	
4	国勢調査	総務庁統計局	産業・職業クロス表
5	日本標準商品分類	〃	

2. 生産額の推計方法

当部門の生産額は他の部門のように既存統計から直接推計することができないので、各列部門の投入値の積上を暫定生産額として考え、以後の調整において、適時、修正していった。

最終的には、当部門への該当品目の確定産出値の積上をCTとした。

〔参考〕 該当品目を含む行部門コード

1519-099, 1529-099, 1812-011, 1813-011, 1813-031, 1829-099, 2073-011, 2079-092, 2211-019, 2319-099, 2599-099, 2631-031, 2722-031, 2899-033, 3111-011, 3919-021, 3919-099

3. 投入額の推計方法

資料5により、当部門に該当する品目を選定し、資料1をベースに、それらの品目の総供給額を求め、その総供給額から外生部門（家計消費、輸出等）への産出を除いた額を、第一次の投入推計値とし、産出側と調整した。

4. 産出額の推計方法

資料4の産業別職種別の従業員数のうち、各列部門において、事務用品を使用する頻度が比較的高い職種に就いている従業者数を各列部門ごとに求め、当該従業者数の構成比により第一次の産出額を推計した。その後、投入側との調整を経て最終の産出額とした。

IX. 商業

6111-01 卸売

6112-01 小売

産業連関表における商業部門の生産額の概念は他の部門と異なり商品の取引に伴って付加されたマージン額である。一般的に商品を仕入れこれを販売することを業とする活動を商業とすれば「売上額(商業販売額)-仕入額=商業マージン額」となり、この算式における商業マージン額が産業連関表における商業の生産額になる。

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	商業統計表	通産省調査統計部 商業統計課	
2	商業実態基本調査報告書	通産省調査統計部 商業統計課	
3	商業動態統計年報	通産省調査統計部 商業統計課	
4	中小企業経営調査	中小企業庁官房調査課	
5	商業マージン調査	通産省調査統計部 統計解析課	
6	延長産業連関表	通産省調査統計部 統計解析課	
7	法人企業統計調査	大蔵省	
8	食糧管理特別会計	大蔵省	
9	農業協同組合連合会統計表	農林水産省	
10	専門農協統計表	農林水産省	
11	総合農協統計表	農林水産省	
12	各種事業団損益計算書	各事業団	畜産振興事業団, 蚕糸・砂糖類価格安定事業団
13	全国消費実態調査	総務庁統計局	昭和59年調査

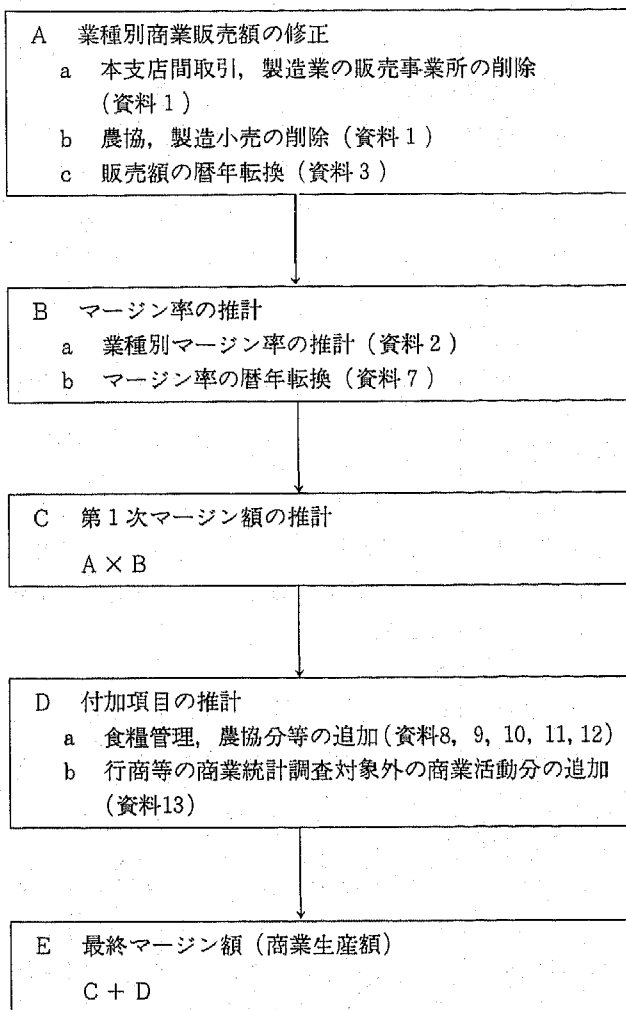
2. 生産額の推計について

商業活動を把握する統計調査のうち唯一の全数調査である商業統計調査では、商品販売額は調査しているものの商品仕入額についての調査項目がなく他の既存統計からも商業の業種別マージン額を得ることができないので、生産額は以下の方法で推計している。

(1) 基本的推計方法

$$\text{業種別商業販売額} \times \text{業種別商業マージン率} = \text{業種別商業マージン額}$$

(2) 推計手順の概略



3. 投入額の推計方法

商業部門の投入額推計は雇用者所得、資本減耗引当、交際費、光熱費(電気、ガス)、水道、建設補修、通信(郵便電話)等の項目については中小企業経営調査(資料4)、商業実態基本調査(資料2)をベースに法人企業統計(資料7)の情報(人件費、減価償却費)で補完し、残りの項目については延長表(資料6)の投入比率を用いて推計を行い、産出側推計との調整を経て投入額を確定した。

4. 産出額の推計方法

商業の産出額すなわち各列部門の商業投入額は、コスト商業分(後述)を除けば、各列部門が投入した各財貨の購入額のうち商業マージン分(卸、小売)を積上げた額である。したがって、第1次推計については、各列部門側の商業投入推計額を暫定的に採用した。その後これを、商業マージン表の作成過程で推計された各部門のマージン額の積

上げ額と置き換え最終産出額とした。

(1) 商業マージン表作成の概略

- ① 商業（卸売、小売別）の生産額を行部門ごとに分割する。すなわち、ある品目が産出される際に付加された商業マージン合計を各行部門ごとに設定した。このために用いた資料は、「商業統計表（資料1）」の業種別品目別販売額、商業実態基本調査（資料2）の業種別マージン率、「昭和60年商業マージン調査結果（資料5）」である。
- ② 次に上記の行部門別商業マージン額計を、各部門の取引額に応じて、昭和60年商業マージン調査（資料5）の流通経路情報、生産動態統計調査等による自家消費及び業界情報等により推計した「マージン非対象率」（昭和60年産業連関表作業報告書（別冊）マージン非対象率編参照）を用いて、部門ごとのマージン率の差が考慮されるように推計した。

(2) コスト商業

以上のような原材料購入に伴う商業マージンのほか、直接のコストとして計上されるマージン（中古品取引に伴うマージン等）があり、これをコスト商業といっている。これは次のように推計した。

① 代理店手数料

国際収支明細表における「貿易外及び移転収支表」の貿易外受取のうち代理店手数料を商業の輸出とし、同支払いの同項目を輸入とした。

② 中古品取引マージン

- (i) 中古車……日本自動車販売協会連合会調査の中古車販売台数に平均マージン額を乗じて推計した。産出先は個人向けと産業向けの比率により分割し、家計消費支出と国内総固定資本形成（民間）とした。
- (ii) その他の中古品……骨とう品等の中古品についての「商業統計調査」の「中古品小売業」の範囲に限って推計し、家計消費支出に計上した。

4. 建設省担当部門

- 4111-01 住宅新建築（木造）
 4111-02 住宅新建築（非木造）
 4112-01 非住宅新建築（木造）
 4112-02 非住宅新建築（非木造）

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	建築着工統計	建設省調査情報課	月次調査
2	建築物等実態調査	〃	部内限
3	建築工事費内訳調査	〃	特別調査 (5年毎)
4	設備工事調査	(財)建設物価調査会	〃
5	内訳明細書調査	〃	〃
6	下請工事業調査	〃	〃
7	プレハブ工事業調査	〃	〃
8	建設総合統計(59.60年度)	建設省調査情報課	月次調査
9	建設業の経営分析	建設省建設業課	年度次調査
10	建設工事施行統計	建設省調査情報課	〃
11	公共建築工事諸経費等実態調査報告書(55年度)	建設省技術調査室	調査周期 不規則
12	建築設計工事監理業務報酬調査(61年版)	建設省建築指導課	〃
13	中小企業の原価指標	中小企業庁	年度次調査
14	TKC経営指標	TKC計算センター	〃
15	建築工事原価分析情報	建設工業経営研究会	〃
16	建設工事標準歩掛り(第23版)	建設物価調査会	調査周期 不規則

2. 生産額

- (1) 資料1の工事費予定額を基本とし、資料1と産業連関表との概念上（投資額ベース等）の調整を図るため、下記の修正を加え生産額とする。

ア 建築着工統計の値を着工ベースから投資額ベース（進捗ベース）に転換

イ 建築着工統計による工事費予定額（届出額）を、資料

1の単価補正調査により工事完了後の実際の工事額に修正
 ウ 建築着工統計の統計のモレを、資料2の建築物等実態調査により修正
 エ アーウの修正後、別途推計した発注者経費（設計費）を加え、生産額とする。

3. 投入額

- (1) 資料3により工事設計書の概要を把握し（主として建築・設備の科目別内訳）、
- (2) 更に資料4, 5により、建築と設備の内訳を把握し（細目別内訳）、
- (3) 更に資料6等により、細目別内訳の詳細を把握する。
- (4) 工事に付帯する諸経費の内訳、設計料及び機械経費等の内訳は、資料9～16により推計する。
- (5) 特にプレハブ建築物については、資料7により推計する。

4. 産出額推計

資料8による建築主別・用途別・構造別の統計値により、政府・民間比率を求め、国内総固定資本形式の政府と民間に分割。

4121-01 建設補修

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	法人企業統計年報	大蔵省資本市場課	年度次調査
2	国富調査（45年）	経済企画庁	調査廃止
3	決算書	大蔵省	年度次報告
4	電気事業会計規則	資源エネルギー庁業務課	〃
5	民鉄統計年報	運輸省地域交通局	年次報告
6	地方財政統計年報	自治省指導課	〃
7	地方公営企業年鑑	（財）地方財務協会	〃
8	農家経済調査報告	農水省経済統計課	〃
9	国勢調査	総務庁統計局	5年次調査
10	家計調査	総務庁統計局	月次調査
11	建設総合統計（59, 60年度）	建設省調査情報課	月次推計
12	法人企業間接費調査（50年）	経済企画庁	調査廃止
13	農業センサス	農林水産省	5年次調査

2. 生産額

当部門は、資料等の制約もあって、7つの主体別に分け、下記により推計する。なお、年度値の暦年修正は、資料11により暦年修正率を求め行う。

(1) 営利企業

ア 法人企業

資料1の売上高を対象に、資料12により、売上高に対する建築物・構築物修繕費比率を求め、売上高に乗ずる。

イ 個人企業

アで求めた法人企業分を基に、資料2の資産評価額における建築物・構築物の法人企業に対する個人企業の割合を求め法人企業分に乗ずる。

ウ 他の法人企業

アで求めることのできない法人企業については、①金融・保険事業は、資料2より、②電気業は資料4より、③鉄道業は国有鉄道財政課よりの聴取及び資料5より、④ガス業は公営ガスの建設補修額を参考に、それぞれ推計する。

(2) 民間非営利団体

(1)アで求めた法人企業のサービス業を対象に、資料2の資産評価額における建築物・構築物のサービス業と民間非営利団体の比を求め乗ずる。

(3) 中央政府

中央政府の建設補修は資料3より、一般会計・特別会計（現業分除く）の各所修繕費を支出し、全て、建築物の補修として推計する。

(4) 政府企業

各機関毎（造幣局、国有林野、印刷局、専売公社、アルコール専売、郵政事業、電電）に、修繕費総額を聴取し、資料3の財産目録内訳より、修繕費総額を建築物と工作物と機械に分割し、建築物と工作物を建設補修として推計する。

(5) 地方政府

資料6の目的別性質別歳出内訳の維持修繕を建設補修として推計する。

ただし、公共土木補修分は、概念・定義上固定資本形式となるので、目的別内訳の土木費は控除する。

(6) 地方公営企業

資料7の修繕費をもとに、資料2の資産評価額における建築物・構築物の割合を求め推計する。

(7) 住宅

ア 農家住宅

資料8より農家1戸当たりの住宅維持修繕費を求め、資料12より求められる農家戸数に乗ずる。

イ 非農家住宅

資料10より、1世帯当たりの修繕費を求め、資料9における農家戸数分を除く、普通世帯数に乗ずる。

3. 投入額

建設補修の活動形態は極めて多種多様で、実態調査を実施する場合、サンプルの抽出如何で、かなりのバイアスが生じ、不安定な投入形態となる恐れがあるため、これまでの経験に鑑み、60年調査は実施せず、60年延長表等を参考に投入額を推計する。

4. 産出額

建設補修の産出額の推計については、CT推計値時において、主体別に推計した値を各分類コードに従って配分する。従って、産業主体については、それぞれの産業に産出するが、住宅補修については、住宅賃貸料への産出となる。

4131-01 道路関係公共事業

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	建設業務統計	建設省調査情報課	年度次調査
2	建設統合統計(59,60年度)	建設省調査情報課	月次推計
3	道路統計年報	建設省企画課	年次報告
4	公共事業工事費内訳調査	建設省調査情報課	特別調査(5年毎)
5	公共工事間接費調査	建設省 "	特別調査(部内限)
6	公団関係土木工事費内訳調査	建設省 "	特別調査
7	本工事費投入内訳調査	建設省 "	特別調査(部内限)

2. 生産額

資料1に基づいて、その中の建設事業費の用途別内訳より、事務費、本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費(機械本体の費用を除く)を土木投資額として推計する。なお、工種の細分については資料3を用いる。

暦年転換は資料2により行う。

3. 投入額

土木工事の工事種類別の労務・資材等の投入構造を把握するため、特別調査として、「公共事業工事費内訳調査」(調

査件数約2650件)、「公共工事間接費調査」、「本工事費投入内訳調査」(各約300件)、「公団関係土木工事費内訳調査」を行い(資料4, 5, 6, 7)それに基づいて推計する。

4. 産出額

全額、最終需要部門の国内総固定資本形成(公的)に産出する。

4131-02 河川・下水道・その他の公共事業

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	建設業務統計	建設省調査情報課	年度次調査
2	海岸統計	" 海岸課	年度次報告
3	決算書	大蔵省	"
4	地方財政統計年報	自治省指導課	"
5	地方財政の状況	自治省	"
6	漁港関係補助事業精算調査	水産庁建設課	年度次調査
7	公共事業工事費内訳調査	建設省調査情報課	特別調査(5年毎)
8	公共工事間接費調査	" "	特別調査(部内限)
9	土木工事費内訳調査	" "	特別調査
10	建設総合統計(59,60年度)	" "	月次報告
11	公団関係土木工事費内訳調査	" "	特別調査(5年毎)
12	本工事費投入内訳調査	" "	特別調査(部内限)

2. 生産額

当部門は、建設省所管及び所管外公共事業から成り立っている。

(1) 建設省所管公共事業

所管事業である河川改修、河川総合開発、砂防、下水道、公園については、4131-01(道路関係公共事業)の推計方法と同様である(資料1)。

(2) 建設省所管外公共事業

ア 環境衛生(廃棄物処理事業)

廃棄物処理施設事業費等を厚生省より聴取する。

イ 港湾

資料3, 5より事業費を把握し, 資料1より事業内訳を推計し, 土木投資分を生産額とする。

ウ 漁 港

資料6より事業費を把握し, 資料1より事業内訳を推計し, 土木投資分を生産額とする。

エ 空 港

資料3, 4より事業費を把握し, 用地・補償費等を除き生産額とする。

オ 海 岸

資料2より事業費を把握し, 資料1より事業内訳を推計し, 土木投資分を生産額とする。

カ 災害復旧

資料3, 4より事業費を把握し, 資料1より事業内訳を推計し, 土木投資分を生産額とする。

キ その他

沿岸漁業整備事業, 離島電気事業については, 水産庁開発課及び農水省構造改善事業課よりそれぞれ事業費を聴取し, 投資額を推計する。

年度値の暦年値転換は資料10を用いる。

3. 投入額

資料7, 8, 9, 11, 12の特別調査の結果により, 工事種別投入内訳を把握し推計する。

4. 産出額

全額, 最終需要部門の国内総固定資本形成(公的)に産出する。

4132-01 鉄道軌道建設

1. 推計資料

No.	資料名	出 所	備 考
1	日本国有鉄道総括決算表	日本国有鉄道経理局	部内資料
2	鉄建公団決算書	鉄道建設公団主計課	"
3	営団設備投資総括表	帝都高速度交通営団	"
4	地方公営企業年鑑	財地方財務協会	年次報告
5	法人企業投資動向調査報告書	経済企画庁調査局	四半期調査
6	国鉄, 鉄建公団土木工事費内訳調査	建設省調査情報課	特別調査(5年毎)
7	地下鉄土木工事費内訳調査	" "	特別調査

No.	資料名	出 所	備 考
8	本工事費投入内訳調査	建設省調査情報課	特別調査(部内限)
9	公共工事間接費調査	" "	特別調査(部内限)
10	建設総合統計(59.60年度)	" "	月次推計

2. 生産額

当部門は5つの主体に分け, 下記のとおり推計する。

(1) 日本国有鉄道

国鉄決算関連資料(資料1)より精算勘定の工事経費, 東北(南)新幹線工事経費, 東北(北)新幹線工事経費, 鹿児島新幹線工事経費, 長崎新幹線工事経費及び受託工事経費から, 建設関連事業科目を抜出し, 国鉄の別途資料等により, 土木投資率等を求め推計する。

(2) 鉄道建設公団

資料2の在来線, 新幹線, 民鉄線事業費の内訳をもとに, 国鉄資料等より土木投資率を求め推計する。

(3) 公営鉄道

資料4の建設改良費をもとに, 資料5より土木投資率を求め推計する。

(4) 地下鉄

資料3の設備投資額をもとに, 土木投資額を推計する。

(5) 私 鉄

資料5の設備投資額をもとに, 別途求めた土木投資率により, 土木投資額を推計する。年度値の暦年修正値は, 資料10による。なお, 各機関の線路, 電力, 信号設備の取替補修修繕費より取替資産を推計し, (1)~(5)の合計に加え生産額とする。

3. 投入額

資料6~9の特別投入調査により推計する。

4. 産出額

生産額推計の際の私鉄分は, 最終需要部門の国内総固定資本形成の民間に産出し, その他は, 公的にそれぞれ産出する。

4132-02 電力施設建設

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	電源開発の概要	資源エネルギー庁 公益事業部	年度次報告
2	地方公営企業年鑑	(財)地方財務協会	年次報告
3	電力工事種類別実績内 訳調査	9 電力	部内限
4	土木工事費内訳調査	建設省調査情報課	特別調査 (5年毎)
5	本工事費投入内訳調査	" "	特別調査 (部内限)
6	公共工事間接費調査	" "	特別調査 (部内限)
7	建設総合統計(59.60年 度)	" "	月次推計

2. 生産額

9 電力、電源開発KK、その他の電力については、資料1の工事資金実績額を求め、沖縄電力については、資源エネルギー庁開発課より実績額を聴取し、公営電気については資料2の資本的支出のうち建設改良費を求め、資料3より、水力、火力、原子力、送電、変電、配電等電力の工事種類別土木投資率を求め工事資金実績等に乗じ推計する。

なお、送配電設備の取替補修修繕費より取替資産を推計し加え、生産額とする。また、年度値から暦年値転換へは資料7により行う。

3. 投入額

資料4～6の特別投入調査により推計する。

4. 産出額

最終需要部門の国内総固定資本形成(公的)に産出する。

4132-03 電気通信施設建設

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	電電公社決算書	電電公社	部内限
2	電信電話施設費に係る 有形固定資産状況	"	"

No.	資料名	出所	備考
3	電気通信土木工事費内 訳調査	建設省調査情報課	特別調査 (5年毎)
4	本工事費投入内訳調査	" "	特別調査 (部内限)
5	公共工事間接費調査	" "	特別調査 (部内限)
6	建設総合統計(59.60年 度)	" "	月次推計

2. 生産額

電電公社の決算書の建設勘定(資料1)における電信電話施設費をもとに、資料2より土木投資率を求め、施設費に乗ずることにより推計する。なお、線路設備の取替補修修繕費より取替資産を推計し、加え、生産額とする。また、年度値から暦年値転換へは資料6により行う。

3. 投入額

資料3～5の特別投入調査により推計する。

4. 産出額

60年4月よりNTT民営化により、60年1～3月投資額は最終需要部門の国内総固定資本形成の公的へ、4～12月投資額は民間へそれぞれ産出する。

4132-09 その他の土木建設

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方公営企業年鑑	(財)地方財務協会	年次報告
2	水道統計(59年版)	厚生省水道整備課	"
3	建設業務統計	建設省調査情報課	年度次報告
4	建設総合統計(59.60年 度)	" "	月次推計
5	建設工事施工統計	" "	年度次報告
6	ガス事業統計年報	資源エネルギー庁 ガス事業課	年次報告
7	法人企業投資実績調査 (49年度)	経済企画庁	調査廃止
8	地方財政の状況	自治省	年度報告

No.	資料名	出所	備考
9	土木工事費内訳調査	建設省調査情報課	特別調査 (5年毎)
10	公団関係土木工事費内 訳調査	〃 〃	〃 (〃)
11	本工事費内訳調査	〃 〃	〃 (部内限)
12	土木工事間接工事費内 訳調査	〃 〃	〃 (〃)

2. 生産額

当部門は、次の建設工事種類より成り立っており、各々下記のとおり推計する。

(1) 上水道・簡易水道

資料1による水道事業の建設改良費をもとに、資料2より土木投資率を求め、建設改良費に乘じ推計する。

(2) 工業用水

通産省・工業用水課より、工業用水事業費を聴取し、資料1より、工業用水事業の建設改良費を把握し、資料3より土木投資率を求め、乘じ推計する。

(3) 土地造成

下記に区分して推計する。

ア 公的宅地造成

資料3より、地方単独事業の宅地造成事業費、地方住宅供給公社の造成事業費補助事業の住宅地区改良事業費を把握し、推計する。

イ 住宅・都市整備公団

住宅・都市整備公団の土地造成事業の決算ベースの資料により推計する。

ウ 地域振興整備公団

地域振興整備公団の土地造成事業の実績ベースの資料により推計する。

エ 臨海土地造成

運輸省・開発課による臨海部土地造成費用、港湾機能施設整備事業の埠頭用地事業費を把握し、推計する。

オ 民間土地造成

資料4の民間土木表の土地造成投資額をベースに推計する。

(4) ガス事業

資料6による公営、私営の製造及び供給設備等を対象に、法人企業投資実績調査により、土木投資率を求め推計する。

(5) 民間構築物

資料5の民間土木の元請完成工事高を対象に、既に生産額として、推計済である。「私鉄」、「電力」、「電電」、「民間土地造成」、「ガス事業」等の民間分を差し引き推計する。

(6) その他

一般失対事業と駐車場工事があるが、前者は資料8による失業対策事業費をもとに、労働省失業対策課資料による建設関連事業就労者数の割合を求め推計し、後者は資料3による駐車場事業費を対象に推計する。

なお、年度値の暦年値転換へは資料4を用いて行う。

3. 投入額

資料9～12の特別投入調査により、工事種類別投入内訳を把握し、推計する。

4. 産出額

生産額推計の内訳に基づき、それぞれ、最終需要部門の国内総固定資本形成の公的と民間に産出する。

5. 運輸省担当部門

I. 運輸関係製造業及び修理業部門

3551-10 自動車修理

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	自動車分析整備業実態調査報告書(62.4)	運輸省地域交通局	
2	ゴム製品統計年報(60年)	通商産業省大臣官房調査統計部	
3	昭和60年産業連関表特別調査集計結果(62.3)	運輸省運輸政策局情報管理部情報処理課解析室	
4	形状別自動車保有車両数(60.3)	自動車検査登録協力会	
5	自家用自動車の点検整備実態状況等の実態調査結果(60年度)	運輸省地域交通局	

2. 生産額

(1) 専業工場・兼業工場及びディーラー工場

資料1の年間工員1人当たり整備売上高に工員数を乘じて生産額とした。

(2) 自家工場

ディーラー工場と同程度とみなし、ディーラー工場の年間工具1人当たり整備売上高に自家工場工具数を乗じて生産額とした。

(3) その他修理

その他、ガソリンスタンド等で行う軽微な補修等についても本部門の範囲に含まれているが、実態把握が困難なため、資料2及び業界団体への聞き取り調査をもとに、タイヤ・チューブ分（消費者向け直接販売分）のみを計上した。

3. 投入額

資料1によって大枠をおさえ、資料3により細分を行った。

4. 産出額

資料1の換算車両数及び資料4の形状別車両数をもとに推計した。営業用自動車については、「バス」、「ハイヤー・タクシー」、「道路貨物輸送」、「通運」の各部門の投入額によった。

3611-01 鋼 船

1. 推計資料

No.	資料名	出 所	備 考
1	造船造機統計月報 (60.12)	運輸省運輸政策局 情報管理部	
2	造船改造許可台帳 (60.1~12)	運輸省海上技術安 全局造船課	特別集計
3	工業統計組替表	産業連関作業幹事 会	
4	輸出・輸入及び関税統計組替集計結果表 (60.9)	産業連関作業幹事 会	
5	主要造船会社経営分析 (60年度)	運輸省海上技術安 全局	部内限り
6	経営指標ハンドブック (1986)	日本開発銀行	
7	新造船船価内訳表 (60.1~12)	運輸省海上技術安 全局造船課	特別集計
8	船用工業統計年報 (60.12)	運輸省海上技術安 全局船用工業課	
9	昭和60年船用工業製品の輸出入状況 (61.7)	運輸省海上技術安 全局船用工業課	

2. 生産額

(1) 資料1による国内船（排水トン表示船舶及び独航不能の船舶を含む。）及び輸出船のしゅん工船価

(2) 資料2による改造額

(3) 資料3による製造品在庫額

以上の(1)~(3)をもって生産額とした。

3. 投入額

(1) 資料5により売上高に対する営業利益率を求め、営業余剰を算出した。

(2) 生産額から営業余剰を控除した額を総原価とした。

(3) 資料6により総原価を、a直接費、b労務費、c減価償却費、d租税公課に分割した。

(4) 直接費については資料7により推計し、このうち、部品については資料8及び資料9から推計した品目別国内供給額をC.Tとして「その他の船舶」及び「船舶修理」との間で調整した。

(5) 鉄屑の発生は改造船舶の80%とした。

4. 産出額

(1) 生産額推計における在庫純増分を「半製品・仕掛品在庫純増」とした。

(2) 資料3の軍艦生産額を「公務」に産出した。

(3) 輸出については次のとおり推計した。

新造船の輸出については、資料1の輸出船しゅん工額を「輸出（普通貿易）」とし、再輸入分を控除した。

中古船及び解体用船舶の輸出は資料4の輸出価格を「輸出（普通貿易）」とした。

(4) 輸入（普通貿易）は、資料4によった。この場合、再輸出分を控除した。

(5) 上記(1)~(4)による産出後、生産額との残差を「国内総固定資本形成」とした。

3611-02 その他の船舶

1. 推計資料

No.	資料名	出 所	備 考
1	工業統計組替表	産業連関作業幹事 会	
2	昭和60年産業連関表特別調査集計結果(62.3)	運輸省運輸政策局 情報管理部情報処 理課解析室	
3	日本貿易月表品別国別編 (1985.12)	日本関税協会	

No.	資料名	出所	備考
4	輸出・輸入及び関税統計組替集計結果表 (62.9)	産業連関作業幹事会	
5	船用工業統計年報 (60.12)	運輸省海上技術安 全局船用工業課	
6	昭和60年船用工業製品の輸出入状況 (61.7)	運輸省海上技術安 全局船用工業課	

2. 生産額

資料1による生産額を採用した。

3. 投入額

- (1) 資料2により推計した。
- (2) 部品については、資料5及び資料6から推計した品目別国内供給額をCTとして「鋼船」及び「船舶修理」との間で調整した。

4. 産出額

- (1) 産出額推計における在庫純増分を「半製品・仕掛品在庫純増」とした。
- (2) 「鋼船」及び「船舶修理」への産出は、投入側推計を採用した。
- (3) 資料3及び資料4より「輸出(普通貿易)」及び「輸入(普通貿易)」を求めた。
- (4) 上記(1)~(3)による産出後、生産額との残差を「国内総固定資本形成」とした。

5. 留意すべき点

レジャーボート等のうち「家計消費支出」に産出すべき分について検討したが、資料がないため推計できなかった。

3611-10 船舶修理

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	造船造機統計月報 (60.12)	運輸省運輸政策局 情報管理部	
2	外航海運会社経営分析 (61.3期)	運輸省国際運輸・ 観光局海運事業課	部内資料
3	主要造船会社経営分析 (60年度)	運輸省海上技術安 全局	部内限り

No.	資料名	出所	備考
4	経営指標ハンドブック (1986)	日本開発銀行	
5	新造船船価内訳表 (60年度)	運輸省海上技術安 全局造船課	特別集計
6	船用工業統計年報 (60.12)	運輸省海上技術安 全局船用工業課	
7	昭和60年船用工業製品の輸出入状況 (61.7)	運輸省海上技術安 全局船用工業課	
8	造船改造許可台帳 (60.1~12)	運輸省海上技術安 全局造船課	特別集計

2. 生産額

(1) 営業修理

資料1による国内船、外国船、船舶関連機器別の修繕高から資料8による改造額を控除し、生産額とした。

(2) 自家修理

資料2による船舶消耗品費の海運業収益に対する率に「外洋輸送」及び「沿海・内水面輸送」の生産額を乗じたものの70%を海運業の自家修理とみなした。

3. 投入額

- (1) 資料3により、売上高に対する営業利益率を求め、営業余剰を算出した(営業修理のみ)。
- (2) 生産額から営業余剰を控除したものを総原価とし、総原価を資料4の船舶製造修理業の経営指標から直接費、労務費、租税公課、減価償却費に分割した。
- (3) 直接費は資料5の投入比率により推計し、このうち、部品については資料6及び資料7から推計した品目別国内供給額をCTとして「鋼船」及び「その他の船舶」との間で調整した。

4. 産出額

- (1) 資料1による外国船修繕高を輸出とし、他を船種により「運輸」、「漁業」、「公務」等の船舶使用部門に配分した。
- (2) 船舶関連機器の修理については、(1)と同じ比率により各部門に配分した。
- (3) 自家修理分は「外洋輸送」及び「沿海・内水面輸送」に自家修理生産額に応じて産出した。

3621-01 鉄道車両

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	鉄道車両等生産動態統計月報(59.12~60.12)	運輸省運輸政策局 情報管理部	
2	鉄道統計年報(下編)(59・60年度)	日本国有鉄道情報システム部	
3	昭和60年産業連関表特別調査集計結果(62.3)	運輸省運輸政策局 情報管理部情報処理課解析室	
4	日本貿易月表(60年)	日本関税協会	
5	交通年鑑(62年)	交通協力会	

2. 生産額

(1) 鉄道車両新造及び改造

資料1の60年1月~12月分の新造・改造の生産額を積み上げてそれぞれの生産額とした。

(2) 国鉄車両工場改造分

資料2による59年度及び60年度の車両財産額のうち改造工事計をとり、暦年値を推計し、生産額とした。

(3) 部品

資料1の60年1月~12月分をたし上げ、生産額とした。

(4) 仕掛品及び在庫純増

新造及び改造分の仕掛品純増と部品の在庫純増を、次のとおり算出し、これらをたし上げて生産額とした。

ア 新造及び改造分の仕掛品については、資料3により経常収益に対する仕掛品純増の比率を求め、上記(1)の生産額に乗じて算出した。

イ 部品の在庫純増については資料1の60年12月末在庫額から59年12月末在庫額を差し引いた額とした。

(5) 交付材料分

資料1及び国鉄に対する聞き取り調査等から60年国鉄分交付材料額を決め、これをもとに次のように生産額を算出した。

交付材料分=60年国鉄分交付材料額×{部品出荷額(国鉄向)+部品出荷額(民鉄向)}÷部品出荷額(国鉄向)

(注) 交付材料とは、鉄道事業者が車両メーカーに車両を発注する際、部品を現物交付する場合があります、これをいう。したがって、メーカー側の完成車両出荷額は、本来の車両価額より交付材料分だけ低くなっている。なお、交付材料は通常、鉄道事業者が別途部品メーカーに発注し、納入させたものである。

3. 投入額

資料5の鉄道車両工業・鉄道信号保安装置工業編より昭和60年の鉄道車両工業の生産額に対する付加価値額、人件費等の大枠をおさえ、資料3により細分を行って投入額を推計した。

4. 産出額

(1) 新造及び改造分

ア 資料4により輸出入額を決めた。

イ 生産額推計の際求めた仕掛品純増を在庫純増とした。

ウ 資料1による国鉄向車両新造額及び生産額推計の際求めた国鉄車両工場改造分をもって「国内総固定資本形成(公的)」とした。

エ 以上による産出残差を「国内総固定資本形成(民間)」とした。

(2) 部品

資料1における鉄道車両部品の出荷品の出荷額の内訳は、国鉄向け、民需向け(うち新車、部品メーカー向け)及び輸出となっている。

国鉄向けのうち、生産額推計の際求めた交付材料分は、国鉄が別途発注した車両製造にあてられるため、「国内総固定資本形成(公的)」に産出し、残りを国鉄の行う自家修理向けとみなし、鉄道車両修理に産出した。

同様に、民需向けのうち、新車又は部品メーカー向けを除いた額については、交付材料分を「国内総固定資本形成(民間)」に産出し、残りを民鉄等の行う自家修理とみなし、鉄道車両修理に産出した。

なお、民需向けのうち、新車・部品メーカー向けについては、自部門投入とした。

3621-10 鉄道車両修理

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	鉄道車両等生産動態統計月報(60.1~12)	運輸省運輸政策局 情報管理部	
2	鉄道統計年報(下編)(59・60年度)	日本国有鉄道情報システム部	
3	日本国有鉄道監査報告書(59・60年度)	日本国有鉄道監査委員会	
4	民鉄統計年報(59・60年)	運輸省地域交通局	

2. 生産額

(1) 鉄道車両製造業の行う修理

資料1の修理生産額の60年1月～12月を積み上げた。

(2) 国鉄の自家修理

資料3及び国鉄に対する聞き取り調査により推計した。

(3) 地方鉄道・軌道の自家修理

資料4の車両保存費を暦年修正し、生産額とした。

3. 投入額

国鉄の車両工場経費の項目別シェアを用いて投入額を推計した。その際、原材料関係は、部品について鉄道車両の産出分を採用し、残りについては、鉄道車両特別調査の原材料費の比率をもとに配分した。その他上記資料から推計できない項目については鉄道車両の投入率を用い、一部55年表の投入比率を用いて推計した。

4. 産出額

(1) 鉄道車両メーカー修理分

資料1の修理額をとり、貨車については資料4による民鉄保有貨車と私有貨車の車両数比により「地方鉄道・軌道」と「その他」に分割し、「その他」はさらに車種等を勘案のうえ各産業部門に配分した。貨車以外の車種については、全て「地方鉄道・軌道」へ産出した。

なお、国鉄分の修理は、すべて自家工場で行われ、車両メーカー修理の実績はなかった。

(2) 国鉄自家修理分

国鉄車両工場分として、資料2より車両修理決算額を求め、国鉄に対する聞き取り調査により「国有鉄道(除国電旅客)」及び「国有鉄道(国電旅客)」に配分した。

(3) 地方鉄道・軌道自家修理分

全額「地方鉄道・軌道」へ産出した。

II. 運輸部門

7111-01 国有鉄道(除国電旅客)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1.	鉄道統計年報(上・下編)(59・60年度)	日本国有鉄道情報システム部	
2	鉄道貨物輸送概況(60年度)	日本国有鉄道貨物局	業務用
3	日本国有鉄道監査報告書(59・60年度)	日本国有鉄道監査委員会	

No.	資料名	出所	備考
4	旅客質的調査(60年度)	日本国有鉄道旅客局	部内資料
5	主要品目別貨物統計年報・月報(59・60年度60.1～12)	日本国有鉄道情報システム部	部内資料
6	日本国有鉄道総括決算表(60年度)	日本国有鉄道経理局	
7	国税庁統計報告書(59・60年度)	国税庁	
8	国際収支統計月報(60.12)	日本銀行外国局	
9	訪日外客消費額調査(62.1)	国際観光振興会	
10	第25出入国管理統計年報(60年)	法務省	

2. 生産額

(1) 旅客輸送

ア 資料1による旅客純収入のうち、60年1月～12月分の普通・定期旅客の運賃収入、急行・座席指定・寝台・特別座席の各料金及び旅客雑収を生産額とし、国電の生産額(「国有鉄道(国電旅客)」参照)を差し引いた。

イ 通行税については資料7の60年度納付額を暦年修正した。

(2) 貨物輸送

資料1による貨物純収入のうち、60年1月～12月分の手小荷物、郵便物、荷物雑収、コンテナ、車扱、貨物雑収を生産額とした。

3. 投入額

資料1の比較損益計算書により大枠をおさえ、経費の細目については、資料3及び資料6により配分した。なお、「国有鉄道(国電旅客)」との関連を考慮しつつ、国鉄の総枠のなかで推計した。

4. 産出額

(1) 旅客輸送

ア 定期旅客については、全額「家計消費支出」とした。

イ 輸出入(特殊貿易及び直接購入)については次のとおり推計した。なお、輸入については、鉄道旅客分をすべて本部門の範囲とみなして一括計上した。したがって、「国有鉄道(国電旅客)」及び「地方鉄道・軌道(旅客)」部門の輸入はないものとした。

(ア) 資料8による貿易外収支のうち旅行（受取及び支払）に、資料9による旅行費用に占める交通費の率を乗じた額をそれぞれ旅客の輸出及び輸入の総枠とした。

(イ) (ア)で求めた総枠を国内旅客の輸送機関別生産額比率により分割した。

(ウ) さらに、資料10の目的別入出国者数の比率により「業務」と「家計消費支出」に分割し、前者を特殊貿易の、後者を直接購入の、それぞれ輸出入額とした。

ウ ア及びイにより産出した残額について、資料4の旅行目的により「業務」と「家計消費支出」に分割した。

エ 「業務」分については、投入側のデータを参考に、原則として農業を除く全部門に産出した。この場合、部門ごとに輸送機関別の分担を考慮した。

(2) 貨物輸送

ア 国内貨物運賃表の完成を待って産出額を決めた。（「国内貨物運賃表」の項参照。）

イ 国内貨物運賃表作成のための輸送統計品目別運賃額は次のとおり推計した。

(ア) 車扱運賃は、資料5による品目別運賃を採用した。

(イ) コンテナ運賃は、資料2によるコンテナ品目貨物輸送トン数を使用して、品目別に配分した。

(ウ) 資料5による鉄道連絡船の品目別輸送トン数から品目別輸送トンキロを推計し、これにより、(ア)及び(イ)に占める鉄道連絡船分を推計し、差し引いた。

なお、鉄道連絡船分は、「沿海・内水面貨物輸送」に振り替えた。

7112-01 国有鉄道（国電旅客）

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	鉄道統計年報（上編）（60年）	日本国有鉄道情報システム部	
2	鉄道統計月報（59・60年度）	日本国有鉄道情報システム部	
3	旅客質的調査（60年度）	日本国有鉄道旅客局	
4	国鉄監査報告書（59・60年度）	日本国有鉄道監査委員会	

No.	資料名	出所	備考
5	国際収支統計月報（60.12）	日本銀行外国局	
6	訪日外客消費額調査（62.1）	国際観光振興会	
7	第25出入国管理統計年報（60年）	法務省	

2. 生産額

資料1による電車特定区間分の60年度生産額を資料2の国電を含む国鉄旅客生産額により暦年修正した。

3. 投入額

資料1と資料4及び国鉄に対する聞き取り調査により推計した。なお、「国有鉄道（除国電旅客）」との関連を考慮しつつ、国鉄の総枠のなかで推計した。

4. 産出額

「国有鉄道（国電以外の旅客）」と同様の方法で推計した。

7113-01 地方鉄道・軌道

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	民鉄統計年報（59・60年度）	運輸省地域交通局	
2	民鉄輸送統計月報（60.1～12）	運輸省運輸政策局情報管理部	
3	地方鉄道・軌道業営業報告書（60年度）	運輸省地域交通局鉄道業務課	部内限り
4	旅客質的調査（60年度）	日本国有鉄道旅客局	
5	主要品目別貨物統計年報（60年度）	日本国有鉄道情報システム部	部内資料
6	国際収支統計月報（60.12）	日本銀行外国局	
7	訪日外客消費額調査（62.1）	国際観光振興会	
8	第25出入国管理統計年報（60年）	法務省	

2. 生産額

(1) 索道を除く旅客及び貨物

資料1から旅客は定期・定期外、貨物は手小荷物・郵便物・貨物（車扱、コンテナ）の60年度収入を求め、運輸雑収は旅客と貨物の収入比で旅客雑収、貨物雑収に分割した。さらに、資料2による人キロ又はトンキロを使用して暦年修正を行った。

(2) 索道

資料2の索道輸送（旅客）収入の60年1月～12月分を積み上げて生産額とした。

3. 投入額

資料1の営業成績で大枠をとらえ、資料3の営業費明細表経費内訳の比率を用いて細分した。

4. 産出額

(1) 旅客輸送

「国有鉄道（国電以外の旅客）」と同様の方法で推計した。

(2) 貨物輸送

ア 国内貨物運賃表の完成を待って産出額を決めた。（「国内貨物運賃表」の項参照。）

イ 国内貨物運賃表作成のための輸送統計品目別運賃額は次のとおり推計した。

資料1から求めた品目別輸送トン数に、国鉄の品目別1トン当たり運賃（資料5による。）を乗じて品目別の運賃収入（仮想）を算出し、この構成率により運賃表対象運賃を品目別に配分した。

7121-01 バス

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	陸運統計要覧（61年）	運輸省運輸政策局 情報管理部	
2	旅客自動車輸送指標 （59・60年度）	運輸省地域交通局 自動車業務課	
3	昭和60年産業連関表特 別調査集計結果 （62.3）	運輸省運輸政策局 情報管理部情報処 理課解析室	
4	自動車輸送事業経営指 標（60年度）	運輸省地域交通局 交通整備課・貨物 流通局経済課	
5	陸運統計月報（60.1 ～12）	運輸省運輸政策局 情報管理部	
6	旅客質的調査（60年度）	日本国有鉄道旅客局	

No.	資料名	出所	備考
7	国際収支統計月報 （60.12）	日本銀行外国局	
8	訪日外客消費額調査 （62.1）	国際観光振興会	
9	第25出入国管理統計年 報（60年）	法務省	

2. 生産額

乗合バス及び貸切バスについては資料1、特定旅客については資料2の59年度及び60年度の営業収入をもとに推計した。

3. 投入額

資料3及び資料4により推計した。

ただし、燃料（軽油）費については、資料5の自動車燃料消費量に工業統計単価を乗じて求めた。

4. 産出額

(1) 資料2により、乗合バスのうちの定期旅客分を推計し、全額「家計消費支出」とした。

(2) その他については「国有鉄道（除国電旅客）」と同様の方法で推計した。

7121-02 ハイヤー・タクシー

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	陸運統計要覧（61年）	運輸省運輸政策局 情報管理部	
2	昭和60年産業連関表特 別調査集計結果 （62.3）	運輸省運輸政策局 情報管理部情報処 理課解析室	
3	自動車運送事業経営指 標（60年度）	運輸省地域交通局 交通整備課・貨物 流通局経済課	
4	陸運統計月報 （60.1～12）	運輸省運輸政策局 情報管理部	
5	旅客質的調査（60年度）	日本国有鉄道旅客 局	
6	国際収支統計月報 （60.12）	日本銀行外国局	

No.	資料名	出所	備考
7	訪日外客消費額調査 (62.1)	国際観光振興会	
8	第25出入国管理統計年 報(60年)	法務省	

2. 生産額

資料1の59年度及び60年度の営業収入をもとに推計した。

3. 投入額

資料2及び資料3により推計した。ただし、燃料(ガソリン・軽油・LPG)費については、資料4の自動車燃料消費量に工業統計単価を乗じて求めた。

4. 産出額

「国有鉄道(国電以外の旅客)」と同様の方法で推計した。

7122-01 道路貨物輸送

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	陸運統計要覧(61年)	運輸省運輸政策局 情報管理部	
2	昭和60年産業連関表特 別調査集計結果 (62.3)	運輸省運輸政策局 情報管理部情報処 理課解析室	
3	陸運統計年報(59・60 年度)	運輸省運輸政策局 情報管理部	
4	貨物自動車輸送指標 (59年版)	運輸省貨物流通局 部内資料陸上貨物 課	
5	自動車運送事業経営指 標(60年度)	運輸省地域交通局 交通整備課・貨物 流通局経済課	

2. 推計方法

(1) 路線トラック

資料1による60年度営業収入を資料3の営業用貨物輸送トンキロで暦年修正し生産額とした。

(2) 地場トラック(区域・特定)

資料1及び資料2から区域収入における用車率を求め、区域収入から用車収入分を控除し、資料3の営業用貨物輸送トンキロで暦年修正し生産額とした。

(3) 地場トラック(霊柩)

資料4の営業収入と事業者数より生産額とした。

(4) 貨物軽車両等輸送

営業用軽貨物自動車の車両数から路線・区域使用車両数を控除し、これに1台当たりの収入(聞き取り調査)を乗じ、生産額とした。

3. 投入額

資料5の路線トラックの総費用構成及び区域トラックの総費用構成により、経費の項目別大枠を決め、資料2を用いて細分した。

4. 産出額

(1) 国内貨物運賃表の完成を待って産出額を決めた。「国内貨物運賃表」の項参照。

(2) 国内貨物運賃表作成のための輸送統計品目別運賃額は、自動車輸送統計における営業用貨物自動車の品目別輸送トン数をもとに推計した。

7122-02 通運

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	陸運統計要覧(61年)	運輸省運輸政策局 情報管理部	
2	陸運統計年報(59・60 年度)	運輸省運輸政策局 情報管理部	
3	通運事業経営指標 (60年度)	運輸省貨物流通局 複合貨物流通課	
4	昭和60年産業連関表特 別調査集計結果 (62.3)	運輸省運輸政策局 情報管理部情報処 理課解析室	

2. 生産額

資料1の60年度の通運事業収入を、資料2の国鉄貨物輸送月別トン数で暦年修正し、生産額とした。

3. 投入額

資料3の経営費用明細表の構成比により、経費の項目別大枠を決め、資料4(通運に係る調査はないので道路貨物分によった。)を用いて細分した。

4. 産出額

(1) 国内貨物運賃表の完成を待って産出額を決めた。「国内貨物運賃表」の項参照。

(2) 国内貨物運賃表作成のための輸送統計品目別運賃額は、国鉄貨物品目別運賃額推計に準じて推計した。

7131-01p 自家用旅客自動車輸送

7132-01p 自家用貨物自動車輸送

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	自動車保有車両数 (60.6末)	運輸省地域交通局 陸上技術安全部管理課	
2	自家用自動車の点検整備 実施状況等の実態調査結果 (60年度)	運輸省地域交通局	
3	ダンプカー等大型自動車の点検整備実施状況 等の実態調査結果 (60年度)	運輸省地域交通局	
4	自動車損害賠償保障年報 (60年)	運輸省地域交通局	
5	陸運統計月報 (60.1~60.12)	運輸省運輸政策局 情報管理部	
6	保険年鑑(60年度)	生命保険協会・日本損害保険協会	
7	工業統計組替表	産業連関作業幹事会	
8	自動車分解整備業実態 調査報告書(61.4)	運輸省地域交通局	
9	自動車輸送統計調査票 (60.6)	運輸省運輸政策局 情報管理部	特別集計

2. 生産額及び投入額

下記の項目別投入額を合計して生産額とした。なお、すべての項目について、産出を考慮して車種別に分割推計した。

車種のうち、小型貨物車及び軽貨物車については旅客輸送にも使用されているので、資料9の旅客輸送率を用い、一部を「貨物」から「旅客」に振り替えた。

また、旅客については家計が使用する自家用自動車(マイカー)を含めて推計を行い、資料9等により車種別に家計による使用率を用いてこれを除外した。

(1) 直接経費及び自動車輸送部門によってほぼ全額投入される部門

ア 石油製品

(ア) 燃料費(揮発油及び軽油)

軽自動車以外については、資料5による車種別燃料消費

量に資料7による単価(揮発油については工業統計単価に揮発油税及び地方道路税が含まれているが、軽油については単価に間接税は含まれていないので、軽油引取税を加えたもの。)を乗じ、また、軽自動車については、小型自動車の1台当たり燃料消費量の「小型」に対する「軽」の割合を乗じて算出した。これらの推計値をエネルギー需給統計等により産出側と調整し投入額とした。

(イ) オイル・グリース費(その他の石油製品)

燃料費に、資料2及び資料3による1台当たりの燃料費に対するオイル・グリース費の割合を乗じて算出したものを、エネルギー需給統計等により産出側と調整し投入額とした。

イ 自動車修理

「自動車修理」部門の生産額を資料8の換算車両数をもとに分割し、自家用自動車分を算出した。

ウ 道路輸送施設提供

有料道路については資料5の走行キロにより、駐車場については資料1の保有車両数によりおのおの生産額を分割し、自家用自動車分を算出した。

この場合、走行キロ及び保有車両数については、車種別にウエイトを設けて推計した。

エ 沿海・内水面貨物輸送のうち自動車航送

有料道路と同じ方法により推計した。

オ 損害保険のうち自動車関係保険

自動車保険及び自動車損害賠償責任保険について、資料4及び資料6の元受収入保険料及び元受支払保険金をもとに投入額を概算し、産出側の損害保険種類別生産額等と調整した。

カ 貸自動車

貸自動車部門の車種別生産額をもとに推計した。

(2) 間接経費

営業用自動車輸送部門の間接経費投入構成をもとに自家用自動車の車種別走行キロ数等を勘案して推計した。

(3) 商業マージン額及び貨物運賃額

(1)及び(2)のうち、財貨にかかる商業マージン及び貨物運賃の額は、商業マージン表及び貨物運賃表の完成を待って確定させた。

3. 産出額

資料1による使用者の産業職業別車種別保有車両数及び車種別1台当たり生産額をもとに推計した。

4. 自家輸送マトリックスの作成

自家用旅客自動車輸送部門及び自家用貨物自動車輸送部門については、基本表のほかに、別途自家用自動車の輸送活動に要した財貨及びサービスを各投入部門別にとらえた

自家輸送マトリックスを付帯表として作成した。

7141-01 外洋輸送

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	海上輸送の現況 (60年度)	運輸省国際運輸・ 観光局外航課	
2	国際収支統計月報 (60.12)	日本銀行外国局	
3	日本貿易月表品別国別 編(1985.12)	日本関税協会	
4	外航海運会社経営分析 (61.3期)	運輸省国際運輸・ 観光局海運事業課	部内資料

2. 生産額

(1) 貨物輸送及び旅客輸送

資料1による運賃収入をもって生産額とした。

(2) 用船料(外国からの受取)

資料2による貿易外収支のうち、用船料(受取)を円換算し、生産額とした。

換算率は、資料3の月別換算率(輸出)を用いた。

3. 投入額

(1) 資料4により大枠を推計した。

(2) 用船料(輸入分)は、資料2による貿易外収支のうち、用船料(支払)を円換算したものとし、同額を自部門投入とした。換算率は、資料3の月別換算率(輸入)を用いた。

(3) 船舶修理費については「船舶修理」との間で調整を行った。

(4) 港湾経費については「港湾運送」、「水運付帯サービス(公営)」及び「水運付帯サービス(産業)」との間で調整を行った。

4. 産出額

(1) 貨物輸送

郵便物を除く貨物運賃収入は、すべて「輸出(特殊貿易)」に産出した。

郵便物の輸送による運賃は、投入側の数値を採用し、「郵便」に産出した。

(2) 旅客輸送

資料2による貿易外収支のうち、海運関係国際収支(旅客輸送)の受取及び支払をそれぞれ「輸出(特殊貿易)」、「輸入(特殊貿易)」とし、輸入分は全額を「家計

消費支出」に産出した。

旅客輸送生産額から上記の「輸出」分を差し引いた残額については、投入側のデータを参考に配分した。

(3) 用船料

資料2による海運関係国際収支(用船料)の受取及び支払をそれぞれ「輸出(特殊貿易)」、「輸入(特殊貿易)」とし、輸入分は全額自部門の交点に計上した。

7142-01 沿海・内水面輸送

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	鉄道統計年報(59・60年度)	日本国有鉄道情報システム部	
2	航路損益計算書(59・60年度)	運輸省地域交通局 海上交通課	特別集計
3	内航船舶輸送統計年報・月報(59・60年度)	運輸省運輸政策局 情報管理部	
4	昭和60年産業連関表特別調査集計結果(62.3)	運輸省運輸政策局 情報管理部情報処理課解析室	
5	日本国有鉄道監査報告書(59・60年度)	日本国有鉄道監査委員会	
6	内航海運企業経営状況(60年度)	運輸省貨物流通局 海上貨物課	部内資料
7	旅客質的調査(60年度)	日本国有鉄道旅客局	
8	国際収支統計月報(60.12)	日本銀行外国局	
9	訪日外客消費額調査(62.1)	国際観光振興会	
10	第25出入国管理統計年報(60年)	法務省	

2. 生産額

(1) 国鉄(鉄道連絡船)輸送分

資料1による59・60年度収入から60年生産額を推計した。

(2) 旅客航路事業

資料2による59・60年度運航収益から60年生産額を推計した。

(3) 内航貨物船輸送分

資料4の内航船舶品目別輸送量(トンキロ)当たり運賃収入に、資料3の60年品目別輸送量(トンキロ)を乗じ、船種別に積み上げた。

3. 投入額

(1) 国鉄輸送分

資料5により大枠を決めた。

(2) 内航貨物船輸送分

資料6により大枠を決めた。

(3) 旅客航路事業分

資料2により大枠を決めた。

(4) 上記(1)~(3)を加えて本部門の投入額の大枠とし、55年表の投入比率を参考に細分した。

(5) 船舶修理費については、「船舶修理」との間で調整した。

(6) 港湾経費については、「港湾運送」、「水運付帯サービス(公営)」及び「水運付帯サービス(産業)」との間で調整した。

4. 産出額

(1) 旅客輸送

ア 定期旅客については全額「家計消費支出」とした。

イ その他は「国有鉄道(除国電旅客)」と同様の方法で推計した。

(2) 貨物輸送

国内貨物運賃表の完成を待って産出額を決めた。「国内貨物運賃表」の項参照)

国内貨物運賃表作成のための輸送統計品目別運賃額は次のとおり推計した。

ア 国鉄輸送分

国鉄貨物品目別運賃額推計における鉄道連絡船分を用いた。

イ 内航貨物船分

生産額推計において、品目別運賃収入の積上げを行っているため、これによった。

ウ 旅客航路事業分

鉄道連絡船の輸送品目中生活関連物資を抽出し、これの比率により品目別運賃額を求めた。

7143-01 港湾運送

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	港運統計資料(60・61年)	運輸省貨物流通局 港湾貨物課	
2	港湾運送事業経営指標(60年度)	運輸省貨物流通局 港湾貨物課	部内資料
3	海上輸送の現況(60年度)	運輸省国際運輸・ 観光局外航課	
4	国際収支統計月報(60.12)	日本銀行外国局	
5	貨物運賃と各種料金表(1985)	交通日本社	

2. 生産額

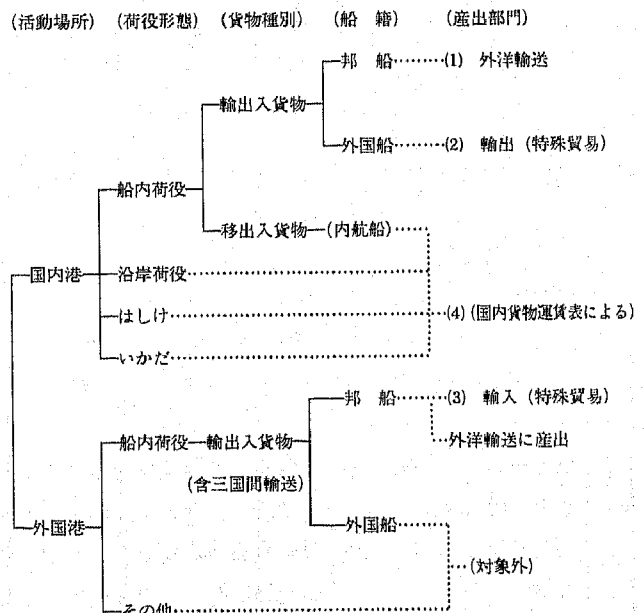
60年度生産額(運輸省港湾局部内資料)を、資料1の荷役形態(船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、いかだ運送)別扱いトン数により暦年修正し、生産額とした。

3. 投入額

資料2により大枠を決め、55年表を参考に細分した。

4. 産出額

港湾運送の荷役形態別等の産出部門は次のとおりである。



本図における(1)~(4)の産出推計は次のとおり行った。

(1) 「外洋輸送」への産出分

輸出(入)貨物に係る船内荷役料金収入×60年輸出(入)

貨物積取比率（資料3）

(2) 「輸出（特殊貿易）」への産出分

輸出（入）貨物に係る船内荷役料金から上記(1)を控除した額とした。

(3) 「輸入（特殊貿易）」分

「輸入（特殊貿易）」分の推計は次式のとおりとし、全額を「外洋輸送」へ産出した。

輸入（特・貿）＝輸出（特・貿）への産出額

$$\times \frac{\text{貿易外収支の港湾経費支払(資料4)}}{\text{貿易外収支の港湾経費受取(資料4)}}$$

(4) 国内貨物運賃表の作成

ア 国内貨物運賃表の対象運賃は、総供給額からコスト運賃を控除した額である。コスト運賃は上記(1)～(3)のほか空コンテナの取扱い収入がある。

空コンテナ取扱い収入の産出配分は、輸出入貨物扱いの空コンテナ分を積取比率により「外洋輸送」と「輸出（特殊貿易）」に、移出入貨物扱い分を全額「沿海・内水面輸送」にそれぞれ産出した。

以上による産出残差を対象とし、国内貨物運賃表を作成した。（「国内貨物運賃表」の項参照。）

イ 国内貨物運賃表作成のための輸送統計品目別運賃額は次のとおり推計した。

(ア) 荷役形態別品目別扱いトン数（資料1）に港湾荷役料金（資料5）を乗じて仮の荷役形態別品目別運賃収入を算出し、この構成率をもって品目別構成率とした。

(イ) 荷役形態別生産額からコスト運賃（空コンテナを除く）を控除した額に上記(ア)の荷役形態別品目別構成率を乗じて、荷役形態を積上げ、品目別運賃額とした。

7151-01 航空輸送

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	営業報告書(定期各社) (60年度)	運輸省航空局航空事業課	
2	航空輸送統計年報 (60年)	運輸省運輸政策局 情報管理部	
3	昭和60年産業連関表特別調査集計結果 (62.3)	運輸省運輸政策局 情報管理部情報処理課解析室	

No.	資料名	出所	備考
4	国際収支明細表(60年)	運輸省国際運輸・観光局外航課	
5	会員会社要覧(60年)	全日本航空事業連合会	
6	航空旅客動態調査 (61.3)	運輸省航空局	
7	国際収支統計月報 (60.12)	日本銀行外国局	
8	訪日外客消費額調査 (62.1)	国際観光振興会	
9	第25出入国管理統計年報(60年)	法務省	
10	国内航空貨物動態調査報告書(61.3)	運輸省航空局	

2. 生産額

(1) 定期航空運送事業者分

資料1の項目別（国際・国内別、旅客・貨物・超過手荷物・郵便物別）60年度収入を資料2による対応項目別輸送量により暦年修正した。なお、項目別収入のないものについては、他社の比率を使用して営業収入を分割した。

(2) 不定期航空旅客（除く定期航空会社分）

資料3のうち遊覧飛行分営業収入を、資料5の特別調査回答事業者分の稼働実績（二地点間輸送+遊覧）と資料2の不定期旅客稼働実績を用いて引き伸ばし、更に、資料2の不定期旅客稼働実績を用いて暦年修正した。

(3) 不定期航空貨物（除く定期航空会社分）

資料3のうち建設協力分営業収入を、資料5の特別調査回答事業者分の稼働実績（建設協力+その他）を用いて不定期航空旅客と同様の方法で計算した。

(4) 航空機使用事業

資料3のうち航空機使用事業分営業収入を、資料5の特別調査回答事業者分の稼働実績と資料2の航空機使用事業稼働実績を用いて引き伸ばし、これに使用事業を行っている定期航空会社分を加え、資料2の航空機使用事業稼働実績を用いて暦年修正した。

(5) 利用航空運送事業

資料3のうち利用航空運送事業の営業収入を、資料2で引き伸ばし、暦年修正した。

(6) 通行税

国内定期旅客収入と国内不定期旅客収入の1割とした。

3. 投入額

定期航空については資料1及び資料3により、航空機使用事業及び利用航空運送事業については、資料3によりそれぞれ配分した。

通行税は全額間接税とした。

4. 産出額

(1) 国際輸送

ア 国際旅客輸送

資料4の貿易外収支のうち、航空旅客運賃の受取を円換算したものを「輸出(特殊貿易)」とし、同支払分を「輸入(特殊貿易)」とした。残額については資料9の渡航目的別の率により「業務」と「家計消費支出」に分割し、「業務」については投入側のデータを参考にし、原則として農業を除く全部門に産出した。

イ 国際貨物輸送

一般貨物については、全額「輸出(特殊貿易)」とした。郵便物については、全額「郵便」とした。手荷物については、「家計消費支出」と「輸出(特殊貿易)」に旅客の比率で産出した。

(2) 国内旅客輸送

「国有鉄道(国電以外の旅客)」と同様の方法で推計した。

(3) 国内貨物輸送

ア 国内貨物運賃表の完成を待って産出額を決めた。「国内貨物運賃表」の項参照。

イ 国内貨物運賃表作成のための輸送統計品目別運賃額は、資料10における品目別重量をもとに推計した。

(4) 航空機使用事業

資料2の事業種別稼働実績により配分した。

7161-01 倉庫

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	倉庫事業経営指標 (59・60年度)	運輸省貨物流通局 貨物流通施設課	
2	倉庫統計季報(1985年)	運輸省貨物流通局 貨物流通施設課	
3	総合農協統計表(60事業年度)	農林水産省経済局 農業協同組合課	
4	農業協同組合連合会統計表(59事業年度)	農林水産省経済局 農業協同組合課	

No.	資料名	出所	備考
5	漁業協同組合連合会の現況(59・60年度)	水産庁漁政部協同組合課	
6	水産業協同組合統計表(59年度)	水産庁漁政部協同組合課	
7	昭和60年産業連関表特別調査集計結果(62.3)	運輸省運輸政策局 情報管理部情報処理課解析室	

2. 生産額

(1) 普通倉庫

ア 1～3類・危険品(建屋)・野積倉庫

サイロ倉庫を除く普通倉庫の60年単位面積当たり営業収益(資料1による普通倉庫及び鉄鋼専用倉庫の59・60年度の単位面積当たり営業収益をもとに推計)に資料2の普通倉庫所管面積(1～3類, 危険品(建屋), 野積の年央値)を乗じて生産額とした。

イ サイロ倉庫

サイロ倉庫の60年単位容積当たり営業収益(資料1によるサイロ倉庫の59・60年度の単位容積当たり営業収益をもとに推計)に資料2のサイロ倉庫所管容積(年央値)を乗じて生産額とした。

ウ 危険品倉庫(タンク)

資料7より求めた危険品倉庫全体(建屋+タンク)の入庫トン当たり営業収益に資料2の60年危険品倉庫入庫トン数を乗じて危険品倉庫全体の生産額を推計し、これから危険品倉庫(建屋)分の生産額(アの単位面積当たり営業収益に危険品倉庫(建屋)の所管面積を乗じて推計)を差し引いて生産額とした。

(2) 冷蔵倉庫

60年単位容積当たり営業収益(資料1による冷蔵倉庫の59・60年度の単位容積当たり営業収益をもとに推計)に資料2の所管容積(年央値)を乗じて生産額とした。

(3) 水面倉庫

60年単位面積当たり営業収益(資料1による水面倉庫の59・60年度の単位面積当たり営業収益をもとに推計)に資料2の所管面積(年央値)を乗じて生産額とした。

(4) 農業倉庫

資料3及び資料4による59・60年度の総合農協保管料, 経済農協連保管料, 開拓農協連農業倉庫事業収益及び全国農協連保管料をもとに推計した。

(5) 漁業倉庫

資料5による59・60年度の認可組合冷凍・保管料及び資料6による59・60年度の認可組合凍結・保管料をもとに推計した。

なお、冷凍・凍結料（食品製造活動）と保管料（倉庫活動）が分割されていないため、その1/2を保管料収入とみなした。

3. 投入額

資料1及び資料7により、普通倉庫、冷蔵倉庫、水面倉庫別に推計した。

なお、農業倉庫は普通倉庫に、漁業倉庫は冷蔵倉庫にそれぞれ含めて推計した。

4. 産出額

(1) 国内貨物運賃表の完成を待って産出額を決めた。（「国内貨物運賃表」の項参照。）

(2) 国内貨物運賃表作成のための輸送統計品目別運賃額は次のとおり推計した。

ア 普通倉庫及び冷蔵倉庫

資料2の品目別在庫・入庫高に、それぞれ保管料率、荷役料率を乗じて品目ごとにたし上げ、仮の品目別倉庫料金収入を算出した。この構成率を使用して生産額を分割し、輸送統計品目別運賃額とした。

イ 水面倉庫・農業倉庫及び漁業倉庫

各倉庫の性格により、水面倉庫分は素材、農業倉庫分は農産品、漁業倉庫分は水産品にそれぞれ格付けし、上記アに上乘せした。

No.	資料名	出所	備考
6	自動車道事業経常収支表(60年度)	運輸省運輸政策局 運輸道路業務課	
7	陸運統計要覧(61年度)	運輸省運輸政策局 情報管理部	

2. 生産額

(1) 高速自動車国道及び一般有料道路

資料1よりそれぞれの料金収入をとり、生産額とした。ただし、一般有料道路からは国道フェリーの収入を除いた。

(2) 都市内有料道路

資料2及び資料3から料金収入をとり生産額とした。

(3) 地方公共団体有料道路

資料4の地方公共団体運輸施設調査のキロ当たり収入に資料7から得た地方公共団体と地方道路公社の合計延長キロを乗じて生産額とした。

(4) 一般自動車道

資料6の59年度及び60年度料金収入をもとに暦年修正し、生産額とした。

(5) 路外駐車場

資料4より得た駐車可能台数1台当たり収入に資料5の全国駐車場供用台数を乗じて生産額とした。

(6) 自動車ターミナル

営業報告書（報告のあった事業者分）を特別集計し、バス・ターミナル、トラック・ターミナル別に1バス当たりの収入額を求め、これに資料7より得た全バス数を乗じて生産額とした。

3. 投入額

(1) 高速自動車国道及び一般有料道路については、日本道路公団60年度損益計算書、都市内有料道路については、首都及び阪神高速道路公団の損益計算書に基づいて推計した。

(2) 地方公共団体有料道路及び一般自動車道は、資料4の地方公共団体有料道路の投入比率で振り分けた。

(3) 路外駐車場及び自動車ターミナルについては、資料4の有料駐車場の投入比率で振り分けた。

4. 産出額

(1) 有料道路は走行キロ、駐車場は車両数により、「バス」、「ハイヤー・タクシー」、営業用貨物、「自家用旅客自動車輸送」、「自家用貨物自動車輸送」及びその他に分割した後、営業用貨物を「道路貨物輸送」及び「通運」に配分した。

(2) ターミナルについては、バス・ターミナル分を「バス」

7179-01 道路輸送施設提供

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	日本道路公団業務収入調書(60年)	日本道路公団	
2	首都高速道路公団年報(60年)	首都高速道路公団	
3	阪神高速道路公団年報(60年)	阪神高速道路公団	
4	昭和60年産業連関表特別調査集計結果(62.3)	運輸省運輸政策局 情報管理部情報処理課解析室	
5	自動車駐車場年報(61年度)	建設省都市局都市再開発課	

に、トラック・ターミナル分を「道路貨物輸送」にそれぞれ配分した。

7179-02 水運付帯サービス（公営）★★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	昭和60年産業連関表特別調査集計結果 (62.3)	運輸省運輸政策局 情報管理部情報処理課解析室	
2	港湾統計（年報） (60年)	運輸省運輸政策局 情報管理部	
3	港湾管理者一覧表 (60.10)	運輸省港湾局	
4	都道府県市町村漁港管理者指定済漁港数 (60.10)	農林水産省	部内資料
5	海上輸送の現況 (60年版)	運輸省国際運輸・ 観光局外航課	
6	国際収支統計月報 (60.12)	日本銀行外国局	
7	日本貿易月表（品別国別編）(1985.12)	日本関税協会	

2. 生産額

本部門は「政府サービス生産者」に格付けられているため、生産額は経費の積み上げによる。

(1) 港湾管理

資料1の地方公共団体運輸施設調査結果をもとに港湾管理者別入港船舶総トン当たり管理費を得、これに資料2及び資料3から得た港湾管理者別入港船舶総トン数を乗じたものを積み上げ、生産額とした。

(2) 漁港管理

資料1の地方公共団体運輸施設調査結果をもとに漁港管理者別1港当たり管理費を得、これに資料4の管理者別漁港数を乗じたものを積上げ、生産額とした。

3. 投入額

生産額推計に用いた港湾管理費及び漁港管理費の費用明細（資料1）により大枠を決め、55年表を参考に細分した。
なお、本部門は「政府サービス生産者」に格付けられているため、営業余剰は概念上存在しない。

4. 産出額

「政府サービス生産者」の産出は、当該サービスを投入す

る各産業に産出する。産出額は、投入各産業が支払った金額相当額とする。このため、生産額（経費合計）と産出額（料金収入合計）との間に差が生じることとなるが、この差は「政府消費支出」に計上し、バランスをとる。なお、本部門の場合、料金収入は港湾・漁港管理収入とする。また、政府消費支出は全て地方である。

(1) 港湾・漁港管理収入の推計

ア 港湾管理収入

資料1の地方公共団体運輸施設調査結果をもとに、港湾管理者別入港船舶総トン当たり管理収入を得、これに資料2及び資料3から得た港湾管理者別入港船舶総トン数を乗じたものを積み上げ、港湾管理収入とした。

イ 漁港管理収入

資料1の地方公共団体運輸施設調査結果をもとに、漁港管理者別1港当たり管理収入を得、これに資料4の管理者別漁港数を乗じたものを積み上げ、漁港管理収入とした。

(2) 産出額推計

ア 生産額から上記(1)の港湾・漁港管理収入を控除したものを「政府消費支出」に計上した。

イ 港湾管理分

資料2の入港船舶量により港湾管理収入を外航分と内航分に分割し、外航分については資料5の積取比率で邦船分と外国船分に分割した。

内航分は資料2の入港船舶総トン数により漁船とその他に分割し、さらに、その他を生産額比により「沿海・内水面輸送」と「港湾運送」に分割した。

ウ 輸入分

輸入分については次の推計を行い、同額を「外洋輸送」に産出した。なお、円換算については資料7の月別円換算率を用いた。

A = 港湾経費受取一船用油及び船舶修理受取（資料6）

B = 上記イによる外国船分

港湾管理（輸入分）= (港湾経費支払一船用油支払) × B/A

エ 漁港管理

全額漁業に産出した。

7179-03 水運付帯サービス (産業)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	昭和60年度水先実績	運輸省海上技術安全局船員部船舶職員課	部内資料
2	ファイナンス (大蔵省広報) (60.3~61.6)	(財)大蔵財務協会	
3	外国貿易概況 (1986.11)	日本関税協会	
4	昭和60年産業連関表特別調査集計結果 (62.3)	運輸省運輸政策局情報管理部情報処理課解析室	
5	港運要覧 (60年版)	運輸省貨物流通局港湾貨物課	
6	海上輸送の現況 (60年版)	運輸省国際運輸・観光局外航課	

2. 生産額

(1) 水先案内

資料1による60年度水先実績を資料3の貿易船入港純トン数により暦年修正し、生産額とした。

(2) とん税及び特別とん税

資料2による月別収入額を積み上げ、生産額とした。

(3) 検数・検量・運輸鑑定業及びサルベージ業

資料4による営業収入をもとに、資料5の全国事業者数を用いて推計した。

3. 投入額

とん税及び特別とん税は全額間接税とし、他は資料4により大枠を決め、55年表を参考に細分した。

4. 産出額

(1) 水先案内

資料1の実績額より日本船と外国船に分割し、日本船分は「外洋輸送」に、外国船分は「輸出(特殊貿易)」にそれぞれ産出した。

(2) とん税及び特別とん税

資料3による入港船舶純トン数を用いて日本船と外国船に分割し、それぞれ「外洋輸送」及び「輸出(特殊貿易)」に産出した。

(3) 検数・検量・運輸鑑定業

外航船と内航船に2等分し、外航船分は、資料6によ

る積取比率により日本船と外国船に分割した。このうち、内航船分は「沿海・内水面輸送」及び「港湾運送」に、外航船分のうち日本船分は「外洋輸送」に、外国船分は「輸出(特殊貿易)」にそれぞれ産出した。

(4) サルベージ業

資料4の依頼者別サルベージ業料金収入により分割した。

7179-04 航空付帯サービス (国営) ★★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	数字で見る航空 (1986年)	運輸省航空局監修	
2	第2・3種空港財務状況調査票 (60年度)	運輸省航空局	部内資料
3	空港整備特別会計歳入歳出決定計算書 (60年度)	運輸省航空局	
4	昭和60年産業連関表特別調査集計結果 (62.3)	運輸省運輸政策局情報管理部情報処理課解析室	
5	国際収支明細表(60年)	運輸省国際運輸・観光局外航課	

2. 生産額

本部門は「政府サービス生産者」に格付けされているため、生産額は経費の積み上げによる。

(1) 第1・2種空港

資料1の運輸省所管空港の空港等維持運営費及び資料2の地方公共団体が所管する第2種空港の管理費をとり、暦年修正を行って生産額とした。

(2) 第3種空港

資料2の地方公共団体が所管する第3種空港の管理費をとり、暦年修正を行って生産額とした。

3. 投入額

(1) 運輸省所管空港

資料3により大枠を決め、55年表の比率で細分した。

(2) 地方公共団体所管空港

資料4の地方公共団体運輸施設調査により大枠を決め、(1)の比率により細分した。

なお、本部門は「政府サービス生産者」に格付けされ

ているため、営業余剰は概念上存在しない。

4. 産出額

「政府サービス生産者」の産出は「水運付帯サービス(公営)」で記述したとおりであり、「経費-収入」は政府消費支出に計上する。なお、本部門の収入は空港使用料(着陸料, 夜間照明料等)及び航行援助施設利用料(以上, 運輸省内部資料)である。

輸出入については資料5により推計し, 生産額から輸出を控除したもの及び輸入分を「航空輸送」に産出した。

産出については「航空輸送」の他, 一部の産業及び公務も考えられるが資料がないため, 投入側のデータにより決定した。

7179-05 航空付帯サービス(産業)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	営業損益比較表(59・60年度)	新東京国際空港公団	
2	昭和60年産業連関表特別調査集計結果(62.3)	運輸省運輸政策局情報管理部情報処理課解析室	
3	航空輸送統計年報(60年)	運輸省運輸政策局情報管理部	
4	国際収支明細表(60年)	運輸省国際運輸・観光局外航課	

2. 生産額

(1) 空港管理

資料1の新東京国際空港公団の経常収入のうち, 空港使用料, 旅客施設使用料, 給油施設使用料, 利便施設使用料, 供給施設使用料を抜き出し, 暦年修正し空港管理収入とした。

(2) 航空付帯事業

資料2の航空付帯サービスの集計分の値と事業者数を用いて60年度生産額を推計し, 資料3の運航回数(国内計)を用いて暦年修正した。

3. 投入額

空港管理分については, 新東京国際空港公団の費用内訳で配分した。航空付帯事業は資料2により配分した。

4. 産出額

資料4により輸出入を決め, 生産額から輸出を控除したものと及び輸入分を「航空輸送」に産出した。

7179-09 その他の運輸付帯サービス

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	一般旅行業取扱実績等報告集計表(60年)	運輸省国際運輸・観光局観光部	
2	国内旅行業取扱実績等報告集計表(60年)	運輸省国際運輸・観光局観光部	
3	運輸経済年次報告(61年)	運輸省運輸政策局情報管理部	
4	昭和60年産業連関表特別調査集計結果(62年3月)	運輸省運輸政策局情報管理部情報処理課解析室	

2. 生産額

(1) 一般旅行業

資料1による収入をもって生産額とした。

(2) 国内旅行業

資料2による1社平均収入に国内旅行業者数を乗じて生産額とした。

(3) 観光協会

資料4により観光協会1団体当たりの収入を求め, 全協会数を乗じて生産額とした。

3. 投入額

資料1, 資料2及び資料4により大枠をとらえ, 55年投入額比率で細分した。

4. 産出額

(1) 一般旅行業(海外旅行)

資料3による我が国航空企業の積取比率により, 外国機と邦機に分割し, 外国機分を「輸出(特殊貿易)」に, 邦機分を「航空輸送」に, それぞれ産出した。

(2) 一般旅行業(国内旅行), 国内旅行業及び観光協会

資料1による国内旅行の利用機関別収入内訳により配分した。

5. 留意すべき点

推計にあたっては「旅行業」及び「観光協会」のみとし, 他は資料がほとんどないこと, 生産額が比較的小さいと思われること, さらに「運送代理店」, 「運輸あっせん業」等は兼業が多く, 他の運輸部門に含まれて分離が困難であること等の理由により, 推計は行わなかった。

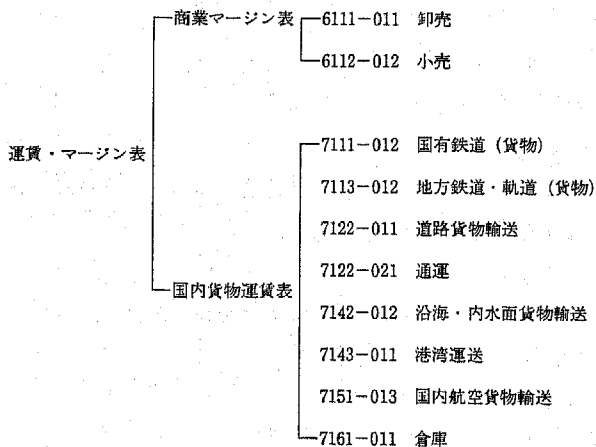
〔国内貨物運賃表について〕

1. 運賃・マージン表の意味

産業連関表の作成作業は、投入側推計を主、産出側推計を従として調整が行われる場合が多い。これは、ほとんどの部門で産出推計データが希薄のためである。しかしながら、投入側推計は営業報告書や原価計算書を基に行われるため、購入者価格評価とならざるを得ない。そこで、これを生産者価格評価に改める必要が生じる。

具体的には、原材料等に含まれている運賃・マージンを取り除き、この分を別途、運輸（貨物）及び商業を投入することとして表記し直すことである。これにより、運輸（貨物）及び商業の産出額が決定される。更に、取り除いた運賃・マージンを、取り除いたセルに対応させて表記したものが運賃・マージン表である。

運賃・マージン表は、実際には、商業が2部門、運輸が8部門に細分され、前者を「商業マージン表」、後者を「国内貨物運賃表」といい、部門との対応は次のとおりである。



以下、この項では国内貨物運賃表を中心に記すこととする。

2. 国内貨物運賃表の作成

(1) 行別運賃額の推計

運賃表の作成は、まず、行別運賃額（運賃表の横計）を確定する。これは、輸送機関側からみれば、品目別運賃収入に相当するものであり、次の手順で推計した。

- ① 輸送機関別輸送統計品目別輸送量の収集・整理
- ② 輸送機関別輸送統計品目別運賃単価（輸送量当たり運賃）の想定
- ③ 輸送機関別輸送統計品目別運賃の推計（①×②）
- ④ 部門（輸送機関）別産出額を③の品目構成率で配分
- ⑤ 輸送統計品目分類と産業連関表部門分類との対応・細分

細分は、特に資料のないものは生産額比によった。

⑥ コスト運賃の除外

なお、国鉄については、品目別運賃収入が一次統計として存在し、生産額との間もほぼ整合がとれているため、①～④の作業はない。

また、上記のうち⑥については、次項で詳述する。

(2) コスト運賃の除外

前述の運賃表関係8部門に係る生産額（運賃収入）のうち、国内貨物運賃表に計上しない部分をコスト運賃といい、別表1に示す範囲であるが、これは概念上の範囲であり、資料の制約から、実際に推計し、確定したコスト運賃とその産出部門は別表2のとおりである。

なお、コスト運賃は、実際に運賃を負担した部門へ直接産出することとなる。

コスト運賃の除外については、

- ① 生産額推計時に決まるもの（手小荷物、郵便物、自動車航送等）
- ② 輸送統計品目により決まるもの（廃棄物等）
- ③ その他（投入側推計によるもの等）

があり、①は当初から、②は輸送統計品目別運賃額確定時に、③は随時調整段階で、それぞれ除外作業を行い、③の場合、必要に応じて行別運賃額の修正も行った。

(3) 行別運賃額の各セルへの配分

財貨の産出額に応じて、当該財貨に対応する行別運賃額を各セルに配分した。この場合、必要に応じてセル毎の運賃率に較差を設けた。

国内貨物運賃表に計上しない運賃（コスト運賃）の範囲

輸 送 の 種 類		具 体 例	コ ス ト 運 賃 投 入 部 門	
国際輸送	外洋輸送, 国際航空, 港湾運送（輸出入貨物の船内荷役）	輸出入貨物輸送, 三国間輸送	輸出（特殊貿易）, 運輸（運賃の輸入分）	
国内輸送	生産工程内の輸送	生産者価格が卸売市場等において決定されるものについて, 生産現場から卸売市場等までの輸送	農 業 漁 業 素 材 鉱 業	
		大規模事業所内における原材料, 半製品等の移動	製鉄所内 造船所内	
	中古品の輸送（くず扱いとなるものを除く。）	古美術品, 中古自動車, 中古機械, 中古家具	中古品を購入する部門	
	賃貸物品の輸送	電子計算機, 事務用機械, 貸ふとん	物品賃貸業部門	
	返品輸送			
	非商品の輸送	生産設備の輸送	建設機械, 足場, 飯場, 道具類 興行用仮設物（テント, ステージ）, 動物	建 設 サービス業
		輸送設備の輸送, 回送	航送自動車 甲種鉄道車両, フレートライナー, 輸送用容器（空コンテナ, 空びん, 空缶, 空樽）, パレット	運輸, 家計消費支出 運 輸
		郵便物	（郵便小包の内容が商品の場合を含む。）	郵 便
		陳列品, 展示品等の輸送	美術品, 商品見本	商業等
		現金, 証券類の輸送		金融等
		印刷物等の輸送	書類, 原稿, パンフレット, 広告宣伝材	広告等
		引越荷物の輸送		家計消費支出等
		手小荷物の輸送	旅行手荷物, ゴルフ・スキー宅配便, カートレイン	家計消費支出等
廃棄物の輸送		廃土砂, 廃材 廃 雪 その他の廃棄物	建 設 公 務 廃棄物処理, 下水道	
霊 柩			葬儀業	
駐留軍貨物の輸送		輸出（特殊貿易）		

（注） 上記のほか, 旅客輸送, 自家輸送及び航空機使用事業による輸送は, 国内貨物運賃表の対象外とする。

別表 2

コスト運賃産出一覧

(単位:百万円)

部門名	国鉄	地鉄	道路	通運	沿海	港運	航空	倉庫	合計	備考
0212-01 素材			66,602						66,602	原木
0312-02 内水面養殖業			1,583						1,583	卸売市場までの輸送
1911-02 印刷・製版・製本							544		544	書類, 原稿, パンフレット, 広告宣伝材
4111-01 住宅新築(木造)			30,539						30,539	廃棄物, 建設用資機材
4111-02 住宅新築(非木造)			41,195						41,195	" "
4112-01 非住宅新築(木造)			28,551						28,551	" "
4112-02 非住宅新築(非木造)			186,231						186,231	" "
4131-01 道路関係公共事業			27,529		1,341				28,870	" "
4131-02 河川・下水道・その他の公共事業			28,068		1,491				29,559	" "
4131-03 農林関係公共事業			5,554		50				5,604	" "
4132-01 鉄道軌道建設			2,921		399				3,320	" "
4132-02 電力施設建設			4,337		324				4,661	" "
4132-03 電気通信施設建設			6,498		223				6,721	" "
4132-09 その他の土木建設			15,113		1,156				16,269	" "
5211-03 下水道			413						413	廃棄物
5212-01 廃棄物処理(公営)			5,404		218				5,622	"
5212-02 廃棄物処理(産業)			7,540		117				7,657	"
6211-01 金融							1,147		1,147	現金・手形類
7111-01 国有鉄道(除国電旅客)				548					548	空コンテナ
7113-01 地方鉄道・軌道	5,333				5				5,338	甲種鉄道車両
7121-01 バイク・タクシー					3,895				3,895	航送自動車
7121-02 道路貨物輸送					70				70	"
7122-01 家用旅客自動車輸送				526	78,368				85,770	フレートライナー, 航送自動車
7131-01p 家用貨物自動車輸送	6,876				39,510				39,510	航送自動車
7132-01p 外洋輸送					42,639				42,639	"
7141-01 沿海・内水面輸送					5,357	529,382			529,382	船内荷役, 空コンテナ
7142-01 沿海・内水面輸送						2,179			7,536	空コンテナ
7311-01 郵便	8,442		70,809		1,635		10,474		91,360	郵便物
8511-01 広報サービス							8,033		8,033	印刷物, 広告宣伝材
8512-01 ニュース供給・興信業							1,528		1,528	磁気テープ等
8512-02 葬儀			3,751				231		231	原稿等
8619-06 葬儀									3,751	霊柩
9121-00 家計消費支出	11,455	426	76,499		38,274		2,541		129,195	手小荷物, 荷物雑収, 引越荷物, 宅配荷物
9211-20 輸出(特殊貿易)			3,133						167,447	船内荷役, 特需, 空コンテナ
9411-20 (控除)輸入(特殊貿易)						164,314			-244,154	
合計	32,106	426	612,270	1,074	215,072	451,721	24,498		1,337,167	

III. サービス業部門

8514-01 貸自動車業

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	昭和60年産業関連表特別調査集計結果(62.3)	運輸省運輸政策局 情報管理部情報処理課解析室	
2	陸運統計要覧(61年)	運輸省運輸政策局 情報管理部	

2. 生産額

資料1より得たリース、レンタル別、車種別1台当たりの営業収入に資料2による車両数を乗じたものを生産額とした。

3. 投入額

資料1により分割した。

4. 産出額

資料1の貸出先産業別料金収入により貸出先産業別生産額を求め、レンタルの個人分を「家計消費支出」に、残額を「バス」、「ハイヤー・タクシー」、「道路貨物輸送」、「通運」、「自家用旅客自動車輸送」及び「自家用貨物自動車輸送」に配分した。

6. 郵政省担当部門

7311-01 郵便

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	郵政事業特別会計歳入歳出決算書	郵政省大臣官房経理部	
2	郵政事業特別会計予算説明書	郵政省大臣官房経理部	
3	家計調査年報	総務庁統計局	
4	農家生計費統計	農林水産省 経済統計課	

2. 生産額

資料1の歳入決算から昭和60年度の郵便業務収入を求め、暦年換算した。

3. 投入額

資料1, 2から郵便割掛分(経費の総額から貯金・保険に係るものを差し引いた額)等を求め、暦年換算したものを合計した。

4. 産出額

資料3, 4及び投入側のデータにより推計した。

7312-01 国内電気通信

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	日本電信電話株式会社決算書	日本電信電話株式会社	
2	データ通信業実態調査	郵政省電気通信局	
3	第二種電気通信事業投入実態調査	郵政省大臣官房企画課	
4	家計調査年報	総務庁統計局	
5	農家生計費統計	農林水産省経済統計課	

2. 生産額

資料1, 2から昭和60年度の営業収入等(病院等収入を除く。)を求め、暦年換算した。

3. 投入額

資料1, 3から昭和60年度の営業支出等を求め、暦年換算した。

4. 産出額

資料4, 5及び投入側のデータにより推計した。

5. 留意事項

NCC(新規参入事業者)については、昭和60年においてはサービスを提供していないため推計していない。

7312-02 国際電気通信

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国際電信電話株式会社決算書	国際電信電話株式会社	

2. 生産額

資料1から昭和60年度の営業収益を求め、暦年換算した。

3. 投入額

資料1から昭和60年度の営業費用を求め、暦年換算した。

4. 産出額

資料1及び投入側のデータにより推計した。

7319-09 その他の通信サービス

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	郵政事業特別会計歳入歳出決算書	郵政省大臣官房経理部	
2	郵政事業特別会計予算説明書	郵政省大臣官房経理部	
3	郵便切手類売りさばき額調査集計結果表	郵政省郵務局	
4	電気通信統計	郵政省通信政策局	
5	業務資料	郵政省	

2. 生産額

資料1～3から簡易郵便局及び切手売さばき所の簡易郵便局手数料及び切手売さばき手数料を求め、資料4から有線放送電話事業収入を求め、また、資料5から船舶通信、無線呼出し、空港無線、自動車電話、移動無線及び漁業無線の事業収入を求め、それぞれ暦年換算したものを合計し生産額とした。

3. 投入額

資料1～5から推計した。

4. 産出額

資料1～5及び投入側のデータにより推計した。

7321-01 公共放送

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	日本放送協会損益計算書	日本放送協会	

2. 生産額

資料1から受信料収入と交付金収入を求め、暦年換算した。

3. 投入額

資料1から経常事業支出を求め、暦年換算した。

4. 産出額

資料1及び投入側のデータにより推計した。

7321-02 民間放送

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	(社)日本民間放送連盟経営分析調査	日本民間放送連盟	

2. 生産額

資料1から放送収入、制作収入及び番組販売収入を求め、その合計額から代理店手数料を控除したものを暦年換算した。

3. 投入額

資料1から営業費用及び営業利益を求め、暦年換算した。

4. 産出額

産出額全額を「8511-01 広告」に計上した。

7321-03 有線放送

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	有線テレビジョン放送施設(許可施設)一覧表	郵政省放送行政局	
2	有線テレビジョン放送施設運用状況及び業務運営状況報告書	郵政省放送行政局	
3	有線テレビジョン放送業務運営状況報告書	郵政省放送行政局	
4	有線ラジオ放送業務運用状況報告書	郵政省放送行政局	
5	業務資料	郵政省	

2. 生産額

資料1～4から施設使用料収入、放送料収入等を求め暦年換算した。

3. 投入額

資料1～5から推計した。

4. 産出額

資料1～5及び投入側のデータにより推計した。

7. 文部省担当部門

8211-01 学校教育 (国公立) ★★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	学校基本調査報告書 (60・61年度)	文部省大臣官房調査統計課	60会計年度報告書の出所は文部省大臣官房調査統計企画課
2	地方教育費調査報告書 (59・60会計年度)	文部省大臣官房調査統計課	
3	産業連関表作成資料 (55年)	文部省大臣官房調査統計課	
4	文部省業務資料	文部省	
5	日本体育・学校健康センター業務資料	日本体育・学校健康センター	
6	決算	財政調査会	
7	財政金融統計月報 (No.406, 418)	大蔵省財政金融研究所	
8	地方公共団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研究所国民所得部	
9	産業連関表(延長表)	通商産業大臣官房調査統計部	

2. 生産額

(1) 推計範囲

学校教育法第1条に定める「小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園」、同法第82条の2に定める「専修学校」及び同法第83条に定める「各種学校」で、日本標準産業分類の小分類911～917のうち、国・地方公共団体が設置する学校の活動範囲とする。

なお、放送大学学園の活動は本部門に含まれる。

学校に附属する図書館は本部門に含まれるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」「学校研究機関」に分類される。

(2) 推計方法

- ① 国立学校及び放送大学の60年度経常経費(附属病院・附属研究所を除く。)

消費的支出+図書購入費+共済組合負担金-日本学校健康会共済掛金〔資料1, 5, 6〕

- ② 公立学校の60年度経常経費(附属病院・附属研究所を除く。)

消費的支出+図書購入費-給食費-奨学費-恩給費-日本学校健康会共済掛金〔資料2, 5〕

- ③ 資本減耗引当

国公立学校建物延面積×評価額×減価償却率〔資料3, 4, 7〕

- ④ 年度・暦年転換率

$$\frac{59年度消費的支出(国公立学校, 放送大学) \times 0.25}{60年度消費的支出(国公立学校, 放送大学)} + 0.75$$

〔資料1, 2〕

∴生産額

$(①+②+③) \times ④$

3. 投入額

- ① 生産額を資料1, 2, 6により費目別に経費を分割。

- ② ①を資料8, 9を用いて再分割し、各部門への投入額を推計。

- ③ 11省庁間の調整会議により投入額を決定。

4. 産出額

- ① 国立学校及び放送大学の60年度収入

授業料+入学金・検定料〔資料1〕

- ② 公立大学・短期大学の60年度収入

授業料+入学金・検定料〔資料1〕

- ③ 公立学校(大学・短期大学を除く。)の60年度収入

授業料+入学金+検定料+その他の手数料〔資料2〕

- ④ 年度・暦年転換率

生産額推計と同じ。

∴家計消費支出 = $(①+②+③) \times ④$

∴中央政府消費支出 = 国立学校及び放送大学の生産額 - $(① \times ④)$

∴地方政府消費支出 = 公立学校の生産額 - $(②+③) \times ④$

8211-02 学校教育 (私立) ★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	私立学校の財務状況に関する調査報告書 (59・60会計年度)	文部省大臣官房調査統計課	
2	産業連関表作成資料 (55年)	文部省大臣官房調査統計課	

No	資料名	出所	備考
3	日本体育・学校健康センター業務資料	日本体育・学校健康センター	
4	地方公共団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研究所国民所得部	
5	産業連関表(延長表)	通商産業大臣官房調査統計部	

2. 生産額

(1) 推計範囲

学校教育法第1条に定める「小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園」、同法第82条の2に定める「専修学校」及び同法第83条に定める「各種学校」で、日本標準産業分類の小分類911~917のうち、私立学校法第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項に規定する法人並びに盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校又は各種学校を設置するその他の法人及び個人が設置する学校の活動範囲とする。

学校に附属する図書館は本部門に含まれるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ医療、学校研究機関に分類される。

(2) 推計方法

① 私立学校の60年度経常経費(附属病院・附置研究所を除く。)

消費的支出+図書購入費-奨学金-日本学校健康会共済掛金〔資料1, 3〕

② 資本減耗引当

59年度末有形固定資産残高×減価償却率〔資料1, 2〕

③ 年度・暦年転換率

$$\frac{59年度消費的支出 \times 0.25}{60年度消費的支出} + 0.75$$

〔資料1〕

∴生産額

$$(\text{①} + \text{②}) \times \text{③}$$

3. 投入額

① 生産額を資料1により費目別に経費を分割。

② ①を資料4, 5を用いて再分割し、各部門への投入額を推計。

③ 11省庁間の調整会議により投入額を決定。

4. 産出額

① 私立学校の60年度収入

学生生徒納付金(「その他」を除く。)[資料1]

② 年度・暦年転換率

生産額推計と同じ。

$$\therefore \text{家計消費支出} = \text{①} \times \text{②}$$

$$\therefore \text{対家計民間非営利団体消費支出} = \text{生産額} - \text{家計消費支出}$$

[最終的には、11省庁間の調整会議により産出額を決定。]

8211-03 自然科学・学校研究機関(国公立)★★

1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	学校基本調査報告書(60・61年度)	文部省大臣官房調査統計課	
2	産業連関表作成資料(55年)	文部省大臣官房調査統計課	
3	科学技術研究調査報告(60・61年)	総務庁統計局統計調査部	
4	財政金融統計月報(No.418)	大蔵省財政金融研究所	
5	地方公共団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研究所国民所得部	
6	産業連関表(延長表)	通商産業大臣官房調査統計部	

2. 生産額

(1) 推計範囲

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、国公立学校に附属して設置される研究機関で自然科学に関する実験、研究を行う活動とする。

(2) 推計方法

① 国立大学附置研究所・共同利用機関の60年度研究費内部使用研究費-有形固定資産購入費〔資料3〕

② 公立大学附置研究所の60年度研究費内部使用研究費-有形固定資産購入費〔資料3〕

③ 資本減耗引当

国公立大学附置研究所建物延面積×評価額×減価償却率〔資料1, 2, 4〕

④ 年度・暦年転換率

$$\frac{59年度研究費(\text{自然科学・人文科学, 国立大学附置研究所}) \times 0.25}{60年度研究費(\text{自然科学・人文科学, 国立大学附置研究所})} + 0.75$$

〔資料3〕

∴生産額

$$(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times \text{④}$$

(当初の生産額推計値中の雇用者所得相当額について、投入額推定により決定した雇用者所得に変更して総生産額を推計。)

3. 投入額

- ① 生産額を資料3により費目別に経費を分割。
- ② ①を資料5, 6を用いて再分割し、各部門への投入額を推計。
- ③ 11省庁間の調整会議により投入額を決定。

4. 産出額

- ① 生産額を資料6の産出係数を用いて分割し、各部門への産出額を推計。
- ② 11省庁間の調整会議により産出額を決定。

8211-04 人文科学・学校研究機関 (国公立) ★★

1. 推計資料

「自然科学・学校研究機関 (国公立)」と同じ。

2. 生産額

(1) 推計範囲

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、国公立学校に附属して設置される研究機関で人文科学に関する研究を行う活動とする。

(2) 推計方法

「自然科学・学校研究機関 (国公立)」と同じ。

3. 投入額

「自然科学・学校研究機関 (国公立)」と同じ。

4. 産出額

「自然科学・学校研究機関 (国公立)」と同じ。

8211-05 自然科学・学校研究機関 (私立) ★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	私立学校の財務状況に関する調査報告書 (60会計年度)	文部省大臣官房調査統計課	
2	産業連関表作成資料 (55年)	文部省大臣官房調査統計課	
3	科学技術研究調査報告 (60・61年)	総務庁統計局統計調査部	
4	地方公共団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研究所国民所得部	
5	産業連関表 (延長表)	通商産業大臣官房調査統計部	

2. 生産額

(1) 推計範囲

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、私立学校に附属して設置される研究機関で自然科学に関する実験, 研究を行う活動とする。

(2) 推計方法

- ① 私立大学附置研究所の60年度研究費
内部使用研究費-有形固定資産購入費〔資料3〕
- ② 資本減耗引当
59年度末有形固定資産残高(附置研究所)×減価償却率〔資料1〕
〈「学校教育(私立)」の資本減耗引当推計上で算出した数値〉
- ③ 年度・暦年転換率
$$\frac{59年度研究費(自然科学・人文科学, 私立大学附置研究所) \times 0.25}{60年度研究費(自然科学・人文科学, 私立大学附置研究所)} + 0.75$$
〔資料3〕

∴生産額

$$(\text{①} + \text{②}) \times \text{③}$$

3. 投入額

- ① 生産額を資料3により費目別に経費を分割。
- ② ①を資料4, 5を用いて再分割し、各部門への投入額を推計。
- ③ 11省庁間の調整会議により投入額を決定。

4. 産出額

- ① 生産額を資料5の産出係数を用いて分割し、各部門への産出額を推計。
- ② 11省庁間の調整会議により産出額を決定。

8211-06 人文科学・学校研究機関 (私立) ★

1. 推計資料

「自然科学・学校研究機関 (私立)」と同じ。

2. 生産額

(1) 推計範囲

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、私立学校に附属して設置される研究機関で人文科学に関する研究を行う活動とする。

(2) 推計方法

「自然科学・学校研究機関 (私立)」と同じ。

3. 投入額

「自然科学・学校研究機関 (私立)」と同じ。

4. 産出額

「自然科学・学校研究機関 (私立)」と同じ。

8212-01p 自家教育

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	産業連関表作成資料 (55年)	文部省大臣官房調 査統計課	
2	毎月勤労統計調査報告 書 (60年12月)	労働大臣官房政策 調査部	
3	賃金労働時間制度等総 合調査報告書	労働大臣官房政策 調査部	
4	産業連関表 (延長表)	通商産業大臣官房 調査統計部	

2. 生産額

(1) 推計範囲

企業が、従業員を対象として、その業務に必要な専門的
技能又は一般知識・教養を授けるため、企業内で集团的、
組織的に行う教育訓練活動とする。ただし、企業に附属す
る専門的教育訓練施設は、「その他の教育訓練機関(産業)」
に分類される。

(2) 推計方法

① 60年の延労働者数

60年12月労働者数×12か月〔資料2〕

② 労働者1人当たり1か月平均教育訓練費 (委託訓練費
を含む。)(資料3)

③ 教育訓練費に占める自社実施教育訓練費の割合〔資料
1〕

④ 自社実施教育訓練費のうち講師謝金を除いた額の占め
る割合〔資料1〕

∴生産額

①×②×③×④

3. 投入額

① 生産額を資料4の投入係数を用いて分割し、各部門へ
の投入額を推計。

② 11省庁間の調整会議により投入額を決定。

4. 産出額

① 生産額を資料4の産出係数を用いて分割し、各部門へ
の産出額を推計。

② 11省庁間の調整会議により産出額を決定。

8213-01 社会教育 (国公立) ★★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方教育費調査報告書 (59・60会計年度)	文部省大臣官房調 査統計課	60会計年 度報告書 の出所は 文部省大 臣官房調 査統計企 画課
2	社会教育調査報告書 (59年度)	文部省大臣官房調 査統計課	
3	産業連関表作成資料 (55年)	文部省大臣官房調 査統計課	
4	文部省業務資料	文部省	
5	財政金融統計月報 (No.418)	大蔵省財政金融研 究所	
6	国立国会図書館業務資 料	国立国会図書館	
7	地方公共団体財政支出 内容調査	経済企画庁経済研 究所国民所得部	
8	決算	財政調査会	
9	産業連関表 (延長表)	通商産業大臣官房 調査統計部	

2. 生産額

(1) 推計範囲

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のう
ち、国・地方公共団体が設置する社会教育施設で、学校の
教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動で
あり、主として一般公衆に対して行う講座の開設、集会の
開催、生活の科学化の指導等とする。

(2) 推計方法

① 国立施設 (国会図書館、博物館、美術館、青年の家、
少年自然の家、婦人教育会館) の60年度経常経費
施設の歳出決算額-施設整備費〔資料8〕

② 公立施設 (社会教育調査の範囲) の60年度消費的支出
〔資料1〕

③ 資本減耗引当

国公立施設建物延面積×評価額×減価償却率〔資料2,
3, 4, 5, 6〕

④ 年度・暦年転換率

$$\frac{59年度消費的支出(国公立施設) \times 0.25}{60年度消費的支出(国公立施設)} + 0.75$$

[資料1, 8]

∴生産額

$$(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times \text{④}$$

3. 投入額

① 生産額を資料1より、人件費、その他の消費的支出等の大枠に分割。

② ①を資料7, 9を用いて再分割し、各部門への投入額を推計。

③ 11省庁間の調整会議より投入額を決定。

4. 産出額

① 国立施設の60年度入場料収入。[資料8]

② 公立施設の60年度入場料収入。[資料1]

③ 年度・暦年転換率

生産額推計と同じ。

$$\therefore \text{家計消費支出} = (\text{①} + \text{②}) \times \text{③}$$

$$\therefore \text{中央政府消費支出} = \text{国立施設の生産額} - (\text{①} \times \text{③})$$

$$\therefore \text{地方政府消費支出} = \text{公立施設の生産額} - (\text{②} \times \text{③})$$

8213-02 社会教育 (非営利) ★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方教育費調査報告書 (55・59・60会計年度)	文部省大臣官房調査統計課	60会計年度報告書の出所は文部省大臣官房調査統計企画課
2	社会教育調査報告書 (59年度)	文部省大臣官房調査統計課	
3	産業連関表作成資料 (55年)	文部省大臣官房調査統計課	
4	文部省業務資料	文部省	
5	財政金融統計月報 (No418)	大蔵省財政金融研究所	
6	国立国会図書館業務資料	国立国会図書館	
7	民間非営利団体実態調査報告書	経済企画庁経済研究所国民所得部	

8	決算	財政調査会	
9	産業連関表 (延長表)	通商産業大臣官房調査統計部	

2. 生産額

(1) 推計範囲

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設で、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動であり、主として一般公衆に対して行う講座の開設、集会の開催、生活の科学化の指導等とする。

(2) 推計方法

① 私立施設 (社会教育調査の範囲) の60年度経常経費 (地方教育費調査結果等の55年度から60年度への伸び率を本部門55年度経常経費に乗じて推計。)

[資料1, 3]

② 60年度人件費

公立施設の職員1人当たりの平均給与 (年額) × 私立施設の専任職員数 [資料1, 2]

③ 社会通信教育 (文部省認定団体分) の60年度経費

(入学金 + 受講料) × 60年度入学者数 [資料4]

④ 資本減耗引当

$$\frac{\text{国公立施設の資本減耗引当}}{\text{国公立施設の消費的支出}} \times (\text{①} + \text{②})$$

[資料2, 3, 4, 5, 6]

⑤ 年度・暦年転換率

「社会教育 (国公立)」と同じ。

∴生産額

$$(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times \text{⑤}$$

3. 投入額

① 生産額を資料9の投入係数を用いて分割し、各部門への投入額を推計。

② 11省庁間の調整会議により投入額を決定。

4. 産出額

① 60年度入場料収入。[資料7]

② 社会通信教育の受講料・入学金収入。[資料4]

③ 年度・暦年転換率

生産額推計と同じ。

$$\therefore \text{家計消費支出} = (\text{①} + \text{②}) \times \text{③}$$

$$\therefore \text{対家計民間非営利団体消費支出}$$

$$= \text{生産額} - (\text{①} + \text{②}) \times \text{③}$$

8213-03 その他の教育訓練機関（国公立）★★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	産業連関表作成資料 (55年)	文部省大臣官房調 査統計課	
2	行政機関組織図(昭和 60年7月1日現在)	人事院管理局職階 課	
3	事業所統計調査報告	総務庁統計局統計 調査部	
4	決算	財政調査会	
5	地方公共団体財政支出 内容調査	経済企画庁経済研 究所国民所得部	
6	産業連関表(延長表)	通商産業大臣官房 調査統計部	

2. 生産額

(1) 推計範囲

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」、9192「職業訓練施設」の活動のうち、国・地方公共団体が設置する職員及び職業訓練施設で、学校教育等に類する教育を行う活動とする。

(2) 推計方法

① 国立施設（事業所統計調査の範囲）の60年度経常経費

a. 60年度国立施設の職員1人当たり経常経費×「その他の教育施設（国立）〈事業所統計調査報告による〉」の従業者数〔資料2, 3, 4〕

b. 資本減耗引当

$$\frac{\text{国立学校資本減耗引当(計)〔「学校教育(国公立)」による〕}}{\text{国立学校経常経費(計)〔「学校教育(国公立)」による〕}} \times a$$

∴60年度経費：a + b

② 公立施設（事業所統計調査の範囲）の60年度経常経費

a.

$$\frac{\text{60年度公立施設の職員1人当たり経常経費}}{\text{55年度国立施設の職員1人当たり経常経費}}$$

×55年度公立施設の職員1人当たり経常経費×「その他の教育施設（公立）〈事業所統計調査報告による〉」の従業者数

〔資料1, 2, 3, 4〕

b. 資本減耗引当

$$\frac{\text{公立学校資本減耗引当(計)〔「学校教育(国公立)」による〕}}{\text{公立学校経常経費(計)〔「学校教育(国公立)」による〕}} \times a$$

∴60年度経費：a + b

③ 年度・暦年転換率

$$\frac{\text{59年度国立施設の経常経費} \times 0.25}{\text{59年度国立施設の経常経費}} + 0.75$$

〔資料4〕

∴生産額

$$(\text{①} + \text{②}) \times \text{③}$$

3. 投入額

① 生産額を資料5, 6を用いて分割し、各部門への投入額を推計。

② 11省庁間の調整会議により投入額を決定。

4. 生産額

① 国立施設の60年度授業料・入学検定料〔資料4〕
(公立施設は授業料等を徴収しない。)

② 年度・暦年転換率

生産額推計と同じ。

∴家計消費支出 = ① × ②

∴中央政府消費支出 = 国立施設の生産額 - (① × ②)

∴地方政府消費支出 = 公立施設の生産額

8213-04 その他の教育訓練機関（産業）

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	産業連関表作成資料 (55年)	文部省大臣官房調 査統計課	
2	事業所統計調査報告 (61年)	総務庁統計局統計 調査部	
3	産業連関表(延長表)	通商産業大臣官房 調査統計部	

2. 生産額

(1) 推計範囲

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」、9192「職業訓練施設」の活動のうち、法人・団体及び個人が設置する職員及び職業訓練施設で、学校教育等に類する教育を行う活動とする。

(2) 推計方法

① 職業訓練施設従業員1人当たり売上高〔資料1〕

② 民営の「その他の教育施設」の従業員数〔資料2〕

③ 暦年転換率

「その他の教育訓練機関（国公立）」を参照。

∴生産額

$$\text{①} \times \text{②} \times \text{③}$$

〈上記の生産額（概算）について、11省庁間での投入

額、産出額推計調整作業により、生産額を決定。)

3. 投入額

- ① 生産額を資料3の投入係数を用いて分割し、各部門への投入額を推計。
- ② 11省庁間の調整会議により投入額を決定。

4. 産出額

- ① 生産額を資料3の産出係数を用いて分割し、各部門への産出額を推計。
- ② 11省庁間の調整会議により産出額を決定。

8221-01 自然科学研究機関 (国公立) ★★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	科学技術研究調査報告 (60・61年)	総務庁統計局統計調査部	
2	地方公共団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研究所国際所得部	
3	産業連関表 (延長表)	通商産業大臣官房調査統計部	

2. 生産額

(1) 推計範囲

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関が行う自然科学に関する実験、研究活動とする。

(2) 推計方法

① 国営研究機関 (科学技術研究調査の範囲) の60年度経費

a. 60年度研究費

内部使用研究費－有形固定資産購入費

b. 資本減耗引当

$$\frac{\text{「自然科学・学校研究機関(国立)」の60年度資本減耗引当}}{\text{「自然科学・学校研究機関(国立)」の60年度経常経費}} \times a$$

a

∴ 60年度経費：a + b [資料1]

② 公営研究機関 (科学技術研究調査の範囲) の60年度経費

a. 60年度研究費

内部使用研究費－有形固定資産購入費

b. 資本減耗引当

$$\frac{\text{「自然科学・学校研究機関(公立)」の60年度資本減耗引当}}{\text{「自然科学・学校研究機関(公立)」の60年度経常経費}} \times a$$

「自然科学・学校研究機関(公立)」の60年度経常経費

a. 60年度経費：a + b [資料1]

③ 年度・暦年転換率

$$\frac{\text{59年度研究費(自然科学・人文科学(国公営))} \times 0.25}{\text{60年度研究費(自然科学・人文科学(国公営))}} + 0.75$$

[資料1]

∴ 生産額

$$(\text{①} + \text{②}) \times \text{③}$$

(当初の生産額推計値中の雇用者所得相当額について、投入額推計により決定した雇用者所得に変更して総生産額を推計。)

3. 投入額

- ① 生産額を資料1の費目別に経費により投入内訳の大枠に分割。
- ② ①を資料2, 3を用いて再分割し、各部門への投入額を推計。
- ③ 経済企画庁及び労働省との調整作業により人件費を推計し、雇用者所得部門への投入額を推計。
- ④ 11省庁間の調整会議により投入額を決定。

4. 産出額

- ① 生産額を資料3の産出係数を用いて各部門への産出額を推計。
- ② 11省庁間の調整会議により産出額を決定。

8221-02 人文科学研究機関 (国公立) ★★

1. 推計資料

「自然科学・学校研究機関 (国公立)」と同じ。

2. 生産額

(1) 推計範囲

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関が行う人文科学に関する研究活動とする。

(2) 推計方法

① 国営研究機関 (科学技術研究調査の範囲) の60年度経費

a. 60年度研究費

内部使用研究費－有形固定資産購入費

b. 資本減耗引当

$$\frac{\text{「人文科学・学校研究機関(国立)」の60年度資本減耗引当}}{\text{「人文科学・学校研究機関(国立)」の60年度経常経費}} \times a$$

∴ 60年度経費：a + b [資料1]

② 公営研究機関 (科学技術研究調査の範囲) の60年度経費

a. 60年度研究費

内部使用研究費－有形固定資産購入費

b. 資本減耗引当

$$\frac{\text{「人文科学・学校研究機関(公立)」の60年度資本減耗引当}}{\text{「人文科学・学校研究機関(公立)」の60年度経常経費}} \times a$$

∴60年度経費：a + b [資料1]

③ 年度・暦年転換率

$$\frac{59年度研究費(自然科学・人文科学(国公営)) \times 0.25}{60年度研究費(自然科学・人文科学(国公営))} + 0.75$$

[資料1]

∴生産額

$$(\text{①} + \text{②}) \times \text{③}$$

(当初の生産額推計値中の雇業者所得相当額について、投入額推計により決定した雇業者所得に変更して総生産額を推計。)

3. 投入額

- ① 生産額を資料1の費目別に経費により投入内訳の大枠に分割。
- ② ①を資料2, 3を用いて再分割し, 各部門への投入額を推計。
- ③ 経済企画庁及び労働省との調整作業により人件費を推計し, 雇業者所得部門への投入額を推計。
- ④ 11省庁間の調整会議により投入額を決定。

4. 産出額

- ① 生産額を資料3の産出係数を用いて各部門への産出額を推計。
- ② 11省庁間の調整会議により産出額を決定。

8221-03 自然科学研究機関 (産業)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	科学技術研究調査報告 (60・61年)	総務庁統計局統計調査部	
2	決算	財政調査会	
3	産業連関表(延長表)	通商産業大臣官房調査統計部	

2. 生産額

(1) 推計範囲

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち, 民法第34条の法人, その他の法人・団体及び個人の学術研究機関が行う自然科学に関する実験, 研究活動とする。

(2) 推計方法

- ① 民営研究機関, 特殊法人研究機関(事業団を除く。),

会社組織研究機関(科学技術研究調査の範囲)の60年度経費

内部使用研究費-有形固定資産購入費 [資料1]

② 資本減耗引当

$$\frac{\text{「会社等」の有形固定資産減価償却費}}{\text{「会社等」の研究費(社内使用研究費-有形固定資産減価償却費)}} \times \text{①}$$

[資料1]

③ 經常補助金

研究機関への国庫補助金額 [資料2]

④ 年度・暦年転換率

$$\frac{59年度研究費(自然科学・人文科学) \times 0.25}{60年度研究費(自然科学・人文科学)} + 0.75$$

[資料1]

∴生産額

$$(\text{①} + \text{②} - \text{③}) \times \text{④}$$

3. 投入額

- ① 生産額を資料3の投入係数を用いて各部門への投入額を推計。
- ② 11省庁間の調整会議により投入額を決定。

4. 産出額

- ① 生産額を資料3の産出係数を用いて各部門への産出額を推計。
- ② 11省庁間の調整会議により産出額を決定。

8221-04 人文科学研究機関 (産業)

1. 推計資料

「自然科学研究機関(産業)」と同じ。

2. 生産額

(1) 推計範囲

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち, 民法第34条の法人, その他の法人・団体及び個人の学術研究機関が行う人文科学に関する研究活動とする。

(2) 推計方法

「自然科学研究機関(産業)」と同じ。

3. 投入額

「自然科学研究機関(産業)」と同じ。

4. 産出額

「自然科学研究機関(産業)」と同じ。

8222-01p 自家研究

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	科学技術研究調査報告 (60・61年)	総務庁統計局統計 調査部	
2	産業連関表(延長表)	通商産業大臣官房 調査統計部	

2. 生産額

(1) 推計範囲

企業が、製品の開発、改良等を図るために行う社内研究活動とする。

(2) 推計方法

① 60年度社内研究費

原材料費+その他の経費〔資料1〕

② 年度・暦年転換率

$$\frac{59年度研究費(原材料費+その他の経費) \times 0.25}{60年度研究費(原材料費+その他の経費)} + 0.75$$

〔資料1〕

∴生産額

①×②

3. 投入額

① 生産額を資料2の投入係数を用いて各部門への投入額を推計。

② 11省庁間の調整会議により投入額を決定。

4. 産出額

① 生産額を資料2の産出係数を用いて各部門への産出額を推計。

② 11省庁間の調整会議により産出額を決定。

8. 厚生省担当部門

1519-04 衛生材料

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	工業統計表	通商産業大臣官房 調査統計部	組替1及 び2'表
2	中小企業の原価指標	中小企業庁	
3	衛生材料製造業投入・ 産出実態調査	厚生省大臣官房統 計情報部	
4	産業連関表(55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1の組替表(1表)により製造品出荷額と製造品在庫増減額を求め、これに資料1の組替表(2'表)から求めた半製品・仕掛品在庫増減額を加えて生産額とした。

3. 投入額

資料3による売上高に対する経費の内訳比率を用いて、資料2の原価費目及び資料4を参考に各部門へ配分した。

4. 産出額

製造品在庫増減額を生産者製品在庫純増へ、半製品・仕掛品在庫増減額を半製品・仕掛品在庫純増へ、それぞれ産出し、その他は資料3による売上高に対する内訳比率を用いて、資料4を参考に投入側の需要により各部門へ産出した。

2061-01 医薬品

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	薬事工業生産動態統計 年報	厚生省薬務局	
2	動物用医薬品・医薬部 外品生産(輸入)販売 高年報	農林水産省畜産局	
3	工業統計表	通商産業大臣官房 調査統計部	組替2'表
4	医薬品製造業投入・産 出実態調査	厚生省大臣官房統 計情報部	
5	中小企業の原価指標	中小企業庁	
6	産業連関表(55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1及び資料2により製品の生産額を求め、これに資料3の組替表(2'表)から求めた半製品・仕掛品在庫増減額を加えて生産額とした。

3. 投入額

資料4による売上高に対する経費の内訳比率を用いて、資料5の原価費目及び資料6を参考に各部門へ配分した。

4. 産出額

資料1により医療用医薬品とその他の医薬品(一般医薬品・配置用家庭薬)に分割し、資料4の売上高に対する内訳比率を用いて、資料6を参考に医療用医薬品を医療関係部門へ産出し、その他の医薬品を主に家計消費支出へ産出した。

なお、半製品・仕掛品の在庫増減額は半製品・仕掛品在庫純増へ産出した。

5211-01 上水道・簡易水道

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方公営企業年鑑	財団法人地方財務協会	
2	地方財政統計年報	自治省財政局	
3	地方公共団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研究所	
4	水道事業投入実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
5	産業連関表(55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1(水道・工業用水道編)及び資料2により営業収益(ただし、受託工事収益を除く)を求め、暦年変換後の数値を生産額とした。

なお暦年変換は次式により行った。

$$(59年度の営業収益) \times 1/4 + (60年度の営業収益) \times 3/4$$

3. 投入額

資料4による料金収入に対する経費の内訳比率を用いて、資料1~3及び資料5を参考に各部門へ配分した。

4. 産出額

すべての産業に産出される性質のものであるが、需要先別の資料がないため、資料5を参考に投入側の需要により各部門へ産出した。

5212-01 廃棄物処理(公営)★★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報	自治省財政局	
2	廃棄物処理業投入・産出実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
3	地方公共団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研究所	
4	産業連関表(55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1により地方公共団体における清掃費の消費的支出を求め、暦年変換の後、別途推計した民営事業への委託経費を控除し、更に減価償却費を加えて生産額とした。

なお、暦年変換は次式により行った。

$$(59年度の消費的支出) \times 1/4 + (60年度の消費的支出) \times 3/4$$

3. 投入額

資料2による事業収入に対する経費の内訳比率を用いて、資料3及び資料4を参考に各部門へ配分した。

4. 産出額

資料1により手数料収入を求め、暦年変換後、資料4を参考に家計消費支出及び他の部門の需要により産出し、生産額から手数料収入を差し引いた額を地方政府消費支出へ産出した。

5212-02 廃棄物処理(産業)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査(56・61年)	総務庁統計局	5年周期調査
2	廃棄物処理業投入・産出実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
3	地方公共団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研究所	
4	産業連関表(55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1(全国編)により60年の民営事業所数(毎年同比で増減すると仮定)を推計し、これに資料2により求めた

1 事業所当たりの事業収入を乗じて生産額とした。

3. 投入額

資料2により事業収入に対する内訳比率を用いて、資料3及び資料4を参考に各部門へ配分した。

4. 産出額

資料2による内訳比率を用いて、資料4を参考に投入側の需要により各部門へ産出し、公営からの受託収入は公務(地方)へ産出した。

8311-01 医療(国公立)★★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	決算書	大蔵省	内部資料
2	地方財政統計年報	自治省財政局	
3	主要公的医療機関の概況	厚生省健康政策局	
4	医療施設調査	厚生省大臣官房統計情報部	
5	基金年報	社会保険診療報酬支払基金調査部	
6	老人医療事業年報	厚生省保健医療局	
7	国民健康保険事業年報	厚生省保険局	
8	国立病院年報	厚生省保健医療局	
9	国立療養所年報	〃	
10	病院経営収支調査年報	厚生省健康政策局	
11	地方公共団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研究所	
12	医療事業投入実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
13	産業連関表(55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1により国立医療機関、資料2により公立医療機関の経常経費を求め、資料3により労働福祉事業団の医療費用及び国公立医療機関の減価償却費を求め、これらを合算し、暦年変換後の数値を生産額とした。なお、国立医療機関の一部に資料4による病床数を用いた。

暦年変換は次式による比率を用いた。

(資料5により社会保険の診療報酬支払確定額)+(資料6により老人医療費)+(資料7により国民健康保険の保険給付状況)の暦年/年度。

3. 投入額

資料12による事業収入に対する医療費用の内訳比率を用いて、資料3、8~11及び資料13を参考に各部門へ配分した。

4. 産出額

資料3及び資料13を参考にし、医療収入を家計消費支出へ産出し、他は中央政府消費支出及び地方政府消費支出へ産出した。

8311-02 医療(非営利)★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	主要公的医療機関の概況	厚生省健康政策局	内部資料
2	私立学校の財務状況に関する調査報告書	文部省大臣官房調査統計課	
3	医療施設調査	厚生省大臣官房統計情報部	
4	病院経営収支調査年報	厚生省健康政策局	
5	地方公共団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研究所	
6	医療事業投入実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
7	産業連関表(55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1により公的医療機関、社会保険関係団体及び公益法人・その他の法人の医療費用(減価償却費を含む)、資料2により学校法人の医療費用(私立大学附属病院の医療の消費的支出)求め、資料1、3により減価償却費を推計し、これらを合算して、暦年変換後の数値を生産額とした。

なお、社会保険関係団体の一部に資料3による病床数を用いた。

暦年変換は国公立と同じ比率をもって行った。

3. 投入額

資料6による事業収入に対する医療費用の内訳比率を用いて、資料1、4、5及び資料7を参考に各部門へ配分した。

4. 産出額

資料1及び資料7を参考にし、医療収入を家計消費支出へ、他は対家計民間非営利団体消費支出へ産出した。

8311-03 医療 (産業)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	決算書	大蔵省	
2	国民医療費	厚生省大臣官房統計情報部	
3	衛生行政業務報告	"	
4	家計調査年報	総務庁統計局	
5	医療施設調査	厚生省大臣官房統計情報部	
6	病院報告	"	
7	室料差額徴収状況調査	厚生省保険局	
8	人口動態統計調査	厚生省大臣官房統計情報部	
9	患者調査	"	
10	社会医療診療行為別調査	"	
11	主要公的医療機関の概況	厚生省健康政策局	内部資料
12	地方公営企業年鑑 (病院)	財団法人地方財務協会	
13	地方財政統計年報	自治省財政局	
14	地方財政の状況	"	
15	地方公共団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研究所	
16	病院経営実態調査報告	全国自治体病院協議会	
17	医療経済実態調査報告	中央社会保険医療協議会	
18	医療事業投入実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
19	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料2による国民医療費を暦年変換し、資料3～10によりその他の医療費を推計し、資料5, 18により公社等及び会社立の病院の自己補てん分を求め、これらを合算したもののから資料1及び資料11～14, 17により求めた国公立・非営利の医療収入 (いずれも暦年変換をし) を差し引いたものを生産額とした。

なお、暦年変換は国公立と同じ比率をもって行った。

3. 投入額

資料18による事業収入に対する医療費用の内訳比率を用いて、資料11, 12及び資料15～19を参考に各部門へ配分した。

4. 産出額

資料5, 18を参考に公社等及び会社立の自己補てん分を家計外消費支出へ、他は資料12, 14及び資料19を参考に家計消費支出へ産出した。

8311-04 保健衛生 (国公立) ★★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	決算書	大蔵省	
2	地方財政統計年報	自治省財政局	
3	地方公共団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研究所	
4	地方財政の状況	自治省財政局	
5	保健衛生事業投入実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
6	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1により検疫所の消費的支出、資料2により保健所の消費的支出とそれによる対前年増加率で推計した健康相談施設及びその他の保健衛生事業所の経常経費を求め、これらを合算し暦年変換後の数値を生産額とした。

なお、暦年変換は次式により行った。

$$(59年度の消費的支出) \times 1/4 + (60年度の消費的支出) \times 3/4$$

3. 投入額

資料5による料金収入に対する運営経費の内訳比率を用いて、資料1, 3及び資料6を参考に各部門へ配分した。

4. 産出額

資料1, 2, 4及び資料6を参考に中央政府消費支出・地方政府消費支出へ産出し、内生部門は投入側の需要により公務 (中央) と医療へ産出した。

8311-05 保健衛生 (非営利) ★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査 (56・61年)	総務庁統計局	5年周期調査
2	保健衛生事業投入実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
3	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1 (全国編) により60年の非営利事業所数 (毎年同比で増減すると仮定) を推計し、これに資料2により求めた非営利団体の1事業所当たりの経常経費 (運営経費) を乗じて生産額とした。

3. 投入額

資料2による料金収入に対する運営経費の内訳比率を用いて、資料3を参考に各部門へ配分した。

4. 産出額

資料3を参考に、主として家計消費支出及び対家計民間非営利団体消費支出へ産出し、内生部門は投入側の需要により医療へ産出した。

8311-06 保健衛生 (産業)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査 (56・61年)	総務庁統計局	5年周期調査
2	保健衛生事業投入実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
3	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1 (全国編) により60年の民間事業所数 (毎年同比で増減すると仮定) を推計し、これに資料2により求めた民間事業所の1事業所当たりの料金収入を乗じて生産額とした。

3. 投入額

資料2による料金収入に対する運営経費の内訳比率を用いて、資料3を参考に各部門へ配分した。

4. 産出額

需要先別の資料がないため資料3を参考に投入側の需要により各部門へ産出した。

8312-01 社会保険事業 (国公立) ★★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	決算書	大蔵省	
2	国民健康保険事業年報	厚生省保険局	
3	都道府県国民健康保険団体連合会事業の概況	国民健康保険中央会	
4	社会保険事業投入実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
5	飲食店・旅館業投入実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
6	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1により国が行う社会保険事業 (厚生保険, 船員保険, 国民年金, 労働保険) 及び資料2, 3により地方公共団体が行う社会保険事業の消費的支出を求め、暦年変換後の数値を生産額とした。

なお、暦年変換は次式により行った。

$$(59年度の消費的支出) \times 1/4 + (60年度の消費的支出) \times 3/4$$

3. 投入額

資料4による運営経費の内訳比率を用いて、資料1及び資料6を参考に各部門へ配分した。

なお、宿泊施設については資料5も参考にした。

4. 産出額

資料1を参考に国が行う社会保険事業の消費的支出を中央政府消費支出へ、地方公共団体が行う社会保険事業の消費的支出を地方政府消費支出へ産出した。

8312-02 社会保険事業 (非営利) ★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国家公務員等共済組合事業統計年報	大蔵省主計局	
2	共済組合財務諸表	日本たばこ産業株式会社共済課	
3	鉄道公報 (号外)	日本国有鉄道	
4	日本電信電話共済組合財務諸表及び付属明細書	日本電信電話株式会社労働部	
5	私立学校教職員共済組合決算報告書	私立学校共済組合経済課	
6	地方公務員共済組合等事業年報	自治省行政局	
7	農林年金事業年報	農林漁業団体職員共済組合	
8	農業者年金基金決算報告書	農業者年金基金	
9	石炭鉱業年金基金決算報告書	厚生省年金局	
10	地方公務員災害補償基金決算報告書	自治省行政局	
11	基金年報	社会保険診療報酬支払基金	
12	消防団員等公務災害補償等共済基金決算書	消防庁消防課	
13	健康保険組合事業年報	健康保険組合連合会	
14	国民健康保険事業年報	厚生省保険局	
15	厚生年金基金事業年報	厚生年金基金連合会	
16	社会保険事業投入実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
17	飲食店・旅館業投入実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
18	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1～15により非営利の団体が行う社会保険事業の消費的支出を求め、暦年変換後の数値を生産額とした。

なお、暦年変換は次式により行った。

$$(59年度の消費的支出) \times 1/4 + (60年度の消費的支出) \times 3/4$$

3. 投入額

資料16による運営経費の内訳比率を用いて、資料1～12及び資料18を参考に各部門へ配分した。

なお、宿泊施設については、資料17も参考にした。

4. 産出額

資料1～3, 5, 6及び資料18を参考に施設収入額を家計消費支出へ、他は対家計民間非営利団体消費支出へ産出した。

8312-03 社会福祉 (国公立) ★★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	決算書	大蔵省	
2	簡易保険郵便年金福祉事業団の損益計算書	郵政省簡易保険局	
3	歳出予算要求額明細書	厚生省大臣官房会計課	
4	国の予算	財政調査会	
5	社会福祉施設調査報告	厚生省大臣官房統計情報部	
6	地方公共団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研究所	
7	社会福祉投入実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
8	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料3及び資料4により社会福祉全施設の運営費 (措置費国庫負担額+費用徴収額) を求め暦年変換をし、これを資料5により求めた社会福祉全施設の総定員に占める国公立施設の定員の比率をもって配分し、運営費の国公立分を求めた。これに、資料1により国立更生援護機関諸施設の運営費、資料2により簡易保険郵便年金福祉事業団の消費支出を求め、それぞれ暦年変換をし、更に別途推計した建物帰属賃貸料を合算して生産額とした。

なお、暦年変換は次式により行った。

$$(59年度の運営費等) \times 1/4 + (60年度の運営費等) \times 3/4$$

3. 投入額

資料7による収入計に対する運営経費の内訳比率を用いて、資料6及び資料8を参考に各部門へ配分した。

4. 産出額

簡易保険郵便年金福祉事業団の業務収入額と公立保育所の費用徴収額を家計消費支出へ、他は資料8を参考に中央政府消費支出及び地方政府消費支出へ産出した。

8312-04 社会福祉 (非営利) ★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国の予算	財政調査会	
2	歳出予算要求額明細書	厚生省大臣官房会計課	
3	社会福祉施設調査報告	厚生省大臣官房統計情報部	
4	共同募金運動統計	中央共同募金会	
5	地方公共団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研究所	
6	社会福祉投入実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
7	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1及び資料2により社会福祉全施設の運営費 (措置費国庫負担額+費用徴収額) を求め、暦年変換をし、これを資料3により求めた社会福祉全施設の総定員に占める民営施設の定員の比率をもって配分し、運営費の民営分を求めた。これに資料4により寄付金を求め暦年変換をし、別途推計した減価償却費を加えて生産額とした。

なお、暦年変換は次式により行った。

$$(59年度の運営費等) \times 1/4 + (60年度の運営費等) \times 3/4$$

3. 投入額

資料6による収入計に対する運営費の内訳比率を用いて、資料5及び資料7を参考に各部門へ配分した。

4. 産出額

民営施設の費用徴収額を家計消費支出へ、他は対家計民間非営利団体消費支出へ産出した。

8611-02 映画館

8611-03 劇場・興行場

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	全国映画統計	映画制作者連盟	
2	国税庁統計年報書	国税庁長官官房企画課	
3	映画館・興行場投入実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
4	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1により興行収入 (税抜) を求め、これに資料2により求めた入場税 (暦年変換後) を加えて生産額とした。

なお、暦年変換は次式により行った。

$$(59年度の入場税) \times 1/4 + (60年度の入場税) \times 3/4$$

3. 投入額

資料3による売上高に対する経費の内訳比率を用いて、資料4を参考に各部門へ配分した。

4. 産出額

資料4を参考に家計外消費支出と家計消費支出へ産出した。

8612-01 一般飲食店 (除喫茶店)

8612-02 喫茶店

8612-03 遊興飲食店

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	商業統計表	通商産業大臣官房調査統計部	3~4年 周期調査
2	事業所統計調査 (56・61年)	総務庁統計局	5年周期 調査
3	飲食店・旅館業投入実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
4	中小企業の原価指標	中小企業庁	
5	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1により60年の従業者1人当たりの販売額を推計 (毎年同比で増減すると仮定) し、これに資料2により推計

(毎年同比で増減すると仮定)した従業者数を乗じて生産額とした。

3. 投入額

資料3による売上高に対する経費の内訳比率を用いて、資料4の原価費目及び資料5を参考に各部門へ配分した。

4. 産出額

資料5を参考に家計外消費支出と家計消費支出へ産出した。

8613-01 旅館・その他の宿泊所

8619-01 洗濯・洗張・染物業

8619-02 理容業

8619-03 美容業

8619-04 浴場業

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査(56・61年)	総務庁統計局	5年周期調査
2	飲食店・旅館業投入実態調査	厚生省大臣官房統計情報部	
	クリーニング業投入・産出実態調査	"	
	理容業・美容業投入実態調査	"	
	浴場業投入実態調査	"	
3	中小企業の原価指標	中小企業庁	
4	産業連関表(55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1(サービス業編)により56年・61年別に売上高階級別の中央値に売上高階級別事業所数を乗じて総売上高を求め、これを総事業所数で除し、1事業所当たりの売上高を求めた。これにより、60年の1事業所当たりの売上高を推計(毎年同比で増減すると仮定)し、これに資料1(全国編)より推計(毎年同比で増減すると仮定)した事業所数を乗じて生産額とした。

3. 投入額

資料2による売上高に対する経費の内訳比率を用いて、資料3の原価費目及び資料4を参考に各部門へ配分した。

4. 産出額

(1) 旅館・その他の宿泊所

資料4を参考に家計外消費支出と家計消費支出へ産出し

た。

(2) 洗濯・洗張・染物業

資料2による需要先収入に対する内訳比率を用いて、資料4を参考に投入側の需要により各部門へ産出した。

(3) 理容業

(4) 美容業

(5) 浴場業

資料4を参考に家計消費支出へ産出した。

9. 経済企画庁担当部門

5211-03 下水道★★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報(59, 60年度)	自治省財政局	
2	地方公営企業年鑑(59, 60年度)	"	
3	国民経済計算年報(59, 60年度)	経済企画庁経済研究所国民所得部	
4	産業連関表作成のための昭和60年度地方公共団体財政支出内容調査	"	
5	産業連関表(55年)	行政管理庁	

2. 生産額

本部門については政府部門(地方政府)における非公務扱いとし、経費総額をもって生産額とする。(ただし、受託工事に係る経費を除く)

資料1の損益計算書から受託工事費以外の営業経費を求めて生産額とした。

3. 投入額

資料4より公共下水道事業の経費内訳の細目を取り、資料5を参考にしながら産業連関表部門分類に格付けした。

4. 産出額

産業各部門及び家計に配分し、残りを地方政府消費支出とした。産業各部門への配分については、資料5の産出パターンを参考に推計した。

6411-01 不動産仲介・管理業

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	法人企業統計年報	大蔵省証券局	
2	事業所統計調査報告 (56・61年)	総務庁統計局	
3	国税庁統計年報書	国税庁	
4	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
5	サービス業投入実態調査	〃	
6	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

(1) 法人分の生産額は下記の式により推計した。

$$\text{法人分生産額} = 1 \text{ 企業当たり生産額} \times \text{企業数}$$

このうち、1企業当たり生産額は、資料1より不動産業の売上マイナス売上原価を手数料収入とみなし、不動産業1企業当たり手数料収入を求め、この額を不動産仲介・管理業1企業当たり生産額とした。

また、不動産仲介・管理業の企業数は、まず資料2の「全国編」より不動産業の事業所数を求め、同資料の「会社企業編」より不動産業の企業数を求めて、1事業所当たり企業数を算出し、

$$\text{企業数} \div \text{事業所数} = 0.78$$

次に、資料2の「全国編」より不動産仲介・管理業の事業所数を求めて企業数を推計した。

なお、資料2のデータは、56年及び61年であるため下記の式で60年の事業所(企業)数を推計した。

$$60 \text{ 年の事業所(企業)数} = 56 \text{ 年事業所(企業)数} \times$$

$$\left(\sqrt[5]{\frac{61 \text{ 年事業所(企業)数}}{56 \text{ 年事業所(企業)数}}} \right)^4$$

また、不動産仲介・管理業の事業所数は、以下の3部門について合計して求めた。

小分類692「不動産代理・仲介業」	23,832
小分類691「建売業・土地売買業」の1/2	6,200
小分類703「不動産管理業」	10,471
計	40,503

$$\text{不動産仲介・管理業の企業数} = 0.78 \times 40,503 = 31,592$$

$$\text{これにより、法人分生産額} = 50.0 \text{ (百万円)} \times 31,592 = 1,579,600 \text{ (百万円)}$$

(2) 個人分の生産額は、下記の式により推計した。

$$\text{個人分生産額} = 1 \text{ 個人業者当たり所得額} \times \text{事業所数}$$

このうち、1個人業者当たり所得額は、資料3より求め、事業所数は、資料2より不動産仲介・管理業(法人分と同じ3部門)の個人事業所数を求め推計した。

なお、資料2のデータは、56年及び61年であるため法人分と同様の式で60年の事業所数を推計した。

$$\text{個人分生産額} = 2.04 \text{ (百万円)} \times 23,042 = 47,006 \text{ (百万円)}$$

(3) 以上により(1)法人分と(2)個人分とを合計して不動産仲介・管理業の生産額は、

$$1,579,600 \text{ (百万円)} + 47,006 \text{ (百万円)} = 1,626,606 \text{ (百万円)}$$

なお、「建売業・土地売買業」は1/2を本部門と仮定した。

3. 投入額

資料4の国民経済計算推計資料等を参考に、中間投入比率を求め資料5の調査項目レベルを国民経済計算推計資料(中間消費デフレーター)等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割した。

4. 産出額

資料6及び投入側の数値等により推計した。

6411-02 不動産賃貸料

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	ビル実態調査のまとめ (55・60年)	(社)日本ビルディング協会連合会	
2	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
3	産業連関表 (55年)	行政管理庁	
4	サービス業投入実態調査	経済企画庁経済研究所国民所得部	

2. 生産額

資料1より(社)日本ビルディング協会連合会加盟分の貸ビル賃貸料総額を55年及び60年について下記の式により求めた。

$$\text{貸ビル賃貸料総額} = 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりビル賃貸料} \times \text{貸ビル延面積}$$

次に、資料3の55年の不動産賃貸料生産額から上記で求めた55年の貸ビル賃貸料総額を差し引き(社)日本ビルディング協会連合会加盟外の55年の賃貸料総額を求め、この分については、資料2の国民経済計算推計資料より55年から60年の伸び率を求め、これに乗じて60年の数値を推計した。

以上により60年の不動産賃貸料の生産額は6,850,283百万円となった。

3. 投入額

資料2の国民経済計算推計資料を参考に、中間投入比率を求め、資料4の調査項目レベルを国民経済計算推計資料(中間消費デフレーター)等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割した。

4. 産出額

資料3及び投入側の数値等により推計した。

6421-01 住宅賃貸料

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	住宅統計調査(58年)	総務庁統計局	
2	建築着工統計	建設省建設経済局	
3	消費者物価指数	総務庁統計局	
4	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
5	産業連関表(55年)	行政管理庁	
6	サービス業投入実態調査	経済企画庁経済研究所国民所得部	

2. 生産額

資料1の調査時点(58年)をベンチマークとして、住宅床面積×単価(1㎡当たり家賃)の式で推計した。

このうち、住宅床面積については資料2を用い、単価(1㎡当たり家賃)については資料3を用いてそれぞれ補外し推計した(詳細は、国民経済計算推計資料による。)

生産額27,330,496(百万円)

3. 投入額

資料4の国民経済計算推計資料等を参考に中間投入比率を求め、更に資料6の調査項目レベルを国民経済計算推計資料(中間消費デフレーター)等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割した。

4. 産出額

定義上、全額「家計消費支出」部門に産出した。

8111-01 公務(中央)★★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書(59, 60年度)	大蔵省	
2	各省各庁歳出決算報告書(59, 60年度)	大蔵省	
3	特別会計決算参照書(59, 60年度)	大蔵省	
4	政府関係機関決算書(59, 60年度)	大蔵省	
5	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
6	産業連関表作成に関する基礎資料-昭和60年度において購入した物資及びサービスの内訳	防衛庁	
7	産業連関表作成のための昭和60年度地方公共団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研究所国民所得部	

2. 生産額

資料1～4から中間投入、家計外消費、雇用者所得、間接税を推計し、これに資本減耗引当を加えて生産額とした。

3. 投入額

(1) 投入内訳の分割パターンとして資料7の都道府県支出パターンを用い、所轄省庁ごとに指定されたパターンで分割し集計した。

(2) 防衛庁の投入構造については、資料6によって把握した。

(3) 別途調査等により品目の追加及び調整を行った。

(4) 運賃マージンを差し引いて購入者価格表を生産者価格表に転換した。

4. 産出額

商品、非商品の販売額を家計・産業へ産出し、生産額からこれら販売額を差し引いた額を公務中央の自己消費分として中央政府消費支出に産出した。

8112-01 公務（地方）★★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報 (59, 60年度)	自治省財政局	
2	地方公務員給与の実態 (59, 60年)	〃 行政局	
3	地方公営企業年鑑 (59, 60年度)	〃 財政局	
4	国民経済計算年報 (59, 60年度)	経済企画庁経済研 究所国民所得部	
5	産業関連表作成のため の昭和60年度地方公共 団体財政支出内容調査	〃	

2. 生産額

資料1-4から中間投入、家計外消費、雇用者所得を推計し、これに資本減耗引当を加えて生産額とした。

3. 投入額

(1) 投入内訳の分割パターンとして資料5の都道府県、市町村の支出パターンを用いて推計した。

(2) 別途調査等により品目の追加及び調整を行った。

(3) 運賃マージンを差し引いて購入者価格表を生産者価格表に転換した。

4. 産出額

商品、非商品の販売額を家計・産業へ産出し、生産額からこれら販売額を差し引いた額を地方政府の自己消費分として地方政府消費支出に産出した。

8411-01 対企業民間非営利団体

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	産業関連表 (55年)	行政管理庁	
2	国民経済計算年報	経済企画庁経済研 究所国民所得部	

2. 生産額

産業関連表の対企業民間非営利団体の雇用者所得 (60年は暫定値) の55年から60年の伸び率を55年の生産額に乗じて求めた。

3. 投入額

55年産業関連表の投入比率に、55年産業関連表と60年国民経済計算の内生比率 (中間投入計/国内生産額) の開差率を乗じて60年産業関連表の投入係数とした。求めた60年産業関連表の投入係数に生産額を乗じて、投入額とした。

4. 産出額

内生部門に配分することとし、「国民経済計算推計資料」、「産業関連表 (55年)」により大枠の配分を行い、投入側の数値等により推計した。

8411-02 対家計民間非営利団体 (除別掲) ★

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	民間非営利団体実態調 査報告 (59年, 60年)	経済企画庁経済研 究所国民所得部	
2	政治資金収支報告書 (59年, 60年)	自治省	
3	国民経済計算年報	経済企画庁経済研 究所国民所得部	
4	産業関連表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1より、宗教、労働団体、学術・文化団体、他に分類されない非営利的団体及び集会場の経費総額を、資料2から政治団体の経費総額をそれぞれ求め生産額とした。

3. 投入額

55年産業関連表の投入比率に、55年産業関連表と60年国民経済計算の内生比率 (中間投入計/国内生産額) の開差率を乗じて60年産業関連表の投入係数とした。求めた60年産業関連表の投入係数に生産額を乗じて、投入額とした。

4. 産出額

家計消費支出と対家計民間非営利団体消費支出に配分した。

8511-01 広告

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	電通広告年鑑	株式会社電通	
2	法人企業間接費調査報告(50年)	経済企画庁経済研究所国民所得部	
3	産業連関表(55年)	行政管理庁	
4	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
5	サービス業投入実態調査集計報告	〃	
6	TKC経営指標(55~60年)	TKC	

2. 生産額

(1) 資料1により広告代理業の取扱高を営業広告の生産額とした。

営業広告の生産額(媒体別広告費の内訳)

1	新聞	855,000 (百万円)
2	雑誌	196,500
3	ラジオ	155,800
4	テレビ	1,050,300
5	DM・屋外・その他広告	644,100

計 2,901,700

(2) 資料2の全産業における広告宣伝費中の営業広告費に対する自家広告費(企業自らの広告宣伝費)の割合を用い、自家広告費を求めた。

$$2,901,700(\text{百万円}) \times \frac{925}{3,538} = 758,641(\text{百万円})$$

(3) よって①、②より生産額は、

$$2,901,700(\text{百万円}) + 758,641(\text{百万円}) = 3,660,341(\text{百万円})$$

3. 投入額

資料5の調査項目レベルを、資料4の中間消費デフレーター等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割し、これに資料3、6を用いて求めた中間投入比率を乗じることにより、各基本分類の中間投入比率とし、生産額に乗じて投入額とした。

4. 産出額

資料3及び投入側の数値等により推計した。

8512-01 情報サービス

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	特定サービス産業実態調査	通商産業省大臣官房調査統計部	
2	事業所統計調査報告(56, 61年)	総務庁統計局	
3	サービス業投入実態調査集計報告	経済企画庁経済研究所国民所得部	
4	産業連関表(55年)	行政管理庁	
5	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
6	TKC経営指標(55~60年)	TKC	

2. 生産額

特定サービス産業実態調査より1事業所当たり年間売上高をとり、事業所統計調査報告より60年の事業所数を求め、生産額を推計した。

$$60\text{年事業所数} = 56\text{年事業所数} \times \left(\sqrt[5]{\frac{61\text{年事業所数}}{56\text{年事業所数}}} \right)^4$$

$$\text{生産額} = 1\text{事業所当たり年間売上高} \times \text{事業所数} = 3,978,146(\text{百万円})$$

3. 投入額

資料3の調査項目レベルを資料5の中間消費デフレーター等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割し、これに資料4、6を用いて求めた中間投入比率を乗じることにより、各基本分類の中間投入比率とし、生産額に乗じて投入額とした。

4. 産出額

資料4及び投入側の数値等により推計した。

8512-02 ニュース供給・興信所

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査報告(56, 61年)	総務庁統計局	
2	産業連関表(55年)	行政管理庁	
3	サービス業投入実態調査集計報告	経済企画庁経済研究所国民所得部	

No.	資料名	出所	備考
4	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
5	TKC経営指標 (55~60年)	TKC	

2. 生産額

サービス業投入実態調査集計報告により従業者1人当たりの人件費を求め、事業所統計調査報告より昭和60年の従業員数を、TKC経営指標より人件費率を推計し、生産額を推計した。

$$60年従業員数 = 56年従業員数 \times \left(\sqrt[5]{\frac{61年従業員数}{56年従業員数}} \right)^4$$

$$= 27,345人$$

$$生産額 = 従業者1人当たりの人件費 \times 従業員数 \div 人件費率$$

$$= 3,741(千円) \times 27,345(人) \div 0.282386$$

$$= 362,262(百万円)$$

3. 投入額

資料3の調査項目レベルを資料4の中間消費デフレーター一等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割し、これに資料2, 5を用いて求めた中間投入比率を乗じることにより、各基本分類の中間投入比率とし、生産額に乗じて投入額とした。

4. 産出額

資料2及び投入側の数値等により推計した。

8519-01 建物サービス

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (56, 61年)	総務庁統計局	
2	サービス業投入実態調査集計報告	経済企画庁経済研究所国民所得部	
3	産業連関表 (55年)	行政管理庁	
4	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
5	TKC経営指標 (55~60年)	TKC	

2. 生産額

サービス業投入実態調査集計報告により従業者1人当た

りの売上高をとり、事業所統計調査報告 (56年, 61年) より従業員数を求め生産額を推計した。

$$60年従業員数 = 56年従業員数 \times \left(\sqrt[5]{\frac{61年従業員数}{56年従業員数}} \right)^4$$

$$= 381,248(人)$$

$$生産額 = 従業者1人当たり売上高 \times 従業員数$$

$$= 5,622(千円) \times 381,248(人) = 2,143,376(百万円)$$

3. 投入額

資料2の調査項目レベルを資料4の中間消費デフレーター一等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割し、これに資料3, 5を用いて求めた中間投入比率を乗じることにより、各基本分類の中間投入比率とし、生産額に乗じて投入額とした。

4. 産出額

資料2及び投入側の数値等により推計した。

8519-02 法務・財務・会計サービス

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国税庁統計年報	国税庁	
2	事業所統計調査報告 (56, 61年)	総務庁統計局	
3	サービス業投入実態調査集計報告	経済企画庁経済研究所国民所得部	
4	産業連関表 (55年)	行政管理庁	
5	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
6	TKC経営指標 (55~60年)	TKC	

2. 生産額

資料1より60年の弁護士・税理士等の1人当たりの所得額(売上高)をとり、それに無税分の報酬・料金を1割と仮定し、資料2より従業員数を求め、生産額を推計した。

$$60年従業員数 = 56年従業員数 \times \left(\sqrt[5]{\frac{61年従業員数}{56年従業員数}} \right)^4$$

$$= 234,918(人)$$

$$生産額 = 5,244(千円) \times 234,918(人) \times 1.1$$

$$= 1,355,101(百万円)$$

3. 投入額

資料3の調査項目レベルを資料5の中間消費デフレーター一等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割し、これに資料4, 6を用いて求めた中間投入比率を乗じることに

より、各基本分類の中間投入比率とし、生産額に乗じて投入額とした。

4. 産出額

資料4及び投入側の数値等により推計した。

8519-09 その他の対事業所サービス

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (56, 61年)	総務庁統計局	
2	サービス業投入実態調査集計報告	経済企画庁経済研究所国民所得部	
3	産業連関表(55年)	行政管理庁	
4	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
5	TKC経営指標 (55~60年)	TKC	

2. 生産額

サービス業投入実態調査集計報告により従業者1人当たりの売上高をとり、事業所統計調査報告(56年, 61年)より従業員数を求め、生産額を推計した。

$$60年従業員数 = 56年従業員数 \times \left(\sqrt[5]{\frac{61年従業員数}{56年従業員数}} \right)^4$$

$$= 668,751 \text{ (人)} = 56年従業員数$$

$$生産額 = 従業員1人当たりの売上高 \times 従業員数$$

$$= 8,825 \text{ (千円)} \times 668,751 \text{ (人)}$$

$$= 5,901,728 \text{ (百万円)}$$

3. 投入額

資料2の調査項目レベルを資料4の中間消費デフレーター等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割し、これに資料3, 5を用いて求めた中間投入比率を乗じるにより、各基本分類の中間投入比率とし、生産額に乗じて投入額とした。

4. 産出額

資料3及び投入側の数値等により推計した。

8611-01 映画制作・配給業

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (56, 61年)	総務庁統計局	

2	サービス業投入実態調査集計報告	経済企画庁経済研究所国民所得部
3	国民経済計算年報	"
4	TKC経営指標 (55~60年)	TKC
5	産業連関表(55年)	行政管理庁

2. 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、同資料の「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

なお、1事業所当たり売上は、次の算式による。

$$1 \text{ 事業所当たり売上} = (\Sigma \text{売上階層別中位数} \times \text{売上階層別事業所数}) / \text{事業所数}$$

(10億円以上の中位数は、15億円とした。)

$$60年1 \text{ 事業所当たり売上} = 56年売上 \times \left(\sqrt[5]{\frac{61年売上}{56年売上}} \right)^4$$

また、事業所数は、

$$60年事業所数 = 56年事業所数 \times \left(\sqrt[5]{\frac{61年事業所数}{56年事業所数}} \right)^4$$

① 映画制作・配給業

60年

1事業所当たり売上 194,577(千円)

事業所数 1,884

生産額 366,583.1(百万円)

② 映画サービス業

60年

1事業所当たり売上 307,927(千円)

事業所数 95

生産額 29,253.1(百万円)

以上より、映画制作・配給業の生産額は、

$$\text{①} + \text{②} = 395,836 \text{ (百万円)}$$

3. 投入額

資料2の調査項目レベルを、資料3の中間消費デフレーター等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割し、これに資料4, 5より求めた内生比率を乗じるにより、各基本分類の中間投入比率とし、生産額に乗じて投入額とした。

4. 産出額

資料5及び投入側の数値等により推計した。

8611-04 遊戯場

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (56, 61年)	総務庁統計局	
2	サービス業投入実態調査集計報告	経済企画庁経済研究所国民所得部	
3	国民経済計算年報	"	
4	TKC経営指標 (55~60年)	TKC	
5	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、同資料の「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

60年	
1事業所当たり売上	124,232(千円)
事業所数	38,905
生産額	4,833,246(百万円)

3. 投入額

資料2の調査項目レベルを、資料3の中間消費デフレーター等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割し、これに資料4、5より求めた内生比率を乗じることにより、各基本分類の中間投入比率とし、生産額に乗じて投入額とした。

4. 産出額

資料5及び投入側の数値等により推計した。

8611-05 その他の娯楽施設

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (56, 61年)	総務庁統計局	
2	地方財政統計年報 (59, 60年度)	自治省財政局	
3	農林水産省資料	農林水産省畜産局	
4	サービス業投入実態調査集計報告	経済企画庁経済研究所国民所得部	
5	国民経済計算年報	"	

6	TKC経営指標 (55~60年)	TKC	
7	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

① 競輪, 競馬, 自動車, モーターボート及びそれらの競技団の収益事業

資料2から競馬事業, 自転車競走事業, 小型自動車競走事業, モーターボート競走事業の入場料, 車馬券売上金及び払い戻し金の計数を求め, 資料3より中央競馬会の入場料, 馬券売上金及び払い戻し金の計数を求めて生産額を推計した。(単位: 百万円)

	中央	地方
ア. 入場料	2,326.7	8,911.9
イ. 馬, 車券売上金	1,645,859.6	3,347,550.5
ウ. 払い戻し金	1,222,561.1	2,495,924.0

よって生産額はア+イ-ウ=1,286,163.6(百万円)

② 運動競技場

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、同資料の「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

60年	
1事業所当たり売上	154,357(千円)
事業所数	11,372
生産額	1,755,347.8(百万円)

③ 公園, 遊園地

②と同一の推計方法で推計した。

60年	
1事業所当たり売上	254,555(千円)
事業所数	1,329
生産額	338,303.6(百万円)

以上より, その他の娯楽施設の生産額は,

①+②+③=3,379,815(百万円)

3. 投入額

資料4の調査項目レベルを、資料5の中間消費デフレーター等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割し、これに資料6、7より求めた内生比率を乗じることにより、各基本分類の中間投入比率とし、生産額に乗じて投入額とした。

4. 産出額

資料7及び投入側の数値等により推計した。

8611-06 興行団

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (56, 61年)	総務庁統計局	
2	サービス業投入実態調 査集計報告	経済企画庁経済研 究所国民所得部	
3	国民経済計算年報	"	
4	TKC経営指標 (55~60年)	TKC	
5	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、同資料の「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

	60年
1事業所当たり売上	137,641(千円)
事業所数	1,531
生産額	210,728(百万円)

よって生産額は210,728(百万円)

3. 投入額

資料2の調査項目レベルを、資料3の中間消費デフレーター等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割し、これに資料4、5より求めた内生比率を乗じることにより、各基本分類の中間投入比率とし、生産額に乗じて投入額とした。

4. 産出額

資料5及び投入側の数値等により推計した。

8611-07 その他の娯楽

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (56, 61年)	総務庁統計局	
2	個人企業経済調査 (59, 60年度)	"	
3	地方財政統計年報 (59, 60年度)	自治省財政局	

4	サービス業投入実態調 査集計報告	経済企画庁経済研 究所国民所得部
5	国民経済計算年報	"
6	TKC経営指標 (55~60年)	TKC
7	産業連関表 (55年)	行政管理庁

2. 生産額

① スポーツ、娯楽用品貸貸業

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、同資料の「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

	60年
1事業所当たり売上	29,719(千円)
事業所数	1,238
生産額	36,792.1(百万円)

② その他の娯楽業

①と同一の方法により生産額を推計した。

	60年
1事業所当たり売上	17,628(千円)
事業所数	6,978
生産額	123,008.2(百万円)

③ 著述家、芸術家業

資料2から1事業所当たり売上を求め、資料1から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

	60年
1事業所当たり売上	5,363(千円)×1/4 +4,980(千円)×3/4
事業所数	977
生産額	4,959.0(百万円)

④ 宝くじ事業

資料3から宝くじ事業の歳入合計の計数を求め生産額とした。

歳入合計135,668.8(百万円)×1/4+153,806.4(百万円)×3/4

これより生産額149,272.0(百万円)

以上より、その他の娯楽の生産額は、

①+②+③+④=314,031(百万円)

3. 投入額

資料4の調査項目レベルを、資料5の中間消費デフレーター等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割し、これに資料6、7より求めた内生比率を乗じることにより、各基本分類の中間投入比率とし、生産額に乗じて投入額とした。

4. 産出額

資料7及び投入側の数値等により推計した。

8619-05 写真業

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (56, 61年)	総務庁統計局	
2	サービス業投入実態調 査集計報告	経済企画庁経済研 究所国民所得部	
3	国民経済計算年報	"	
4	TKC経営指標 (55~60年)	TKC	
5	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、同資料の「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

60年

1事業所当たり売上 34,339(千円)
事業所数 19,219
生産額 659,961(百万円)

3. 投入額

資料2の調査項目レベルを、資料3の中間消費デフレーター等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割し、これに資料4、5より求めた内生比率を乗じることにより、各基本分類の中間投入比率とし、生産額に乗じて投入額とした。

4. 産出額

資料5及び投入側の数値等により推計した。

8619-06 葬儀業

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (56, 61年)	総務庁統計局	
2	サービス業投入実態調 査集計報告	経済企画庁経済研 究所国民所得部	
3	国民経済計算年報	"	

4	TKC経営指標 (55~60年)	TKC	
5	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、同資料の「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

60年

1事業所当たり売上 72,041(千円)
事業所数 4,985
生産額 359,124(百万円)

3. 投入額

資料2の調査項目レベルを、資料3の中間消費デフレーター等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割し、これに資料4、5より求めた内生比率を乗じることにより、各基本分類の中間投入比率とし、生産額に乗じて投入額とした。

4. 産出額

家計消費支出へ全額計上した。

8619-07 各種修理業 (除別掲)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (56, 61年)	総務庁統計局	
2	サービス業投入実態調 査集計報告	経済企画庁経済研 究所国民所得部	
3	国民経済計算年報	"	
4	TKC経営指標 (55~60年)	TKC	
5	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、同資料の「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

60年

1事業所当たり売上 7,121(千円)
事業所数 13,614
生産額 96,945(百万円)

3. 投入額

資料2の調査項目レベルを、資料3の中間消費デフレーター等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割し、これに資料4、5より求めた内生比率を乗じるにより、各基本分類の中間投入比率とし、生産額に乗じて投入額とした。

4. 産出額

資料5及び投入側の数値等により推計した。

8619-09 その他の対個人サービス

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (56, 61年)	総務庁統計局	
2	個人企業経済調査 (59, 60年度)	"	
3	毎月勤労統計調査	労働省労働大臣官 房政策調査部	
4	国勢調査	総務庁統計局	
5	サービス業投入実態調 査集計報告	経済企画庁経済研 究所国民所得部	
6	国民経済計算年報	"	
7	TKC経営指標 (55~60年)	TKC	
8	産業連関表(55年)	行政管理庁	

2. 生産額

① その他の物品賃貸業

資料1の「サービス業編」から1事業所当たり売上を求め、同資料の「全国編」から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

	60年
1事業所当たり売上	37,904(千円)
事業所数	11,696
生産額	443,325.2(百万円)

② 物品預り業

①と同一の方法により生産額を推計した。

	60年
1事業所当たり売上	3,058(千円)
事業所数	3,738
生産額	11,430.8(百万円)

③ 衣服裁縫修理業

①と同一の方法により生産額を推計した。

	60年
1事業所当たり売上	2,645(千円)
事業所数	12,444
生産額	32,914.4(百万円)

④ 他に分類されない個人サービス業

①と同一の方法により生産額を推計した。

	60年
1事業所当たり売上	34,848(千円)
事業所数	16,524
生産額	575,828.4(百万円)

⑤ 個人教授所

資料2から1事業所当たり売上げを求め(学習塾はサービス業従業者規模4人と5~9人の平均値、スポーツ・健康個人教授所は同5人以上、その他の個人教授所は同2人の値)、資料1から求めた事業所数を乗じて生産額を推計した。

ア 学習塾

1事業所当たり売上	17,060(千円)×1/4+17,409(千円)×3/4
事業所数	30,423
生産額	526,987.2(百万円)

イ スポーツ・健康個人教授所

1事業所当たり売上	23,410(千円)×1/4+23,538(千円)×3/4
事業所数	4,142
生産額	97,361.9(百万円)

ウ その他の個人教授所

1事業所当たり売上	5,363(千円)×1/4+4,980(千円)×3/4
事業所数	75,701
生産額	384,258.3(百万円)

よって個人教授所の生産額は、1,008,607.4(百万円)

⑥ 家事サービス業

資料3の「特別調査報告」の1人当たり「きまって支給する現金給与額(月額)」と「過去1年間に特別に支払われた現金給与額」から1人当たり年間給与額を求め、資料4より求めた従業者数を乗じて生産額を推計した。

1人当たり年間給与額	143,284円×12ヵ月+334,709円
従業者数	87,800人
生産額	180,351.5(百万円)

⑦ 園芸サービス業

資料3の1人当たり「きまって支給する現金」及び「特別に支払われた給与」(特掲産業サービス業)から1人当たり年間給与額を求め、資料1より求めた従業者数を乗じ、

資料8より求めた賃金率 (= 1 - 中間投入比率) で除して生産額を推計した。

1人当たり年間給与額	(181,906円+56,369円)×12ヵ月
従業者数	13,934人
賃金率	0.805536
生産額	49,459.6(百万円)

以上より、生産額は、

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} + \textcircled{7} = 2,301,917 \text{ (百万円)}$$

3. 投入額

資料5の調査項目レベルを、資料6の中間消費デフレーター等を用いて産業連関表の基本分類レベルに分割し、これに資料7, 8より求めた内生比率を乗じることにより、各基本分類の中間投入比率とし、生産額に乗じて投入額とした。

4. 産出額

資料8及び投入側の数値等により推計した。

10. 総務庁担当部門

7171-01 こん包

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	こん包事業に関する調査	総務庁統計局統計基準部	5年周期調査
2	事業所統計調査報告(56, 61年)	総務庁統計局統計調査部	
3	鉱工業投入調査	通商産業大臣官房調査統計部	
4	包装・資材・容器・機械生産出荷統計(61年)	(社)日本包装技術協会包装技術研究所	

2. 生産額

(1) 推計の範囲

財貨の価値及び状態を保護するために紙・板・金属・容器などを用いて包装又はこん包が施される。これは、包括的に「個装」、「内装」及び「外装」の三つに区分することができる。

「個装」は、商品価値を高めるため、又は商品を保護するため、商品個々に施す包装をいい、「内装」は商品に対する水・湿気・衝撃などを考慮して包装貨物の内側に施す包装をいい、更に、「外装」は、商品を紙・板・金属などを用い

て結束し、又は、それから作られた容器に入れ、記号・荷印などを付して行う包装貨物の外部の包装をいう。

産業連関表におけるこん包部門は、「内装」及び「外装」活動を含み、「個装」活動を含まない。「個装」は生産工程中に行われるため、商品の原材料に含まれるものと考えられるからである。

「内装」及び「外装」は、各商品生産者によって行われる自家こん包活動と、こん包事業者などの専門的活動による営業こん包活動があるが、昭和60年表では後者のみを推計している。昭和55年表まで本部門に含まれていた自家こん包活動については、昭和60年表では各部門におけるこん包(包装)資材の投入として扱い、本部門に含まない。

(2) 生産額

こん包活動について、資料1の調査項目から、主産業がこん包業のもの、主産業がその他の運輸業でこん包業を兼業するものの2種類の形態別に、「1事業所当たりのこん包収入」を求め、これに資料2から求めた昭和60年事業所数を乗じて、全体の生産額を推計した。

(推計式)

$$\textcircled{1} \text{ こん包業生産額} = \text{こん包収入計} \div \text{集計事業数} \times \text{推計事業所数(60年)}$$

$$\textcircled{2} \text{ 運輸業生産額} = \text{こん包収入計} \div \text{集計事業数} \times \text{推計事業所数(60年)} \times \text{こん包比率}$$

$$\textcircled{3} \text{ こん包部門生産額} = \textcircled{1} + \textcircled{2}$$

(注) こん包比率(こん包活動をしている事業所の割合) = 集計事業所数(こん包活動有の事業所数) ÷ 有効回答調査票数

3. 投入額

資料1の調査項目「経常費用」及び「包装・こん包材料」の集計結果(品目別投入比率)により推計した。

4. 産出額

資料1の調査項目「包装・こん包品目」の集計結果(需要先比率)により推計した。製造業部門の産出額は、資料3の調査項目「委託こん包費」の集計結果(投入比率)により推計した。

第2節 最終需要部門

1. 経済企画庁担当部門

9110-00 家計外消費支出 (列)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
2	産業連関表 (55年)	行政管理庁	

2. 生産額

生産額は、粗付加価値部門の家計外消費支出である宿泊・日当、交際費及び福利厚生費の合計値によった。後述、宿泊・日当、交際費、福利厚生費の項目を参照されたい。

3. 投入額

資料2の55年産業連関表の購入者価格に、55年から60年の各部門毎の物価上昇率を乗ずることにより、60年の家計外消費支出の暫定値とし、この構成比に生産額を乗ずることにより求めた。なお、55年から60年への部門ごとの物価上昇率は、国民経済計算 (新SNA) の中間消費デフレーターを用いた。

4. 留意すべき点

推計方法からもわかるとおり、家計外消費支出の推計については、投入側、産出側とも十分な推計資料がないため、前回産業連関表の計数が一次推計値となっている。

9121-00 家計消費支出

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所統計調査報告 (全国編) (56, 61年)	総務庁統計局	
2	事業所統計 (サービス業編) (")	"	
3	消費者物価指数年報	"	
4	法人企業統計年報 (59, 60年)	大蔵省証券局	
5	国税庁統計年報書	国税庁長官官房企画課	

6	作物統計	農林水産省統計情報部
7	生産農業所得統計	"
8	第62次農林水産省統計表	"
9	漁業養殖業生産統計年報	"
10	物財統計	"
11	農村物価指数	"
12	工業統計表 (品目編)	通商産業大臣官房調査統計部
13	工業統計表 (産業編)	"
14	商業統計表	"
15	商業統計表 (一般飲食店)	"
16	商業動態統計月報 (59, 60年)	"
17	商業実態基本調査 (54, 61年)	"
18	紙・パルプ統計年報	"
19	資源統計年報	"
20	エネルギー生産・需給統計年報	"
21	鉄鋼統計年報	"
22	機械統計年報	"
23	陸運統計年報	運輸省運輸政策局情報管理部
24	地方公営企業年鑑	自治省財政局
25	物価指数年報	日本銀行調査統計局

(注) 家計消費支出は、コモディティ・フロー法 (コモ法) による推計結果を採用しているため、ここでは、コモ法で使用した主な資料をあげておくこととする。

なお、コモ法では家計消費支出、国内総固定資本形成、在庫純増が同時に推計されるため、後述する国内総固定資本形成、在庫純増の推計資料も同一である。

2. 生産額

家計消費支出の生産額の推計方法は、45年表までと50年表以降とは異なっている。

すなわち、45年表までは、国民所得統計における家計消費支出の推計方法が、家計調査報告等を用いて推計する支出接近法を採用していたため、産業連関表の家計消費支出の投入側は、生産額を家計調査等により求めるとともに、

部門毎の家計消費額も、家計調査の品目別支出額等により推計されていた。一方、産出側からも家計消費支出の推計が行なわれるので、この産出側推計値と、先に求めた投入側の推計値を調整することにより、最終的な家計消費支出が決定されていた。

50年表からは、経済企画庁において、国民所得統計から新国民経済計算体系（新SNA）に移行したことに伴い、最終需要部門の推計も、物的推計方法の一つであるコモディティ・フロー法（以下、「コモ法」と略す）による推計方式に改められた。このため、産業連関表の投入側推計値も、コモ法による推計値をもとに推計されることとなった。ただし、特定の商品（電力等）に関しては、新SNA概念による支出接近法の計数を勘案して、一次推計値としているものもある。

3. 投入額

コモ法による推計結果をもとに、投入額を求めた。

4. 留意すべき点

コモ法では、屑・副産物推計において、関連する商品の需要額に昭和55年産業連関表の屑・副産物発生比率（固定比率）を乗ずることにより求める、という簡略な推計方法を用いている。このため、家計から発生した屑・副産物の調整に当たっては、産出側のみならず、屑・副産物の投入先の推計値とも十分な調整を行った。

9141-00 国内総固定資本形成（公的）

9142-00 国内総固定資本形成（民間）

1. 推計資料

家計消費支出の項目で述べたとおりなので、参照された。

2. 生産額

コモ法による推計結果をもとに、生産額を求めた。ただし、コモ法では公的と民間との区別がなく、国内総固定資本形成一本の形で推計されている。このため、公的については、新SNAと同様にして決算書の積み上げを推計値とし、民間については、コモ法推計値と公的との差を推計値とした。

3. 投入額

コモ法による推計結果をもとに投入額を求めたが、国内総固定資本形成は大別して機械投資と建設投資に分けられるため、機械部門、建設部門別にみることにする。

機械投資については、コモ法推計値による商品別の固定資本形成向け産出額を用い、公的と民間との割り振りは、資本財機器産業別需要構造調査結果表（通商産業省）、機械受注統計年報、各種業界情報、55年産業連関表、決算書等

の資料を用いた。

建設投資については、新SNAの推計方法がいわゆる建設コモ法を用いており、建設資材の投入額をコモ法で推計し、これに法人企業統計季報等から推計した建設業の付加価値額を加算することにより、建設部門の一次推計値としている。このあと、建設省の建設部門の生産額推計との調整を行っている。また、各部門ごとの配分は、この推計値を新SNAの推計値、建設省統計資料、業界ヒアリング等を用いて割り振ることにより求めている。

4. 留意すべき点

(1) 屑・副産物

家計消費支出の項目で述べたとおりなので、参照された。

(2) 建設投資の投入額推計

建設投資は、建設部門の生産額（コントロール・トータル）いかにかかっているため、調整作業に入る前に、産出側（建設省）との調整を十分行っている。すなわち、建設補修を除く建設部門の生産額は、すべて国内総固定資本形成（公的及び民間）に産出されるため、建設省の生産額作成時点で、投入側における建設部門の資本形成額との差の調整が必要となる。なお、建設省側では、この時点で既に公的と民間との割り振りについても決定しているため、公的、民間ごとに調整を行っている。

9150-10 生産者製品在庫純増

9150-20 半製品・仕掛品在庫純増

9150-30 流通在庫純増

9150-40 原材料在庫純増

9150-50 所在不明在庫純増

1. 推計資料

家計消費支出の項目で述べたとおりなので、参照された。

2. 生産額

コモ法により、形態別、品目別に在庫純増が推計されるので、この形態別の合計値を生産額とした。

3. 投入額

コモ法推計結果を、産業連関表に合わせて組み替えた計数を、各部門の形態別在庫純増の推計値とした。

在庫純増の概念が、「期中における物量増減を年間平均の市中価格で評価したもの」であるから、工業統計表や商業統計表の計数を使用して在庫推計を行う場合は、商品の数量変化とともに価格変化が含まれることとなるため、年間平均価格での在庫品評価調整が必要である。投入側の推計値は、コモ法において既に在庫品評価調整された数値であ

るが、実際の計数については、一部、在庫品評価調整を行っていないものも含まれている。

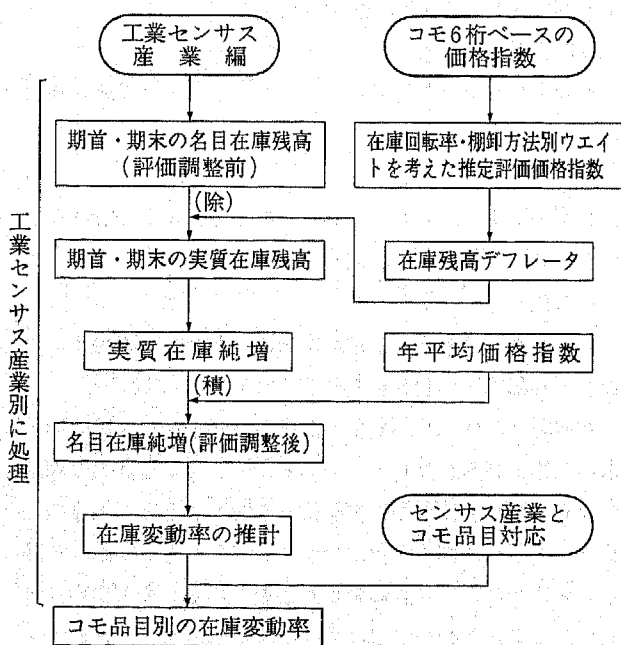
4. 留意すべき点

半製品・仕掛品在庫純増については、生産額（コントロール・トータル）の推計が産業連関表作成における初期作業であることから、在庫品評価調整に関する十分な情報が得られず、在庫品評価調整が行われていない、価格変化を含まないままの推計値を用いている部門がある。

〔付〕在庫品評価調整

国民経済計算で求める在庫投資は、数量的な在庫変動の測定であり、生産活動によらない単なる時間の経過に伴う価値額の増減は、除去しなくてはならない。在庫投資の推計に工業統計表や商業統計表を利用する場合、これらの計数は、企業会計に基づく在庫投資額であるから、商品の数量変化とともに価格変化が含まれており、物価変動に起因するキャピタルゲインやロスを含むこととなる。さらに、企業における在庫の評価方法はまちまちであり、この点からも在庫品評価調整の必要がある。コモ法における在庫品評価調整法では、在庫変動率算定の際に評価調整を織り込んでいる。すなわち、製品在庫変動率は、製品在庫増減額を出荷額で除して求めるが、製品在庫増減額を事前に在庫品評価調整してから、製品在庫変動率を求めている。

推計方法を図により説明すると、①工業統計表産業編から産業別に名目在庫残高を算出し、②これを別途推計した在庫残高デフレーターで除して、実質在庫残高を求める。③次に、期首と期末の差として実質在庫増減額を得、これ



に年平均価格指数を乗じて実質在庫増減額を求める。④これを在庫変動率算定の分子として、評価調整後の在庫変動率とする。⑤こうして得られた産業別の在庫変動率を、コモ法推計の品目に対応づける。

なお、在庫残高デフレーターの作成に当たっては、在庫形態別にコモ法6桁ベースの価格指数を用いている。また、法人企業投資動向調査（経済企画庁）により棚卸評価方法を求め、在庫残高デフレーターの推計に織り込んでいる。

9122-00 対家計民間非営利団体消費支出

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	産業連関表(55年)	行政管理庁	
2	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	

2. 生産額

資料2の対家計民間非営利団体消費支出の数値とした。

3. 投入額

資料2の対家計民間非営利団体消費支出の3部門（医療・教育・その他）の計数を資料1の対家計民間非営利団体消費支出の構成比で分割して求めた。

9130-10 中央政府消費支出

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書 (59, 60年度)	大蔵省	
2	各省各庁歳出決算報告 書(59, 60年度)	大蔵省	
3	特別会計決算参照書 (59, 60年度)	大蔵省	
4	政府関係機関決算書 (59, 60年度)	大蔵省	
5	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
6	産業連関表作成に関する 基礎資料-昭和60年 度において購入した物 資及びサービスの内訳	防衛庁	

No.	資料名	出所	備考
7	産業連関表作成のための昭和60年度地方公共団体財政支出内容調査	経済企画庁経済研究所国民所得部	

2. 生産額

中央政府に分類される政府サービス生産者に属する部門は下記のとおりであり、各部門の生産額のうち中央政府分に当たるものから他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、それぞれの自己消費額を集計して生産額とする。

- 7179-041 航空付帯サービス (国公営)
- 8111-011 公務 (中央)
- 8211-011 学校教育 (国公立)
- 8211-031 自然科学・学校研究機関 (国公立)
- 8211-041 人文科学・学校研究機関 (国公立)
- 8213-011 社会教育 (国公立)
- 8213-031 その他の教育訓練機関 (国公立)
- 8221-011 自然科学研究機関 (国公立)
- 8221-021 人文科学研究機関 (国公立)
- 8311-011 医療 (国公立)
- 8311-041 保健衛生 (国公立)
- 8312-011 社会保険事業 (国公立)
- 8312-031 社会福祉施設 (国公立)

3. 投入額

生産額推計で記述した各部門における自己消費額の推計は下記のとおりである。

- 7179-041 航空付帯サービス (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
- 8111-011 公務 (中央)
自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
- 8211-011 学校教育 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-学生生徒納付金
- 8211-031 自然科学・学校研究機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
- 8211-041 人文科学・学校研究機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
- 8213-011 社会教育 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
- 8213-031 自然科学・学校研究機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
- 8221-011 自然科学研究機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
- 8221-021 人文科学研究機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
- 8311-011 医療 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
- 8311-041 保健衛生 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
- 8312-011 社会保険事業 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額
- 8312-031 社会福祉施設 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-一家計からの料金・措置費等の収入

るもの)

- 自己消費額=生産額-入場料等の料金収入
- 8213-031 その他の教育訓練機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-学生生徒納付金
- 8221-011 自然科学研究機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
- 8221-021 人文科学研究機関 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
- 8311-011 医療 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-一家計からの料金収入
- 8311-041 保健衛生 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
- 8312-011 社会保険事業 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額
- 8312-031 社会福祉施設 (国公立) (うち中央政府に分類されるもの)
自己消費額=生産額-一家計からの料金・措置費等の収入

9130-12 地方政府消費支出

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報 (59, 60年度)	自治省財政局	
2	地方公務員給与の実態 (59, 60年)	〃 行政局	
3	地方公営企業年鑑 (59, 60年度)	〃 財政局	
4	国民経済計算年報 (59, 60年度)	経済企画庁経済研究所国民所得部	
5	産業連関表作成のための昭和60年度地方公共団体財政支出内容調査	〃	

2. 生産額

地方政府に分類される政府サービス生産者に属する部門は下記のとおりであり、各部門の生産額のうち地方政府分

に当たるものから他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまりそれぞれの自己消費額を集計して生産額とする。

5211-031 下水道

5212-011 廃棄物処理 (公営)

7179-021 水運付帯サービス (公営)

7179-041 航空付帯サービス (国公営)

8112-011 公務 (地方)

8211-011 学校教育 (国公立)

8211-031 自然科学・学校研究機関 (国公立)

8211-041 人文科学・学校研究機関 (国公立)

8213-011 社会教育 (国公立)

8213-031 その他の教育訓練機関 (国公立)

8221-011 自然科学研究機関 (国公立)

8221-021 人文科学研究機関 (国公立)

8311-011 医療 (国公立)

8311-041 保健衛生 (国公立)

8312-011 社会保険事業 (国公立)

8312-031 社会福祉施設 (国公立)

3. 投入額

生産額推計で記述した各部門における自己消費額の推計は下記のとおりである。

5211-031 下水道

自己消費額 = 生産額 - (家計から徴収した料金 + 事業所から徴収した料金)

5212-011 廃棄物処理 (公営)

自己消費額 = 生産額 - (家計から徴収した料金 + 事業所から徴収した料金)

7179-021 水運付帯サービス (公営) (うち地方政府に分類されるもの)

自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入

7179-041 航空付帯サービス (国公営) (うち地方政府に分類されるもの)

自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入

8112-011 公務 (地方)

自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入

8211-011 学校教育 (国公立) (うち地方政府に分類されるもの)

自己消費額 = 生産額 - 学生生徒納付金

8211-031 自然科学・学校研究機関 (国公立) (うち地方政府に分類されるもの)

自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入

8211-041 人文科学・学校研究機関 (国公立) (うち地方政府に分類されるもの)

自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入

8213-011 社会教育 (国公立) (うち地方政府に分類されるもの)

自己消費額 = 生産額 - 入場料等の料金収入

8213-031 その他の教育訓練機関 (国公立) (うち地方政府に分類されるもの)

自己消費額 = 生産額 - 学生生徒納付金

8221-011 自然科学研究機関 (国公立) (うち地方政府に分類されるもの)

自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入

8221-021 人文科学研究機関 (国公立) (うち地方政府に分類されるもの)

自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入

8311-011 医療 (国公立) (うち地方政府に分類されるもの)

自己消費額 = 生産額 - 家計からの料金収入

8311-041 保健衛生 (国公立) (うち地方政府に分類されるもの)

自己消費額 = 生産額 - 施設利用者からの料金収入

8312-011 社会保険事業 (国公立) (うち地方政府に分類されるもの)

自己消費額 = 生産額

8312-031 社会福祉施設 (国公立) (うち地方政府に分類されるもの)

自己消費額 = 生産額 - 家計からの料金、措置費等の収入

9212-00 直接購入 (輸出)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国際収支表	日本銀行外国局	
2	登録ホテル・旅館宿泊統計年報	運輸省国際運輸・観光局観光部	
3	家計調査	総務庁統計局	
4	訪日外客消費額調査 (昭和62年)	国際観光振興会	

2. 生産額

観光、訪問等旅行者の消費と外交団等・隊員個人消費に分けて推計する。

- (1) 観光、訪問等旅行者消費……国際収支表「旅行」を「観光」と「その他」に分割する (60年4月以降については国際収支表からデータが得られないので、過去のウェイトを使

って分割)。次に、「その他」を親戚・知人訪問等旅行者（家計が消費するもの）と業務渡航者消費（雇主により払戻しを受けるもの）に、資料2によって分割し、観光旅行者と親戚・知人訪問等旅行者の額を合計する。

(2) 外交団等、隊員個人消費……国際収支表「公的部門取引」のうちの「外交団等消費」と「隊員個人支出」の額である。

(1)と(2)を合計して直接購入（輸出）の生産額とする。

3. 投入額

観光、訪問等旅行者の消費と外交団等・隊員個人消費に分けて推計する。

(1) 観光、訪問等旅行者消費……訪日の目的、人種（国別）及び滞在期間等により、消費パターンは異なるが、データ上の制約から、資料4に基づき、まず費目（物品購入・宿泊・飲食・娯楽・運輸・その他）に分割し、産業連関表用分類に対応させて求める。

(2) 外交団等、隊員個人消費……資料3の年間収入5分位階級の最高位の消費パターンを参考にして推計する。

4. 留意すべき点

外交団等、隊員個人消費の推計に利用した消費パターンは、日本の家計調査に基づくものである。

9412-00（控除）直接購入（輸入）

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国際収支表	日本銀行外国局	
2	登録ホテル・旅館宿泊統計年報	運輸省国際運輸・観光局観光部	
3	家計調査	総務庁統計局	
4	訪日外客消費額調査（昭和62年）	国際観光振興会	
5	海外旅行帰国邦人に対する海外での購入品等に関するアンケート調査	経済企画庁国民生活局	

2. 生産額

観光、訪問等旅行者の消費と外交団等消費に分けて推計する。

(1) 観光、訪問等旅行者消費……国際収支表「旅行」を「観光」と「その他」に分割する（60年4月以降については国際収支表からデータが得られないので、過去のウェイトを使って分割）。次に、「その他」を親戚・知人訪問等旅行者

（家計が消費するもの）と業務渡航者消費（雇主により払戻しを受けるもの）に、資料2によって分割し、観光旅行者と親戚・知人訪問等旅行者の額を合計する。

(2) 外交団等消費……国際収支表「公的部門取引」のうちの「外交団等消費」の額である。

(1)と(2)を合計して直接購入（輸入）の生産額とする。

3. 投入額

観光、訪問等旅行者の消費と外交団等消費に分けて推計する。

(1) 観光、訪問等旅行者消費……居住者の海外消費も非居住者の国内消費と同様、それぞれの条件（目的・滞在期間・社会的地位等）により、消費パターンは異なるが、データ上の制約のため、資料4により非居住者の国内消費パターンに準じて、費目（物品購入・宿泊・飲食・娯楽・運輸・その他）に分割し、産業連関表用分類に対応させて求める。

なお、物品購入については、資料5を参考にした。

(2) 外交団等消費……資料3の年間収入5分位階級の最高位の消費パターンを参考にして推計する。

4. 留意すべき点

観光、訪問等旅行の消費構成については、資料4の訪日外客消費額調査を用いたが、当該調査の行われた時期が、円高の進行期にあったこともあり、居住者の海外での消費実態と乖離している点もあると思われる。

2. 総務庁担当部門

貿易関係一般

昭和60年産業連関表においては、対外的な経済取引を「居住者と非居住者における財貨と非要素サービスの取引」と規定し、これを普通貿易（輸出・輸入別）、特殊貿易（輸出・輸入別）及び直接購入（輸出・輸入別）並びに関税及び輸出品商品税の各部門に表示した。

具体的には、「普通貿易」には財貨の取引を記録している。「特殊貿易」には、非要素サービスの取引及び普通貿易で扱われない財貨（船機用品、業務渡航者の購入する財貨及び非要素サービス、在日外国駐留軍の調達する財貨及び非要素サービス等）を記録し、また、「直接購入」には、居住者家計が海外で消費する財貨・サービス（外交官個人消費、観光・訪問等旅行者消費等）及び非居住者家計が日本国内で消費する財貨・サービス（在日外交官個人消費、在日外国駐留軍の隊員個人消費等）を記録している。

また、普通貿易の輸入財貨に係る関税及び内国消費税としての物品税については、前者を「関税」、後者を「輸出品商品税」として扱った。

なお、産業連関表では、国内概念を採用している。このため、日本国内にある外国企業、海外にある日本国政府の公館等は国内であり、これらとの取引は、居住者間の取引として扱われ、貿易とはならない。逆に、日本国内にある外国公館や駐留軍等は海外、すなわち非居住者として扱い、これらとの取引は、貿易（特殊貿易・直接購入）となる。

9211-10 普通貿易（輸出）

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	普通貿易統計	大蔵省関税局輸出課	磁気テープ
2	日本貿易月表	日本関税協会	

2. 生産額

上記推計資料2による輸出総額から、映画用等フィルム（特殊貿易でフィルム賃貸料として計上）、総トン数が500トン以上の鋼船の再輸出入額を控除（当初から貿易取引がなかったものとみなした）し、輸出額合計とした。

3. 投入額

部門別の輸出額は、資料1のCCCN細品目（7桁）を産業連関表の基本分類（7桁）に対応させ、それをコンバーターとして組替集計した（計数編（2）産業連関表-貿易統計コード対応表を参照）。

なお、普通貿易統計の輸出額は、FOB価格（本船渡し価格）で評価されたものであり、購入者価格評価表では部門別の輸出額をそのままの形で利用できるが、生産者価格評価表では、FOB価格から国内流通経費（生産事業所から本船までに要した商業マージン及び貨物運賃）を控除した生産者価格で評価する必要がある。

FOB価格を生産者価格へ転換する方法として、資料1の細品目ベースで商業マージン・運賃額を求めることは資料的に不可能であるため、昭和60年表においては、まず、産業連関表の行部門（7桁）別の輸出商業マージン率・運賃率を

$$55\text{年輸出マージン} \cdot \text{運賃率} \times \frac{60\text{年内生卸マージン} \cdot \text{運賃率}(\text{暫定})}{55\text{年内生卸マージン} \cdot \text{運賃率}}$$

により求め、次いで、各種の情報をを用いてそれらの商業マージン率・運賃率に必要な修正を加えた上で、それらをFOB価格に乗じて輸出に係る部門別商業マージン額・運賃額を求めた。そして、それらをFOB価格から控除して生産者価格ベースの輸出額とした。

4. 産出額

最終需要部門であるため、該当しない。

5. 推計上の留意点

小額貨物（1件当たり20万円以下）の輸出額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

9411-10（控除）普通貿易（輸入）

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	普通貿易統計	大蔵省関税局輸出課	磁気テープ
2	日本貿易月表	日本関税協会	

2. 生産額

資料2による輸入総額から、映画用等フィルム（特殊貿易でフィルム賃貸料で計上）、総トン数が500トン以上の鋼船の再輸出入額を控除（当初から貿易取引がなかったものとみなした）し、輸入額合計とした。

3. 投入額

部門別の輸入額は、資料1のCCCN細品目（7桁）を産業連関表の基本分類（7桁）に対応させ、それをコンバーターとして組替集計した。

4. 産出額

最終需要部門であるため、該当しない。

5. 推計上の留意点

小額貨物（1件当たり20万円以下）の輸出額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

なお、産業連関表では、輸入額は生産者価格評価表及び購入者価格評価表ともCIF価格で評価しているため、輸出におけるような商業マージン額・運賃額の控除は行わない。

9211-20 特殊貿易（輸出）

9411-20（控除）特殊貿易（輸入）

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国際収支明細表	大蔵省国際金融局調査課	
2	外客統計年報	運輸省国際運輸・観光局	
3	訪日外客消費額調査（58, 61年）	国際観光振興会	

No.	資料名	出所	備考
4	海上輸送の現況	運輸省国際運輸・観光局	
5	エネルギー生産・需給統計年報	通商産業大臣官房調査統計部資源エネルギー統計調査室	
6	旅客携帯品旅具通関実態調査結果(62年)	大蔵省	

2. 生産額

原則として、資料1「国際収支明細表」のうち直接購入と要素サービスの受払いを除いたもの、すなわち「国際収支明細表(1), (3), (5-1)及び(5-2)」の各表が生産額推計の範囲となり、「受」=輸出、「払」=輸入として記録されるが、以下のような例外がある。

- (1) 産業連関表では、輸出は本船渡しのFOB価格、輸入は運賃・保険料を含むCIF価格で評価されているため、海上等における運賃・保険は国内のサービス取引とみなされない。したがって、概念定義上、貨物運賃・保険に関しては、本邦運輸(保険)業者の受取った貨物運賃(ネット保険料)収入を、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出に計上する。また、輸入については、CIF価格評価のため、運賃・保険というサービスの輸入は考えない。このため国際収支表における「払」の額は、特殊貿易(輸入)の生産額には含まれない(注:部門別概念・定義・範囲参照)。
- (2) 旅行については、業務目的の旅行のみが特殊貿易の範囲であり、観光等は直接購入となって当部門には含まれない。国際収支明細表(3)「貿易外-旅行」の「2. その他」が業務旅行に該当するが、その一部に業務旅行の同行者の活動(直接購入に該当する)を含むため、この比率を経済企画庁と協議して決定し、業務旅行の生産額を推計した。
- (3) 国際収支明細表(5-1)「貿易外-その他(公的部門取引)」のうち、外交団等消費は、特殊貿易の範囲としない。また、軍関係のうち、現地要員賃金及び隊員個人支出は、それぞれ要素サービスの輸出及び直接購入(輸出)となるので、特殊貿易の範囲外である。
- (4) 国際収支明細表(5-2)「貿易外-その他(民間部門取引)」のうち、「1. 労働所得」、「2. 特許権使用料」、「3-(6)建設活動」は要素サービスの取引であり、特殊貿易の範囲外である。また「3-(3)事務所経費」及び「3-(8)クレーム」も含めない。

(5) 貨物運賃(船舶)、旅客運賃(船舶)、用船料(船舶)及びその他運賃等(船舶)の輸出については、国際収支明細表には外国用船による収入が含まれていないため、資料4に基づく運輸省推計値を用いた。

(6) 船用油については、資料5により推計した値を用いた。
なお、円換算については、経済企画庁が国民経済計算作成のために使用した四半期ごとの統一レートを用いた。

3. 投入額

国際収支明細表の項目と産業連関表部門分類が1対1に対応していないものについては、各種の資料を使用して分割係数を決定して推計した。

業務旅行については、資料3の訪日目的別消費額を用いて、宿泊費、飲食費等に分割し、さらに資料6に基づく部門別の細分を行ない、投入額推計値とした。

4. 産出額

最終需要部門であるため、該当しない。

5. 推計上の留意点

国際収支明細表(5-2)の民間部門取引のうち「事務所経費」については、昭和55年表までは特殊貿易部門の推計の範囲としていたが、昭和60年表においては、この事項に係る取引活動を「居住者と非居住者間におけるサービスの取引」とはみなせないと判断し、生産額推計の範囲から除外した。

9420-00 関税

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	貿易統計	大蔵省関税局輸出課	磁気テープ

2. 生産額

関税は、輸入品に係るものであるため、普通貿易の輸入額推計に用いた輸入品目と産業連関表部門分類(7桁)とのコンバータを用い、資料1を組替集計した。

3. 投入額

生産額の項と同じである。

4. 産出額

最終需要部門であるため、該当しない。

5. 推計上の留意点

普通貿易と同様、小額貨物の輸入品(20万円以下)に係る関税額を含めない。

9430-00 (控除) 輸入品商品税

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国税庁統計年報書 (59, 60年)	国税庁長官官房企画課	業務資料
2	物品税課税高集計表 (59, 60年)	国税庁長官官房総務課	
3	日本貿易月表	日本関税協会	

2. 生産額

- (1) 酒税, たばこ消費税, 砂糖消費税, 揮発油税, 地方道路税, 石油ガス税, 石油税, トランプ類税

資料1により各税の「税関分課税状況」の税額を求め、次により暦年補正を行って推計した。

(暦年補正式)

$$59年度値 \times 1/4 + 60年度値 \times 3/4 = 60年度値$$

- (2) 物品税

資料2について、「税関分課税状況」を国税庁に照会し、(1)と同様の方法により暦年補正を行って推計した。

3. 投入額

各税について、品目別課税額を生産額と同様の方法により推計し、産業連関表部門分類に対応させた。ただし、石油税については、生産額を資料3から求めた油種別輸入額比により按分し、産業連関表部門分類に対応させた。

第3節 粗付加価値部門

1. 労働省担当部門

- ◎ 9311-000 賃金・俸給
 - 9311-010 常用労働者賃金
 - 9311-020 臨時・日雇労働者賃金
 - 9311-030 役員俸給
- ◎○9312-000 社会保険料 (雇用主負担)
- ◎ 9313-000 その他の給与及び手当
 - 9313-010 退職年金及び退職一時金
 - 9313-020 現物給与
 - 9313-030 給与住宅差額家賃
 - 9313-040 社会保険に関する上積給付金
 - 9313-050 財産形成に関する費用

(注) ◎印は公表部門, ○印は作業部門

基本表における付加価値中の雇用者所得は、原則として、

雇用者数×雇用者1人当たり賃金を基礎に推計したものであり、ここでは、その根拠となった従業者数の推計を含めて雇用者所得の推計方法の概要を述べる。

1. 推計資料

利用した主な資料は次のとおりであるが、このほか、直接、各省庁、公社公団等から電話等により情報を入手して活用した。

資料名	出所
事業所統計調査報告	総務庁統計局
国勢調査	〃
就業構造基本調査	〃
労働力調査	〃
科学技術研究調査	〃
住宅統計調査	〃
一般職国家公務員在職状況統計表	総務庁人事局
特別職在職状況統計表	〃
給与支払状況統計報告	〃
特殊法人要覧	総務庁
毎月勤労統計調査	労働省
賃金労働時間制度等総合調査	〃
屋外労働者職種別賃金調査	〃
賃金構造基本統計調査	〃
林業労働者職種別賃金調査	〃
農家経済調査	農林水産省
総合農協統計	〃
農業生産費調査	〃
漁業経済調査	〃
国有林野事業労務統計	〃
本邦鉱業の趨勢	通商産業省
鉱業統計月報	〃
エネルギー統計年報	〃
資源統計年報	〃
工業統計表	〃
商業統計表	〃
電気事業要覧	〃
ガス事業統計年報	〃
地方公務員給与の実態	自治省
地方財政統計年報	〃
郵政統計年報	郵政省
法人企業統計	大蔵省
国民経済計算	経済企画庁
船員労働統計	運輸省

資 料 名	出 所
医療施設調査	厚生省
国家公務員給与等実態調査	人事院
主要企業経営分析	日本銀行
国の予算書	大蔵省
国の決算書	〃
私鉄統計年報	運輸省

2. 推計方法

(1) 従業者数の推計

自営業主、家族従業者は、原則として「国勢調査」の結果に、「就業構造基本調査」（昭和57、62年）結果の各従業者上の地位の副業の数を加えた。これらの推計で「事業所統計調査」を基礎としなかったのは、雇用者のいない自営業主のかなりの部分が把握されていない等の理由による。

有給役員、常用雇用者、臨時・日雇雇用者は、主として「国勢調査」の結果から推計し、労働力の需要側の統計である「事業所統計調査」や「工業統計表」に基づいてこれを補完した。それは、「国勢調査」など労働力の供給側の統計では二重雇用者が把握されておらず、産業連関表のように詳細な部門の数値の正確性が保証されないなどの理由による。

部門別には、労働力の需要側の統計では十分推計できない農林水産業では、「国勢調査」や農林水産省の調査を、また公務や公営企業などに関連する部門では、予算書等の資料を利用した。

製造業は「国勢調査」、「事業所統計調査」を基礎としたが、各部門への配分は「工業統計表」の産業連関表用部門別組替集計結果の従業者数によった。これらの産業以外の部門は原則として「国勢調査」、「事業所統計調査」の結果によった。

なお、「国勢調査」、「事業所統計調査」等はある一時点の調査であるから、労働力調査の各月と年平均値との比率によって年平均ベースに転換した計数を用いた。

(2) 雇用者所得の推計

賃金・俸給は、常用雇用者、臨時・日雇雇用者、有給役員の別に1人当たり平均賃金を推計し、それに人数を乗じた。社会保険料(雇用主負担)、その他の給与は、各項目の常雇賃金に対する比率を推計し、先に求めた常雇賃金に乗じた。

① 常雇賃金の推計

1人当たり賃金は、製造業部門、サービス業部門、公

務等の部門、その他の部門に分けて、次のような資料に基づいて推計した。

(i) 製造業部門

「工業統計表」の産業連関用部門別組替集計結果の賃金を採用し、これを「毎月勤労統計調査」でチェックした。

(ii) サービス業部門

「毎月勤労統計調査」の小分類組替集計結果の賃金を採用した。

(iii) 公務、医療及び教育等の部門

公務は、「国の決算書」、「国家公務員給与等実態調査」、「地方公務員給与の実態」等から、国公立の医療及び教育、公共企業体、公営企業は予算書から、それぞれ1人当たり賃金を推計した。

(iv) その他の部門

農林水産業の部門は「農家経済調査」等の農林水産省の調査、鉱業は「本邦鉱業の趨勢」の労働者の賃金を、それ以外の部門は「毎月勤労統計調査」の小分類組替集計結果の賃金を採用した。

② 臨時・日雇賃金

「毎月勤労統計調査」の臨時・日雇賃金日額に就労日数、臨時・日雇雇用者数を乗じた。(賃金日額×月平均就労日数×12カ月×臨時・日雇雇用者数)

なお、就労日数は、「毎月勤労統計調査」の延人員(man・day)を「事業所統計調査」の雇用者数で除して算出した。

③ 有給役員給与

労働統計の中で、役員給与を調査したものが存在しないため、「法人企業統計」によって産業(中分類)別に常雇賃金に対する倍率を算出し、これを部門別に推計した常雇賃金に乗ずることによって1人当たり役員給与を推計した。

④ 社会保険料、その他の雇用者所得

社会保険料雇用主負担、退職年金及び退職一時金、現物給与、給与住宅差額家賃、社会保険給付上積給付金、財形費用は、「賃金労働時間制度等総合調査」により現金給与総額に対する比率を計算し、これに常雇の賃金を乗じて算出した。

3. 問題点

雇用者数及び雇用者所得の推計の問題は、雇用者数の推計資料が事業所ベースであるのに対し、それを生産アクティビティ・ベースに転換しなければならないということであった。特に、建設業や耕種農業の部門のように、同一の雇用者が季節的に転職あるいは兼業するなど複数の商品

の生産を行う場合や、鉄鋼や化学の部門等各商品が一貫作業で生産される場合が問題となった。とりわけ建設部門は、既存の資料から基本分類に分割することが非常に困難であり、十分な推計が行えなかったので注意を要する。

また、実際の推計に当たって、資料がないか、又は資料があっても概念・範囲等が異なり利用できない場合があった。特に、雇用者所得の推計に当たって必要となる賃金に関する資料が十分でないことが多かった。例えば、農林水産業は、就業状態に季節性が強く、また、他部門との兼業が多いことや、資料面での制約等の問題があり、賃金の推計は困難であった。また、零細企業の資料も十分でないという問題があった。

2. 経済企画庁担当部門

〔家計外消費支出〕

9110-010 宿泊・日当

9110-020 交際費

9110-030 福利厚生費

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
2	産業連関表(55年)	行政管理庁	

2. 生産額

「宿泊・日当」、「交際費」、「福利厚生費」の家計外消費支出各部門について産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の合計により推計した。

産業については、資料2及びその付帯表である55年V表を基に作成されている新SNA昭和55年U表(産業別財貨・サービス投入表)を延長推計して得られた昭和60年簡易U表から、家計外消費支出各部門ごとに産業別の投入額を合計することにより得られる。

政府サービス生産者については、資料2から家計外消費支出各行部門について産業計に対する政府サービス生産者の割合を用いて、上記の産業計にこの割合を乗ずることにより推計した。

対家計民間非営利サービス生産者については、政府サービス生産者の推計方法と同様に、家計外消費支出、各行部門の生産者部門に対する対家計民間非営利サービス生産者の割合を家計外消費支出各行部門の産業計に乗ずること

より推計した。

3. 産出額

- (1) 55年産業連関表の各家計外消費支出3部門の計数を60年産業連関表コード体系に変換し、3部門の投入係数を求め、60年産業連関表の国内生産額に乘じ、一次推計値とする。
- (2) 次に、一次推計値の構成比で、国民経済計算の産業別家計外消費支出を分割し、産出額を確定した。

9412-000 営業余剰

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
2	産業連関表(55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1の営業余剰に統計上の不突合を加える。

3. 産出額

家計外消費支出と同様の推計方法を用いた。調整は、投入側からの情報を中心に計数を確定した。

9420-000 資本減耗引当

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
2	産業連関表(55年)	行政管理庁	

2. 生産額

資料1より得られる固定資本減耗額(資本減耗引当に同じ)を用いた。

3. 産出額

家計外消費支出と同様の推計方法を用いた。

次に、投入側で推計された減価償却額を参考として調整を行ない、資本減耗引当の産出額を決定した。

9430-000 間接税 (関税を除く)

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	決算書	大蔵省	
2	国税庁統計年報書	国税庁	
3	地方財政統計年報	自治省	
4	道府県税の課税状況等に関する調	自治省	
5	固定資産の価格等の概要調査 (土地)	自治省	
6	国土庁資料	国土庁	
7	工業統計表	通商産業大臣官房 調査統計部	
8	国富調査総合報告 (45年)	経済企画庁経済研究所	
9	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	
10	陸運統計要覧	運輸省運輸政策局	

2. 生産額

国民経済計算基礎資料より、関税及び輸入品商品税を除いた間接税の昭和60年暦年分とする。

3. 産出額

間接税を、① 不動産関係税、② 自動車関係税、③ 事業税等、④ 印紙収入・手数料等、⑤ その他、⑥ 物品税の6つの分野に分けて推計した。

そのうち、⑤ その他 (例: 砂糖消費税 (1115-04「砂糖」)、揮発油税 (2111-01「石油製品」) は税目ごとに負担部門に配分し、⑥ 物品税は、区分ごとに負担部門へ配分した。① 不動産関係税② 自動車関係税は、国富調査・陸運

統計要覧によって大枠の配分を行い、基本分類への配分は、国内生産額の構成比で行った。③ 事業税等④ 印紙収入・手数料等は、国内生産額の構成比で配分した。

9440-000 (控除) 経常補助金

1. 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	決算書	大蔵省	
2	補助金総覧	大蔵省	
3	地方財政統計年報	自治省財政局	
4	国民経済計算年報	経済企画庁経済研究所国民所得部	

2. 生産額

国民経済計算を参考に、個々の補助金について経常補助金となしうかどうかの見直しを行い、補助金の昭和60年暦年分とした。

3. 産出額

経常補助金は、決算書の「目」を単位として「補助金総覧」等を参考に補助金目的により受取り先の各部門に配分した。

なお、

- ① 政府諸機関 (産業) に交付される経常補助金は、当該諸機関が格付けられている部門に配分する。
- ② 事業費補助金、対策費補助金等の経常補助金は、交付対象が格付けられている部門に配分する。
- ③ 利子補給金は金融業への補助金とすることを原則とする。
- ④ 食糧管理特別会計への一般会計からの繰入れは、商業部門でなく、精穀・製粉部門等への補助金とする。

第5章 産業連関分析のための各種係数の内容と計算方法

第1節 投入係数

1. 投入係数の計算方法

「投入係数」input coefficientsとは、各産業がそれぞれの生産物を生産するために使用した原材料、燃料等の投入額を、その産業の国内生産額で除したものであり、生産原単位に相当するものである。投入係数を産業別に計算して一覧表にしたものが「投入係数表」である。

(注) 産業連関表は、既に述べたとおり、基本的には「商品×商品」の表であり、表頭及び表側の内生部門を構成する各「部門」は、産業、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者が生産する財貨・サービスの種類を表すものとなっているが、ここでは説明の便宜上、「産業」又は「産業部門」と呼ぶことにする。

今、国民経済を単純化し、産業1及び産業2だけからなるものと仮定した場合、取引基本表は、次のように表現することができる。

<第5-1表 取引基本表(ひな型1)>

	産業1	産業2	最終需要	国内生産額
産業1	x_{11}	x_{12}	F_1	X_1
産業2	x_{21}	x_{22}	F_2	X_2
粗付加価値	V_1	V_2		
国内生産額	X_1	X_2		

いま、産業1が産業1から投入した額 x_{11} を産業1の国内生産額 X_1 で除した値を a_{11} とすれば、 a_{11} は産業1の生産物を1単位生産するために必要な産業1からの投入額を表す。

$$a_{11} = \frac{x_{11}}{X_1} \dots \dots \dots \textcircled{1}$$

同様に $a_{21} = \frac{x_{21}}{X_1}$ は、産業1がその生産物を1単位生産するために産業2から投入した原材料等の額を表している。

中間投入と同様に、各部門の発生付加価値 V_1 をその国内生産額で除して、 $v_1 = V_1 / X_1$ を定義できる。この場合、付加価値 V_1 が、産業1の労働や資本など本源的生産要素の投入を意味するから、 v_1 はそれら生産要素の投入原単位を示していると考えることができる。

以上の手続を産業2(表の第2列)についても同様に行うと、次のような投入係数表をもとめることができる。

投入係数表は、各産業においてそれぞれ1単位の生産を行うために必要な原材料等の大きさを示したものであり、言わ

<第5-2表 投入係数表(ひな型)>

	産業1	産業2
産業1	a_{11}	a_{12}
産業2	a_{21}	a_{22}
粗付加価値	v_1	v_2
国内生産額	1.000	1.000

(注)
 $a_{ij} = \frac{x_{ij}}{X_j}$ (iは行を, jは列を表す。)
 $v_j = \frac{V_j}{X_j}$ (jは列を表す。)

ば生産の原単位表とも言うべきものである。各産業で付加価値部分まで含む投入係数の和は、定義的に1.0となる。これを昭和60年表の13部門の取引基本表について計算したのが、第5-3表である。

例えば、表頭の農林水産業をタテ方向に見ると、農林水産業が1単位の生産を行うに当たって、農林水産業自身からは0.117822単位、鉱業からは0.000001単位、製造業からは0.202284単位などの原材料等が中間投入されており、全体としては0.442402単位の中間投入が必要であったこと、また、その生産の結果として0.557598単位の粗付加価値が新たに生み出されたことを読み取ることができる。

(注) ここでいう「単位」は、本来、重量、個数等の物量単位であることが望ましいが、産業連関表は単位の異なる様々な商品を統一的に記述するため、金額によって表示しており、そこから計算される投入係数は、当然のことながら、対象年次の価格で評価された、金額ベースの投入係数である。

ところで、いま、A商品100円を生産するためにB商品を50円投入したとする。もし、すべての商品の価格が数量×単価で表せるものとする、これは、「1円で買える量のA商品」100個を生産するために、「1円で買える量のB商品」50個を投入した、と考えることができる。すべての産業の生産数量を1円(又は1ドル、100万円等の同一金額)価値相当の数量を単位として、その物量を評価し、各産業の生産単位を比較可能にしたものを「円価値単位」の産業連関表という。そのとき、基準年の「円価値単位」による評価は名目金額そのものとなり、比較年に基準年の「円価値単位」を適用すれば、基準年時の円価値相当で評価した「実質評価」となる。

2. 投入係数の意味

(1) 投入係数による生産波及の測定

次に、投入係数がどのような意味を持っているかについて、前記の第5-1表及び第5-2表を用いて考えてみることにする。

今、産業1に対する需要が1単位だけ増加したものとすると、産業1は、その1単位の生産を行うために、当然、原材料等が必要となり、産業1はその投入係数にしたがって、産業1及び産業2に対して、それぞれ a_{11} 単位及び a_{21} 単位の原材料等の中間需要を発生させる。これが第1次の生産波及である。そして、需要を受けた産業1及び産業2は、それぞれ a_{11} 単位及び a_{21} 単位の生産を行うに当たって、さらにそれぞれの投入係数に従って第2次の生産波及を引き起こす。このような生産波及の過程は、0に収束するまで無限に続けられ、その結果としての究極的な各産業部門の国内生産額の水準は、各次の生産波及の総和として計算することができる。

このように投入係数は、ある産業部門に対して一定の最終需要が発生した場合、究極的にみて、各産業部門の生産をどれだけ誘発するかを測定する鍵となるものである。

しかし、実際の計算において、生産波及の各過程をその都度追跡し、計算することは事実上不可能であり、また、実際的なことでもない。そこで、このような生産波及計算を簡略化するために、後述する逆行列係数が用意されるが、その前提として、まず、生産波及の過程について述べることにする。

(2) 生産波及の数学的計算

前記の第5-1表について、数式を用いてヨコの需給バランス式を求めると、次のとおりとなる。

$$\left. \begin{aligned} x_{11} + x_{12} + F_1 &= X_1 \\ x_{21} + x_{22} + F_2 &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots ②$$

②式に①式を代入して変形すると、

$$\left. \begin{aligned} a_{11}X_1 + a_{12}X_2 + F_1 &= X_1 \\ a_{21}X_1 + a_{22}X_2 + F_2 &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots ③$$

となる。

③式にみられるとおり、最終需要と国内生産額との間には、一定の関係が存在しており、その関係を規定しているのが「投入係数」ということになる。

また③式を行列表示すると

$$\begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} F_1 \\ F_2 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix}$$

となる。

$$A = \begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix}$$

を投入係数行列という。

③式の連立方程式の最終需要 F_1 及び F_2 に具体的な数値を与えれば、これを解くことによって、(1)で述べたような生産波及効果の結果としての産業1及び産業2の国内生産額の水準を計算することができる。

ある産業部門に対する需要の増加は、その産業部門が生産を行うに当たって原材料、燃料等を各産業から投入する必要があるため、その産業部門だけではなく他産業の生産にも影響を及ぼし、それがまた自部門に対する需要となって跳ね返ってくるという生産波及効果をもたらす。③式は、このような生産波及効果の累積結果を計算し得る仕組みを示したものであり、これが投入係数を基礎とする産業連関分析の基本となっている考え方である。

しかし、この考え方には、次に述べるような投入係数の安定性という前提が置かれていることを忘れてはならない。投入係数が常に変動しているとすれば、最終需要と国内生産額との間に一義的な関係を求めることができないからである。

3. 投入係数の安定性

(1) 生産技術水準の不変性

産業連関分析においては、投入係数によって表される各財貨・サービスの生産に必要な原材料、燃料等の投入比率は、分析の対象となる期間においては大きな変化がないという前提が置かれている。

投入係数は、端的に言えば、ある特定の年次において採用されていた生産技術を反映したものであり、生産技術が変化すれば、当然に投入係数も変化することも考えられる。

通常、短期間に大幅な生産技術の変化は考えられないが、我が国のように技術革新のテンポの早い国においては、分析の対象となる年次が作表の対象となった年次から離れるにしたがって何らかの方法で投入係数の変化についての情報をえて、修正して利用することも必要となる。

(2) 生産規模に関する一定性

各産業部門は、それぞれ生産規模の異なる企業、事業所群で構成されているが、同一商品を生産していたとしても、生産規模が異なれば、当然に生産技術水準の相違、規模の経済性などにより、投入係数も異なったものとなることも考えられる。

しかし、産業連関表は、作表の対象となった年次の経済構造を反映して作成されたものであり、産業連関分析においては、各産業部門に格付けされた企業、事業所の生産規模は、分析の対象となる期間においては大きな変化がないという前提が置かれている。

<参考>投入係数の変動要因

産業連関分析では、対象期間内においては投入係数に変化がないという仮定が置かれているが、実際には前述した(1)及び(2)以外にも次のような要因により、時間の経過とともに変化する。

<第5-3表 昭和60年産業連関表>

投入係数表 (生産者価格, 13部門)

	01	02	03	04	05	06	07
	農林水産業	鉱業	製造業	建設	電力・ガス・水道	商業	金融・保険
01 農林水産業	.117822	.002911	.046318	.002065	.000000	.000123	.000000
02 鉱業	.000001	.003786	.039747	.013275	.129572	.000000	.000000
03 製造業	.202284	.085040	.429102	.359347	.134000	.040919	.031231
04 建設	.002486	.003888	.002226	.001929	.021553	.006125	.004335
05 電力・ガス・水道	.004182	.036263	.023734	.009974	.026963	.013445	.003520
06 商業	.032087	.011748	.040195	.042416	.013473	.019414	.003329
07 金融・保険	.030989	.055174	.021255	.016023	.038878	.061201	.050588
08 不動産	.000217	.009257	.003914	.005698	.005508	.046044	.031149
09 運輸	.035595	.261146	.026130	.059587	.023828	.066431	.008356
10 通信・放送	.000689	.004422	.002467	.003998	.002189	.015911	.022333
11 公務	.000000	.000000	.000000	.000000	.000000	.000000	.000000
12 サラ	.002317	.016178	.029700	.047050	.040160	.055574	.079650
13 分類不明	.013732	.023481	.011666	.011908	.007346	.003899	.015845
85 内生部門計	.442402	.513296	.676454	.573271	.443470	.329086	.250336
9A 家計外消費支出	.010207	.041444	.019316	.019137	.018363	.034895	.036082
9N 雇用者所得	.083678	.247008	.153946	.277869	.169333	.463756	.378966
9P 営業余剰	.350354	.093089	.070812	.080147	.121525	.106684	.285533
9Q 資本減耗引当	.103408	.101566	.040340	.036244	.184796	.046612	.035682
9R 間接税 (関税を除く)	.023967	.024127	.041668	.014817	.066901	.024927	.047664
9S (控除) 補助金	-.014017	-.020529	-.002536	-.001483	-.004388	-.005960	-.034264
91 粗付加価値部門計	.557598	.486704	.323546	.426729	.556530	.670914	.749664
97 国内生産額	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000

<第5-4表 昭和60年産業連関表>

逆行列係数表 $(I - (I - \hat{M})A)^{-1}$

	01	02	03	04	05	06	07
	農林水産業	鉱業	製造業	建設	電力・ガス・水道	商業	金融・保険
01 農林水産業	1.125271	.016791	.076279	.031300	.013065	.007116	.005722
02 鉱業	.002436	1.002999	.009805	.005620	.018489	.001131	.000746
03 製造業	.417966	.313247	1.786255	.670760	.288729	.144216	.106364
04 建設	.006391	.011518	.008530	1.007881	.025529	.012475	.008724
05 電力・ガス・水道	.019173	.055569	.050173	.033832	1.039838	.023255	.011143
06 商業	.059000	.044238	.082802	.080354	.032657	1.033755	.013593
07 金融・保険	.054096	.086070	.055031	.046220	.056104	.077279	1.060624
08 不動産	.008483	.022054	.016068	.017598	.012828	.054240	.037301
09 運輸	.061243	.293041	.065406	.094172	.046033	.081623	.018189
10 通信・放送	.005707	.011828	.009949	.011287	.007051	.021490	.027590
11 公務	.001026	.001449	.001140	.001055	.000632	.000403	.000903
12 サラ	.029165	.053604	.073034	.086918	.064341	.079499	.098903
13 分類不明	.019466	.027508	.021644	.020031	.011999	.007650	.017140
列和	1.809423	1.939918	2.256117	2.107030	1.617296	1.544132	1.406943
影響力係数	1.028954	1.103161	1.282973	1.198193	.919698	.878092	.800078

08	09	10	11	12	13	85	
不動産	運輸	通信・放送	公務	サービス	分類不明	平均	
.000000	.000036	.000000	.000000	.011002	.015084	.025042	01
.000000	.000003	.000000	.000026	.000130	.006731	.022244	02
.002467	.254313	.039693	.102297	.162139	.332069	.272932	03
.064105	.009570	.002573	.010902	.006382	.014871	.007835	04
.004137	.022506	.017140	.036162	.027446	.028123	.020309	05
.000466	.048922	.003871	.009716	.031035	.051769	.031982	06
.028691	.046125	.010133	.001780	.016724	.017671	.026685	07
.001773	.015723	.013973	.003625	.020537	.019369	.012045	08
.003080	.102974	.026866	.033207	.021860	.030954	.035091	09
.000284	.005306	.030711	.011966	.019918	.030937	.007965	10
.000000	.000000	.000000	.000000	.000000	.052686	.000502	11
.019953	.034530	.099101	.084720	.058727	.062786	.041432	12
.003140	.004685	.012534	.004870	.006925	.000000	.009297	13
.128096	.544693	.256595	.299270	.382826	.663051	.513361	85
.002028	.020288	.020289	.020999	.022091	.001074	.020530	
.052818	.352926	.392717	.646895	.385260	.020469	.252669	
.514729	.026740	.103505	.000000	.122839	.169760	.119846	
.252342	.059766	.208179	.030973	.060111	.094967	.064076	
.050889	.020026	.018715	.001863	.029102	.064964	.034827	
-.000902	-.024439	-.000001	.000000	-.002229	-.014285	-.005308	
.871904	.455307	.743405	.700730	.617174	.336949	.486639	
1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	

08	09	10	11	12	13	行和	感応度係数	
不動産	運輸	通信・放送	公務	サービス	分類不明			
.003086	.022866	.006995	.011338	.025080	.042225	1.387135	.788814	01
.000553	.003355	.001127	.002034	.002400	.005025	1.055719	.600349	02
.061399	.519424	.132904	.240347	.333095	.645864	5.660570	3.218963	03
.065444	.016419	.006399	.014769	.011643	.022701	1.218421	.692872	04
.008033	.043553	.026709	.048495	.041843	.054523	1.456138	.828053	05
.007871	.082326	.016763	.027556	.052283	.089674	1.622873	.922870	06
.034390	.076225	.021082	.016396	.035603	.049231	1.668352	.948732	07
1.004820	.028412	.019984	.010105	.028755	.032422	1.293071	.735323	08
.011304	1.135381	.039173	.049932	.042653	.068695	2.006846	1.141221	09
.002511	.012733	1.035860	.016652	.025539	.039942	1.228139	.698398	10
.000260	.000671	.000755	1.000460	.000628	.053238	1.062620	.604274	11
.030798	.073853	.118572	.106252	1.085857	.111373	2.012170	1.144249	12
.004927	.012737	.014328	.008727	.011911	1.010473	1.188542	.675881	13
1.235397	2.027954	1.440651	1.553062	1.697288	2.225386			
.702526	1.153224	.819246	.883171	.965187	1.265497			

① 相対価格の変化

取引基本表における各取引の大きさは、作表年次の価格で評価されているため、それぞれの財貨・サービスの相対価格が変化すると、技術構造が一定であったとしても、投入係数が変化する。

時系列比較を行う場合には、このような相対価格の変化による影響を除去した固定価格評価による接続産業連関表が必要となる。

② プロダクト・ミックスの変化

同一部門に投入構造や単価の異なったいくつかの商品が格付けられている場合には、それぞれの投入構造や単価に変化がなくても、部門内の商品構成が変化すれば、その部門全体としての投入係数が変化することとなる。

第2節 逆行列係数

1. 逆行列係数の意味と計算方法

ある産業部門に一定の最終需要が発生した場合に、それが各産業部門に対して直接・間接にどのような影響を及ぼすのかを分析するのが、産業連関分析の最も重要な分析の一つであり、その際に決定的な役割を果たすのが各産業部門の投入係数であることは、前述したとおりである。

今、仮に産業1及び産業2だけの国民経済を考えた場合、第1節で述べたように、最終需要が与えられれば、次のような連立方程式を解くことによって、産業1及び産業2の国内生産額の水準を計算することができる。

$$\left. \begin{aligned} a_{11}X_1 + a_{12}X_2 + F_1 &= X_1 \\ a_{21}X_1 + a_{22}X_2 + F_2 &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots ③$$

しかし、このように2部門だけであれば計算も容易であるが、実際には部門の数は、統合中分類の場合であっても84あり、その都度③式のような連立方程式を解くことは実際的ではなく、分析を行うことが事実上不可能になる。

そこで、もし、ある部門に対する最終需要が1単位生じた場合、各部門に対してどのような生産波及が生じ、部門別の国内生産額が最終的にはどれだけになるかを、あらかじめ計算しておくことができれば、分析を行う上で非常に便利である。このような要請に応じて作成されるのが「逆行列係数表」である。

そこで、前記③式の行列表示

$$\begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} F_1 \\ F_2 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} \dots\dots\dots ③'$$

において

$$\text{投入係数の行列} \begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} = A$$

$$\text{最終需要の列ベクトル} \begin{bmatrix} F_1 \\ F_2 \end{bmatrix} = F$$

$$\text{国内生産額の列ベクトル} \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} = X$$

とおくと、

$$AX + F = X \dots\dots\dots ③''$$

となる。これをXについて解くと、

$$X - AX = F$$

$$(I - A)X = F$$

$$\therefore X = (I - A)^{-1}F$$

となる。ここでIは単位行列、(I - A)⁻¹は(I - A)の逆行列であり、

$$(I - A)^{-1} = \begin{bmatrix} 1 - a_{11} & -a_{12} \\ -a_{21} & 1 - a_{22} \end{bmatrix}^{-1}$$

この行列の成分を「逆行列係数」(inverse coefficients)と呼ぶ。これを一表にまとめたものが「逆行列係数表」(inverse coefficient matrix)であり、各産業に対する1単位の需要増があった場合、究極的にみて、どの産業の生産がどれだけ誘発されるかを示す。逆行列係数を一度計算しておけば、③式の連立方程式をその都度解くまでもなく、ある部門に対する最終需要が与えられれば、直ちにその最終需要に対応する各部門の国内生産額を計算することが可能となる。

(注) ③''式が非負の解を持つためには、行列式 |I - A| のすべての主座行列式が正であること(ホーキンズ-サイモンの条件)が必要十分であり、また、|I - A| のすべての主座行列式が正であるためには、

$$\sum_{i=1}^n a_{ij} < 1 \quad (j = 1, 2, \dots, n)$$

すなわち、投入係数の和がすべて1未満であること(ソローの条件)が十分条件である。

第5-4表は、昭和60年表の13部門取引基本表について、(I - (I - M)A)⁻¹型(後述参照)の逆行列係数を計算したものである。

逆行列係数の表頭の部門は、最終需要が1単位発生した部門を表しており、表側の部門は、それによって生産の誘発を受ける部門を表している。例えば、表頭の農林水産業について、これをタテに見ると、農林水産業に1単位の最終需要があると、農林水産業自身には、最終的には1.125271単位の生産誘発があり、また、鉱業には0.002436単位、製造業には0.417966単位、建設には0.006391単位等々の生産誘発が生じ、全体としては1.809423単位の生産誘発が引き

起こされることを読み取ることができる。

第1節で述べた投入係数は、ある一つの財貨・サービスを1単位だけ生産する場合、直接必要となる原材料等の量を示しているが、逆行列係数は、ある部門に対して1単位の最終需要があった場合の、各産業部門に対する直接・間接の究極的な生産波及の大きさを示している。

(注)このように逆行列係数を生産誘発との関係で見ると、ある部門、例えば農林水産業に1単位の最終需要が発生すると、それを満たすためには、まず農林水産業自身の生産を1単位増加させねばならない(直接効果)。次に、この農林水産業自身の生産増のために他産業の生産も増加し、この影響で農林水産業の生産も更に追加的に増加する(間接効果)。その結果、農林水産業の生産増は、1単位以上になるのが普通である。このため自部門の生産増加の程度を示す逆行列係数の対角要素は、1を超えるのが普通である。

また、逆行列を $B=(b_{ij})$ で表し、 j 番目の要素が1で他の要素が0である列ベクトルを u_j で表せば、

$$B \cdot u_j = \begin{bmatrix} b_{11} & \dots & b_{1j} & \dots & b_{1n} \\ \vdots & & \vdots & & \vdots \\ b_{i1} & \dots & b_{ij} & \dots & b_{in} \\ \vdots & & \vdots & & \vdots \\ b_{n1} & \dots & b_{nj} & \dots & b_{nn} \end{bmatrix} \cdot \begin{bmatrix} 0 \\ \vdots \\ 1 \\ \vdots \\ 0 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} b_{1j} \\ \vdots \\ b_{ij} \\ \vdots \\ b_{nj} \end{bmatrix}$$

となり、逆行列 B の第 j 列のベクトルは、 j 部門に1単位の最終需要が発生した場合の各部門の生産増加単位を表す。(上に述べた理由により $b_{jj} \geq 1$)

逆行列 B の第 j 列を合計した列和 $\sum_{i=1}^n b_{ij}$ は第 j 部門の生産誘発係数になる。(第3節参照)

<第5-5表 取引基本表(ひな型2)>

	産業1	産業2	最終需要	輸入	国内生産額
産業1	x_{11}	x_{12}	F_1	$-M_1$	X_1
産業2	x_{21}	x_{22}	F_2	$-M_2$	X_2
粗付加価値	V_1	V_2			
国内生産額	X_1	X_2			

という形で現われるものではなく、その一部は輸入を誘発するということを意味する。

つまり、逆に言えば国内生産誘発を正確に求めるためには、輸入誘発分を控除しておかなくてはならない。

そこで、輸入品の投入をおり込んだ逆行列係数の計算方法が考慮されなくてはならない。

我が国では、 $[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$ 型の逆行列係数が一般的に利用されているが、これを含めて、次のような幾つかの逆行列係数の計算方法が考えられている。

(1) $(I-A)^{-1}$ 型

輸入額が外生的に与えられるとするモデルであり、基本モデル(2行2列)の需給バランス式は次のように表される。

$$\left. \begin{aligned} a_{11}X_1 + a_{12}X_2 + F_1 - M_1 &= X_1 \\ a_{21}X_1 + a_{22}X_2 + F_2 - M_2 &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots (4)$$

これを行列表示すると、

$$AX + F - M = X \dots\dots\dots (4)'$$

これは、競争輸入型のモデルであって、中間需要 AX 及び最終需要 F の中には一定の輸入が含まれている。

これを X について解くと、

$$X - AX = F - M$$

$$(I - A)X = F - M$$

$$\therefore X = (I - A)^{-1}(F - M)$$

となる。

このモデルでは、最終需要とともに輸入額についても、外生的に決定されるものとなっているが、輸入は、特別な場合を除き、国内の生産活動によって誘発される性格のものである。すなわち、内生的に決定されるものとするのが自然であり、一般的にあまり利用されていない。

(2) $[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$ 型

最終需要 F を国内最終需要 Y と輸出 E とに分離したものである。すなわち、

$$F = Y + E$$

とし、これを前記(4)'式に代入し、需給バランス式を次のように表す。

2. 逆行列係数の類型-輸入の扱い-

産業連関表を用いて生産波及の分析を行う場合には、輸入をどのように取り扱うかが大きな問題となる。前記1で述べた $(I-A)^{-1}$ 型は、国産品と輸入品を区別しない単純なモデルに基づくものであったが、実際の経済では、農産物や原油等が輸入され、産業や家計等において国産品と併せて消費されているのが実態である。

輸入を明示した取引基本表のひな型は第5-5表に示されている。表をヨコにみると中間需要 x_{ij} 、最終需要 F_i とも輸入分を含んだ供給となっているので、輸入分をマイナスで表示することにより、タテとヨコ(生産)のバランスをとっている。

投入係数に輸入分が含まれるということは、最終需要によってもたらされる波及効果のすべてが、国内生産の誘発

$$AX + Y + E - M = X \dots\dots\dots ⑤$$

輸出については、単なる通過取引は計上しないこととして表が作られている。したがって、輸出には輸入品は含まれないはずであるから、行別輸入係数 m_i を次のように定義する。

$$m_i = \frac{M_i}{\sum_j a_{ij} X_j + Y_i}$$

すなわち、 m_i は国内総需要に占める輸入品の割合、輸入依存度を表し、 $1 - m_i$ が自給率を表すことになる。

⑤を i 行について記せば

$$\sum_j a_{ij} X_j + Y_i + E_i - M_i = X_i \dots\dots\dots ⑥$$

輸入係数の定義から

$$M_i = m_i (\sum_j a_{ij} X_j + Y_i) \dots\dots\dots ⑦$$

⑦を⑥へ代入して整理すると、

$$X_i - (1 - m_i) \sum_j a_{ij} X_j = (1 - m_i) Y_i + E_i \dots\dots ⑧$$

輸入係数 $\{m_i\}$ を対角要素とし、非対角要素を 0 とする対角行列を \hat{M} とすれば、

$$\hat{M} = \begin{bmatrix} m_1 & & 0 \\ & \dots & \\ 0 & & m_n \end{bmatrix}$$

⑧より次が得られる。

$$(I - (I - \hat{M})A)X = (I - \hat{M})Y + E \dots\dots\dots ⑨$$

⑨から

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E] \dots\dots\dots ⑩$$

となり、

国内最終需要 Y と輸出 E を与えることにより、国内生産額 X を求めることができる。

ここで $(I - \hat{M})A$ は、輸入品の投入比率が中間需要、最終需要を問わずすべての部門について同一であると仮定した場合の国産品の投入係数を示し、また、 $(I - \hat{M})Y$ は、同様の仮定の下で国産品に対する国内最終需要を表している。

我が国では、一般的にはこのモデルによる逆行列係数表が利用されている。前記の第5-4表は、この方式により、昭和60年表の13部門取引基本表について作成したものである。

(3) $(I - A^d)^{-1}$ 型

このモデルによる逆行列係数は、非競争輸入型のモデルによるものであり、輸入品の投入比率が部門によって異なることが、あらかじめ情報として知りうる場合、それを利用して、国内の生産波及をもとめようとするものである。中間投入としての輸入品 x_{ij}^m と国産品 x_{ij}^d を非競争財とみなし、各産業部門に独立に投入されると考えているので、通常、非競争輸入型モデルと呼ばれる。

非競争輸入型の取引基本表を単純化して次のように表す。

<第5-6表 取引基本表(ひな型3)>

		産業1	産業2	最終需要	輸入	国内生産額
国産	産業1	x_{11}^d	x_{12}^d	F_1^d	—	X_1
	産業2	x_{21}^d	x_{22}^d	F_2^d	—	X_2
輸入	産業1	x_{11}^m	x_{12}^m	F_1^m	$-M_1$	—
	産業2	x_{21}^m	x_{22}^m	F_2^m	$-M_2$	—
付加価値		V_1	V_2			
国内生産額		X_1	X_2			

当然

$$x_{ij} = x_{ij}^d + x_{ij}^m$$

$$F_i = F_i^d + F_i^m$$

である。

国産品の需給バランス式は、次のとおりとなる。

$$\left. \begin{aligned} x_{11}^d + x_{12}^d + F_1^d &= X_1 \\ x_{21}^d + x_{22}^d + F_2^d &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots ⑪$$

ここで、国内中間財の投入係数を、

$$a_{ij}^d = \frac{x_{ij}^d}{X_j}$$

とすれば、⑪式は次のように変形される。

$$\left. \begin{aligned} a_{11}^d X_1 + a_{12}^d X_2 + F_1^d &= X_1 \\ a_{21}^d X_1 + a_{22}^d X_2 + F_2^d &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots ⑪'$$

これを行列表示すると、

$$A^d X + F^d = X \dots\dots\dots ⑪''$$

これが非競争輸入型のモデルであり、中間需要 $A^d X$ 及び最終需要 F^d はいずれも国産品に対するものであり、輸入品は含まれていない。

(注) 競争輸入型モデルとの関係は、次のようなものとなっている。輸入品に対する投入係数の行列 A^m 、輸入品に対する最終需要の列ベクトルを F^m とすれば、

$$A = A^d + A^m$$

$$F = F^d + F^m$$

となる。これを用いて需給バランスを求めると

$$(A^d + A^m)X + (F^d + F^m) = X + M$$

となる。これが競争輸入型モデルの基本式である。

⑪'' を X について解くと

$$X - A^d X = F^d$$

$$(I - A^d)X = F^d$$

$$\therefore X = (I - A^d)^{-1} F^d$$

となり、国産品に対する最終需要 F^d を与えれば、国内生産額 X の水準を求めることが可能である。

国産品と輸入品の投入割合は、部門によって異なるのが普通であり、このモデルによる逆行列係数は、こうした状況をそのまま反映したモデルである。この型の逆行列係数を、(2) $(I - (I - \hat{M})A)^{-1}$ 型と比較してみると、部門によってはかなり数値が異なっていることがわかるであろう。

どちらかの型を使うかは基本的には分析目的によるが、実際問題としては、5年ごとに作成される政府11省庁共同作業による産業連関表では投入・産出が国産品と輸入品にわけられており、2つのタイプの逆行列表を使用できるのに対し、通商産業省で作成している延長表や地域表では何らかの方法で取引基本表を非競争輸入型に作りかえない限り、 $(I - A^d)^{-1}$ 型の逆行列を使用することは不可能であり、通常は、 $(I - (I - \hat{M})A)^{-1}$ 型を使用せざるを得ない。

3. 影響力係数と感応度係数

(1) 影響力係数

逆行列係数の各列の数値は、その列部門に対する最終需要が1単位だけ発生した場合において、各行部門において直接間接に必要な生産量を示し、その合計(列和)は、その列部門に対する最終需要1単位によって引き起こされる産業全体に対する生産波及の大きさを表す。

この部門別の列和を列和全体の平均値で除した比率を求めると、それはどの列部門に対する最終需要があったときに、産業全体に対する生産波及の影響が強くなるかという相対的な影響力を表す指標となる。これが「影響力係数」と言われるものであり、次の式によって計算される。

$$\begin{aligned} \text{部門別影響力係数} &= \frac{\text{逆行列係数の列和}}{\text{逆行列係数の列和全体の平均値}} \\ &= \frac{B_j}{\bar{B}} \end{aligned}$$

ただし、

$$B = [b_{ij}] : \text{逆行列}$$

$$B_j = \sum_{i=1}^n b_{ij}$$

$$\bar{B} = \frac{1}{n} \sum_j B_j$$

第5-8表は、昭和50年表、昭和55年表及び昭和60年表の29部門表によって、逆行列として $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ を使用し、影響力係数をそれぞれ計算したものである。これによると、鉄鋼、輸送機械、繊維製品等の影響力係数が高くなっており、これらはいずれも産業全体に与える影響が大きいことを示している。

また逆に、影響力係数の低いものとしては、不動産、石油・石炭製品、金融・保険等があげられるが、一般的にはサービス業関係は、産業全体に対する影響力が小さいと言える。

<第5-7表 逆行列係数表(ひな型1)>

	1	2	3	...	n	行和
1	b_{11}	b_{12}	b_{13}	...	b_{1n}	
2	b_{21}	b_{22}	b_{23}	...	b_{2n}	
3	b_{31}	b_{32}	b_{33}	...	b_{3n}	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
n	b_{n1}	b_{n2}	b_{n3}	...	b_{nn}	
列和	B_1	B_2	B_3	...	B_n	$\sum B_j$
影響力係数	$\frac{B_1}{\bar{B}}$	$\frac{B_2}{\bar{B}}$	$\frac{B_3}{\bar{B}}$...	$\frac{B_n}{\bar{B}}$	n

<第5-8表 影響力係数表>

列部門	年		
	昭和50年	昭和55年	昭和60年
01 農林水産業	0.841605	0.880756	0.895832
02 鉱業	0.927622	0.906928	0.961138
03 食料品	1.111745	1.056968	1.092769
04 繊維製品	1.198864	1.149901	1.183563
05 パルプ・紙・木製品	1.179027	1.169819	1.169401
06 化学製品	1.173949	1.171147	1.162952
07 石油・石炭製品	0.714991	0.674594	0.707100
08 窯業・土石製品	0.957944	0.967824	0.964995
09 鉄鋼	1.483243	1.397832	1.458320
10 非鉄金属	1.031545	1.063936	1.047437
11 金属製品	1.103222	1.149355	1.143329
12 一般機械	1.177272	1.211158	1.134248
13 電気機械	1.117231	1.139884	1.140020
14 輸送機械	1.226744	1.247688	1.311635
15 精密機械	0.992551	1.033048	1.028079
16 その他の製造工業製品	1.084766	1.088949	1.075777
17 建設	1.054163	1.040121	1.060886
18 電力・ガス・熱供給	0.823010	0.801051	0.770135
19 水道・廃棄物処理	0.758622	0.777290	0.787080
20 商業	0.726014	0.731556	0.775090
21 金融・保険	0.688696	0.709318	0.709995
22 不動産	0.695361	0.601434	0.622584
23 運輸	1.064300	1.066106	0.978209
24 通信・放送	0.703663	0.717717	0.724659
25 公務	0.744851	0.738220	0.783464
26 教育・研究・医療・保健	0.790439	0.813250	0.822370
27 サービス業	0.866995	0.857877	0.866017
28 事務用品	1.500105	1.447124	1.521409
29 分類不明	1.261460	1.389151	1.101508

(注) 29部門表による。

ただし、逆行列係数の列和は、中間投入率が高ければ高い程、大きくなる傾向があり、かつ、中間投入には同一産業間取引である「自部門投入」が含まれ、それが中間投入率を大きく左右することから「影響力係数」の計算にあたって「自部門投入」を除くべきであるとする意見もある。

(2) 感応度係数

逆行列係数表の各行は、表頭の列部門に対してそれぞれ1単位の最終需要があったときに、その行部門において直接間接に必要な供給量を表しており、その合計（行和）を行和全体の平均値で除した比率は、各列部門にそれぞれ1単位の最終需要があったときに、どの行部門が相対的に強い影響力を受けることとなるかを表す指標となる。これが「感応度係数」と言われるものであり、次の式によって計算される。

$$\begin{aligned} \text{部門別感応度係数} &= \frac{\text{逆行列係数の行和}}{\text{逆行列係数の行和全体の平均値}} \\ &= \frac{B_i}{\bar{B}} \end{aligned}$$

ただし、

$$\begin{aligned} B_i &= \sum_j b_{ij} \\ \bar{B} &= \frac{1}{n} \sum_i B_i \end{aligned}$$

<第5-9表 逆行列係数表（ひな型2）>

	1	2	3	...	n	行和	感応度係数
1	b_{11}	b_{12}	b_{13}	...	b_{1n}	B_1	B_1/\bar{B}
2	b_{21}	b_{22}	b_{23}	...	b_{2n}	B_2	B_2/\bar{B}
3	b_{31}	b_{32}	b_{33}	...	b_{3n}	B_3	B_3/\bar{B}
...
...
...
...
n	b_{n1}	b_{n2}	b_{n3}	...	b_{nn}	B_{nn}	B_n/\bar{B}
列和					$\sum B_i$	n

第5-10表は、昭和50年表、昭和55年表及び昭和60年表の29部門表によって、逆行列 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ により感応度係数を計算したものである。鉄鋼、運輸、化学製品、商業等の感応度係数が高くなっているが、これらはいずれも広く各産業に対して、原材料・サービス等を提供している産業であり、その意味で産業全体の好不況の影響を受け易いものとなっている。

なお、「影響力係数」と同様に「感応度係数」についても「自部門投入」を除くべきであるとする意見もある。

また、この両係数を計算をするにあたっては、どのタイプ

の逆行列を使用したかが明示されなくてはならない。

<第5-10表 感応度係数表>

行部門	感 応 度 計 数		
	昭和50年	昭和55年	昭和60年
01 農 林 水 産 業	1.167160	1.043461	0.996547
02 鉱 業	0.726451	0.699995	0.649594
03 食 料 品	0.820026	0.780330	0.880744
04 織 維 製 品	0.903205	0.853254	0.869104
05 パルプ・紙・木製品	1.524129	1.418627	1.428974
06 化 学 製 品	1.393524	1.518039	1.492113
07 石 油 ・ 石 炭 製 品	1.475591	1.584357	1.261546
08 窯 業 ・ 土 石 製 品	0.735861	0.730962	0.752535
09 鉄 鋼	2.119180	2.207399	1.906391
10 非 鉄 金 属	0.942084	0.986580	0.942650
11 金 属 製 品	0.741377	0.733448	0.776927
12 一 般 機 械	0.928557	0.925982	0.880164
13 電 気 機 械	0.838167	0.872196	1.004195
14 輸 送 機 械	1.086002	1.027076	1.085639
15 精 密 機 械	0.602339	0.581049	0.612605
16 その他の製造工業製品	1.151482	1.188105	1.289432
17 建 設	0.667530	0.661910	0.700224
18 電力・ガス・熱供給	0.943137	1.053658	1.098089
19 水道・廃棄物処理	0.541302	0.558785	0.603125
20 商 業	1.615475	1.712782	1.482756
21 金 融 ・ 保 険	1.287991	1.176633	1.293163
22 不 動 産	0.832483	0.736176	0.792789
23 運 輸	1.694001	1.611844	1.575944
24 通 信 ・ 放 送	0.679201	0.688800	0.711083
25 公 務	0.497691	0.509280	0.544546
26 教育・研究・医療・保健	0.632781	0.669451	0.762256
27 サ ー ビ ス 業	0.964399	1.065500	1.280777
28 事 務 用 品	0.558476	0.537094	0.562491
29 分 類 不 明	0.930399	0.867225	0.763597

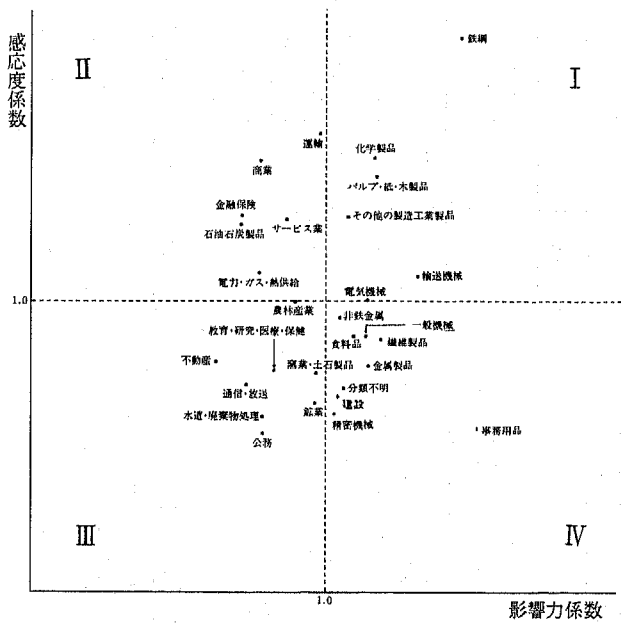
(注) 29部門表による。

(3) 影響力係数と感応度係数による機能分析

影響力係数と感応度係数とを組み合わせることににより、各産業部門がどのような機能を持っているかを模式的に把握することができる。

第5-11図のように影響力係数を横軸に、感応度係数を縦軸にして各産業部門の値をプロットする。その位置によってそれぞれの産業部門が持っている特性が判断される。

<5-1図 影響力係数と感応度係数>



Iに位置する部門は、産業全体に対する影響力が強く、かつ、影響も受け易い部門である。一般に基礎資材などの原材料製造業部門がこれに該当し、鉄鋼、パルプ・紙・木製品、化学製品等がこの分野に属している。

IIは、産業全体に対する影響力は低い、感応度係数は高い分野である。商業、運輸、金融・保険など各産業に対するサービスの提供部門が多くなっている。

IIIは、影響力も感応度も低い分野である。農林水産業、鉱業、窯業・土石製品などの一次産業型のもののほか、不動産、水道・廃棄物処理などの独立型の産業部門がこの分野に属している。

IVは、産業全体に対する影響力は強いが、生産波及効果はそれ程受けない分野である。最終財の製造業部門が多く、一般機械、繊維製品、金属製品、建設等がこの分野に属している。

第3節 最終需要と国内生産額との関係

1. 最終需要項目別生産誘発額

内生部門の各産業は、各生産部門及び最終需要部門に財貨・サービスの供給を行っているが、全体として見れば、内生部門の生産活動は最終需要を過不足なく満たすために行われているのであり、その生産水準は、各最終需要の大きさによって決定される。

産業連関表では、既に述べたとおり、逆行列係数を介して次のような関係が存在している。

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E]$$

国内生産額 逆行列 最終需要額

ここで最終需要は、大別すれば、①家計外消費支出、②民間消費支出、③一般政府消費支出、④国内総固定資本形成、⑤在庫純増、⑥輸出の6項目からなっているが、各産業部門の国内生産額が、どの最終需要項目によってどれだけ誘発されたものであるのか、その内訳をみたのが「最終需要項目別生産誘発額」である。

これは、国内生産額の変動が、最終需要のどの項目によってもたらされたものであるのかを分析するための一つの指標となるものであり、次のようにして計算される。

前述のように最終需要ベクトル F は国内最終需要ベクトル Y と輸出ベクトル E に分解されており、国内最終需要ベクトル Y を各最終需要項目（民間消費支出、国内総固定資本形成等）ベクトルに分解して、次のように表すことができる。

$$Y = Y_1 + Y_2 + Y_3 + \dots + Y_L$$

各最終需要項目によって誘発される生産額ベクトルを X_ℓ で表わせば、国内最終需要については、

$$X_\ell = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} (I - \hat{M})Y_\ell \quad \ell = 1, 2, \dots, L$$

輸出 E によって誘発される生産額ベクトル X_E は、

$$X_E = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} E$$

となり、当然、

$$X = \sum_{\ell=1}^L X_\ell + X_E \text{ が成立する。}$$

逆行列として $(I - A^d)^{-1}$ を使用することも、もちろん可能であり、その場合、右辺に乗ずる最終需要ベクトルは、国産品に対する最終需要になる。

[最終需要項目別生産誘発額の計算方法]

		最終需要項目				
		1	2	3	⋯	L, L+1
産業部門	1	最終需要項目別 生産誘発額 [X ₁ X ₂ ⋯X _L X _E]				
	2					
	3					
	⋮					
	n					

=

		産業部門				
		1	2	3	⋯	n
産業部門	1	逆行列係数 [b _{ij}]				
	2					
	3					
	⋮					
	n					

		最終需要項目				
		1	2	3	⋯	L, L+1
産業部門	1	最終需要項目別 最終需要額 [Y ₁ Y ₂ ⋯Y _L E]				
	2					
	3					
	⋮					
	n					

(注) $Y'_\ell = (I - \hat{M}) Y_\ell$

2. 最終需要項目別生産誘発係数

最終需要項目別生産誘発額を、それぞれ対応する項目の最終需要の合計額で除した比率を「最終需要項目別生産誘発係数」と言う。

すなわち、1の記号を用いて

$$Y_\ell = \begin{bmatrix} Y_{1\ell} \\ \vdots \\ Y_{n\ell} \end{bmatrix}, X_\ell = \begin{bmatrix} X_{1\ell} \\ \vdots \\ X_{n\ell} \end{bmatrix} \quad \ell = 1, 2, \dots, L$$

(国内最終需要項目)

及び

$$E = \begin{bmatrix} E_1 \\ \vdots \\ E_n \end{bmatrix}, X_E = \begin{bmatrix} X_{1,L+1} \\ \vdots \\ X_{n,L+1} \end{bmatrix}$$

とすれば、国内最終需要項目 ℓ 及び輸出による産業部門での生産誘発係数は、

$$\text{最終需要項目別生産誘発係数} = \begin{cases} \frac{X_{i\ell}}{\sum_{j=1}^n Y_{j\ell}} & (\text{国内最終需要}) \\ \frac{X_{i,L+1}}{\sum_{j=1}^n E_j} & (\text{輸出}) \end{cases}$$

と表される。

ある最終需要項目の合計が1単位だけ増加した場合、各産業部門の国内生産額がどれだけ増加するかを示すものとなっている。

なお、最終需要項目別生産誘発係数を産業部門について合計したもの、すなわち

$$\frac{\sum_{i=1}^n X_{i\ell}}{\sum_{j=1}^n Y_{j\ell}} \quad \text{及び} \quad \frac{\sum_{i=1}^n X_{i,L+1}}{\sum_{j=1}^n E_j}$$

をもって、生産誘発係数と呼ぶ場合もある。

生産誘発係数の高い最終需要ほど生産波及効果が大きいということであり、昭和60年においては、輸出の2.18がもっとも高くなっている。

		最終需要項目				
		1	2	3	⋯	L, L+1
産業部門	1	最終需要項目別 生産誘発係数 $\begin{bmatrix} X_{i\ell} \\ \frac{\sum_{j=1}^n Y_{j\ell}} \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} X_{i,L+1} \\ \frac{\sum_{j=1}^n E_j} \end{bmatrix}$				
	2					
	3					
	⋮					
	n					

(注)

$X_{i\ell}, X_{i,L+1}$: 項目別生産誘発額
 $\sum_{j=1}^n Y_{j\ell}, \sum_{j=1}^n E_j$: 項目別最終需要の合計値

3. 最終需要項目別生産誘発依存度

生産誘発額の最終需要項目別構成比を「最終需要項目別生産誘発依存度」と言う。各産業部門の国内生産額が、どの最終需要の項目によってどれだけ誘発されたのか、そのウエイトを示したものであり、昭和50年、55年、60年を比較すると、産業全体では民間消費支出、一般政府消費支出及び輸出が着実に伸びてきているのに対して、国内総固定資本形成の割合が徐々に低下していることが注目される。

		最終需要項目				
		1	2	3	⋯	L, L+1
産業部門	1	最終需要項目別 生産誘発依存度 $\begin{bmatrix} X_{i\ell} \\ X_i \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} X_{i,L+1} \\ X_i \end{bmatrix}$				
	2					
	3					
	⋮					
	n					

(注)

$X_{i\ell}, X_{i,L+1}$: 項目別生産誘発額
 X_i : 生産誘発額の合計(国内生産額)

(注) 本節の具体的な計数については、第2部第7章7「最終需要と生産誘発」の項を参照されたい。

第4節 最終需要と粗付加価値との関係

各産業部門の国内生産額は、中間投入額と粗付加価値額とで構成されているが、最終需要額をみたすのに必要な各産業の国内生産額を求めたうえで、そこから、さらに各産業で発生する付加価値額を得ることができる。

すなわち、第3節で述べた国内生産と最終需要との関係式を粗付加価値と最終需要についても全く同様に適用することができる。

各産業部門の粗付加価値額をその部門の国内生産額で除した比率を粗付加価値率 v という。生産物1単位当たりの粗付加価値であり、これを要素とする対角行列を \hat{v} とする。

$$\hat{v} = \begin{bmatrix} v_1 & & & 0 \\ & v_2 & & \\ & & \dots & \\ 0 & & & v_n \end{bmatrix} \quad v_i = \frac{V_i}{X_i} \quad (i = 1, 2, \dots, n)$$

すなわち、 V を粗付加価値額からなるベクトルとすれば、

$$V = \hat{v} \cdot X$$

である。したがって第3節で述べた需給バランス式から、発生する粗付加価値の算定式を示すと、

$$V = \hat{v} \cdot [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E]$$

となり、この式を用いて、生産誘発と同様に

- ① 粗付加価値誘発額
- ② 粗付加価値誘発係数
- ③ 粗付加価値誘発依存度

が定義される。具体的な計数については、第2部第7章8「最終需要と粗付加価値誘発」の項を参照されたい。

生産誘発係数と粗付加価値誘発係数を比較して特徴的なことは、生産誘発係数の場合、最終需要項目の中で大きな値を示していた「輸出」及び「国内総固定資本形成」が、粗付加価値誘発係数の場合はともに消費と比べて小さいということである。このことは、特に景気拡大のカンフル剤としては公共投資の追加や輸出が効果的であるが、付加価値レベル(GDPレベル)ではむしろ消費の拡大の方が効果的であることを示している。

第5節 最終需要と輸入との関係

1. 最終需要項目別輸入誘発額、同誘発係数及び同誘発依存度

ある最終需要が生じたとき、通常そのすべてが国内生産によって賄われるものではなく、一部は輸入によって賄われる。

産業連関分析の基本的な分野の一つは、ある最終需要が発生した時、それを起因として誘発される各産業部門の生産額の大きさを計測することにあるが、同時にそれによって誘発される輸入額の大きさを求めることも重要な課題である。その際に必要となるのが各産業部門の輸入係数であり、最終需要1単位によって誘発される輸入の大きさは、輸入係数を介して計算される。

ここで輸入は、輸出を除く国内最終需要によって誘発されるものと、輸出によって誘発されるものとに区別される。

〔最終需要項目別粗付加価値誘発額の計算方法〕

		最終需要項目				
		1	2	3	⋯	L, L+1
産業部門	1	最終需要項目別粗付加価値誘発額				
	2					
	3					
	⋮					
	⋮					
	⋮					
	⋮					
	⋮					
	n					

=

		産業部門				
		1	2	3	⋯	n
産業部門	1	粗付加価値率				
	2					
	3					
	⋮					
	⋮					
	⋮					
	⋮					
	⋮					
	n					

⋅

		最終需要項目				
		1	2	3	⋯	L, L+1
産業部門	1	最終需要項目別生産誘発額				
	2					
	3					
	⋮					
	⋮					
	⋮					
	⋮					
	⋮					
	n					

[X₁ X₂ ⋯ X_L X_{L+1}]}

第6節 労働力の産業連関分析係数

1. 労働誘発係数

産業連関表においては、既に述べたとおり、国内生産額 X と国産品に対する最終需要 F^d との間には、次のような関係がある。

$$X = (I - A^d)^{-1} F^d \dots \dots \dots \textcircled{1}$$

A^d : 国産品の投入係数

ここで、各部門の労働力投入量 (man. year) の行列 L の各列をそれぞれの国内生産額で除して得られた労働力投入係数の行列を L' とする。

(労働力投入量 L)

	部門 1	部門 2	部門 3	部門 n
従業者総数	l_{11}	l_{12}	l_{13}	l_{1n}
個人業主	l_{21}	l_{22}	l_{23}	l_{2n}
家族従業者	l_{31}	l_{32}	l_{33}	l_{3n}
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
国内生産額	X_1	X_2	X_3	X_n

雇
用
表

(労働力投入係数 L')

	部門 1	部門 2	部門 3	部門 n
従業者総数	l'_{11}	l'_{12}	l'_{13}	l'_{1n}
個人業主	l'_{21}	l'_{22}	l'_{23}	l'_{2n}
家族従業者	l'_{31}	l'_{32}	l'_{33}	l'_{3n}
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注)

$$l'_{ij} = \frac{l_{ij}}{X_j}$$

我が国において一般的に利用されている $(I - (I - \hat{M})A)^{-1}$ 型の逆行列係数においては、第2節で述べたとおり、産業連関表が、輸入品の再輸出を対象としない (すなわち輸出の中には輸入は含まれない。) ため、輸入係数は次のように定義されていた。

$$m_i = \frac{M_i}{\sum_{j=1}^n a_{ij} X_j + Y_i} \quad \hat{M} = \begin{pmatrix} m_1 & \dots & 0 \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ 0 & \dots & m_n \end{pmatrix}$$

$$\therefore M = \hat{M}(AX + Y) \dots \dots \dots \textcircled{1}$$

国内生産額は

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E] \dots \dots \dots \textcircled{2}$$

であり、逆行列係数 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ を B で表し、①式に代入して展開すると、

$$M = \hat{M}AB(I - \hat{M})Y + \hat{M}ABE + \hat{M}Y$$

$$M = (\hat{M}AB(I - \hat{M}) + \hat{M})Y + \hat{M}ABE \dots \dots \dots \textcircled{3}$$

となる。すなわち、輸入 M は、輸出を除く国内最終需要によって誘発されるもの (③式の右辺第1項) と、輸出 E によって誘発されるもの (③式の右辺第2項) とに分離される。

なお、 $\hat{M}AB$ は、逆行列係数 B に、輸入品の投入係数 $\hat{M}A$ を乗じたものとして理解される。

輸入が最終需要の各項目によってどれだけ誘発されたのか、その内訳を示したのが「最終需要項目別輸入誘発額」であり、前記1の③式にみられるとおり、輸入 M が

$$M = (\hat{M}AB(I - \hat{M}) + \hat{M})Y + \hat{M}ABE$$

と、分解されることから明らかなようにそれぞれ対応する項目の最終需要額を乗じて計算される。すなわち、国内最終需要である「家計外消費支出」から「在庫純増」までの、各最終需要項目ベクトルに、行列 $(\hat{M}AB(I - \hat{M}) + \hat{M})$ を、「輸出」については輸出ベクトルに行列 $\hat{M}AB$ を、それぞれ乗じて求められる。

最終需要項目別輸入誘発係数及び同輸入誘発依存度については、前節の生産誘発係数及び生産誘発依存度と同様の方法で算出されるものであるため、ここでは説明を省略する。

2. 総合輸入係数

行列 $(\hat{M}AB(I - \hat{M}) + \hat{M})$ 、 $\hat{M}AB$ のそれぞれの列和は、各産業に「輸出を除く最終需要」及び「輸出」がそれぞれ1単位発生した場合の輸入誘発の大きさを表す係数であり、両者併せて「総合輸入係数」と呼ばれている。数値は、計数編(2)の183部門、84部門によるものが示されている。

ここで、従業員総数及び各従業上の地位のうちの第*i*番目について分析するものとする。 L の第*i*行をタテに並べたベクトルを L_i 、 L' の第*i*行の成分を対角に並べた行列を \hat{L}'_i とすれば、

$$\hat{L}'_i = \begin{bmatrix} \ell'_{i1} & & 0 \\ & \ell'_{i2} & \\ 0 & & \ell'_{in} \end{bmatrix}, L_i = \begin{bmatrix} \ell_{i1} \\ \vdots \\ \ell_{in} \end{bmatrix}$$

$$L_i = \hat{L}'_i (I - A^a)^{-1} F^a \\ = \hat{L}'_i B F^a \dots \dots \dots \textcircled{2}$$

ただし、 $B = (I - A^a)^{-1}$

となる。

行列 $\hat{L}'_i B$ の各列は、それぞれの部門に対する最終需要が1単位だけ生じた場合に、各部門において直接間接に必要な労働力需要の大きさを示すものとなっており、この行列の成分を通常「労働誘発係数」と呼んでいる。

一方、 $L'B$ を考えると、各列は、それぞれの部門に対する最終需要が1単位だけ生じた場合に、直接間接に必要な従業上の地位別の労働力需要の大きさを示すものであり、これも一種の「労働誘発係数」と言える。なお、後述する「職業誘発係数」は後者の考え方に対応するものである。

また、最終需要 F^a は、家計消費支出、一般政府消費支出、国内総固定資本形成、輸出等からなり、これを

$$F^a = F_1^a + F_2^a + \dots + F_m^a \dots \dots \dots \textcircled{3}$$

のように表せば、②、③式から

$$L_i = \hat{L}'_i B (F_1^a + F_2^a + \dots + F_m^a) \\ = \hat{L}'_i B F_1^a + \hat{L}'_i B F_2^a + \dots + \hat{L}'_i B F_m^a \dots \dots \dots \textcircled{4}$$

が得られる。右辺の各項は、誘発される労働量の最終需要項目別内訳となっている。

産業連関分析を行う上では、投入係数は、安定的であり、表作成時と分析時の間に大きな変化がないという仮定が置かれているが、労働力の産業連関分析を行う上でも同様であり、労働力投入係数は安定的であるという仮定が置かれている。

しかし、労働力投入係数の場合は投入係数と異なり、必ずしも安定的であるとは言えない事情がある。例えば、ある部門の生産額が2倍になったとしても、産業ロボットの導入や操業度の引き上げ等があった場合、必ずしも労働投入量も2倍になるとは限らないからである。したがって、労働力の産

業連関分析を行う場合には、操業度や労働生産性の変化について十分考慮することが必要である。

2. 労働誘発に関する影響力係数と感応度係数

逆行列係数から影響力係数と感応度係数が計算されたように、労働誘発係数の行列 $\hat{L}'_i B$ からも労働誘発に関する影響力係数と感応度係数が計算される。

(1) 影響力係数

ある部門の最終需要が1単位だけ増加した場合、各列部門の労働需要に対してどれだけの影響を与えることになるのか、その程度を部門間で比較する場合に用いられる指標である。次の2種類を作成している。

「第1種影響力係数」は、

$$\text{部門別第1種影響力係数} = \frac{\text{労働誘発係数行列の各列和}}{\text{労働誘発係数行列の列和全体の平均値}} \dots \dots \textcircled{5}$$

のように計算される。この影響力係数が大きいほど、その部門の最終需要1単位によって誘発される各部門の労働需要量が相対的に大きいことを表す。

この第1種影響力係数は、その自部門を含む直接間接の労働誘発効果を示すものであるが、自部門を除き他部門に対する労働誘発効果だけをみたものが「第3種影響力係数」である。労働誘発係数行列の対角線上の要素を0に置き換えた上で、第1種影響力係数と同様の方法で計算される。第3種影響力係数が大きいほど、他部門に対する労働誘発効果が大きいということになる。

(2) 感応度係数

影響力係数は、労働誘発係数の各列和から計算されたものであるが、各行和からも同様の方法で指標を計算することができる。感応度係数と呼ばれるものであり、そのうちの「第1種感応度係数」は、すべての部門の最終需要がそれぞれ1単位である場合に各部門がどれだけの労働誘発効果を受けるのか、その程度を部門間で比較する場合に用いられる。この第1種感応度係数の高い部門ほど、労働誘発効果を受ける度合いが強いということになる。

「第3種感応度係数」は、自部門を除く各部門にそれぞれ1単位の最終需要があった場合に、その部門が受ける労働誘発効果の相対的な大きさを表す。

3. 職業誘発係数

雇用マトリックス（部門別職業別雇用者数表）を用いることにより職業別の雇用誘発係数を計算することができる。

雇用マトリックス S の各要素をその部門の国内生産額で除して得られる職業投入係数の行列を S' とする。

(雇用マトリックス S)

	部門 1	部門 2	部門 3	部門 n
職業 1	s_{11}	s_{12}	s_{13}	s_{1n}
2	s_{21}	s_{22}	s_{23}	s_{2n}
3	s_{31}	s_{32}	s_{33}	s_{3n}
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
国内生産額	X_1	X_2	X_3	X_n

雇用マトリックス

(注) 雇用者には有給役員が含まれる。

(職業投入係数 S')

	部門 1	部門 2	部門 3	部門 n
職業 1	s'_{11}	s'_{12}	s'_{13}	s'_{1n}
2	s'_{21}	s'_{22}	s'_{23}	s'_{2n}
3	s'_{31}	s'_{32}	s'_{33}	s'_{3n}
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注)

$$s'_{ij} = \frac{s_{ij}}{X_j}$$

S の行和から成るベクトルを S* とすると、

$$S^* = S'BF^d \dots \dots \dots \textcircled{6}$$

ただし、 $B = (I - A^d)^{-1}$

行列 $S'B$ が「職業誘発係数」の行列であり、各部門の最終需要 1 単位によって直接間接に必要な職業別の雇用者数を表している。

4. 最終需要項目別労働誘発数及び同職業誘発数

既に述べたとおり、最終需要 F^d を項目別に分解し、次のように表せば、

$$F^d = F_1^d + F_2^d + \dots + F_m^d \dots \dots \dots \textcircled{3}$$

$$L_i = \hat{L}'_i BF_1^d + \hat{L}'_i BF_2^d + \dots + \hat{L}'_i BF_m^d \dots \dots \dots \textcircled{4}$$

が得られる。これにより最終需要項目別の労働誘発数が得られ、また、各部門の雇用者又は就業者がどの最終需要項目にどの程度依存しているかが、いずれも従業上の地位別に明らかにされる。

また、⑥式において、最終需要を項目別に分解すれば、

$$S^* = S'BF_1^d + S'BF_2^d + \dots + S'BF_m^d \dots \dots \dots \textcircled{7}$$

となり、特定の最終需要項目によって必要となる職業別雇用者数を明らかにすることができる。

第 7 節 部門統合の問題

1. はじめに

我が国の昭和 60 年産業連関表は、行 529 × 列 408 部門の基本分類による取引基本表を始めとして、それを統合した 183 部門表、84 部門表、29 部門表及び 13 部門表が作成されている。また、これ以外にも、利用者がその目的に即したサイズの統合分類表を作成することは容易である。

産業連関表をそのまま読み取るだけであれば、どのように部門を統合するかは表章の精粗の問題に過ぎない。しかし、産業連関表の最も重要な利用方法は、これから導かれる投入係数や逆行列係数、最終需要項目別生産誘発係数などを用いて、経済の予測や特定の経済政策の効果測定、あるいは価格分析等を行うことである。産業連関表をこのような目的で利用しようとする場合には、産業連関表の部門をどのように設定するかが、極めて大きな問題となる。

これは、産業連関表を用いて生産誘発効果等を計算する場合、部門の設定の仕方によって、結果が異なることがあるからである。

このような事実に関しては、産業連関表の創始者である W. レオンチェフが、その著書の中で、既に次のように言及しているところである。

『投入・産出分析のための産業の分類は、技術的同質性を考慮することによって導かれ……。統合の問題は、投入・産出行列の列とそれに対応する行の幾つかを統合することによって、行列の大きさを小さくするときに発生する。統合された行列の性質と統合されない行列の性質との関係は、統合されている部門の投入列が、統合されない行列内のどんな位置にあるかに依存している。ある理想的な条件のもとでは、もとの行列の逆行列を統合したものは、統合した行列の逆行列と一致する。これらの条件が完全にではなく、近似的に満たされるときは、いま述べた一致性は、もちろんただ近似的に実現されるに過ぎない。』（「産業連関分析」新飯田宏 119 ページ）

それでは、どのように部門を設定すれば生産波及に影響が生じないのか、また、部門統合で注意すべき点は何か等について、以下にその概略を述べることにする。

2. 部門統合の理論的側面

(1) 2部門を統合する場合

投入係数の行列 A を次のようなものとして、考察を行うこととする。

$$A = \begin{array}{c|cccc} & \text{部門 } \ell & \text{部門 } 1 & \text{部門 } 2 & \text{部門 } r \\ \hline \text{部門 } \ell & P & u_1 & u_2 & R \\ \hline \text{部門 } 1 & \ell'_1 & a_{11} & a_{12} & r'_1 \\ \hline \text{部門 } 2 & \ell'_2 & a_{21} & a_{22} & r'_2 \\ \hline \text{部門 } r & Q & d_1 & d_2 & S \end{array}$$

ここで、部門1及び部門2の国内生産額をそれぞれ X_1 及び X_2 とし、この2部門を統合した場合の影響を調べてみることにする。

$$\alpha \equiv \frac{X_1}{X_1 + X_2} \quad \beta \equiv \frac{X_2}{X_1 + X_2}$$

とすれば、部門1及び部門2を統合した場合の投入係数の行列 $\overset{\dagger}{A}$ は、次のように表すことができる。

$$\overset{\dagger}{A} = \begin{array}{c|cc} & P & R \\ \hline \ell'_1 + \ell'_2 & \begin{array}{c} \alpha u_1 \\ + \beta u_2 \end{array} & r'_1 + r'_2 \\ \hline Q & \begin{array}{c} \alpha d_1 \\ + \beta d_2 \end{array} & S \end{array}$$

ここで、最終需要を次のように表す。

$$F = \begin{array}{c|l} \begin{array}{c} F_\ell \\ F_1 \\ F_2 \\ F_r \end{array} & \begin{array}{l} F_\ell: \text{部門 } \ell \text{ に対する最終需要} \\ F_1: \text{部門 } 1 \quad \text{〃} \\ F_2: \text{部門 } 2 \quad \text{〃} \\ F_r: \text{部門 } r \quad \text{〃} \end{array} \end{array}$$

$(I - A)^{-1}$ 型のモデルで、任意の最終需要 F に対して A と $\overset{\dagger}{A}$ とで生産誘発効果が一致する場合の条件を考えてみよう。

まず、部門統合を行う前の投入係数の行列 A を用いて、最終需要 F に対する1次波及を計算する。

1次波及によって必要となる各部門の国内生産額を X^1 とすれば、

$$X^1 = \begin{bmatrix} X_\ell^1 \\ X_1^1 \\ X_2^1 \\ X_r^1 \end{bmatrix} = AF = \begin{bmatrix} PF_\ell + u_1 F_1 + u_2 F_2 + RF_r \\ \ell'_1 F_\ell + a_{11} F_1 + a_{12} F_2 + r'_1 F_r \\ \ell'_2 F_\ell + a_{21} F_1 + a_{22} F_2 + r'_2 F_r \\ QF_\ell + d_1 F_1 + d_2 F_2 + SF_r \end{bmatrix} \dots \textcircled{1}$$

となる。

次に、部門統合を行った投入係数の行列 $\overset{\dagger}{A}$ を用いて、最終需要 $\overset{\dagger}{F}$ に対する1次波及を計算する。

ここで、

$$\overset{\dagger}{F} = \begin{bmatrix} F_\ell \\ F_1 + F_2 \\ F_r \end{bmatrix}$$

である。

1次波及で必要となる各部門の国内生産額を $\overset{\dagger}{X}^1$ とすれば、

$$\overset{\dagger}{X}^1 = \begin{bmatrix} \overset{\dagger}{X}_\ell^1 \\ \overset{\dagger}{X}_{1+2}^1 \\ \overset{\dagger}{X}_r^1 \end{bmatrix} = \overset{\dagger}{A} \overset{\dagger}{F} = \begin{bmatrix} PF_\ell + \\ (\ell'_1 + \ell'_2) F_\ell + \\ QF_\ell + \\ (\alpha u_1 + \beta u_2) (F_1 + F_2) + RF_r \\ \{ \alpha (a_{11} + a_{21}) + \beta (a_{12} + a_{22}) \} (F_1 + F_2) + (r'_1 + r'_2) F_r \\ (\alpha d_1 + \beta d_2) (F_1 + F_2) + SF_r \end{bmatrix} \dots \textcircled{2}$$

となる。

ここで、部門統合前後の1次波及が一致する条件は、任意の F について

$$\left. \begin{array}{l} X_\ell^1 = \overset{\dagger}{X}_\ell^1 \\ X_1^1 + X_2^1 = \overset{\dagger}{X}_{1+2}^1 \\ X_r^1 = \overset{\dagger}{X}_r^1 \end{array} \right\} \dots \textcircled{3}$$

が成立することである。①と②を比較すると、 $\alpha + \beta = 1$ より

$$\begin{aligned} u_1 &= u_2 \\ a_{11} + a_{21} &= a_{12} + a_{22} \\ d_1 &= d_2 \end{aligned}$$

となる。

この条件が成立するとき、 X^1 から更に波及する生産額(2次波及による国内生産額)も一致することとなる。同様にして、すべての波及生産額が一致する。

すなわち、各部門における生産誘発額が、統合前と統合後とで変化しないための条件は、統合対象となった各部門の投入係数が、統合後の対応する部門の投入係数と一致していることである。換言すれば、生産技術構造を示す投入係数が同じである場合のみ、統合前と統合後とでは生産誘発効果に変化は生じないということになる。

我が国における産業連関表の部門は、財貨・サービスの種類に応じたアクティビティ・ベースの分類となっているが、上に述べた条件はこのアクティビティ・ベースの同一性が部門設定の条件であることを示したものであり、その意味では当初の部門設定の基準や原理を示すものでもある。

(2) 部門統合に伴う他部門に対する生産誘発効果

次に、部門統合に伴う他部門への影響について考えてみることにする。いま他部門を特定の他部門 l で代表させて考えることとする。

1次の波及効果が、部門統合を行う前と後とで一致する条件は、前記の③式のうち、

$$X_l^1 = \bar{X}_l^1$$

となる。これから得られる条件は、

$$u_1 = u_2$$

である。すなわち、部門統合の対象となる部門1及び2の部門 l からの投入係数が相互に一致している場合には、部門統合の前と後とで部門 l に対する生産波及効果は、任意の最終需要に関して一致することとなる。ただし、2次以降の波及効果については、一般に統合の前と後とでは一致しない。

ここで、特に

$$u_1 = u_2 = 0$$

かつ、

$$R = 0$$

が成立する場合、すなわち、考察の対象となっている部門 l 以外の部門が、部門 l から全く投入を行っていない場合には、部門 l 以外の部門をどのように統合しても、部門 l に対する生産波及効果には影響が生じない。

このような関係を全体的に把握するためには、投入係数表のブロック化が有効である。今、投入係数表の行部門及び列部門について、それぞれの対応関係を保ちつつその順番を入れ替えて、次のように変形したとする。

	I	II	III	IV
I	X X X			
II		X XX XXX XXXX		
III			XX XX	
IV	XXX XXX XXX	XXXXX XXXXX XXXXX	XX XX	XXX XXX XXX

(注)
×以外は、すべて0である。

このとき、ある最終需要による波及効果を、例えばグループIにのみ注目して分析する場合には、グループII、III、IVをどのように統合しても、Iにおける誘発効果は一定である。II又はIIIのグループに関しても同様である。

また、部門統合の対象となる各部門の最終需要の相互の比率が、それぞれの国内生産額の比率と等しい場合、すなわち、

$$F_1 : F_2 = \alpha : \beta \quad (\alpha + \beta = 1)$$

の場合には

$$X^1 = \begin{pmatrix} P F_l + \left(u_1 + \frac{\beta}{\alpha} u_2\right) F_1 + R F_r \\ l_1' F_l + \left(a_{11} + \frac{\beta}{\alpha} a_{12}\right) F_1 + r_1' F_r \\ l_2' F_l + \left(a_{21} + \frac{\beta}{\alpha} a_{22}\right) F_1 + r_2' F_r \\ Q F_l + \left(d_1 + \frac{\beta}{\alpha} d_2\right) F_1 + S F_r \end{pmatrix}$$

$$\bar{X}^1 = \begin{pmatrix} P F_l + (\alpha u_1 + \beta u_2) \left(1 + \frac{\beta}{\alpha}\right) F_1 \\ (l_1' + l_2') F_l + \{ \alpha(a_{11} + a_{21}) + \beta(a_{12} + a_{22}) \} \\ Q F_l + (\alpha d_1 + \beta d_2) \left(1 + \frac{\beta}{\alpha}\right) F_1 \\ + R F_r \\ \left(1 + \frac{\beta}{\alpha}\right) F_1 + (r_1' + r_2') F_r \\ + S F_r \end{pmatrix}$$

$$= \begin{pmatrix} P F_l + \left(u_1 + \frac{\beta}{\alpha} u_2\right) F_1 \\ (l_1' + l_2') F_l + \left\{ a_{11} + a_{21} + \frac{\beta}{\alpha} (a_{12} + a_{22}) \right\} F_1 \\ Q F_l + \left(d_1 + \frac{\beta}{\alpha} d_2\right) F_1 \\ + R F_r \\ + (r_1' + r_2') F_r \\ + S F_r \end{pmatrix}$$

となって、両者は一致する。

これらのことより、次のようなことが言える。

- ① 部門統合の対象となる各部門の投入係数が、統合後の部門の投入係数と一致している場合には、任意の最終需要に関して、その生産波及効果は完全に一致する。
- ② 部門統合の対象となる部門のその他の特定の部門からの投入係数が、部門統合の前と後とで一致している場合には、その特定部門に対する1次の生産波及効果は、任意の最終需要に関して変化しない。
- ③ ある特定の部門から全く投入を受けていない部門については、どのように統合しても、その特定の部門に対する1次の生産波及効果には影響が生じない。
- ④ 部門統合の対象となる各部門の最終需要の相互の比率が、それぞれの国内生産額の比率と等しい場合には、その最終需要がもたらす1次の生産波及効果はすべての対応する部門において一致する。

なお、輸入を考慮した $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型のモデルで考える場合には、③を除き、部門統合の対象となる部門の輸入率が等しいという条件が加わる。

以上のように、部門統合により発生する生産波及効果の歪みは、投入構造が統合の前後で変化しないという非常に特殊な場合を除いて、避けられないこととなっている。

3. 部門統合の実例

昭和60年表により、実際に部門統合の影響を調べてみることにする。次の2通りの方法により、13部門の生産誘発額（最終需要項目別）を算出し、比較を行う。なお、逆行列係数は、 $[I - (I - M)A]^{-1}$ 型を用いることとする。

① 183部門で計算し、その結果を13部門に統合する。

② 始めから13部門表を用いて計算する。

比較結果は、第5-11表のとおりである。ここで、内枠の中の各数字は、②の①に対する比を%で示したものである。これ

をみると、農林水産業や鉱業部門を中心に、両者の乖離はかなり大きな値となっており、部門統合の強い影響がうかがわれる。

また、各行・各列ごとに、上記の比の絶対値を生産誘発額（①の場合）のウエイトで加重平均した値を乖離度として表に示してある。最終需要項目別の乖離度をみると、政府消費支出のほか、輸出等でも大きな値となっている。

さらに、上記②の代わりに、

②' 29部門で計算し、結果を13部門に統合する。

②'' 84部門で計算し、結果を13部門に統合する。

の2通りについて、同様に①との比較を行った。結果を最終需要項目別の乖離度のみについて示すと、第5-12表のとおりである。（②の場合も含め、3通りの結果を示してある）。

<第5-11表 部門統合に伴う生産誘発額の比較>

(%)

	家計外 消費支出	民間 消費支出	一般政府 消費支出	国内総固定 資本形成		在庫純増	輸 出	(注) 乖離度
				(公的)	(民間)			
01 農 林 水 産 業	-54.29	-34.85	413.00	250.85	165.86	-3.65	439.76	62.69
02 鉱 業	139.52	206.37	256.61	-84.14	-27.50	593.91	110.25	90.12
03 製 造 業	2.09	8.67	50.39	2.33	-6.28	-10.54	-9.98	8.75
04 建 設	21.90	-2.95	-2.76	0.04	0.19	-3.79	5.36	0.43
05 電 ・ ガ ・ 水	-6.39	2.19	5.40	-8.51	-1.35	-20.76	-8.51	3.70
06 商 業	-12.93	-1.31	54.50	4.70	0.34	-0.50	3.61	2.50
07 金 融 ・ 保 険	-6.06	5.60	59.97	-14.41	-13.19	-10.48	-11.10	9.14
08 不 動 産	-10.65	0.46	99.82	-9.47	-10.80	-16.47	-15.01	2.32
09 運 輸	-11.58	4.63	16.22	-18.28	-5.48	-2.13	-1.42	5.61
10 通 信 ・ 放 送	44.33	2.35	50.85	-21.75	-19.83	-29.62	-23.22	10.45
11 公 務	46.26	4.91	-0.02	-10.37	-15.06	-31.03	-4.54	0.27
12 サ ー ビ ス	3.02	0.50	2.31	-1.37	-9.45	-15.23	-9.77	1.99
13 分 類 不 明	46.41	19.19	-18.37	-10.37	-15.12	-31.00	-4.54	13.68
乖離度(注)	7.27	5.88	11.98	5.65	6.33	10.20	11.54	7.34

(注) 乖離度については本文参照

<第5-12表 最終需要項目別乖離度>

(%)

	家計外 消費支出	民間 消費支出	一般政府 消費支出	国内総固定 資本形成		在庫純増	輸 出	(注) 計
				(公的)	(民間)			
ケース②	7.27	5.88	11.98	5.65	6.33	10.20	11.58	7.34
ケース②'	7.67	1.37	10.55	4.69	2.14	4.85	2.70	2.80
ケース②''	3.86	0.78	3.49	1.94	1.55	2.07	1.58	1.44

(注) 各最終需要項目別乖離度を生産誘発額(183部門より統合した額)のウエイトで加重平均した値

当然ながら、統合部門数が大きいほど乖離度は小さくなっている。しかし、表には出ていないが、各セル（第1表の内枠の中に相当す各数字）ごとにみると、依然かなり大きな値が残存している。

また、輸入誘発額や雇用誘発数についても同様の比較を行ったところ、生産誘発額の場合よりもさらに大きな乖離があらわれた。

4. まとめ

3. では、便宜上13部門への統合を扱ったが、実際の分析では、29部門あるいはそれ以上の部門への統合が一般的であろう。しかし、その場合でも事情は同様であると考えられる。したがって、電子計算機等の計算手段の発達した今日では、できる限り大きな部門数で計算したうえで、結果を統合することが望ましい。少なくとも、必要な部門数よりも一段階大きい部門の表で計算すべきであろう。ことに、結果を最終需要項目別や各部門ごとに比較考察する場合は、なおさらである。ただし、2. に示した条件が近似的に成立するような範囲内での部門統合であれば、波及効果の歪みはそれほど大きなものではなく、特に特定の部門についてのみ注目して分析を行う場合には、ブロック化により、有効な部門統合を行い得ることも十分考えられる。

第6章 付帯表の種類とその内容

通常、単に産業連関表といえば、それは取引基本表を意味する。取引基本表は、1年間に生産された全産業のあらゆる財貨・サービスを対象に、それらの取引実態を漏れなく観察・記録し、その結果を一覧表の形にまとめ上げたものである。昭和60年表の場合、行529部門、列408部門で構成されている。

取引基本表は、産業連関表の中心を成すものであるが、その作成は、国連の提示した新SNAやこれまでに蓄積された産業連関表作成理論に基づき、一定のルールに従って作成されるものである。したがって、取引基本表に産業連関分析に必要なすべての情報を盛り込むことはできないので、多様な産業連関分析に対応するためには、取引基本表の限界を補う付帯情報が必要になる。

昭和60年表の場合、以下に述べるような各種の付帯表が、それぞれの利用目的に応じて作成されている。

1. 国内貨物運賃表及び商業マージン表

(1) 国内貨物運賃表及び商業マージン表の概念

国内貨物運賃表及び商業マージン表は、取引基本表に記述された各部門間の取引のうち財貨の取引に関し、個々の取引に伴う流通経費、すなわち国内貨物運賃及び商業マージンがどれだけ必要であったのかを、マトリックスの形で示したものである。

取引基本表には、流通経費の取扱いの相違によって、「生産者価格評価表」と「購入者価格評価表」との二つがあることは前述（第2章第2節）したとおりである。このうち、生産者価格評価表は、個々の取引をメーカー出荷価格で評価したものであり、メーカーからユーザーに届くまでの流通経費は、中間需要部門及び最終需要部門の各列部門と運輸及び商業の行部門との交点に一括して計上される。また、購入者価格評価表は、個々の取引を需要者側の実際の購入価格で評価したものであり、メーカーからユーザーまでの流通経費を、財貨の価格と区別することなく、個々の取引額に含めて計上される。

したがって、いずれの表からも、個々の取引に要した国内貨物運賃及び商業マージンの額を直接読み取ることはできないので、第6-1図に示したような国内貨物運賃表及び商業マージン表をそれぞれ作成し、取引基本表を補完している。

国内貨物運賃表及び商業マージン表は、生産者価格評価表と購入者価格評価表とを連結させる役割を果たすも

のであり、昭和60年表報告書においては、計数編(2)に統合中分類（84部門）に基づく表がそれぞれ掲載されている。ただし、この表に記載されている国内貨物運賃額（8輸送機関に分かれる）及び商業マージン額（卸売と小売に分かれる）は、それぞれの合計値のみである。基本分類（行529×列408部門）及び統合小分類（183部門）については、特に国内貨物運賃表及び商業マージン表を作成していないが、それぞれの「産出表」に各取引ごとの8機関別国内貨物運賃額並びに卸・小売別商業マージン額が示されており、産出表が両表の機能を併せ持っている。

なお、産出表及び投入表において、国内貨物運賃及び商業マージンは、列符号の後に特殊符号の「7」又は「6」が付されている。

(2) 国内貨物運賃表及び商業マージン表の種類とその範囲

ア. 国内貨物運賃表は、営業輸送活動から生ずる国内貨物運賃及び料金について作成される。

なお、国際輸送に係る領土外の貨物運送運賃やいわゆるコスト運賃は、国内貨物運賃表には含まない。

国内貨物運賃表は、各取引について8種類の輸送機関ごとの輸送経費を推計し作成する。

- 1 国有鉄道（貨物）
- 2 地方鉄道・軌道（貨物）
- 3 道路貨物輸送
- 4 通運
- 5 沿海・内水面貨物輸送
- 6 港湾運送
- 7 国内航空貨物輸送
- 8 倉庫

イ. 商業マージン表は、卸売マージン及び小売マージンについて作成される。なお、財貨の輸出入に際し代理店が受取る手数料（「特殊貿易」に計上）及び中古品の取引に係る商業マージンであるいわゆる「コスト商業」（第2章第4節参照）については商業マージン表に含まれない。また、商業部門が負担した支払貨物運賃は、商業マージンには含まれず、そのまま「貨物運賃」として処理される。

<第6-1図 取引基本表と国内貨物運賃表及び商業マージン表との関係>

① 生産者価格評価表 (ひな型)

		中間需要					最終需要	国内 生産 内額
		A	B	C	商業	運輸		
中間 投入	A	20				 100	300
	B	40	40	70	40	10		
	C	110						
	商業	商業マージン					900
運輸	国内貨物運賃					700	
粗付 加価値	50						
国内 生産 内額	300							

(注) 取引基本表において各需要部門 (列) ごとに商業 (行) 又は運輸 (行) の交点に一括計上されている「国内貨物運賃」及び「商業マージン」を、当該列部門の投入財貨別に割り振ることによって「国内貨物運賃表」及び「商業マージン表」が作成される。

② 購入者価格評価表 (ひな型)

		中間需要					最終需要	需要 合計	控 商 マ ー ジ ン	除 貨 物 運 賃	国内 生産 内額
		A	B	C	商業	運輸					
中間 投入	A	30 (5+5)					125 (17+8)	410	-70	-40	300
	B	55	55	90	70	15					
	C	165 (35+20)									
	商業	0					0	900	0	900	
運輸	0					0	0	0	700	700	
粗付 加価値	50									
国内 生産 内額	300										

(注) () 内は、(商業マージン+国内貨物運賃)であり、内数である。これらを抜き出して一覧表にしたのが「国内貨物運賃表」及び「商業マージン表」である。

③ 国内貨物運賃表 (ひな型)

		中間需要					最終需要	合 計
		A	B	C	商業	運輸		
中間 投入	A	5					8	40
	B	5	5	8	12	2		
	C	20						
	商業	0					0	
運輸	-30					-700		
合計	0							

(注) 購入者価格評価表から国内貨物運賃を抜き出して示したものであり、輸送機関別に8種類作成される。

④ 商業マージン表 (ひな型)

		中間需要					最終需要	合 計
		A	B	C	商業	運輸		
中間 投入	A	5					17	70
	B	10	10	12	18	3		
	C	35						
	商業	-50					-900	
運輸	0							
合計	0							

(注) 購入者価格評価表から商業マージンを抜き出して示したものであり、卸売及び小売の2種類が作成される。

(3) 国内貨物運賃表の作成方法

国内貨物運賃表の作成方法の概要は以下のとおりである。

① 運輸部門の国内生産額の推計

コスト運賃を含む運輸部門の国内生産額としての「貨物運賃額」を、8機関別に推計する。

			CT
	運輸		①
CT			

運輸部門の国内生産額(CT)①を8機関別に推計する。

② 行部門(輸送商品)別貨物運賃額の推計

8機関別に確定された貨物運賃額のそれぞれについて、どのような商品がどのような輸送機関によって輸送されたかを勘案しながら、まず、大きく輸送商品群別に分割し、順次、小さな商品群について分割を進め、最終的に各行部門(輸送商品)別の貨物運賃額を推計する。

		CT	F
			②
	運輸	①	
			②

行部門別の貨物運賃額(F)②を推計する。②の計は①に等しい。

③ コスト運賃額の分離

行部門別に確定された貨物運賃額から、別途推計された行部門(商品)別コスト運賃額を分離し、運賃表対象の行部門別貨物運賃額を推計する。

		CT	F
			F'
			F _i ←③
運輸		①	
			F _i ←③

行部門別の貨物運賃額②からコスト運賃③を控除し、運賃表対象の貨物運賃F'_iを求める。

④ 運賃対象取引額の計算

各財貨の取引について、そのすべてに貨物運賃が必要とは限らないし、また、どの取引においても運賃率が一定であるとも限らない。このことを勘案し、各財貨別・産出先(列部門)別に、個々の取引額のうちどれだけの部分が運賃のかかる対象となり、反対にどれだけの部分が運賃のかかる対象とならなかったかを判断し、個々の取引ごとの「運賃非対象率表」を作成する。

取引先によって運賃率に差が生ずる要因としては、次のようなものが考えられる。

- ・ 自工場消費分の有無とその割合
- ・ 自家輸送分の割合
- ・ パイプライン輸送の有無
- ・ 輸送距離の長短
- ・ 割引運賃の適用の有無

次に、各取引額に「1-運賃非対象率」を乗じて「各取引額における運賃対象取引額」を計算し、これを行部門別に足し上げて、「行部門別運賃対象取引額」を推計する。

⑤ 各取引別の貨物運賃額の計算

行部門別運賃対象取引額に対する行部門別貨物運賃額の比率を「行部門別運賃率」とし、これを④で求めた各取引額別の運賃対象取引額に乘ずることにより、「各取引額別の運賃額」が計算される。

$$F'_{ij} = X'_{ij} \cdot \frac{F'_i}{X'_i}$$

ただし、

F'_i……コスト運賃を除く各取引別運賃額

X'_{ij}……コスト運賃を除く各取引別運賃対象取引額

F'_i……コスト運賃を除く行部門別運賃額

X'_i……コスト運賃を除く行部門別運賃対象取引額

					CT
i部門		X_{ij}			X_i
CT		X_j			

$$\frac{\textcircled{4}}{X_{ij}} = n_{ij} = \text{運賃非対象率}$$

$$\sum_j X'_{ij} = X'_i = i \text{ 部門の運賃対象取引額}$$

$$\frac{F'_i}{X'_i} = i \text{ 部門の運賃率}$$

(4) 商業マージン表の作成方法

商業マージン表は、前述の国内貨物運賃表とほぼ同様に、次のような手順で作成される。

① 卸売・小売別商業マージン総額の推計

「商業統計表」（販売額）及び「商業実態基本調査」（マージン率）から卸・小売別マージン総額を推計する。

② 行部門別商業マージン額の推計

①と同様の資料により、まず大まかな商品群別商業マージン額を推計し、次いで「商業マージン調査」の結果等を利用し、行部門別商業マージン総額を推計する。

③ 商業マージン対象取引額の計算

各取引ごとに商業マージンの対象とならない取引の割合を推計する。

取引先によって商業マージン率に差が生ずる要因としては次のようなものが考えられる。

- ・自工場消費
- ・自社他工場消費
- ・他社直売・卸売についての小売直売
- ・割引マージン率の有無
- ・リベートの有無
- ・流通系統の違い
- ・多段階流通（1次卸、2次卸、3次卸等）の有無

④ 各取引別商業マージン額の計算

②と③の結果から各取引別に、卸売マージン額及び小売マージン額を推計する。

⑤ なお、昭和55年表では、小売マージンを伴う取引活動の範囲は卸売や運輸活動と比べて狭いと判断から、小売マージン表の作成対象部門を特定の部門に限定してい

た。しかし、この方法によったのでは、商業統計の小売マージンの定義に一致しないことなどから、昭和60年表においては全面的に見直し、他の流通経費と同様の推計方法を採用した。

2. 輸入表

(1) 輸入表の概念

取引基本表における「輸入」の取扱い方法には、大別して二つの方式がある。一つは、輸入品と国産品を区別しない「競争輸入型」の方式であり、他の一つは、輸入品と国産品とを区別して取り扱う「非競争輸入型」の方式である。「競争輸入型」表では、輸入については、外生部門に財貨・サービス別の内訳がベクトルで示されているのみであり、個々の投入・産出については、国産品と輸入品の合計が計上されている。

我が国の取引基本表では、前者の「競争輸入型」（厳密には「競争・非競争混合輸入型」）が採用されている（第2章第4節の「輸入」の項参照）。したがって、取引基本表から輸入品（又は国産品）のみの取引額を抜き出して読みとることはできない。

「輸入表」は、取引基本表から輸入品のみの取引額を抜き出して一覧表にまとめたものであり、これによって、どのような輸入品が、どの部門で、どれだけ消費されているのかを読み取ることができる。昭和60年表における輸入表は統合中分類（84部門）に基づき作成されている。

なお、輸入品の取引額は、普通貿易、特殊貿易、直接購入、関税及び輸入品商品税に分かれるが、輸入表ではその合計額のみが計上されている。

(2) 輸入表の作成方法

ア. 輸入表の作成に当たっては、各行部門別に、普通貿易、特殊貿易、直接購入、関税及び輸入品商品税のそれぞれについて、どの列部門で消費されたかを別個に推計する。具体的な作成方法は、次のとおりである。

① 普通貿易

まず、貿易統計（大蔵省）を組替集計することにより取引基本表の行部門別輸入額を計算する。次いで、この行部門別の輸入額が、どの列部門で、どれだけ消費されたのかを推計する。推計は各行に属する個々の輸入品ごとに、その商品特性及び輸入品需要別調査の結果等に基づいて行う。

なお、どうしても消費部門が特定できない輸入品については、その商品の属する行部門の輸入率（輸入額／総供給額）を用いて機械的に推計している。

<第6-2図 取引基本表と輸入表との関係>

① 生産者価格評価表 (ひな型)

	A	B	C	D	消費 費	投資 資	輸出	(輸 除)入	国 生 産 内 額
A	…	60 (10)	…	…	…	…	…	…	…
B	20 (5)	10 (0)	50 (15)	10 (0)	20 (10)	15 (5)	10 (0)	-35 (-)	100
C	…	10 (5)	…	…	…	…	…	…	…
D	…	5 (0)	…	…	…	…	…	…	…
粗 付 加 価 値	…	…	…	…	…	…	…	…	…
国 内 生 産 額	…	100	…	…	…	…	…	…	…

(注) () 内は輸入品に係る取引額であり、内数である。
輸入表は、この輸入品に係る取引額を取り出して一覽表にしたものである。

② 輸入表 (ひな型)

	A	B	C	D	消費 費	投資 資	輸出	計
A	…	10	…	…	…	…	…	…
B	5	0	15	0	10	5	0	35
C	…	5	…	…	…	…	…	…
D	…	0	…	…	…	…	…	…
計	…	15	…	…	…	…	…	…

② 特殊貿易

特殊貿易については、個々の財貨・サービスの商品特性に応じて需要部門を特定することにより推計されているが、推計資料が不備な部門については、当該行部門の輸入率を用いて機械的に計算されている。

③ 直接購入

直接購入については、その概念・定義・範囲から、全額を家計消費支出部門の輸入としている。

④ 関税は、普通貿易に係る行部門別輸入額の需要先別取引額の比率に応じて配分されている。

⑤ 輸入品商品税

輸入品商品税については、課税対象となった輸入財貨の需要先部門を特定し、当該部門の取引額比率に応じて配分されている。

イ. 基本分類 (行529部門) 及び統合小分類 (183部門) に基づく輸入表は作成されていないが、それぞれの「産出表」に、各取引ごとの輸入内訳を示すことにより輸入表としての機能を併せ持たせている。

3. 屑・副産物の発生及び投入表

(1) 屑・副産物の発生及び投入表の概念

取引基本表を作成する場合、「屑」及び「副産物」の取扱いに関してはいくつかの方式がある。我が国では、原則として「マイナス投入方式」(ストーン方式)によっている(第2章第4節の『屑及び副産物』の項参照)。マイナス投入方式では、屑及び副産物の発生額がマイナスで、投入額がプラスで計上され、生産額は相殺されてゼロになる。また、主生産物と屑・副産物の投入が区別されないため、取引基本表から屑・副産物の発生額及び投入額を把握することはできない。

「屑・副産物の発生及び投入表」は、取引基本表から屑及び副産物を抜き出して、下図のような一覽表にまとめることにより、屑・副産物の発生状況及び投入状況を明らかにしたものである。

(2) 屑・副産物の発生及び投入表の作成方法

「屑」及び「副産物」に関しては、取引基本表を作成するに当たって当初から部門符号の後にそれぞれ次のような特殊符号を付すことにより、他の取引と区別した取扱いを行っている。

特殊符号	特殊分類名
2	屑 投 入
3	屑 発 生
4	副産物投入
5	副産物発生

したがって、取引基本表が作成された段階で、これらの特殊符号の付された屑及び副産物に係る取引額を抜き出すことによって、「屑・副産物の発生及び投入表」を簡単に作成することができる。

実際に、どの列部門が、どのような屑・副産物を発生させ、又は投入しているかについては、次のように推計している。

① 副産物の発生額は工業統計等によって列部門別に把握される。その産出先(投入部門)については、品質特性等から産出先が特定できるものを除き、原則として、当該商品を主産物とする行部門と同じ産出比率で各部門に配分している。

<第6-3図 取引基本表と屑・副産物発生及び投入表との関係>

① 生産者価格評価表 (ひな型)

	A	B	C	D	最終需要	国内生産内額
A		70 (5)	30 (0)			
B	60 (15)	20 (0)	△10 (△30)	70 (20)	60 (△5)	200 (0)
C	10 (0)	40 (0)	20 (0)		30 (0)	100 (0)
D		40 (10)	40 (10)			
粗付加価値		30	20			
国内生産額		200	100			

(注)()内は、屑又は副産物の発生額 (マイナス) 及び投入額 (プラス) であり、内数である。

屑・副産物の発生及び投入表は、この屑及び副産物の発生額及び投入額を取り出して一覧表にしたものである。

② 屑・副産物の発生及び投入表 (ひな型)

		A	B	C	D	最終需要	計
競合部門	A { 発生額		0	0			
	投入額		5	0			
	B { 発生額	0	0	△30	0	△5	△35
	投入額	15	0	0	20	0	35
C {	発生額	0	0	0		0	0
	投入額	0	0	0		0	0
D {	発生額		0	0			
	投入額		10	10			
計 {	発生額		0	△30			
	投入額		15	10			

② 屑のうち鉄屑及び非鉄金属屑については、鉄鋼統計年報等により各列部門別消費量が把握される。発生額については、資料が不備であるため、各産業部門における鋼材等の投入額等を参考として、部門別の発生額を推計している。

故紙については、パルプ (故紙パルプ) 部門を産出先とし、消費額から発生額を推計している。

4. 物量表

(1) 物量表の概念

産業連関表の取引基本表は金額で表示されているが「物量表」は、主要財貨に関する物量表示の取引表であ

り、取引基本表を補完するものとして位置づけられている。

通常、産業連関分析は、表作成時と分析の対象時の間に投入係数の変化がないことを前提に行われるが、実際には、表作成 (5年ごと) の都度、部門によっては、かなり投入係数が変化している場合がある。ただし、その原因は、原材料構成や労働投入量など、生産技術の変化の影響によるものよりは、各部門内における生産物の構成比や相対価格の変化の影響によるところの方が大きい。さらに、金額と物量の関係をみると、同一の商品であっても、大口取引と小口取引で単価が異なる場合がある等により、表の作成時点においても、金額と物量は必ずしも比例的ではない。

したがって、産業連関分析を行う上で、投入係数の安定性という観点からは、取引基本表が実物量で示されていることが望ましい。物量表はこのような要請に応えるために作成されたものである。

物量表の作成によって、エネルギー需給見通し等の分析を物量で行うことができ、またある一定の金額 (例えば1万円) で購入できる物量のマトリックスを作成することが可能になる。

(2) 物量表作成の限界

しかし、現段階では、以下の理由により、全部門について完全な物量表を作成することは、事実上不可能である。実際、諸外国においては、エネルギー、鉄鋼等の例外はあるものの、ほとんど作成されていない。

① 物量表を作成するためには、各商品の取引額を数量×単価で把握できることが前提になるが、産業連関表では、数量単位の計測が極めて困難なサービス等の部門が50%以上を占める。

② 財部門であっても、同一の部門に単位の異なる複数の商品が含まれている場合があり、これらの部門では行部門単位の数量が計算できない。

③ 「その他の○○○」といった部門や加工組立型産業の部門は、単価の異なる多種の商品が集合している場合が多く、これらの部門では行部門単位の数量表示にあまり意味がない。

④ 産出先別の数量情報が極めて不十分である。

(3) 物量表の作成方法

ア、昭和60年表においては、取引基本表の行部門のうち、素材部門を中心とする主要物資について物量表を作成した。行部門内の各細品目の価格水準が大きく異なるもの及び細品目の推計に用いられた数量単位が複

<第6-4図 取引基本表と物量表との関係>

① 生産者価格評価表 (ひな型)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	国内生産額
A
B	600 (40×15)	150 (10×15)	500 (25×20)	250 (10×25)	120 (4×30)	180 (9×20)	100 (5×20)	1900
C
D
粗付加価値				
国内生産額	...	1900				

(注) () 内は、(数量×単価)である。物量表は、この数量の部分を取り出して一覧表にしたものである。

② 物 量 表 (ひな型)

		A	B	C	D	消費	投資	輸出	合計	
主 要 財 貨	A {	数量(単位)	
		金額(百万円)	
	B {	数量(単位)	40	10	25	10	4	9	5	103
		金額(百万円)	600	150	500	250	120	180	100	1900
	C {	数量(単位)
		金額(百万円)
	⋮									

数にわたるものについては、今回は作成対象としていない。

イ. 物量表は、基本的には産出先別の取引単価を推計し、これを用いて産出先別の取引数量を計算(取引金額/取引単価)することにより作成されるが、昭和60年表においては、前述した作成上の限界にかんがみ、次により作成した。

- ① 輸入品と国産品を区別して産出先別取引数量を推計した。
- ② まず、輸入品について行部門別の平均単価を計算し、輸入額を数量に変換した。次に、それを産出表の輸入品投入情報に基づき各列部門に配分した。

③ 国産品については、まず、輸出品に関する行部門別の平均単価を計算して、輸出額を数量に変換し、次に、部門別品目別国内生産額表から求めた行部門別国内生産数量から輸出数量を差し引くことによって、国内生産品の行部門別国内供給数量を推計した。次に、それを産出表の国内品投入情報に基づき各列部門に配分した。

④ ②と③を加え、物量表を作成した。

したがって、輸入品と国産品の単価の差異は反映されているが、個々の商品の需要先の違いによる単価の差異は反映されていない。

ウ. 以上のように、物量表の推計が特定の部門に限定されていること及び推計方法にも限界があることから、昭和60年表においては、これを「試算表」と位置づけることにした。

したがって、その限界をふまえて利用する必要がある。

5. 雇用表 (生産活動部門別従業者内訳表)

(1) 雇用表の概念

「雇用表」は、産業連関表の対象となった1年間の生産活動のために各部門が投入した労働の量を、雇用者数、有給役員数、個人業主数及び家族従業者数に分けて表示したものである。したがって、雇用表の部門分類も取引基本表と同様に、アクティビティに基づく分類となっている。

なお、雇用者及び有給役員所得は、取引基本表の「雇用者所得」に対応し、個人業主及び家族従業者の所得は「営業余剰」に含まれている。

この雇用表からは、投入係数、生産誘発係数等に対応する労働投入係数、労働誘発係数等が計算される。労働投入係数は、単位生産額当たり直接に必要な労働量を示すものであり、一般的には労働生産性の逆数に相当するものである。労働誘発係数は、最終需要が1単位増加したとき、直接・間接に誘発される財貨・サービスの生産のために各部門別の労働量がどれだけ必要になるかを示すものである。

これらの係数を用いることにより、最終需要の変化がもたらす雇用需要への波及過程と雇用需要の給量を把握することができるため、労働力流動や就業構造の分析、経済変動の雇用面への影響に関する分析、更には雇用需要の将来予測等が可能となる。

(2) 雇用表の作成方法

雇用表における「有給役員数」及び「雇用者数」は、

< 第 6 - 5 図 取引基本表と雇用表との関係 >

	A	B	C	D	...	最終需要	国内生産額
A							
B							
C							
D							
⋮							
粗付加価値	雇用者所得						
	営業余剰						
国内生産額							

	A	B	C	D	...	
従業上の地位別従業者	従業者総数					合計
	有給役員数					
	常用雇用者数					
	臨時・日雇雇用者数					
	個人業主数					
	家族従業者数					

(注) 個人業主の所得は、営業余剰の一部を占めるにすぎないため、また、家族従業者は原則とし無給であるため、それぞれの人数は、粗付加価値額とは無関係に推計される。

(注) 実際の雇用表は表頭と表側とが入れ換えとなっている。(第6-6図参照)

取引基本表の粗付加価値部門の「雇用者所得」の推計の基礎となるものであり、主として事業所統計や工業統計表などの需要側の資料に基づいて、取引基本表の列部門別に推計されている。これらの資料による推計が困難な農林水産業部門については国勢調査等が、また、公務及び国・公営企業部門についてはそれぞれの決算書等の資料が利用されている(推計方法の詳細については第4章第3節の「粗付加価値」の項参照)。

個人業主数及び家族従業者数については、原則として国勢調査及び就業構造基本調査の結果に基づいて推計されている。

6. 雇用マトリックス(生産活動部門別職業別雇用者数表)

(1) 雇用マトリックスの概念

雇用マトリックスは、前記の雇用表から得られた生産活動部門別の有給役員及び雇用者について、これを、更に職業別に示したものである。雇用マトリックスからは、雇用者数を職業別に、かつ、生産活動と関連づけて読み取ることができる。更に、職業誘発係数を計算することにより、経済構造の変動等に伴い、どのような職業の雇用者が、どれだけ必要となるかなどの分析を行うことができる。

(2) 雇用マトリックスの作成方法

ア. 雇用マトリックスの作成に関しては、まず、国勢調査結果から産業別の職業構成比が求められる。次いで、この場合の「産業」が、産業連関表の「部門」とは概念が異なるため、これを産業連関表の統合中分類(84部門)の部門の概念に変換し、それに対応した職業構成比が計算される。

(注) 国勢調査結果の「産業」は、『事業所』を単位として分類されたものである。これに対して産業連関表の「部門」は、財貨・サービスの種類による『生産活動単位』となっており、国勢調査における事業所ベースの「産業」とは異なっている。

イ. 次に産業連関表の84部門別に変換・計算された職業構成比に、雇用表から得られた部門別の雇用者数(有給役員を除く。)を乗じて、84部門(ただし、「自家輸送」、「事務用品」が除かれているので、実際は、82部門である。)別の職業別雇用者数が計算される。
ウ. 最後に、雇用表から得られた有給役員の数字を、そのまま「会社・団体等の役員」として計上し、「雇用マトリックス」の完成となる。

<第6-6図 雇用表と雇用マトリックスとの関係>

① 雇用表

		従業者総数	個人業主	家族従業者	有給役員・雇用者	有給役員	雇用者	常雇	臨時・日雇	雇用者の雇用者所得一人当たり有給役員・	一雇用人当たり賃金額
生産活動部門	A B C D ……										
計											

(注) 生産活動部門別の有給役員及び雇用者を職業別に分解したものが「雇用マトリックス」である。

② 雇用マトリックス

		職業	
生産活動部門	A B C D ……		
計			

(注) 「職業」は、「分類不能」を含めて287職種に分類されている。

生産活動部門は、統合中分類の84部門（実際には「自家輸送」、及び「事務用品」を除く82部門）である。

7. 固定資本マトリックス

(1) 固定資本マトリックスの概念

産業連関表における「国内総固定資本形成」は、基本的には、耐用年数が1年以上で単価が10万円以上の建築物、機械、装置等の再生産可能な資本財の取引額、並びに資本用役を提供する家畜及び果樹等の生長増加をその内容としている。（詳細は第3章第2節の「最終需要」の項参照）

取引基本表においては、このような固定資本形成の取扱いに関しては、最終需要部門に「国内総固定資本形成(公的)」及び「国内総固定資本形成(民間)」として、資本財別の総額がベクトルで計上されているだけであり、どの部門でどれだけ資本形成が行われたのかは示されていない。

固定資本マトリックスは、取引基本表を補完するものであり、上図に示したように、投資主体(公的・民間)別に、どの列部門(「資本形成部門」という。)が、どのような資本財を、どれだけ購入(資本形成)したのかを明らかにしたものである。これにより、各列部門における資本形成額を内生変数として扱う動学的な産業連関分析や資本形成を含めた費用分析等が可能となる。

固定資本マトリックスの表頭の資本形成部門は、原則として統合中分類(84部門)を基礎として設定されているが、固定資本形成の中には、住宅、一般道路、公園のようにある特定の部門の生産活動のための資本形成として格付けることが困難な資本がある。これらを統合中分類に相当する「その他」部門として設定している。その細分類及び範囲は第6-2表のとおりである。

(2) 固定資本マトリックスの作成方法

固定資本マトリックスは、まず、公的資本及び民間資

<6-2表 「その他」部門の細分類・範囲>

分類名	範囲
道路	一般道路(国道・地方道)、一般街路の新設・維持及び補修、市街地再開発事業、土地区画整理事業(日本道路公団等の有料道路は「その他の運輸付帯サービス」)
住宅	家計用住宅(公営・公庫及び公団等により分譲された住宅を含む。)(賃貸住宅並びに政府及び産業の給与住宅は不動産業の「住宅賃貸料」)
環境衛生	都市公園・緑地保全・下水道・終末処理施設(上・工業用水道施設は「水道・廃棄物処理」)
国土保全	治山(国有林野事業)・治水(河川改修、河川総合開発及び砂防)・海岸整備・災害復旧事業
土地造成	宅地造成・工業用地造成・干拓

本のそれぞれについて、資本財機器産業別需要構造調査、機械受注統計、工業統計、建築着工統計などの資料に基づき、資本財ごとに産出先（資本形成部門）の内訳を推計し、これに投入部門側からの個別的な情報に基づき、必要な補正を加えることによって作成されている。

なお、物品賃貸業に係わる資本財について、そのすべてを所有者主義により推計しているため、利用上注意する必要がある。

<第6-7図 取引基本表と固定資本マトリックスとの関係>

① 取引基本表

	A	B	C	国内総消費	国内総形成(公的)	国内総形成(民間)	輸出	国内生産額
A										
B	200	500			
C										
...										
粗付加価値										
国内生産額										

(注) 最終需要欄に一括計上された固定資本形成を、産出先の部門に振り分けて一覧表にしたものが「固定資本マトリックス」である。

② 固定資本マトリックス

資本形成部門 資本財部門	A	B	C	...	道路	住宅	...	計
A { 公的資本 民間資本								
B { 公的資本 民間資本	50	200	100		100	50	150	200 500
C { 公的資本 民間資本								
...								
計 { 公的資本 民間資本								

(注) 実際には、投資主体別に「公的資本」、「民間資本」及び「公的資本+民間資本」の3種類の表が作成されている。

8. 産業別商品産出構成表 (V表)

(1) 産業別商品産出構成表の概念

産業連関表（取引基本表）の内生部門を構成する各部門分類は、原則として財貨・サービス及びそれを生産する生産活動単位によって行われている。いわゆるアクティビティベースの分類であり、商品分類（商品×商品）に近い概念により設定されている。

このことは、複数の種類の財貨・サービスを生産している事業所を例にとると、通常の実業所を単位とする統計では、その主たる財貨・サービスの種類によって事業所ごとに分類が決められるのに対して、産業連関表（取引基本表）の場合には、同一事業所の生産活動であってもそれぞれの財貨・サービスの種類に応じて、該当する複数の部門に格付けされることを意味する。

産業別商品産出構成表（以下「V表」という。）は、各産業（事業所）が、屑及び副産物を含めてどのような財貨・サービスをどれだけ生産したかを示すものであり、表の構成は、表側が産業、表頭が商品のマトリックス表示（産業×商品）となっている。

つまり、表側は事業所を単位とする産業分類であり、表頭は、財貨・サービスの種類による商品分類である。

なお、国際連合で提案された新SNAでは、このV表及び産業別商品投入表(U表)の両表から生産技術に関する一定の仮定を置いて、間接的に商品×商品の産業連関表を導出することとしており、欧米においては、この方法を採用している国がほとんどである。

(2) 産業別商品産出構成表の作成方法

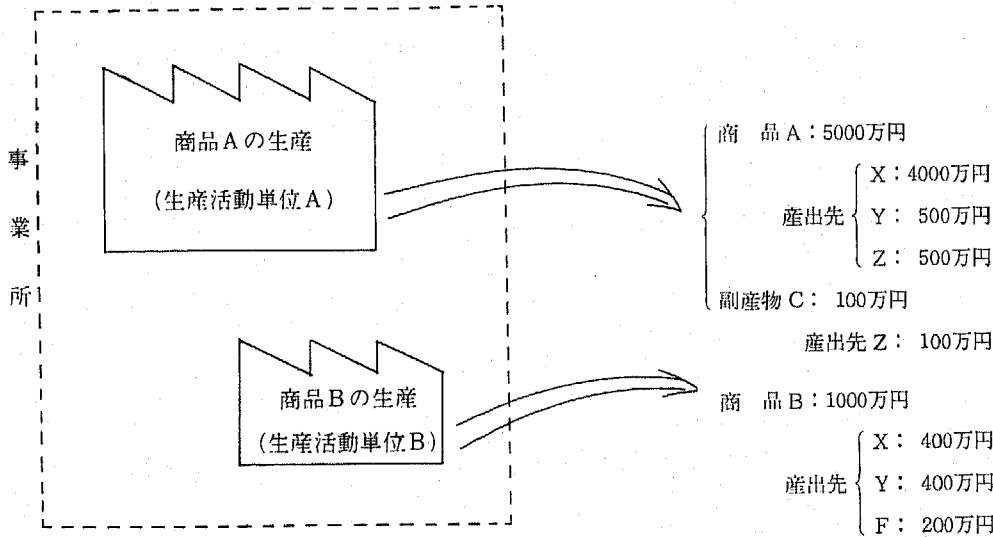
V表の作成に関しては、まず、製造業部門については、工業統計表により産業別・品目別出荷額がとらえられているので、これをV表の部門分類に合わせて組替集計を行うことによって必要な計数を求める。

その他の部門についても、可能な限り各種の統計資料等を利用して推計する。

なお、取引基本表では、原則として屑及び副産物は国内生産額に計上されていないが、V表では、これらを含めて作成されている。この結果、商品別の合計値（商品別産出額）は、取引基本表の「CT+屑・副産物発生」の計と一致する。

(注) V表の作成に当たって、その推計基礎資料が全体的に不備であり、特に、財貨産業×サービス商品、サービス産業×サービス商品の推計については必ずしも十分でないため、利用上注意を要する。

<第6-8図 事業所と生産活動単位>



(説明) この事業所は、産業分類では、その主たる商品Aにより「A産業」に格付けされ、事業所の生産額は6100万円となるが、産業連関表の部門分類では「商品A」及び「商品B」にそれぞれ格付けされ、その生産額は、それぞれA部門が5000万円、B部門が1000万円となる。副産物Cは、取引基本表がマイナス投入方式により作成されるため、国内生産額としては計上されない。

<第6-9図 取引基本表と産業別商品産出構成表との関係>

① 取引基本表 単位：万円

	中間需要						最終需要	国内生産内額	
	A	B	C	X	Y	Z	F		
中間投入	A	0	0	0	4000	500	500	0	5000
	B	0	0	0	400	400	0	200	1000
	C	-100	0	0	0	0	100	0	0
	X
	Y
	Z
粗付加価値
国内生産額	5000	1000

(注) 第6-8図の計数が用いられている。

② 産業別商品産出構成表 (V表) 単位：万円

		財貨・サービス						計
		A	B	C	X	Y	Z	
産業	A	5000	1000	100	0	0	0	6100
	B	0	0	0
	C	0	0	0
	X
	Y
	Z
	計	5000	1000	100

- (注) 1. 表側の産業は、原則として、統合中分類 (84部門) に対応する形で設定されているが、一部分析上及び作表上の要請により、統合小分類に対応させている部門がある。
2. 産業は、活動主体分類によって、①産業②政府サービス生産者及び③対家計民間非営利サービス生産者に区分されている。
3. 表頭の財貨・サービスは、表側の産業と1対1で対応する形で設定されている。したがって、V表は正方行列のマトリックス表示となっている。

9. 自家輸送マトリックス

(1) 自家輸送マトリックスの概念

自家輸送、すなわち、自家用旅客自動車輸送及び自家用貨物自動車輸送は、基本的には運輸部門に格付けされるべき性格のものであるが、投入された各種の経費を営業輸送と合わせて計上することとした場合には、異質の要素が混在し、運輸部門の投入構造の安定性が損なわれることとなる。このため、取引基本表では自家輸送に係る投入係数について、運輸部門とは別に仮設部門として「自家輸送」部門を設定し、これに要する財貨・サービスをすべて「自家輸送」部門にいったん産出させ、各列部門は行の自家輸送部門から一括して投入することとしている。

しかし、石油製品等の消費については、自家輸送のウェイトがかなり高いため、エネルギー政策等を立案する上では、自家輸送を含めどの部門でどのようなエネルギー関連製品がどれだけ消費されているかを明らかにすることが必要である。

このような要請に応えるため、自家用旅客自動車輸送及び自家用貨物自動車輸送について、その活動がそれぞれの部分で行われたものであるのか、また、その際の投入構造はどのようなものであったのかを分解して一覧表にしたのが自家輸送マトリックスであり、各列部門ごとに自家輸送のために用いた燃料のほか、支払った保険料その他の財貨・サービスの内訳が明らかにされている。

(2) 自家輸送マトリックスの作成方法

自家輸送マトリックスの作成は、取引基本表の作成と並行して進められるが、その概要は次のとおりとなっている。

① まず、各列部門が自家輸送活動に要した経費について、投入した財貨・サービス別にその額を推計する。

② 運輸省において、別途、(i)自家輸送部門から各列部門への産出額、すなわち各列部門がそれぞれの自家輸送活動のために投入した財貨・サービスの合計額と、(ii)自家輸送部門が各行部門から投入した各財貨・サービスの額を推計し、それぞれの部門との調整を行う。(これらの産出額及び投入額の推計方法については、第4章第1節の「運輸省担当部門」の項を参照されたい。)

③ 次に、②で各列部門別に求められた自家輸送部門の投入額を、統合中分類(84部門)程度に相当する産業別の車種別自動車保有台数及び車種別自動車1台当たり経費額等を用いて、各財貨・サービス別に分解し、①と調整した上で自家輸送マトリックスとしての計数を

を確定させる。

なお、最終的な取引基本表は、自家輸送に係る投入額について分解済の取引基本表から、このようにして確定された自家輸送マトリックスに係る計数を差し引き、自家輸送に係る各列部門の投入額の合計を自家輸送部門の行とし、各列部門が投入した自家輸送に係る財貨・サービス別の合計額を自家輸送部門の列とすることによって作成されている。

<第6-10図 取引基本表と自家輸送マトリックスとの関係>

① 取引基本表

	A	B	C	D	自家輸送	E	最終需要	国内生産額
A			(5)		20			
B			(20)		80			
C			(5)		30			
D			(0)		10			
自家輸送	20	40	30	50	0	10	150
E			0		10			
粗付加価値					0			
国内生産額					150			

(注) 取引基本表の行の自家輸送部門に一括計上された自家輸送に係る経費を各行部門別に分解することによって自家輸送マトリックスが作成される。

② 自家輸送マトリックス

	A	B	C	D	E	計
A	:	:	5	:	:	20
B	:	:	20	:	:	80
C	4	8	5	10	3	30
D	:	:	0	:	:	10
E	:	:	0	:	:	10
計	20	40	30	50	10	150